令和4年9月第5回人吉市議会定例会会議録(第1号)

令和4年9月6日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和4年9月6日 午前10時 開議

		14月子上9710日 1月110日 四時	
日程第1	会期の決定	Ē	
日程第2	2 会議録署名議員の指名		
日程第3	議第50号	令和4年度人吉市一般会計補正予算(第5号)	
日程第4	議第51号	令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)	
日程第5	議第52号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
日程第6	議第53号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
日程第7	議第54号	令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
日程第8	議第55号	令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)	
日程第9	議第56号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	
日程第10	議第57号	令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につい	
		て	
日程第11	議第58号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定	
		について	
日程第12	議第59号	人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定につ	
		いて	
日程第13	議第60号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に	
		ついて	
日程第14	議第61号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制	
		定について	
日程第15	議第62号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第16	議第63号	人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正す	
		る条例の制定について	
日程第17	議第64号	人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について	

日程第19 議第66号 財産の取得について

制定について

日程第20 議第67号 人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

日程第21 議第68号 川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議について

日程第18 議第65号 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3. 出席議員(17名)

太 君 松村 1番 2番 徳 川 禎 郁 君 池田芳隆君 3番 牛 塚 孝 浩 君 4番 5番 西 洋 子 君 6番 宮 原将志 君 8番 堅 一 高 瀬 君 9番 宮 﨑 保 君 10番 平田清吉 君 犬 童 利 夫 君 11番 12番 井 上 光 浩 君 豊 永貞夫君 13番 14番 福 屋法晴君 15番 本村令斗 君 16番 中 田 哲 君 17番 大塚則男 君 18番 西 信八郎 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松岡隼人君 副 市 長 迫 田 浩 君 典 教 育 長 志波 明君 総務部長 永 田 勝 巳 君 復興政策部長 雄 浦本 介君 復興政策部政策統括監 小 林 敏 郎 君 市民部長 丸 本 縁 君 健康福祉部長 渕 上 麻 美君 経 済 部 長 溝 口 尚 也 君 復興建設部長 瀬 上 雅 暁 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 次
 長
 菜
 原
 亨
 君

 庶
 務
 係
 長
 平
 山
 真理子
 君

 書
 記
 税
 所
 昭
 彦
 君

〇議長(西 信八郎君) おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本 日の会議は成立いたしました。

なお、執行部の服装につきましては、災害対策対応直後でありますので防災服での出席 を認めておりますので申し添えます。

また、本日は、議会事務局長が一身上の都合により出席できませんので、代わって議会 事務局次長が局長席に着きますのでよろしくお願いいたします。

これより令和4年9月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長(西 信八郎君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題とします。

本件については、去る8月30日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

14番。福屋法晴議員。

O14番(福屋法晴君) (登壇) おはようございます。

令和4年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月30日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。まず、会期につきましては、本日9月6日開会、明日7日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、復興のまちづくりに関する特別委員会、8日から12日まで休会、13日、14日一般質問、15日一般質問及び委員会付託、16日予算委員会、17日から19日まで休会、20日、21日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、22日午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、70日まで休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月9日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

また、議第50号令和4年度人吉市一般会計補正予算(第5号)につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) お諮りをいたします。会期については、ただいまの議会運営委員会 委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。署名議員に2番、徳川禎郁議員、3番、池田芳隆議員を指名いたします。

日程第3 議第50号から日程第21 議第68号まで

- 〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第3、議第50号から日程第21、議第68号までの19件を一 括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。
- **〇市長(松岡隼人君)** (登壇) 皆様、おはようございます。

令和4年9月第5回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年7月4日から2年を経た本年7月4日午前10時に、市内全域に追悼サイレンを吹鳴し、黙禱を行い、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしました。前日の3日、日曜日には、昨年に引き続き、県と市の共催による令和2年7月豪雨犠牲者追悼式をカルチャーパレスにて挙行いたしました。

式では、蒲島県知事が「誰一人取り残さない」という強い想いで復興に取り組む決意を述べられ、私も市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに傾注することをお誓い申し上げました。

遺族を代表して、紺屋町の店舗兼自宅で被災された永尾禎規さんがお言葉を述べられ、 御父上を助けられなかった無念さと、それでも人吉球磨全体が活性化するために微力ながら その一助になりたいという復興への想いを伝えられました。会場全体が悲しみを新たにする と同時に、この悲劇を乗り越えるべく、一人一人が復興への歩みを進めなければならないこ とを宣言いただいた想いがいたしました。この想いや市民の生命、身体を守り抜くという決 意を風化させることなく市全体で共有し、後世にも伝え続けていくことこそが、貴い犠牲に 対する鎮魂であり、今に生きる私たちの責務だと再確認をする式事でございました。 7月8日には安倍元首相が訪問先の奈良市で銃撃を受け死去されるという、国内外に衝撃を与える事件が発生をいたしました。突然の痛ましい暴挙に言葉もありませんが、令和2年7月豪雨災害発災直後に本市を御視察され、御見舞いをいただいた当時の安倍首相の在りし日のお姿や温かいお言葉を想い返し、感謝の気持ちと復興への決意を新たにいたしました。安倍元首相の御功績に敬意を表し、心からの御冥福をお祈り申し上げます。

昨今の社会情勢からも、子供たちに国家観や戦争の罪と平和の尊さを伝えていくことが 複雑な時代となりましたが、毎年、国を挙げて、さきの大戦での全戦没者に対し追悼の誠を 捧げ、平和を祈念し、加えて、本市は核兵器廃絶・平和都市宣言を行っている都市でもあり ます。21世紀は人権の時代だと言われて久しくもありますが、最大の人権侵害でもある戦争 や紛争、事件が未だに人類を苦しめています。今年は核兵器の使用をほのめかすかのような 国際紛争や、台湾有事を懸念する周辺情勢など、平和を揺るがすような出来事の連続に、8 月6日、9日の両原爆の日や77回目の終戦記念日8月15日を迎えるに当たり、例年以上に 様々な想いや多くの国家的な課題を我々に投げかけているという世相があります。今日の平 和と安寧を引き続き維持していくためには、我々はどのような責務を果たし、努力をしてい く必要があるのか問われている時代を迎えているものと、重く受け止めております。

元ベルギー首相で欧州連合(EU)初代大統領へルマン・ファンロンパイ氏は、俳人としてハイク・ヘルマンとも呼ばれていることを新聞報道等で知りました。2011年5月、ベルギー・ブリュッセルで開催された、当時の菅首相との会談後の共同記者会見で、東日本大震災に見舞われた日本を励ます俳句を披露されました。「The three disasters Storms turn into a soft wind A new, humane wind (嵐去り後に残るは優しき心)」と訳されています。地震、津波、原発事故と三重の被害に見舞われた日本も、必ず復興するとの想いで詠まれたということです。

本市も令和2年の豪雨ではこれまでに経験したことがないほど傷つき、あまりにたくさんのモノ、コトを失いました。そういう中でも、多くの被災者の皆様が「災害は言いようもなく辛かったが、それ以上に全国からの励ましや御支援、御協力が嬉しかった」とお話をされておりました。市も同様で、国や関係機関から多くの専門家や全国の自治体から多くの職員を派遣いただきました。また、厚志の自治体にふるさと納税の代理受領という支援も受けております。昨年から機会を捉え、これまで職員派遣等御支援をいただいた自治体にお伺いし御礼を申し上げてまいりましたが、7月29日の三重県鳥羽市を最後に、中村欣一郎市長に直接御礼を申し上げ、完了いたしました。災害後の優しき心に触れた自治体として、復興に向けて努力を重ね、多くの皆様の御支援に誠意と感謝をもって応えてまいりたいと存じます。

熊本県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、8月2日に熊本BA.5対策強 化宣言を行い、医療提供体制を守り、社会経済活動が継続できるよう県民の取組を求めてい ます。今年の夏の全国高等学校野球選手権大会でも、1回戦の8月9日、岐阜県代表の県立 岐阜商業高校が新型コロナウイルス集団感染の影響で、メンバー10人を入れ替えた急造チームで戦うという出来事がありました。ガイドラインの改正を経て実現したものですが、先発した山口恵悟君は先天性難聴のため、聾学校に通いながら野球を続けた努力家で、5 失点ながら全力の55球であったことや、試合には負けたが、コロナに立ち向かったもう一つの闘いが全国の球児の貴重な財産になったことが報道されておりました。対戦相手の兵庫県代表の社高校ナインも、自宅待機している選手の気持ちや相手チームの事情を思いやり、派手なガッツポーズは封印し、笑顔も慎んで臨んだことが賞賛されておりました。その甲子園で全国の頂点に立った仙台育英学園高校の須江航監督も、優勝スピーチで、「どんなときでも諦めないで走っていけたのは全ての高校生の努力の賜物。ただただ、最後、僕たちがここに立ったというだけなので、全国の高校生に拍手をしてもらえたらと思います」と、コロナ禍の中で野球に打ち込んだ全ての高校球児を労い、胸を打つ言葉で結ばれました。社会活動の多くが現在もコロナの影響を受けておりますが、行動制限の緩和など、コロナに負けない、あるいはコロナと共生する生き方や社会の在り方が前進しつつあり、さらなるニューノーマルな社会の構築による社会経済活動の正常化に、本市もより一層努めてまいりたいと存じます。

本市出身でタレントの内村光良さんが監督、脚本を手掛ける短編映画の撮影が、人吉球磨地域を舞台に行われました。今回の豪雨災害では御両親がお住まいの御自宅も被災をされており、発災後すぐに内村さん自身も人吉に入られたとのことですが、倒壊した家屋など、変わり果てたまちの姿に愕然とし、復旧を手伝うこともできず、いろんな思いがあったと、映画撮影時の記者会見で述べておられました。さらには、当時の想い、そして発災から1年、2年と時が移りゆく中で、ちょっとずつでも、このまちが変わっていっているのが嬉しく、でも同時に、まだ荒れ地や更地がたくさん残る現状を、映画を通してこの風景を残したいと思ったのが今回の撮影の出発点だったとも述べておられました。

現在、本市は、豪雨災害からの復興に向け、様々な皆様からの御支援、御協力を賜りながらまちづくりを進めています。このまちづくりの主人公はこの地にお住まいの皆様であることは論をまちませんが、内村さんをはじめ、日本全国の皆様に支えられて、本市の今があります。映画の公開は来年の春を予定されており、離れた地におられても内村さんの故郷を想う気持ちに応えられるよう、着実に復興の歩みを進めてまいりたいと存じます。

球磨川水系の治水対策関係でございますが、国及び熊本県において、去る7月1日、それぞれ管理区間ごとの球磨川水系河川整備計画案が公表されました。これは、球磨川における今後おおむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容が示されたもので、これまでの住民の皆様の御意見や、今年6月に開催された球磨川水系学識者懇談会での意見が反映されたものとなっています。本市としましても、球磨川流域の治水対策のさらなる推進に向け、国に対しては球磨川の良好な河川環境の保全や遊水地等の治水対策に関する住民への十分な説明などを、また、県に対しても市内を流れる全ての県管理の河川における土砂撤去の継続的な

実施や本市の内水対策と連携した整備などについて、それぞれ意見を述べたところです。このような経緯を踏まえ、球磨川水系では初めてとなる河川整備計画が、去る8月9日に策定されております。

昨今の気候変動による異常気象の多発化など、今後も起こるであろう我々の想定を超える自然災害の発生が危惧されております。今回の計画策定によって、球磨川流域の市町村が豪雨災害からの復興を目指すための大前提である球磨川の流域治水対策が着実に進むことを、市内の中心部を球磨川が貫流するこの人吉市の市長としても大きく期待をしております。同計画の基本理念に掲げる「緑の流域治水」による球磨川流域における「命と環境の両立」、「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」、「持続可能な発展」の実現に向け、本市としましても、国、県、関係機関、そして住民の皆様と共に、治水対策の推進に総力をもって取り組んでまいります。

復興まちづくり関係でございますが、復興まちづくり計画の基本方針に掲げる、復興に向けての3つの柱、「被災者のくらし再建とコミュニティの再生」、「力強い地域経済の再生」、「災害に負けないまちづくり」の実現に向けて、被害の大きかった重点地区など、市内それぞれの地区が抱える課題等を整理すると同時に、住民の皆様との対話を重ねる中で顕在化してきた生活再建や住まいの再建、農林業や商工業などのなりわい再建、道路や橋梁といった公共インフラの整備など、市の本格復興に向けた各種事業に鋭意取り組んでおります。そのような中、市内の各地域において住民の皆様からの御意見等を参考に、将来にわたる安心・安全な避難路の整備・強化を計画的に進めるための調査等を行うとともに、実施が可能な箇所については先行して事業に取り組んでいるところです。具体的には、球磨川左岸地区、温泉下林地区、中神地区につきまして、一部の避難路の現地調査や測量がほぼ完了し、現在、道路の線形や歩行者の導線等の検討を行っており、可能な限り早い時期に当該地区の皆様へ御説明できるよう準備を進めております。また、七日町の城見庭園につきましては、球磨川と人吉城跡を望む絶好のビュースポットであることなど、その立地環境を生かした場所として、被災した市内高等学校利用のカヌー艇庫の整備や、コミュニティ機能を有した緊急避難場所の設置など、今後の利活用についても検討を重ねてまいります。

本市が本格的復興を成し遂げ、発災前よりも住みよい、市民に愛されるまちを創ることが今後のまちづくりの最大の目標であり、市民の皆様をはじめ、国、県、関係機関等とも連携を図りながら、復興まちづくり計画の実現に向け、鋭意取り組んでまいります。

青井、中心市街地、両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、学識等経験者や権利者等で組織する「青井復興まちづくり推進委員会」をこれまで3回開催し、用地先行買収の申出状況や、戸別訪問で権利者の方々からいただいた土地利用等の御意向を踏まえ、道路・公園等の公共施設配置に係る試案を取りまとめたところです。去る8月26日には、この試案について住民説明会を開催し、参

加された方からまちなみ景観への配慮や排水対策など貴重な御意見をいただきました。このような御意見を参考としながら、引き続き熊本県と連携し、事業認可に向けて事業計画案を取りまとめてまいります。

一方、中心市街地地区におきましては、去る6月22日に開催された人吉市都市計画審議会を経て、6月30日に、紺屋町地区の約1.2~クタールについて土地区画整理事業による整備を実施していくため、施行区域の都市計画決定を行いました。また、8月20日には、区域内の権利者等の方々を対象に、用地先行買収の説明と山田川を含む今後の復興まちづくり事業に関する説明会を開催し、土地区画整理事業や河川整備をはじめ、今後のまちづくり全般に係る御意見等をいただいております。さらに、8月31日には「第1回中心市街地復興まちづくり推進委員会」を開催し、青井地区と同様に、道路等の公共施設配置や賑わい創出に関する取組等について、実現に向けた検討を開始したところです。

今後も、引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された 方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてま いります。

都市計画関係でございますが、国道445号については、復興まちづくり計画に基づき、青井地区の土地区画整理事業と合わせて、熊本県と共に、拡幅に伴う各種検討を進めているところです。

青井地区の将来像である、青井阿蘇神社を中心とした歴史文化・賑わいの形成の実現に向け、歩行空間や交差点を円滑に通過できる機能を確保するため、当該路線と交差する、県道人吉停車場線、市道青井相良線、市道下林南願成寺線の主要な3か所につきましても、都市計画道路の計画見直し等の検討を行っております。現在、関係機関と協議を進めており、協議が整い次第、県と連携し住民説明会を開催する予定としております。

今後も引き続き、安全で快適な市街地環境の形成を図るため、所管する市道下林南願成 寺線等の整備も併せて、県と連携し着実に進めてまいります。

大柿地区につきましては、住民の生命を守ること、また、早期の住まい再建や地区のコミュニティを維持していくためにも、地区全体で安全な場所に移転いただき、新たな場所で大柿集落を整備することが望ましいという考えのもと、住民の皆様などを対象とした懇談会の場や戸別訪問の場において、市の方針をお伝えしてまいりました。

被災された皆様の日常を取り戻すためにも、住まいの再建は一日も早く実現すべき本市の喫緊の課題であります。一方、流域治水対策の1つとして遊水地の計画も予定されていることから、大柿地区の皆様に対しましても、引き続き、住民一人一人のお考えをしっかりと確認しながら、早期の住まいの再建に向け、今後も丁寧な説明を心がけてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種関係でございますが、新規感染者が全国的に急増している状況から、ワクチンの4回目接種の対象者が、18歳以上59歳以下の医療機関・高齢者施

設等の従事者にも拡大されました。

ワクチン接種の状況でございますが、9月1日現在、2回目の接種を完了された方は2万6,600人、接種率は84.29%、3回目の接種を完了された方は2万3,697人、接種率は75.09%となっております。4回目の接種状況につきましては、国の接種率算定方法に準じまして、4回目接種完了者のうち、60歳以上の方は9,170人、接種率は65.71%となっております。

一方、厚生労働省厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会では、オミクロン株に対応したワクチン接種を、予防接種法に基づく予防接種として位置付けることを検討されており、今年の秋以降、2回目の接種を完了された方全員に対して接種を想定することが妥当であるとの見解が示されたため、本市におきましても、市内医療機関をはじめ、人吉市医師会や関係機関と連携し、安心・安全なワクチン接種体制の確保に努めてまいります。

今年の梅雨は、全国各地で大雨が降り続き、北陸や東北、北海道など各所で河川の氾濫や土砂災害を招いたことから、多数の貴い人命や住まいなどに甚大な被害が出ております。 これらの豪雨災害により被害を受けられました全ての皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

このように全国各地で自然災害が多発している中、本市においても令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえ、改めて全市的に防災に対する意識の醸成を図るとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためのハード整備と同時進行で、「逃げ遅れゼロ」を目指すためのソフト面の充実、体制整備を図っていく必要があります。

このような状況下、市として重点的に取り組んでおります防災対策関係でございますが、 災害発生時における避難行動を確認し、命を守る実働につなげていくための実践的な訓練の 場として、10月16日、人吉西小学校をメイン会場とし、人吉市総合防災訓練を実施いたしま す。

一昨年の豪雨災害と同規模の災害を想定し、過去の訓練時における課題や改善点等を踏まえながら、新たに今年5月から供用を開始した新市庁舎移転後の災害対策本部の運営体制構築等を含め、国、県、警察、消防、市消防団、各町内等の自主防災組織など関係機関との連携訓練を行うとともに、災害時要支援者の避難誘導、給水訓練、土のう作成後の水防工法の確認など災害発生時における実動訓練を行う予定としております。また、HASSENBA周辺や中央消防署においても、自衛隊、警察、消防、市消防団、医療機関、ラフティング協会、建設協会による土砂災害や浸水被害を想定した救助訓練を、併せて実施する予定です。

さらに、発災時においては、自助・互助・共助・公助を支える情報共有や、人や組織等の連携協力が重要となることから、今回は特に互助・共助という観点を重視し、西校区を中心に御協力いただき、福祉部門と町内の自主防災組織の連携による災害時要支援者等の避難行動訓練に取り組んでいただくこととしております。このような各地区での取組を関係の皆

様で共有し、ブラッシュアップしながら全市域に広げていくことで、誰一人取り残さない、 強固な防災体制の構築を目指してまいりたいと存じます。

消防団関係でございますが、第34回熊本県消防操法大会が、一昨日の9月4日、玉名市で開催され、本市代表として消防団第4方面隊第6分団第1部が出場いたしました。

令和2年の大会がコロナ禍の影響で中止となり、今回は4年振りの開催となりましたが、 同部の団員、そして現地に駆け付けた団長以下、本市消防団の皆様の力強い応援のもと、そ の気持ちに応えるかのように、出場した選手たちも消防団魂が十分に伝わる素晴らしい操法 を披露いたしました。その結果、準優勝という素晴らしい成績を収められたことは、豪雨災 害で被災した本市の市民に、復興に立ち上がる勇気と活力を与えてくれたものと存じます。

出場した選手をはじめ、練習、大会と、選手をサポートいただきました消防団員、後援会、地元町内会、事業所、人吉下球磨消防組合の皆様、そして団員の御家族の皆様、全ての関係の皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

令和2年7月豪雨災害に係る被災者の生活再建支援関係でございますが、被災者生活再建支援金の基礎支援金につきましては、今年8月3日をもって申請受付を終了いたしました。令和2年8月1日の受付開始からの申請件数は延べ2,289件、支給金額は、今後の支給見込みを含め15億7,037万5,000円となっております。

併せて、応急仮設住宅を利用されている被災世帯の方々が、熊本県内の民間賃貸住宅や 公営住宅を再建先として入居された場合に、球磨川流域復興基金交付金事業を活用した助成 を行っており、今年度450件を超える被災世帯に対しまして助成金をお支払いする予定とし ております。

なお、被災された世帯の応急住宅への入居状況につきましては、8月20日現在で、建設型応急住宅へ入居されている世帯が233世帯、退去された世帯が136世帯となっております。 賃貸型応急住宅につきましては、入居世帯が233世帯、退去世帯が302世帯となっており、市営単独住宅への一時入居につきましては、入居世帯が103世帯、退去世帯が52世帯となっております。

地域支え合いセンター関係でございますが、被災世帯の訪問支援等を継続して行っており、支援済み世帯の割合も、7月末日現在で76.5%に達しております。本市としましても、引き続き、生活や住まいの早期再建に向け、関係機関・団体と連携しながら、きめ細かな支援を継続してまいります。

建設型応急住宅の利活用につきましては、令和5年度に供与期間が終了いたしますが、 入居されている方の中には、住まいの再建先として引き続きの利用を希望される方がおられ ることから、今後、熊本県から167戸の譲渡を受け、市営単独住宅としての利活用を図るこ ととしております。譲渡後は、敷地の造成や住戸の利便性・耐久性の向上のための改修工事 を実施することとしており、今年度は、その前段階として敷地の測量や整備計画、改修計画 の検討、立地する民有地の用地買収に向けた交渉に着手しております。

一方、災害公営住宅関係でございますが、相良町に建設する買取型災害公営住宅整備事業に関しましては、既存建物等の解体撤去工事が完了いたしました。また、事業者による実施設計など必要な手続きも完了しており、現在、事業者との売買契約に向けて鋭意準備を進めております。

なお、今年1月から2月末にかけて実施した災害公営住宅の仮申込みでは175世帯から申込みをいただいており、相良町に建設する災害公営住宅だけでは希望される戸数を充足できないことから、新たに55戸の災害公営住宅を、土地建物提案型買取方式により東校区内に整備することとしております。

被災者の住まいの確保は早期の生活再建において特に重要なことから、本市としまして も、引き続き全力で取り組んでまいります。

中川原公園関係でございますが、大雨等により増水した川の水を安全に流下させるため、国により公園の地盤を下げる工事が行われます。実施時期は今月以降を予定されており、まずは、現地盤高より約2メートル掘り下げ、次に、大橋の橋脚の洗掘防止工事等を実施する計画となっております。その後、快適に散策できるような機能を残すための工事を市において実施することとしており、これまで同様、市民に愛され、球磨川に親しみをもっていただけるような水辺の環境を創出してまいりたいと存じます。今後も、国、県、関係機関との連携を図りながら、スピード感をもって同公園の復旧を進めてまいります。

市民の皆様への安定した水の供給と市水道事業の健全な運営等の指針として平成28年度に策定した人吉市水道ビジョンでございますが、6年ぶりの改定を行いました。将来にわたり懸念される給水人口及び給水収益の減少、水道施設の老朽化、自然災害の頻発・激甚化などの厳しい環境変化に対応すべく、令和4年度から13年度までの10年間を期間とし、「安心安全で安定的に供給する水道」「自然災害等に対応する強靭な水道」「時代環境変化に対応する持続可能な水道」を基本方針とした事業の構築に取り組んでまいります。

また、長期的な水道資産の効率的で安定的な管理を実現するためのアセットマネジメント計画を策定いたしましたので、水道ビジョンと合わせた指針として、健全な事業運営・経営の維持を引き続き目指してまいります。

下水道関係でございますが、令和2年7月豪雨で被災した人吉浄水苑をはじめ、汚水中継ポンプ場4か所、雨水ポンプ場2か所の7施設の土木建築設備工事につきましては、コロナ禍の影響等により遅れが生じておりましたが、このたび準備が整い、今年度中に工事が完了する見込みです。下水道施設は、都市の社会インフラとして市民の生活環境に大きな影響を及ぼすことから、早期の工事完了を目指してまいります。

水道料及び下水道使用料関係でございますが、コロナ禍において物価高騰の影響を受けている全ての市民や事業者の皆様に対し、今年11月請求分から3か月間、基本料金等の減免

措置を実施したいと考えております。

また、上水道及び下水道を利用されていない市民や事業者の皆様に対しましても同様に 支援を行うこととしており、水道料及び下水道使用料の基本料金3か月相当額の補助を実施 してまいりたいと存じます。

農地・農業用施設の災害復旧関係でございますが、令和2年7月豪雨により被災した農地104~クタールと農業用施設137件の発注を全て完了いたしました。このような中、既に復旧が完了している中神地区や大柿・小柿地区などでは営農を再開される農家もあり、収穫に向けた作業を行われるなど、発災前の姿に徐々に戻りつつあります。その他の地区につきましても、引き続き早期の復旧に努めてまいります。

林道災害復旧関係でございますが、繰越工事を含めた令和3年度事業の6路線10か所は 復旧を完了し、今年度に実施する林道照岳線など7路線12か所につきましても、全て工事の 手続きに入るなど鋭意復旧工事を進めております。

また、民有林の放置林対策につきましては、昨年度実施した所有者に対する意向調査の結果、回答いただいた方の約6割に当たる31名の方が市への管理委託を希望されております。 放置林の問題は今後の治山対策等にも大きく影響し、さらには本市を代表する産業の1つである林業の振興にも大きく結びつく問題であります。このようなことからも、今後も関係の皆様と協働・連携し、経営管理権集積計画を定めるなど、放置林対策を進めてまいります。

森林管理関係でございますが、現在、二酸化炭素等の温室効果ガス削減に向けた取組の 1つとして、その排出削減の取組や森林管理等による吸収量を、国がクレジットとして認証 する「Jクレジット制度」の活用が進められています。

昨今の気候変動による自然災害の頻発など、地球規模での環境悪化が懸念されている中、 一昨年の豪雨災害を経験した本市においても、今年3月、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、自然環境等に配慮した活動を行っていくこととしております。本市は市域を取り囲む豊かな森林資源を持つことから、間伐などの施業による温室効果ガス吸収量を同制度のクレジットとして活用するなど、森林の多面的機能の維持や放置林対策等、今後も適切な森林管理に努めてまいりたいと存じます。

農業関係でございますが、永野地区において行われてきた中山間地域等直接支払事業の 取組に向けた協議がまとまり、去る6月30日、永野集落協定推進の会が設立されました。

同会におかれては、今後、地域内農地の生産体制の充実や、農道・水路等の維持管理など、当該地域が一体となった取組を進めていかれることから、本市としましても、既に本事業に取り組んでおられる大畑麓地区など市内4地区と同様、中山間地域ならではの魅力を生かした農業生産活動等について、国、県、関係機関と連携し支援してまいります。

全国的な問題として、新型コロナウイルス感染症の蔓延や世界情勢の変化等の影響により、牛などの餌に使用する飼料や農業機械・施設園芸栽培などで使用する燃料等の価格が高

騰し、農家の生産経費の高止まりが続いております。このような状況下、経営農家の維持・安定を図るため、国、県においても様々な支援を行われているところです。農家の健全な経営を守ることは本市の農業施策を展開する上でも非常に重要であることから、本市といたしましても、畜産農家、耕種農家に対し、経費の一部を助成する独自の支援策を実施してまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、コロナ禍の影響を受けた事業の継続、回復を支援するための、国の事業復活支援金、または県の事業復活おうえん給付金(豪雨型)の給付を受けられた市内の事業者を対象に、本市独自の追加支援策である「事業復活支援給付金」事業を実施したいと考えております。この事業は、コロナ禍に加え、昨今の世界情勢を踏まえた原油や物価の高騰による売上減少など、様々な影響を受けている市内事業者の経営の安定、並びに持続的発展を目的に支援するものであり、商工業や観光業など本市の基幹産業を守っていくためにも、今後も、国、県、関係機関と連携し、最善の策を講じてまいりたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、去る6月29日、上益城郡山都町に本社を置くヒノキ専門の製材業、ランバーやまと協業組合(現在は株式会社ランバーやまと)と、人吉中核工業用地への施設の進出に関する協定を締結いたしました。同社は、ヒノキ専門の製材業としては県内上位に位置する企業であり、人吉球磨地域のヒノキの原木を自社工場で加工後、県内をはじめ全国に向けて出荷されるなど、これまでも本地域との結びつきが強い企業でもあります。

本市の森林における主要な樹種であり、また、資源としても豊富なヒノキを活用した本地域産材のブランド化や新産業創出などの波及効果、そして新たな雇用の場の創出も見込まれることから、本市としましても、林業従事者をはじめとした関係の皆様と連携し、同社の事業展開を支援してまいります。

また、去る7月26日、大阪のIT企業である株式会社エービーケーエスエスと、サポートセンターの進出に係る協定を締結いたしました。同社は、今後、コールセンター運営やICTサポート業務などの事業を展開されますが、今回の進出が、本地域におけるしごとの創出、地域雇用の創出につながっていくことを本市としても大きく期待をいたしております。

観光関係でございますが、令和2年7月豪雨災害発災以降運休しておりました球磨川くだり株式会社の川下り事業が、去る7月23日、「清流復興コース」として2年振りに運航を再開いたしました。同コースは、発船場から相良町のくまりば直下まで約2.5キロの新ルートとして航路を設定したもので、球磨川を含めた人吉のまち全体が、徐々にではありますが豪雨災害発災前の日常の風景を取り戻しつつあることを、川を下る木造船の情緒ある風情と乗船客の笑顔に接し、改めて実感したところです。航路の延長など、従前の形による川下り事業の再興には今しばらくの期間を要しますが、本市としましても、市の貴重な観光資源の1つである球磨川くだりの新たな門出を観光復活の契機とし、本市観光の牽引力となるべく、

今後も支援を継続してまいりたいと存じます。

今年4月1日に、本市全域が過疎地域に指定されたことに伴い、現在、人吉市過疎地域 持続的発展計画の策定を進めております。同計画は、期間を令和4年度から令和7年度まで の4年間とし、持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力のさらなる向上に向 け、移住定住・地域間交流の促進、人材育成など、本市の現状と問題点を踏まえた対策等を 行うこととしております。

全国的にも人口減少、高齢化の進展、各種産業の衰退など、地方を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、そのことは本市においても同様であります。しかしながら、その現状から目を背けることなく、過疎地域指定に至った要因等をしっかりと分析し、私を含めた市民一人一人が、復興まちづくりをはじめとした地域を活性化させるための活動に取り組んでいくことが、将来の過疎地域脱却といった結果につながっていくものと考えます。

私たちの子や孫など次世代を生きる人々に、人吉に生まれてよかった、人吉に住んでよかったと思われるまちの創造を目指し、今後も永続的かつ魅力のあるまちづくりに取り組んでまいります。

マイナンバーカード関係でございますが、今年6月30日から、マイナンバーカードの取得促進と、マイナポイントを活用した国の消費活性化策の第2弾として健康保険証利用登録及び公金振込口座登録によるポイントの付与が行われております。

本市におきましても、マイナンバーカードの普及をより一層進めていくという観点から、 平日に来庁できない皆様に対し、日曜開庁を実施して対応しております。また、市内の事業 所や町内会等へのマイナンバーカード出張申請サポートを行うなど、同カードの取得促進に 取り組んでまいります。

学校教育関係でございますが、来る10月20日、ここ市議会本会議場におきまして、各学校から選出された市内中学3年生による子ども議会を開催いたします。

復興のさなかにある本市にとりまして、次世代を担う子供たちは希望の光であり、地域の宝であります。その子供たちが元気で健やかに成長していくための環境を整えていくことは、どの時代にあっても、現代を生きる私たち大人の責務であると考えます。この子ども議会を通じて、どうしたら本市を発災前より良いまち、暮らしやすいまちにできるのか、子供たちの真摯な意見、考えと向き合うことで、今後の市の施策に可能な限り反映させてまいりたいと存じます。そして、20年後、30年後に、この子供たちが人吉に住んでよかったと思えるまちを、共に考え創り上げてまいりたいと存じます。

人吉城歴史館関係でございますが、豪雨災害で被災した同施設の今後の方向性につきまして、現在、有識者会議の開催や関連団体等との意見交換を重ねております。この会議等の場において、歴史館建設の経緯や人吉城跡のガイダンス施設としての機能など施設が持つ拠点性等を踏まえながら、原形復旧、移転新築、解体など、あらゆる方向性について議論をい

ただいており、参加者からは現地での原形復旧を望む声など、様々な御意見を頂戴しているところです。球磨川本川に隣接するなど様々な課題もございますが、観光都市人吉を代表する拠点の1つでもございますので、今後も関係団体との意見交換などを重ねながら、できる限り早い時期に施設の方向性を決定してまいりたいと存じます。

「待ち受けし 花火の空の 響きあふ」とは、本県出身であり昭和を代表する女流俳人、中村汀女の句ですが、8月15日のお盆に開催された人吉花火大会は、汀女が詠んだ句の如く、盛夏の空に高々と、色とりどりの大輪の花を咲かせてくれました。我々人吉市民をはじめ、多くの方が待ち望んだ夏の恒例行事であり、また、実に3年振りとなる有観客での開催で、家族や友人、市外から帰省された方々など、会場には多くの観客が訪れ、漆黒の夜空に次々と打ち上がる花火を堪能されたことは市長として誠に感慨深いものであり、様々な制限がある中で開催に御尽力いただきました全ての関係の皆様に心から感謝申し上げます。さきには球磨川くだりも運航を再開し、コロナ禍、そして豪雨災害からの本格復興を掲げる本市にとりましても、また市民の皆様にとりましても本市復興の希望の光として心に焼き付いた出来事となったものと存じます。来年以降も、この花火が多くの皆様と共に観覧できることを心から願っております。

引き続き、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第50号令和4年度人吉市一般会計補正予算案(第5号)は、東校区に建設予定の買い取り方式によります災害公営住宅整備事業(その2)に伴う公有財産購入費につきまして、継続費の設定を行うものです。

議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算案(第6号)は、歳入では、国・県の補助事業の内示・申請などに伴う追加などを、歳出では、人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業や、避難路整備等に係る都市防災総合推進事業などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ8億2,223万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213億7,351万7,000円とするものです。

議第52号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第1号)は、前年度 繰越金のほか、診療報酬精算金などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億1,233 万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,907万6,000円とするものです。

議第53号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)は、前年度繰越金のほか、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算、前年度繰入金の精算などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,400万2,000円とするものです。

議第54号令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算案(第1号)は、過年度分低所得 者保険料軽減繰入金、前年度繰越金のほか、介護給付費準備基金への積立金、介護給付費負 担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3億1,321万6,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,906万9,000円とするものです。

議第55号令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算案(第1号)は、人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対応に伴う水道料金の減免や一般会計繰入金の増額等の補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、収入の営業収益を4,558万3,000円減額し、営業外収益を4,625万9,000円増額するもので、収入予算総額を5億3,524万1,000円とするものです。支出につきましては、営業費用を475万1,000円減額し、支出予算総額を4億8,676万8,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を124万5,000円増額し、支出予算総額を3億8,485万8,000円とするものです。

議第56号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)は、人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対応に伴う下水道使用料の減免や一般会計繰入金の増額等の補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、収入の営業収益を5,940万円減額し、営業外収益を同額増額するもので、収入予算総額に変更はございません。支出につきましては、営業費用を319万2,000円減額し、支出予算総額を10億4,575万4,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を561万円増額し、支出予算総額を6億8,408万2,000円とするものです。

議第57号令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第58号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第59号人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、条例の全部を改正するものです。

議第60号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員 に準じ、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置を講ずるため、条例の一部を改正 するものです。

議第61号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されたことに準じて条例の一部を改正するものです。

議第62号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例案は、体育施設の一部を廃止するた

め条例の一部を改正するものです。

議第63号人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例案は、あらゆる差別をなくし人権を守るための市の施策等を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議第64号人吉市農村公園条例の一部を改正する条例案は、農村公園施設の一部を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議第65号人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例案は、土地 区画整理法第52条第1項の規定により、人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整 理事業の施行規程を定める必要があるため、同法第53条第1項の規定により条例を制定する ものです。

議第66号財産の取得についての案件は、防災ラジオの購入について、予定価格が2,000万円以上となるため、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第67号人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについての案件は、計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第68号川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議についての案件は、 事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第 252条の2の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。 〇議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

- 〇議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。
- 〇総務部長(永田勝巳君) (登壇) 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第50号令和4年度人吉市一般会計補正予算案(第5号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書1ページをお願いいたします。第1条の継続費の補正は、第1表継続費 補正により御説明いたします。

2ページをお願いいたします。第1表継続費補正でございます。8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業(その2)は、東校区に建設予定の買い取り方式によります災害

公営住宅整備事業につきまして、事業期間が2か年を要しますことから継続費を設定するものでございます。事業費総額を18億1,300万円とし、令和4年度から令和5年度まで、それぞれ年割額を定めるものでございます。

以上で、議第50号令和4年度人吉市一般会計補正予算案(第5号)につきまして補足説明を終わります。

続きまして、議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算案(第6号)についての補足 説明でございます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正につきましては、追加が4件 でございます。

第2次庁舎サーバー機器導入事業と、1つ飛びまして、体育施設指定管理料、その下の 給食調理業務委託料の3件は、今年度で現在の事業契約期間が終了しますことから、令和5 年度以降の事業実施に向け、年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為の設 定をお願いするものでございます。

図書館管理システムリース料(増設分)は、施設の増床に伴いシステム機器を増設する 必要がありますことから、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正につきましては、追加が5件、変更が3件でございます。

まず、追加でございます。農業農村整備事業債は、団体営事業赤池水無地区頭首工ゲート設置工事に対する起債でございまして、充当率75%の420万円を計上いたしております。 国営事業負担金債は、国営川辺川総合土地改良事業負担金に対する起債でございまして、充当率90%の590万円を計上いたしております。緊急自然災害防止対策事業債は、井ノロ町地区の単県急傾斜地崩壊対策事業負担金に対する起債でございまして、充当率100%の160万円を計上しております。河川等整備事業債は、椿谷川河川改修測量設計業務委託料に対する起債でございまして、充当率90%の560万円を計上しております。現年発生単独災害復旧事業債は、林道萩の迫線災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率65%の270万円を計上しております。

次に、変更でございます。地方道路等整備事業債から過年発生単独災害復旧事業債まで の3件は、事業費の追加に伴い限度額を変更するものでございます。

予算書は8ページをお願いいたします。歳入でございます。10款、1項、1目地方特例 交付金294万3,000円の増額補正と、その下の、11款、1項、1目地方交付税1億1,447万 6,000円の増額補正は、いずれも交付額の決定によるものでございます。15款国庫支出金、 1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金7,070万円の増額補正は、新型コロナウイルスワク チン接種対策費国庫負担金の増でございます。

9ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億1,322万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やマイナンバーカード交付事務補助金の増でございます。4目土木費国庫補助金7,560万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金及び防災集団移転促進事業費補助金の内示等に伴う増でございます。

10ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金5,904万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の増でございます。2目民生費県補助金3,977万1,000円の増額補正は、住まい再建支援などに係る球磨川流域復興基金交付金の増でございます。

11ページをお願いいたします。下のほうになります。18款、1項寄附金、5目教育費寄附金100万円の増額補正は、奨学基金に対する寄附金でございます。

次に、13ページをお願いいたします。中ほどになります。20款繰越金に前年度繰越金2,417万8,000円を増額いたしております。その下、21款諸収入、4項、2目雑入474万7,000円の増額補正は、1節総務費雑入の地域コミュニティ活動推進交付金返還金175万2,000円の増や、7節土木費雑入で一般廃棄物処理施設周辺整備事業負担金400万円の増などでございます。

14ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。歳出でございます。各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございまして、説明は省略をさせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,482万4,000円の増額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、くま川鉄道の令和3年度経常損失の補填に係るくま川鉄道経営安定化補助金の増や、物価等高騰の影響を受けている地域公共交通事業者を支援するための地域公共交通事業者支援金の増などでございます。7目企画費4,540万円の増額補正は、12節委託料で、麓老神地区の復興まちづくりを支援する復興まちづくり事業推進業務委託料や、城見庭園利活用調査検討業務委託料、大柿地区移転団地整備等調査設計業務委託料の増でございます。

19ページをお願いいたします。 3 款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5,711 万5,000円の増額補正は、20ページの18節負担金、補助及び交付金の給付金で、応急仮設住 宅等からの転居に伴います住まい再建支援金の増などでございます。

22ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費4,262 万3,000円の増額補正は、27節繰出金で、コロナ禍におきまして原油価格や物価高騰の影響 を受けている市民、事業者の負担軽減を図るため、水道料金の一部を減免するものでござい まして、減免影響額を一般会計から水道事業特別会計へ繰り出すものなどでございます。 2 目予防費9,116万9,000円の増額補正は、次のページになりまして、12節委託料で、新型コロナウイルスワクチンの5回目接種等に係る個別接種委託料や、ワクチン配送業務委託料の増などでございます。

次に、24ページをお願いいたします。 2 項清掃費、1 目清掃総務費361万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、浄化槽設置整備事業補助金や、コロナ禍における物価高騰の支援策としまして、し尿汲み取りや浄化槽を使用している方に対しし尿汲み取り料金や浄化槽管理料の一部を補助する補助金などでございます。

25ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費3,368万 8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、中山間農業モデル地区支 援事業補助金の減や、次のページの上段の、飼料・燃料等の価格高騰の影響を受けている農 家を支援する農家支援補助金の増などでございます。5目農地費4,807万9,000円の増額補正 は、14節工事請負費で、赤池水無地区頭首工ゲート設置に係る水路改修工事や、18節負担金、 補助及び交付金の負担金で、国営川辺川総合土地改良事業負担金の増などでございます。2 項林業費、2目林業振興費1,489万2,000円の増額補正は、次のページの上段の12節委託料で、 カーボンニュートラルに向けた取組としまして、本市の森林管理によるCO₂の吸収量を数 値化しクレジット認証するための J ークレジット創出支援業務委託料や、14節工事請負費で 林道等維持補修工事の増などでございます。7款、1項商工費、2目商工業振興費9,692万 3,000円の増額補正は、13節使用料及び賃借料の、人吉駅前仮設商店街の設置期間の延長に 伴うプレハブ等借上料の増や、次のページの上段の18節負担金、補助及び交付金の給付金で、 原油価格や物価高騰の影響を受けている市内事業者の持続的発展を支援するため、国・県に よる新型コロナウイルス対策事業の事業復活支援金に、市独自に上乗せ給付を行う事業復活 支援給付金などでございます。3目観光費1,320万円の増額補正は、18節負担金、補助及び 交付金の補助金で、熊本県と株式会社リクルートが締結しました、くまモンランド化構想の ための地域観光振興の推進に関する包括連携協定に基づき本年度実施します、人吉エリアを 対象としました地域消費増加モデルプロジェクトに係るくまモンタウン構想事業に対する補 助金の増や、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰の影響を受けている市内飲食店の利用 促進を図るための観光客等に対し実施しますプレミアム付き商品券事業に係る補助金の増な どでございます。

予算書は30ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1億2,140万5,000円の増額補正は、12節委託料で、人吉復興計画に基づく市内の避難路整備に向けた測量設計委託料の増や、14節工事請負費で、道路改良工事の増などでございます。

31ページをお願いいたします。下のほうになります。3項住宅費、1目住宅管理費1,663

万2,000円の増額補正は、次のページの10節需用費で、市営住宅に係る修繕費用の増や、14 節工事請負費で、鶴田団地集会所の雨漏りに伴う屋根改修工事の増などでございます。

33ページをお願いいたします。 4 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1 億932万5,000円の増額補正は、27節繰出金で、コロナ禍におきまして原油価格や物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援するため下水道使用料の一部を減額するものでございまして、減免影響額を一般会計から下水道事業特別会計へ繰り出すものなどでございます。 4 目街路事業費2,600万4,000円の増額補正は、12節委託料で、人吉市復興まちづくり計画に基づく被災市街地復興整備に関連し、都市計画道路紺屋町南町線及び下林柳瀬線の整備に向けた測量予備設計業務委託料の増などでございます。

34ページをお願いいたします。 9 款、1項消防費、2目非常備消防費86万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、第4方面隊第6分団第1部詰所の改修に伴う消防施設整備費補助金の増でございます。

37ページをお願いいたします。10款教育費、4項社会教育費、5目文化財保護費501万9,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、令和2年7月豪雨で被災しました指定国登録文化財3件、市指定文化財1件、未指定文化財4件の災害復旧に係る補助金の増などでございます。

39ページをお願いいたします。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費776万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、物価高騰の影響に伴い急激な食材の高騰に対し、学校給食の質の低下を招かないよう支援を行う学校給食費助成金の増などでございます。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費1,300万円の増額補正は、令和2年7月豪雨並びに令和3年7月大雨による農業用施設等の災害復旧に係る業務委託工事費の追加でございます。

40ページをお願いいたします。3目林業施設災害復旧費519万1,000円の増額補正は、14 節工事請負費で、本年7月の大雨により被災しました林道萩の迫線の単独災害復旧工事の増 などでございます。下のほうになります。13款諸支出金、2項基金費、4目人吉市奨学基金 費100万円の増額補正は、同基金に対する寄附金を積み立てるものでございます。

41ページをお願いいたします。最後に、14款予備費を100万1,000円減額いたしております。

以上で、議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算案(第6号)につきまして補足説明を終わります。

〇水道局長(秋永 敦君) (登壇) 皆様、こんにちは。私からは、初めに、議第57号令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をいたします。お手元の人吉市水道事業特別会計決算書の2ページと3ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款水道事業収益は、予算額 5 億7,271万9,000円に対しまして決算額は 5 億9,109万5,396円で、予算額に対し1,837万6,396円の増となっております。その内訳でございますが、第 1 項営業収益、予算額 5 億4,598万円に対し決算額は 5 億6,311万7,985円で、1,713万7,985円の増でございます。なお、補正予算の増額は、令和 2 年 7 月豪雨災害、コロナ禍による減額を見込んでおりましたが、その影響が少なかったことによるものでございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、予算額2,673万6,000円に対し決算額は2,782万9,242円で、109万3,242円の増でございます。補正予算の増額は、減収に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入れによるものでございます。第3項特別利益は、予算額3,000円に対し決算額は14万8,169円で、14万5,169円の増でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用は、予算額5億1,898万5,000円に対し決算額は4億8,057万2,656円で、不用額3,841万2,344円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億8,016万7,000円に対し決算額は4億5,361万610円で、不用額2,655万6,390円でございます。第2項営業外費用、予算額3,631万6,000円に対し決算額は2,627万2,213円で、不用額1,004万3,787円でございます。第3項特別損失、予算額69万1,056円に対し決算額は68万9,833円で、不用額1,223円でございます。18万9,056円の流用は、コロナ禍による飲食店に対する令和3年2月分水道料金の減免について、令和3年4月以降の減免申請の受付により予算に不足が生じたため、予備費から流用したものでございます。第4項予備費、予算額181万944円に対し決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入は、予算額5,083万8,376円に対しまして決算額は4,959万224円で、124万8,152円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債は、予算額、決算額とも4,000万円でございます。第2項工事負担金は、予算額911万376円に対しまして決算額は796万900円で、114万9,476円の減でございます。第3項固定資産売却は、予算額1,000円に対し収入はありませんでした。第4項繰入金は、予算額75万4,000円に対し決算額は75万4,824円で、824円の増となっております。第5項国庫補助金は、予算額97万3,000円に対し決算額は87万4,500円で、9万8,500円の減となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、予算額3億9,570万9,000円に対しまして決算額は3億4,979万4,441円、不用額は3,090万2,559円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額3億1,799万2,000円に対し決算額は2億7,407万8,201円で、不用額は2,890万1,799円でございます。なお、補正予算の3,771万1,000円の増額は、原城配水池のり面災害復旧工事における工法変更等によるものでございます。翌年度繰越額1,501万2,000円は、大畑麓町の麓橋配水管災害復旧工事及び人吉市水道ビジョン及び水道施設更新計画策定業務委託を繰り越したものでございます。第2項企業債償還金は、予

算額7,571万7,000円に対し決算額は7,571万6,240円で、不用額は760円でございます。第3項予備費は、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外を御覧ください。資本的収入額4,959万224円が資本的支出額3億4,979万4,441 円に対し不足する額3億20万4,217円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,391万7,378円、過年度分損益勘定留保資金242万9,624円、当年度分損益勘定留保資金1億5,986万2,237円、減債積立金4,342万円、繰越利益剰余金7,057万4,978円で補塡をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。これは令和3年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億1,370万965円に対しまして2の営業費用は4億3,959万387円で、営業利益は一番右の列で7,411万578円となります。3の営業外収益は2,782万9,067円に対し4の営業外費用は1,528万9,213円で、差し引き営業外利益は1,253万9,854円となります。この額に上の営業利益を加えた経常利益は8,665万432円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減したもの、下から4行目でございますが、当年度純利益は8,617万900円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2億7,796万9,893円、その他未処分利益剰余金変動額5,946万5,099円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億2,360万5,892円でございます。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。 7ページを御覧ください。下段の表 4 の令和 3 年度人吉市水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。表の右側、未処分利益剰余金の列でございますが、当年度未残高 4 億2,360万5,892円のうち、建設改良積立金として 1 億57万4,978円を積み立て、自己資本金へ5,946万5,099円を組み入れるものでございます。合計をいたしますと 1 億6,004万77円の処分を予定しておりまして、処分後残高繰越利益剰余金は 2 億6,356万5,815円となります。

以上で、議第57号令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての概要説明を終わります。

続きまして、議第58号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の 認定につきまして補足説明をいたします。

お手元の人吉市公共下水道事業特別会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業収益は、予算額12億6,768 万3,000円に対しまして決算額11億6,305万4,126円で、1億462万8,874円の減となっており ます。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額6億2,605万2,000円に対し決算額 6億2,860万9,765円で、255万7,765円の増でございます。なお、補正予算の増額は、豪雨災 害から回復しております下水道使用料の増額によるものでございます。第2項営業外収益、予算額4億470万2,000円に対し決算額4億1,307万3,579円で、837万1,579円の増でございます。補正予算の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入れによるものでございます。第3項特別利益、予算額1,613万5,000円に対し決算額1,614万334円で、5,334円の増となっております。第4項特別利益(災害)につきましては、令和2年7月豪雨災害によるものでございまして、予算額2億2,079万4,000円に対し決算額1億523万448円で、1億1,556万3,552円の減でございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用、予算額15億9,665万5,000円に対し 決算額12億6,704万6,062円で、不用額3億2,960万8,938円となっております。その内訳でご ざいますが、第1項営業費用、予算額9億2,395万9,000円に対し決算額8億9,706万5,897円 で、不用額は2,689万3,103円でございます。第2項営業外費用は、予算額9,373万円に対し 決算額7,382万6,356円で、不用額1,990万3,644円でございます。第3項特別損失は、予算額 110万2,000円に対し決算額101万7,582円で、不用額8万4,418円でございます。第4項特別 損失(災害)は、予算額5億7,386万4,000円に対し決算額2億9,513万6,227円で、不用額2 億7,872万7,773円でございます。なお、補正予算の増額は、令和2年7月豪雨災害に伴う固 定資産の臨時損失によるものでございます。第5項予備費、予算額400万円に対し支出はご ざいませんでしたので全額不用額となっております。

次に、3ページと4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入、予算額73億3,134万3,000円に対して決算額36億4,429万386円で、36億8,705万2,614円の減となっております。これは、支出におきまして令和2年度の災害復旧事業を繰り越すために減額となったものでございます。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額15億9,640万円に対しまして決算額3億1,470万円で、12億8,170万円の減となっております。なお、地方公営企業法第26条の規定によります繰越額に係る財源充当額は8億4,570万円でございます。第2項負担金、予算額692万3,000円に対し決算額881万3,940円で、189万940円の増となっております。第3項補助金は、予算額57億2,801万9,000円に対し決算額33億2,077万6,446円で、24億724万2,554円の減でございます。なお、地方公営企業法第26条の規定によります繰越額に係る財源充当額は45億7,562万9,000円でございます。第4項固定資産売却は、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円でございます。なお、補正予算の増額は、ストックマネジメントによる人吉浄水苑の改築工事によるものでございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出、予算額77億7,974万1,000円に対し決算額40億8,353万9,758円で、翌年度繰越額36億5,630万8,000円は、災害復旧工事及びストックマネジメントによる改築工事などの委託を繰り越すもので、不用額は3,989万3,242円でございます。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額74億751万2,000円に対し決算額

37億1,275万641円で、不用額3,845万3,359円でございます。また、予算額における地方公営企業法による繰越額は54億4,933万3,000円でございます。これは、令和2年度の災害復旧事業が交付決定から2か月という工期であったため、繰り越したものでございます。第2項企業債償還金、予算額3億7,122万9,000円に対し決算額3億7,078万9,117円で、不用額43万9,883円でございます。第3項予備費、予算額100万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

次に、下の欄外を御覧ください。資本的収入額36億4,429万386円が資本的支出額40億8,353万9,758円に対し不足する額4億3,924万9,372円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,270万1,350円、当年度分損益勘定留保資金2億7,831万1,253円、繰越利益剰余金1億2,823万6,769円で補塡をいたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。こちらも令和3年度における公共下水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億7,284万955円に対しまして2の営業費用は8億7,261万7,658円で、差し引きとしましては一番右の列の2億9,977万6,703円の不足でございます。3の営業外収益3億9,580万9,570円に対し4の営業外費用は7,784万2,656円で、差引額は3億1,796万6,914円でございます。この額と営業利益の損失を合わせた経常利益は1,819万211円となります。これに5の特別利益、6の特別損失、7の特別利益(災害)、8の特別損失(災害)を加減した当年度純損失は、下から4行目になりますが、1億4,865万9,386円でございます。この当年度純損失に、前年度繰越利益剰余金1億6,764万3,321円と、その他未処分利益剰余金変動額3億5,583万3,138円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億7,481万7,073円となります。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。 7ページをお願いいたします。 令和3年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金3億7,481万7,073円のうち、減債積立金として1億2,823万6,769円の処分を予定しておりまして、処分後残高繰越利益剰余金は2億4,658万304円でございます。

以上が、議第58号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第57号と共に、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員による決算審査意見書などを添付いたしております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長(西 信八郎君) これで、議第50号から議第68号までの提案理由等の説明は終了いた します。

ここでお諮りします。

議第50号令和4年度人吉市一般会計補正予算(第5号)は、議会運営委員長の報告にもありましたように、委員会付託を省略し直ちに審議及び採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会付託を省略し直ちに審議及び採決をすることに決しました。 質疑を行います。本件について質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) 質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第50号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第50号は、原案可決確定いたしました。

○議長(西 信八郎君) 以上で、本日の議事は全て終了しました。 本日は、これをもって散会いたします。

午後0時04分 散会

令和4年9月第5回人吉市議会定例会会議録(第2号)

令和4年9月13日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和4年9月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第51号 令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議第52号 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議第53号 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議第54号 令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議第55号 令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議第56号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議第57号 令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議第58号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定 について
- 日程第9 議第59号 人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第60号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第11 議第61号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第12 議第62号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第63号 人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正す る条例の制定について
- 日程第14 議第64号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第65号 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の 制定について
- 日程第16 議第66号 財産の取得について
- 日程第17 議第67号 人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第18 議第68号 川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議について
- 日程第19 一般質問
 - 1. 池 田 芳 隆 君
 - 2. 徳 川 禎 郁 君
 - 3. 牛 塚 孝 浩 君

- 4. 平 田 清 吉 君
- 5. 豊 永 貞 夫 君
- 2. 本日の会議に付した事件
 - ・議事日程のとおり
 - 追加日程

議第69号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定 について

議第70号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福祉事務 所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第71号 財産の取得について

3. 出席議員(16名)

松村太君 1番 2番 徳 川 禎 郁 君 3番 池田芳隆君 4番 牛 塚 孝 浩 君 5番 西 洋 子 君 8番 高瀬堅 一君 9番 宮崎 保 君 10番 平田清吉君 犬 童 利 夫 君 11番 12番 井 上 光 浩 君 13番 豊 永 貞 夫 君 福屋法晴君 14番 15番 本 村 令 斗 君 16番 田中 哲 君 17番 大塚則男君 西 信八郎 君 18番

欠席議員(1名)

6番 宮原将志君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松 岡 隼 人 君

副 市 長 迫 田 浩 二 君 教 育 長 志 波 典 明君 総務部長 永 田 勝 巳 君 復興政策部長 浦本雄 介 君 復興政策部政策統括監 小 林 敏 郎 君 市民部長 丸 本 縁 君 健康福祉部長 渕 上麻 美 君 経 済 部 長 溝 口 尚 也 君 復興建設部長 瀬 上 雅 暁 君 復興建設部長 若 杉 久 生 君 (復興担当) 総務部次長 立場 康宏君 総務課長 森 下 弘 章 君 秘 書課長 上 村 英 明君 水 道 局 長 秋 永 敦 君 教 育 部 長 小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 局
 長
 北
 島
 清
 宏
 君

 次
 長
 来
 原
 亨
 君

 庶
 務
 係
 長
 平
 山
 真理子
 君

 書
 記
 税
 所
 昭
 彦
 君

〇議長(西 信八郎君) おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、6番、宮原将志議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長(西 信八郎君) ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問前に、議第69号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について、議第70号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び 人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第71号財産の取得につ いてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認め、議第69号、議第70号、議第71号の3件を日程に追加し、直ちに議題とします。

追加日程 議第69号、議第70号、議第71号

- 〇議長(西 信八郎君) 執行部へ提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(松岡隼人君)**(登壇) 皆様、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました条例案及び案件議案につきまして御説明いたします。

議第69号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病 手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い改正するものです。

議第70号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案は、消費生活センター及び福祉事務所の位置が変更になったことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第71号財産の取得についての案件は、西間上第1仮設団地の用地を購入することについて、5,000平方メートル以上で予定価格が2,000万円以上となるため、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西 信八郎君) ただいま説明がありました議第69号、議第70号、議第71号に対しての議案質疑は、あさって15日の一般質問終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

O議長(西 信八郎君) それでは、質疑を含めた一般質問を行います。 (「議長、3番」と呼ぶ者あり)

3番。池田芳隆議員。

○3番(池田芳隆君) (登壇) 皆さん、おはようございます。3番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、映画誘致と観光振興策について、学校現場の働き方改革について、安倍元首相の 国葬での人吉市の弔意について、以上、3項目について質問を行います。

まずは、映画誘致と観光振興策についてお尋ねいたします。

今年8月、人吉市出身の内村光良さんが人吉球磨を舞台にした映画を撮影されたことは、皆さんも御存じのことと思います。多くの方がエキストラとして参加され、人吉市役所をはじめ、市内各地で撮影が行われました。完全地元ロケで、2022年8月の人吉を撮影されました。今回の映画撮影は、内村さんの地元愛、人吉愛から、当地での撮影となったのですが、帰省するたびに一人ロケハンをされ、内容を練られたと伺っています。映画の撮影が行われるたびに話題になるのがフィルムコミッションです。御存じと思いますが、フィルムコミッションは、映画、ドラマ、CMといった映像制作の際に、ロケを誘致して撮影をサポートする非営利団体のことだそうです。県内には熊本フィルムコミッションや天草フィルムコミッションがあるようですが、人吉市のフィルムコミッションの現状について教えてください。

○経済部長(溝口尚也君) 議員の皆様、おはようございます。まず、答弁に先立ちまして、内村光良氏監督作品「夏空ダンス」につきましては、さきの臨時会におきまして議員各位の御協賛、御協力を賜り、市としましても、このたびの映画制作に協力できましたことにあつく御礼を申し上げます。また、熊本県、球磨郡9町村などの行政機関、人吉高校をはじめ、撮影地となった各施設、企業の方々、作業ボランティア、エキストラでは多くの各種団体、市民有志の皆様にも御協力をいただきました。この場をお借りしまして、無事撮影が完了しましたことにあつく御礼申し上げるものでございます。さらに、池田議員におかれましては、地元住民及び同級生を代表され、連日、猛暑の中において裏方として献身的に御協力されましたことに敬意を表するものでございます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

お答えいたします。まず、映像作品の撮影地となりますことは、地域の対外的な知名度を 高めるとともに、地域住民の地域への愛着度を上げ、また、交流人口を増加させることで、 撮影時や上映時における直接的・間接的な経済効果を見込むことができる地域振興策である ことは本市としましても承知しておりまして、これまでも、撮影等の協力依頼に積極的に対 応をしてきているところでございます。 現状としましては、テレビの情報番組等の撮影協力が主なものでございまして、番組が紹介する内容などによりまして、市商工観光課もしくは一般社団法人人吉温泉観光協会で対応させていただいております。

また、映画の撮影につきましては、直近のものでは「おじいちゃん、死んじゃったって。」「るろうに剣心 最終章 The Final」、そして、今回撮影がございました、内村光良氏監督の「夏空ダンス」がございます。「るろうに剣心」につきましては、熊本県観光連盟の熊本フィルムコミッションを通して御依頼がありまして、球磨地域振興局、当時の市観光振興課及び市内の民間団体が協力をしておるところでございます。また、「おじいちゃん、死んじゃったって。」は当時の市シティプロモーション課、内村監督の「夏空ダンス」は市商工観光課が受け入れを担当しておるところでございます。

議員お尋ねの、フィルムコミッションの現状についてでございますが、フィルムコミッションとは、先ほど申しましたように、地域活性化を目的としまして映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援や誘致活動を行う公的な団体と認識をしておりますが、その観点から申しますと、市におけるフィルムコミッションの設立に向けた具体的な取組は、現在行われておりません。なお、県全体における撮影の誘致等に関しましては、熊本県観光連盟の熊本フィルムコミッションが窓口となっているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- **〇3番(池田芳隆君)** ありがとうございました。

今回の撮影中に撮影スタッフの方とお話をする機会がございまして、要はフィルムコミッションという形で正式な形でつくっていらっしゃるんですかというお話の後に、本当に、市内各所を回っている最中に、「人吉市はとてもいいところですね、城内での撮影においても石垣がとてもきれいです」と、もちろん二の丸、三の丸から見た市内の風景というのもとてもいいということで、お褒めの言葉をいただいたところです。社交辞令半分と聞きながらも、やはり、リアルな今を撮影されている。加工されてどうのというわけではなくて、リアルな今を撮影されているので、来春公開といわれていますけども、公開後には映像関係の方々に興味を持っていただけるんじゃないんですかというお話をされました。お話がありましたとおり、今回も商工観光課の職員がロケハンのときから同行され、内村さんの撮影がスムーズに行くように関係機関との連携調整をされているということは、フィルムコミッション的役割を十分取られているのかなとは思っているところではございます。

商工観光課は、今年の4月の機構改革で商工部門と観光部門が1つになっておりまして、 業務がかなり多忙になっているのかなと思っております。ただ、やっぱりフィルムコミッションという名前があることで、やはり、こういう映像関係の方に関してもより興味を持っていただけると思っております。今回、市役所内、観光協会で対応されていると言われました けど、要は、きちんと温泉観光協会なり、また、人吉市観光地域づくり協議会の中に事務局を置いて、コミッションがあるんですよということをしておいて、市内各所で応援するように行政が支援するということでフィルムコミッションという形を、事務局は外部であっても、最終的な支援は行政がやっていかなければならないと思うんですけれども、フィルムコミッションの立ち上げというものはできないものなんでしょうか。

○経済部長(溝口尚也君) お答えをいたします。

フィルムコミッションの設立の予定についてでございますが、人吉市復興計画にも、「映画やテレビ番組等のロケーションの誘致を推進」と明記をしておりまして、力強い地域経済の再生に関わる観光振興策の1つに、コンテンツツーリズムを位置づけているところでございます。これにつきましては、熊本県内には熊本県観光連盟の熊本フィルムコミッションがありますことから、市としましてはロケーションの発掘と提案、実際に撮影を行う際の協力体制の構築を行い、熊本フィルムコミッションと協力をして映画やテレビドラマ、コマーシャルなどのロケーション誘致を図ってまいりたいと存じます。

また、撮影の現地での受け入れにつきましては、「おじいちゃん、死んじゃったって。」や「夏空ダンス」などの映画撮影の受け入れを通じまして、議員も御指摘のとおり、市、観光協会、共にノウハウの蓄積もできたところでございますが、本市独自のフィルムコミッションなどの常設組織の設立につきましては、今後の課題とさせていただければと存じます。 以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) 本来ですと、やはり常設組織、機構の中にきちんと名前が出るという ことは重要なことなのかなと思っておりますけれども、今後の課題ということで承っておき たいと思います。

今回の撮影につきまして、経済部長をはじめ、商工観光課の職員の協力に、とても監督も 感謝されておりましたので、やはり、こういう受入れ体制というのは十分必要になるのかな と思っているところでございます。

今回の映画撮影におきましては、スタッフの方が約50名ほどおいでいただいております。中には、鹿児島県出水市出身の方であったり、県内阿蘇地区の出身の方もいらっしゃいました。ほかにも、「北辰斜にさすところ」、ちょっと十数年前の話になるんですけれども、その当時にスタッフとして参加されて、約3か月間、そのときも人吉市にいたんですよというお話をされた方もいらっしゃったところでした。今回、短い方で2週間程度いらっしゃったんですけれども、ほとんどスタッフの方が、人吉市が初めてというよりも熊本県自体が初めて来たんですとおっしゃっていました。ただ、せっかくおいでいただいたのに、コロナの影響で、撮影以外で外出するということはほぼほぼされていませんでした。要は、監督自身が、映画撮影が終わった後の24時間テレビの出演が決まっていたものですから、そちらで監督の

ほうに影響が出ないようにということでの配慮ということでプロデューサーからお伺いしたところでございました。女性スタッフも多くて、我々と話をするときに出るのは、やっぱり甘味処の話が出たところでした。ただ、今回、昔ながらの甘味処が、災害のため、ほぼほぼ休業であったり廃業されているというのが現実で、「本当、おいしかったんですよ」としか言えないところが、私自身とても残念だったし、食べられないことに対して残念がられているところでございました。新たな人吉市の味として頑張っていらっしゃるモゾカタウンでお店があるんですけども、そこは結構お気に入りという形で、撮影の合間にお買い物をされていたようなお話を聞いたところでございます。

食文化というものが、やはり観光目的の1つと言えると思っております。一昨年の災害で、ここまで一気に甘味処といわれるものがなくなるということは誰も想像していなかったと思っております。人吉市においでいただいた方に御紹介できる、本当に自慢していい思い出の味が失われてしまったのは本当、残念で仕方がありません。

それで、これはお尋ねというよりもお願いということでお聞きいただければと思うんですけれども、今までおいしかったよねというもののレシピを残していただいて、将来につないでいくということはできないものなんでしょうか。お尋ねいたします。

○経済部長(溝口尚也君) お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、近年、人吉市の名物とされていた商品を提供されていた事業 者が、後継者不在などにより廃業を選択されたということは大変寂しいことでございまして、 本市における事業承継の課題であると認識をしているところでございます。

令和4年7月に人吉商工会議所が実施をされました、市内事業者への事業承継に関するアンケートにおいて、小規模事業者が多くを占めるという本市の産業形態の特徴のためか、親族に継承できないのであれば、事業承継を諦め廃業を選択する事業者が多いという実態が見えてまいったところでございます。つまり、レシピの継承というよりは、どなたを後継者にされるかということにつきましては、親族以外はあまり想定されていないということが課題でございます。

つきましては、本市は事業承継支援につきまして、熊本県事業承継・引継ぎ支援センターがございまして、その御協力のもと、2か月に1回、くまりばを会場としまして事業承継相談会を開催しておりますが、後継者不在であるけれども第三者に事業承継をするというところまでは、なかなか想定しておられる事業者は少数であるということが実態でございます。そういう事業承継支援としましては、全国の事業承継の成功事例の多くがそうであるように、親族に承継できない場合におきましてはしかるべき第三者へ継承することで事業が引き継がれるという事例を生み出していくのが新たな流れであると認識しておりますので、そのような創出が必要であるということで認識をしておるところでございます。

また、観光の側面からは、食は、議員がおっしゃいましたように、観光において多くの人

を引きつける観光資源であると認識をしておりまして、そこに行かないと食べられないなど、そこの地域風土にマッチした御当地の味は、地域にとって魅力的な資源であると考えております。 甘味、いわゆるスイーツなども同じくでございまして、新たな商品の開発やPR等は人吉球磨地域全体で取り組んできたところでございます。

現在は、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会におきまして新商品開発支援の補助等も行っており、昨年度は、地場産品等を活用した商品やスイーツ、グッズ、あるいは体験など50件の開発調整が行われたところでございます。今年度も商品開発を推進するために、同協議会を通じて助成金支援やフェア・イベント支援を実施してまいっておられるところでございます。こういった動きが、そのような味の継承ということにつながっていけばと考えているところでございます。

また、今年10月1日から31日までの1か月間は、本市も構成員となっておりますくまろんフェア実行委員会におきまして、人吉球磨産の球磨栗を使った和菓子・洋菓子等による地産地消、地域活性化を目的としました「復活くまろんフェア2022」が計画されておりまして、このような気運を盛り上げることも通じまして、味の継承につながっていければと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- **○3番(池田芳隆君)** レシピを残すのは難しいということで、とても残念なところであるん ですけれども。よく、「人吉らしさ」という言葉を聞きます。正直、災害等で景観的な人吉 らしさというのは以前からするとなくなってしまったのかな。ただ、今、最も人吉らしさを 表現できるものというのは、僕は味だと思っています。味覚、甘みが一番人吉らしさという ことだと思っております。要は、子供の頃、お祭りのときにしか食べられなかったとか、私 は俗にいうまちの子ではございませんので、祭りのときにしか遊びに来るという機会がござ いませんでした。そのときに、まちの中にあるたい焼きというものがとてもおいしくて、懐 かしい思い出というものがございます。余談でございますけれども、たい焼きを作られてい るところにお話を聞いて、いつからいつまで作られているんですか、年がら年中あるんです かというお話をしたら、おくんちさんから作り始めて、温泉祭りまで、要は秋から春先まで ぐらいしか作らないんですよ、夏の期間は作らないんですよと言われて、やっぱり祭りで来 て食べているということは当たり前の感覚だったんだなというところを思いました。大人に なってからは年がら年中、食べているという記憶ではあるんですけれども、このおいしいも のを、どうにかレシピを残していただいて、事業継承をうまい具合に第三者の方がされた、 あまり例はないんですけれども、ありますので、これはちょっと観光の問題として考えてい っていただければなと思うところでございます。おいしいものが次世代の方につながってい ければと思います。この質問につきましては、以上で終わりたいと思います。

続きまして、学校現場の働き方の在り方について質問をいたします。

9月10日のNHKのニュースで、文部科学省調査によると、今年の公立学校の採用倍率は3.7倍と、過去最低になり、このうち、小学校の採用倍率は、4年連続で過去最低となったと報道がありました。また、7月末の熊日新聞の特集なんですけれども、「先生が足りない」という特集記事の中で、今夏の教員採用試験、校種別で、小学校が県教育委員会の採用枠で1.2倍まで落ちているということです。1.2倍といえば、ほぼほぼ募集された人員しか応募がないという数字だと思っております。

今回の質問は、熊本県の公立学校における働き方改革推進プランや、熊本県教職員組合が 行った、新採2年・3年目対象のアンケートを参考に質問を行っていきたいと思います。人 吉市の学校の現状について幾つか質問を行います。

まず、人吉市教育委員会は、各学校で労働基準法第36条の協定、俗にいう36協定というものは結ばれているのでしょうか。合わせて、対象の職員は何人いらっしゃるんでしょうか。

〇教育長(志波典明君) 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

働き方改革の一環として、令和元年4月、改正労働基準法が施行され、年次有給休暇の確実な取得の義務付けや時間外労働の上限が法律に規定がなされました。教育委員会におきましては、各学校長に対して、法定労働時間、これは1日8時間、週40時間でございますが、これを超える場合には、時間外労働・休日労働協定、いわゆる36協定を締結しておく必要があることを説明し、協定事項や協定書の様式などを示して、毎年度、全ての学校で36協定の締結がなされております。

また、対象となる職員でございますが、公立学校の場合、教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法でございますが、この適用を受けるため36協定の対象外とされております。ただ、事務職員は、この給特法の適用を受けないため、36協定の締結届出を行っております。市内の小中学校におきましては、対象となる事務職員は11名でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- **○3番(池田芳隆君)** 事務職員も公務員なので36協定外かなと僕は思っておりましたら、36 協定を結ばなければならない職員ということで、私も勉強し直してちょっと驚いたところでございました。

逆に、現場を預かる学校栄養教諭に関しては36協定を結ばなくて、教諭という名前で登録 されているので、栄養職員だったら36協定の対象になるけれども、教諭ですので給特法の対 象となって、36協定外ということのお話を聞いて、これもまた、意外だなと思ったところで はございました。 改正された義務教育の云々と、俗にいう給特法に伴いまして、熊本県でも、熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則が定められたと聞いております。時間外の上限が月45時間、年360時間内に制定されましたが、市に対しても、同様な規則を行う旨の規定の作成が県教委から求められると思いますが、市も在校等の時間の上限について定められているのでしょうか。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

教育委員会におきましては、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間、月45時間、年間360時間、在校等時間の考え方などを示しました人吉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を、令和2年11月に策定し、各学校へ周知しております。また、この方針を受けまして、各学校に設置してあります学校安全・衛生部会におきまして、時間外在校等時間の状況や再発防止策などについて協議・検証を行い、在校等時間の長時間化の防止や、業務量の適切な見直しを行うこととしております。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) 人吉市教育委員会のことでございますので、こういうことはぬかりなくされているとは思っておるところですけれども。月45時間、単純に、20日勤務で毎日2時間ずつ、これは後ほど話しますけれども、給特法の中の4%部分で全て賄われているという、45時間してもいいよということであって、しなさいというのではない状態ということは分かっているんですけれども、ここも後ほどいろいろと話をさせていただきたいと思います。

今、教委ではそういう規則をつくっていらっしゃるということなんですけれども、教育職員の一人一人の在校時間等の把握は、以前も聞いたと思うんですけれども、再度確認をさせていただきたいと思います。また、持ち帰り業務、結局、時間外以上にやる場合に、本来は持ち帰り業務は原則的には駄目なんですけれども、仮に持ち帰り業務がある場合は、その実態把握はどこまでされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

教職員の働き方改革の一環として、現在、全ての学校に出退勤管理用パソコンを導入いたしまして、教職員一人一人の在校等時間を把握しております。このシステムによりまして教職員一人一人の毎日の超過勤務時間を自動集計できまして、超過勤務が多い教職員には、管理職による声かけや他職員からのフォローなど、各学校におきまして、教職員に対する働き方改革の意識づけを図っているところでございます。

持ち帰り業務につきましては、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則でありまして、 在校等勤務時間の上限を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしま うということは避けなければなりません。各学校に設置してあります安全・衛生部会からの 報告によりますと、休日に出勤した際にシステムに打刻していない教職員や、自宅に持ち帰 って業務を行っている教職員が見受けられるということから、今後、市内校長会をはじめ、 市内教頭会、人吉市学校安全・衛生委員会の中におきまして、業務の持ち帰りの実態把握に 努め、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適切な業務 量の設定と校務分掌の分担を図るとともに、学校における働き方改革の考え方を十分に共有 するといった管理監督上の責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- **○3番(池田芳隆君)** 本当、45時間という数字と自宅持ち帰りは、今後もきちんと注視をしていただきたいと思います。

次に、市教育委員会では、県の働き方改革推進プランに沿った取組の評価指標が、県のほうから努力義務という形でされていますけれども、これについてはどのようになっておりますか。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

熊本県教育委員会では、目的を達成するための6つの方針を定め、令和2年8月に、熊本県の公立学校における働き方改革推進プランが作成されております。また、令和3年度からは、新たに働き方改革推進プロジェクトチームが設置され、プランの最終年度である令和5年度に向けて、その目標を実現できるよう取組が進められているところでございます。その推進プランの中で、月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合など、全13項目の評価指標が設定されておりまして、毎年度、検証報告書が公開されております。報告書の中では、市町村立学校の時間外在校等時間の状況をはじめ、熊本県全体で取り組むべき今後の方向性が示されておりまして、本市におきましては、熊本県の指標をもとに取組を進めております。

今後、教職員のワーク・ライフ・バランスの両立を推進してまいりたいと考えております。 以上、お答えいたします。 (「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) 本当にワーク・ライフ・バランスですね、働く現場の職員の方を守っていただければなと思います。

文部科学省の報告で、精神疾患による休職者の数字が出ておりまして、ここ数年、全国で 5,000人程度の高止まり状態で続いていると。市教育委員会管轄の中で、教育職員で精神疾 患を原因とした休職をされている方はいらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

本市小中学校に勤務する教職員につきましては、心身の状態や体調、学校での勤務状況などを含めまして、適切に把握しているところでございます。

現在、人吉市立学校に勤務する教職員の中では、休職に至っている職員はおりません。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) ゼロということは喜ばしいのか、まだ表立っていないのか、メンタルトラブルを起こす方は何が原因になっているか分かりませんので、これについても、今後、注視をしていっていただければと思います。

今回はメンタルで休まれている方はいらっしゃらないということを聞いているんですけれども、今、一番学校現場で問題視されているのが教育職員の慢性的な不足ということを、現場の先生方からお伺いしているところでございます。今、市教育委員会では、小学校、中学校、それぞれどれくらい不足しているのか教えてください。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

教職員の定数は、義務教育標準表などに基づいて、各学校の定数が算定されます。また、 教職員の定数とは別に、少人数指導など、さらなる教育指導等の充実のために、教職員定数 に上乗せをして配置される加配教員がおります。教職員定数に対する今年度の教員不足数は、 中学校の1人のみでございます。また、加配教員の不足数は、小学校が3人、中学校が6人 でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- **○3番(池田芳隆君)** 定数と加配という考え方はちょっと難しいので、ここでは分かりづらいのでちょっと説明は避けさせていただこうと思うんですけれども、実際、先生方が10名ほど不足しているということが現状なのかなと思っております。

教職員の不足に対して、どのような対応をされているのかお伺いしたいと思います。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

現在の対応といたしましては、臨時的任用教職員、あるいは短時間勤務の非常勤講師を受けていただく人材が見つかった学校から順次配置をし、学校の組織運営体制と指導体制の充実を図るように鋭意努力しているところでございます。

教職員の不足は大きな問題でございまして、熊本県内を見ましても教職員の未配置が常態 化していることは事実でございます。学校現場におきましては、児童・生徒の学力保障、学 校経営などに大きな影響を与えるものでございまして、そのことが教職員の時間外労働の増 加につながることも懸念しております。

任命権者である熊本県に対しましては、機会あるごとに要望を続けておりますし、このたび、熊本県市町村教育委員会連絡協議会を通して、熊本県教育長に対する教職員未配置の早期解消の要望書を提出することとしております。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。

○3番(池田芳隆君) 熊日新聞の特集記事の中で、家庭科の授業だったんですけれども、先生が足りないということでハイブリッド、2クラスまとめてやると。1クラスには先生がいて、1クラスにはオンラインで授業をやって、2クラスをまとめてやるということが載っておりました。人吉市では、これも学校の現場の先生からお伺いしたんですけども、2クラス同時というよりも中学校をまたがって、三中の先生が、ある特定の教科のために二中まで移動されて授業をされているというお話も聞きました。昔の人間からするならばちょっと信じられないような、職員が足らないことの対応ですよね。ちょっと驚いたところではございました。先生が足らないということで、最大の被害者は現場の児童・生徒の皆さんになりますので、一番はやっぱり学力保障も問題になってくるのかなと思っております。

臨時的任用教職員であったり、短時間の勤務の職員さんは必要コマ数の授業は補完できたとしても、学校運営に関して、特に短時間勤務の方に関しては、学校運営に関しては別になってしまう。このために、余計、学校運営でほかの先生方になってしまう。その結果、悪循環を招いてしまうということで、先生たちの絶対数が足りないということが、今の問題になっているのかなと思っております。

教育職員の業務の軽減化が最大のもう1つの目標かと思いますけれども、現在、取り組んでいることはどのようにされているのでしょうか。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

教育委員会では、児童・生徒の基本情報の一元管理や出欠管理、成績処理、教職員間の情報共有などが行える校務支援ソフトの導入をはじめ、小学校部活動の社会体育移行、中学校部活動の活動時間、休養日の設定、学校閉庁日の設定、学校支援アドバイザーの配置、子ども・子育て相談員による支援、特別支援教育支援員や教員業務支援員の配置、ICT支援員の派遣など、学校に対しまして、このようなことで側面からの支援を行っているところでございます。また、今年度から、通知表の年2回発行を試験的に導入しており、業務の軽減に寄与しているものと考えております。

各学校におきましても、定時退勤日の設定や学校行事の精選・内容の見直し、校務分掌の 平準化に取り組んでおりますし、そういった面では教職員の業務の軽減化は着実に進んでい るものと感じております。

しかしながら、負担軽減が図られていると肌で感じていることができない教職員もいるか と思います。教職員がやるべきことに専念し、達成感や充実感を通して自己の成長を自覚し て、教職に就いた喜びとやりがいを感じていけるよう、教職員不足解消をはじめ、引き続き 鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) 今回、教職員組合からもらったアンケートの中に「教職員になってよ

かった」という問いに対して、このブラックな状態であっても、2人に1人は「よかった」と答えていらっしゃるんですね、やりがいを持って頑張っていらっしゃるんですね。じゃあ、身近に教職員になりたいという方から相談があったらどうするか、勧めますかという問いに対しては、「勧める」と答えた方は6%なんですよ。やりがいがある、でも勧めることができない学校現場になっていると思います。一番ブラックなイメージで定着していると思っておりますけれども、希望者を増やす方法は、やっぱり待遇改善が一択なのか。長年、現場を見てこられた教育長からの方法策について、教えていただければなと思います。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

今、御紹介いただきましたアンケートにつきましては、ちょっと私もよく確認しておりませんので、いろいろな状況があるかと思いますが、そういうような声があることは、私も情報としては聞いたことがございます。そういう中で、やはり、退勤処理後に残業をしたり、自宅等に持ち帰って業務を行ったり、休日に勤務してもシステムに記録を残さないなど、教職員による勤務実態の見える化に逆行した行為が常態化していけば、在校等時間の適切な管理をすることができませんので、学校と一体となった超過勤務の改善策が見いだせなくなります。教職員一人一人が自らの働き方を見直し、自らが実践していくものであるという意識を持ちながら働き方改革に取り組む必要もあると考えております。

また、働き方改革の推進を通しまして、今、現職の先生が、教職の喜びややりがいを実感して、将来をつくる子供の成長に直接関わることができる教職の魅力を積極的に発信することも必要だと思っております。教育委員会といたしましては、先生方の指導力向上・授業力向上に向けた支援とともに、中学校の部活動の段階的な地域移行であるとか、給食費の公会計化、支援員などを継続して配置することによる人的支援に取り組んでまいりたいと思っております。

また、先ほどから議員御指摘のとおり、教職員の未配置に関しましては、今後も強い要望を継続して行い、教職員の業務負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) 一番は職員を増やす、やっぱり学校の先生になりたいなという方を増やしていくのが一番なのかなと思っております。学校の先生は、いつでも子供たちがあこがれる職業の1つだと思います。これは昔からで、私自身も一時期、学校の先生になりたいよなとちょこっと思った時期もありましたし、市長も教育学部を卒業されて、多分、一度は学校現場のほうを希望された時期があるかと思いますし、また、市職員の中にも実際に教壇に立たれた人もいるとお伺いをしているところでございます。一番給与に見合った仕事でないと、これがアンケートに出ております。これは本当に悪しき給特法の問題なので、これは早く改善してくださいということを現場のほうから言っていくしかないのかなと思っていると

ころであります。これは国レベルの話なので、これはどうにかというところでございます。 本当に学校の先生、特に小学校の先生は、職員会議が終わったらずっと教室にいて、いつトイレに行くんだろう、いつ給食を一緒に食べて、ずっと一緒にいる。今思い返せば、本当に忙しい仕事なんだなと感じるところでございます。

この質問の最後に、アンケートの中で、2年目、3年目の方が答えたものを幾つかお話し て、この質問を終わりたいと思います。「初任者の負担になっているものは何だと思います か」というので、授業の準備であったり、どうのこうのと幾つかあるんですけれども、教育 論文が一番負担になっているんですよという回答になっておりました。その中で、個別に書 かれている方で、「論文など任意であるものの提出が暗黙の了解で強制になっています。働 き方改革やコロナで省けるものが分かったはずなのに、また戻そうとしているところが、今、 気になっています。働き方改革の動きを理解して実践していくことが解決するべきではない でしょうか」という回答。次が、「不登校傾向の生徒の欠席確認、コロナ対応の検温など業 務が多く、朝から慌ただしくしています。また、放課後は、生徒指導、部活動、欠席した生 徒への家庭連絡、不登校生徒への家庭訪問など、勤務時間外にすべきことが多くあり、しか も、どれも優先順位をつけがたいです。出勤してから退勤するまで、ゆっくりとトイレに行 く暇やお茶を飲む時間がないこともあり、日々、時間に追われながら仕事をしている感覚で す。もっと学校の職員を増やし、一人一人の業務を役割分担し、軽減されればと思います。 また、問題生徒への対応、保護者への対応で、心身ともに疲弊した職員が自分のよさを発揮 できず、力尽きてしまうことは非常にもったいないと思います。初任者だけでなく、先生方 への定期的なカウンセリング等も行うのがよいのではないでしょうか」という御意見でござ います。

学校は子供の命を守るところだと思います。その子供の命を一番近くで守っている先生方の命も守らないと、共倒れを起こすかと思います。これは、私たち大人の、子供たちに対する責任なのかなと思いますので、これにつきましては今後とも御努力をお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

今月、9月27日に執り行われます安倍晋三元首相の国葬における人吉市の弔意についてお 尋ねしたいと思います。

岸田総理は、国会の質疑中で、今般の国葬の実施に当たっては国民一人一人に弔意の表明を強制的に求めるものであるとの誤解を招くことがないように、弔意表明の協力方の要望は行わないと答弁されております。また、蒲島熊本県知事は、9月7日の定例会見で、「熊本地震や豪雨災害の支援に、県民を代表して感謝を伝えたい。県職員に弔意表明を求めるかは、政府の方針に沿って判断したい」と発言されています。昨日、今日と、新聞等々出ておりますけれども、幾つもの自治体の長が、弔意問題については、する、しないについてニュース

で流れているところでございます。

松岡市長にお尋ねでございます。市長として、人吉市として弔意の表明はどうされるので しょうか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

9月27日に予定されている安倍元首相の国葬につきましては、現在のところ、国・県から、地方自治体における弔意表明の方法など具体的な対応等に関して通知されていない状況でございます。また、地方自治体に対して協力要請はしないとの報道もあっておるところでございます。

昨日、9月12日現在の県内の13市及び球磨管内の9自治体、合わせて22自治体の対応状況につきまして確認をいたしましたところ、半数以上が実施未定であり、6団体が対応しないという状況でございました。このような状況を踏まえ、本市としましても、国などから具体的な対応の通知がない中での判断に大変苦慮しているところでございます。私の個人的な考えを申し述べさせていただくならば、国葬として執り行われる以上は、何らかの形で故人に弔意を表することが適切ではなかろうかと思うところもございます。

しかしながら、国・県の動向、近隣自治体との歩調、さらには昨今の報道内容等を考慮しますと、今回の国葬においてはお一人お一人の判断に委ねることにならざるを得ないのかと感じているところでございます。

本市の対応としましては、今しばらく状況の把握に努めまして、適切に判断させていただきたいと存じます。また、本市の教育委員会につきましては、特に協力要請は行わず、教育委員会において判断されるものとしております。

以上、お答えいたします。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 3番。池田芳隆議員。
- ○3番(池田芳隆君) 内容につきましては、多分、また、ほかの議員の方も同じような質問をされておりますので、そこで確認等々が行われると思いますので、これについてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

安倍元首相の暗殺という暗いニュースの中に、内村光良さんが人吉市で映画を撮ってくれたということが私にとっては明るいニュースなのかなと思っております。小さい頃から、映画監督になりたいという夢を話しておられました。しかも、地元での映画撮影ということは、本人さんを含め、多くの方の夢だったと思っております。今回の撮影は、災害からの復興というテーマと、若い人に夢を与えるものであると思っております。今、内村さんによる編集が進んでいると思います。来春公開に向けて、かなり頑張っていらっしゃると思っております。公開に向けて、まだまだ、私たちは様々な協力を行いながらやっていかなければならないのかなと思っております。皆さんと共に、せっかくのいいニュースが無駄にならないようにできればと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

〇議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時11分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) (登壇) おはようございます。2番議員の徳川禎郁です。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、3項目です。1項目めは治水防災対策の事業について、2項目めは上水道の保全について、3項目めは義務教育での学びの保障についてです。

さて、本年7月3日には、被災市街地復興推進地域の制限が解かれ、いよいよ本格的に中心市街地の復興が始まろうとしています。その中で、本年6月22日には、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行区域が、新たに都市計画決定がなされました。都市計画審議会では、この紺屋町の区画整理事業の施行区域を決定する際に、次のように附帯意見が付けられています。「本土地区画整理事業については、住まいの再建やなりわい等の住民生活に大きく影響する案件であることから、今後の土地区画整理事業の実施に当たっては、住民意向を十分に把握するとともに、当該事業のみならず関連する事業等とも連携し、復興まちづくり計画に描く、まちなかグランドデザインを考慮した、まちづくりの実現が図られるよう当審議会として意見を付す」とあります。

今回の紺屋町の区画整理事業については、熊本県管理河川の山田川の整備とともに進めていくということですが、土地区画整理事業施行区域については、先日の復興のまちづくりに関する特別委員会においても、8月20日の中心市街地復興まちづくり事業に関する説明会でも丁寧に御説明いただきましたので、ここではお尋ねいたしません。

そこで、土地区画整理事業施行区域以外の山田川堤防強化の事業計画、またスケジュール についてお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

令和4年8月に策定された球磨川水系河川整備計画、県管理区間において、山田川の球磨川合流点から上流500メートル区間については、河道掘削、築堤等による河道の整備を行い、整備に当たっては、本市が進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととされております。8月20日に開催いたしました中心市街地復興まちづくり事業に関する説明会において、出町橋から三条橋の左岸側については、堤防の幅を確保し、市道と一体となって整備することで避難路としての機能や水防活動等への活用も可能とすることや、隣接する宅地とのアクセス確保について、市道整備や土地区画

整理事業と連携を図ること、また、全体にわたって護岸は景観に配慮した石積みを検討しており、中心市街地にふさわしいにぎわい創出にもつなげていきたいなど、これまでのまちづくり座談会等でいただいた住民の皆様の御意見も参考にした考え方が示されたところでございます。

次に、今後のスケジュールについてお答えいたします。熊本県に確認をいたしましたところ、関係地権者への御理解と御協力に向けた戸別訪問の実施と併せて、中心市街地復興まちづくり推進協議会での御意見も参考に、今年度中を目標に、土地区画整理事業や避難路整備事業と整合を図った測量・設計業務を完了する予定とのことでございます。その後、地権者の皆様と用地の買収等に向けた交渉を進め、順次整備に向けて取り組んでまいる予定とされております。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 令和3年11月から、被災市街地復興推進地域内において戸別訪問が開始され、令和4年3月に、山田川整備と一体となった整備機構案の説明会があり、私も参加しましたが、参加されていた住民の皆さんが山田川堤防の大きな整備事業に戸惑われていたのを記憶しています。そして、本年5月からは、紺屋町の区画整理事業区域の戸別訪問をされています。8月20日の中心市街地復興まちづくり事業に関する説明会に、紺屋町の区画整理事業区域以外の方も数名来られておりましたが、寝耳に水というような反応をされていたことがとても印象深く思っております。

そこで、紺屋町区画整理事業以外の地域関係地権者の方への戸別訪問の状況についてお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) それではお答えいたします。

施工者である熊本県に確認したところでございますが、山田川整備対象区間のうち、土地 区画整理事業施行区域外に対しての戸別訪問については、熊本県河川課、県球磨地域振興局 土木部から2名、人吉市市街地復興課1名から2名で実施し、8月末時点で4戸実施済みで ございます。今後も、戸別訪問等により、沿川住民をはじめとする関係者の皆様とコミュニ ケーションを取りつつ、順次進めてまいります、と回答をいただいております。

本市においても、県と同様、多くの地権者の方とコミュニケーションを取りつつ進めていくため、戸別訪問や説明会等の実施の際は、事前の回覧等による周知を図っているところでございます。今後も、一日でも早い災害に強いまちづくり、安全・安心なまちづくりの実現に向け、県と一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 戸別訪問については、県はもちろんのこと、人吉市の市街地復興課か

らも一緒に同行していただき訪問していただいているということが分かりました。顔が見える安心感ということが、やっぱり市民にとっては一番だと思います。ああ、誰誰さんの来てやんなったという安心感が、また、相談の深まりにもなると思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

県管理河川である山田川の事業が大きく関わってきます。事業計画によっては情報を出せない時期、内容などの都合もあるのかもしれませんが、住民の皆さんからは「案の状態でもよかったから、早く情報を知りたかった」と口を揃えて言われています。住民の皆様への説明は細やかにということは、発災当初から私は申し上げております。益城町の区画整理事業区域、道路拡張をされた地域にお住まいの方々、その地域から外れておられる方々、それぞれの方にお話を聞いてまいりました。その中でよく聞いた言葉が「知らんかった」、「何もわからん」でした。目の前まで道路が拡張されているのに「知らんかった」とは、どういうことだろうと思いました。きっと、益城町さんも説明会は何度も何度も行っておられることと思います。しかし、本人が受け取っていなければ、発信していないことになってしまうということの証しではないでしょうか。

本市での復興まちづくり説明会に、私もほぼ全回参加させていただいておりますが、説明会に参加されるメンバーは、毎回大体同じ方が来られます。ということは、どんなに情報発信しても、参加してもらえないと説明していないことになってしまいます。特に区画整理事業区域以外の方は、なおさら情報を受け取りにくいのではないかと思います。何度も申し上げておりますが、丁寧な戸別訪問を早め、早めに進めていただきますようにお願いいたします。

では、次に、区画整理事業区域以外の地権者の方も、山田川事業の影響で事業や暮らしに 影響が出られる方がおられると思います。その方々、また、地権者の方への補償内容はどう なっているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) 御質問にお答えいたします。

施工者は熊本県となりますが、公共事業に係る用地補償については、本市も基本的に同様の基準に基づき算定しておりますので、本市から説明いたします。

公共事業により支障となり移転等が生じた場合の補償についてでございますが、対象となられる方々へ、適切且つ公正な補償を行うため、補償基準に基づいて算定をさせていただきます。土地については、近隣の正常な取引価格や国の工事価格、県の基準地価格などを基に土地代を算定します。また、建物等が支障となった場合の補償としては、建物・工作物等の移転補償、借家人に対する補償、営業休止等への補償などがございます。

補償費の算定に当たっては、権利者お一人お一人の土地に対して、支障となる土地の形状や面積、建物や営業の実態等を詳しく調査をさせていただきます。その後、補償基準に基づき適正に算定し、土地の評価方法、建物移転工法等の考え方等について個別に説明し、補償

額をお示しさせていただくことになります。

山田川堤防強化の事業に係る補償についても、県において基準に基づき適正に対応される ものと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 補償基準が細やかに設定されているということが分かり、少しだけ安心をいたしました。が、しかし、その土地で代々住み、また、なりわいをされてこられた方、その土地、その建物、そのお住まいの方、お一人お一人に歴史があり、思いがあられます。お話を伺うと「移転など考えられない。やっとここまで再建したのに」と、涙ながらにお話をされます。面積が同じならよいとか、評価額が同じならよいとかということではないと思います。どうか、お一人お一人に寄り添ったお話をしていただきますよう、切に要望いたします。

では、次の質問に移ります。道路側溝等の補修、点検についてお尋ねいたします。

令和2年7月豪雨の際、河川の氾濫により住宅地にも瓦礫や土砂が流れ込み、家屋はもとより、公共施設の一部でもある雨水排水処理の役割を担う道路側溝にも土砂などの流れ込みがありました。

そこで、発災後、道路側溝についてはどのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

議員御発言のとおり、令和2年7月豪雨災害の際は、河川の氾濫等により市街地に大量の 土砂が流れ込み、雨水排水処理の機能を担う道路側溝についても土砂が流入し、側溝断面が 閉塞いたしました。

発災直後は、市内全域、広範囲にわたり様々に被害が発生しており、道路側溝の土砂撤去の対応は大変厳しい状況でございました。そのような状況でございましたが、テックフォースや多数のリエゾン派遣など、被災地へ幅広に支援を行っていただいております国土交通省様から、路面清掃、側溝清掃について対応していただける旨の申出をいただき、7月5日には、市内の路面清掃、側溝内の土砂撤去に対して車両を配備いただきました。このことにより、7月5日から9月4日までの2か月間、昼夜を問わず、市内の浸水被害が大きかった地域の路面清掃及び側溝清掃を行っていただいたところでございますが、このとき、土砂の撤去、清掃をしていただきました市内の側溝の延長は、一部国道・県道を含み、延べで約10.4キロメートルとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- **〇2番(徳川禎郁君)** すぐに国からの多大なる御支援をいただいたというところで、改めて 感謝を申し上げます。

令和2年7月豪雨災害における側溝への流入土砂については、国・県の力を借りて土砂撤去していただいたということでしたが、発災以降、被災地にかかわらず、住民の皆さんから、「ちょっと雨が降ると水がはけにくくなった」という御意見をたくさんいただきます。紺屋町の区画整理事業区域説明会や青井地区の住民意見交換会においても、「内水排水が心配だ」というお声が多く出ております。

令和3年12月の私の一般質問において、発災後に道路陥没などの点検、補修についてという質問に、人吉市道路パトロール実施要項に基づき、週1回の定期的なパトロールを実施しているとの答弁をいただいております。

では、側溝については、その後、市としてどのように取り組まれてこられたのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害以降、市道の管理をしております道路河川課にも同様の連絡をいただくことがございまして、その都度、現地確認を行っているところでございます。

現地確認を行った中で、数か所、側溝や水路内への土砂の堆積が確認されておりますが、 おおむね、土砂の堆積は見られていないという状況でございます。なお、令和2年7月豪雨 災害において浸水した区域、浸水被害がなかった区域、どちらの区域においても、経年的な 土砂の堆積が見受けられる箇所におきましては、職員で対応可能な範囲につきましては、道 路パトロールの際などによる職員による側溝しゅんせつの実施、職員による対応が困難な場 合においては、年に2回、数量を取りまとめまして側溝しゅんせつ業務委託において側溝内 の土砂のしゅんせつを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 道路陥没についても、道路側溝の維持管理につきましても、引き続き 定期的な道路パトロールを行っていただき、今後も、適宜しゅんせつ等を実施し、排水機能 の確保をお願いいたします。

近年、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨が頻発しているのは、皆様御承知のとおりだと思います。全国各地で浸水被害が多発しており、住民生活、社会経済活動に影響を来すなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化する傾向にあります。2022年7月から9月のゲリラ豪雨は、全国でおよそ9万回発生すると予想され、発生総数は、昨年と比べると1.4倍、過去5年平均と比べると1.9倍だそうです。排水機能の確保という点で、市内の道路側溝によっては、道路の路肩に側溝があるものの、その側溝が水路や河川につながっていない、いわゆる排水の出口がなく、雨が降るとプールのように水が溜まってしまう箇所が見受けられます。なぜ、そういった側溝が敷設されてしまったのか、市は把握されているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

議員御質問の、市道の路肩に流末がどこにもつながっていない側溝が見受けられるという ことでございますが、通常は、市が道路を整備するに当たりまして、側溝の流末が水路また は河川につながるように工事を行います。

しかしながら、市内には側溝の整備が済んでいない路線もございまして、このような場所で、特に道路よりも地盤面が低い農地等を宅地造成の目的などで盛り土を行う場合、側溝の敷設を道路管理者の承認を受けて、民有地の開発業者が行うという場合がございます。このような場合に設置されます側溝においては、隣接する箇所に側溝がない場合、流末が水路につながっていないという状況になる場合があるというところでございます。隣接する箇所が、順次、道路工事施工承認申請により側溝敷設がなされた箇所については、最終的に流末が水路等につながっていくということにはなります。

なお、ケース・バイ・ケースで一概に言えない部分もございますが、別の例といたしましては、側溝がない道路の沿線で宅地化をされる場合、その敷地内に浸透枡等を設置することによって道路への排水を行わない場合もございます。そういった場合は、申請者側による市道部分への側溝敷設といった行為は発生しないということになります。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 少しの雨でも道路が冠水してしまう、玄関まで水が迫ってくるなどの声を多数聞くことがあります。私は、歩いて側溝をのぞいて見て回りました。パトロールは市内全般なので大変なことも十分承知しておりますが、ときには歩いて側溝をのぞいてみるなどのパトロールもしていただけると、早めの対処ができるのではないかと思います。住民の安心・安全のために、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。上水道の保全について質問いたします。

人吉市の水はおいしい、人吉市の水で入れたお茶は最高だというお話はよく聞きます。 山々に囲まれた、この土地だからこそのおいしい水なのだと思います。人吉市の上水道の水 源地は、茂ヶ野水源、古仏頂水源、井ノ口水源の3か所があります。

平成22年12月の田中議員の一般質問において、水道水源の保護について質問がされております。その中で、3か所の水源地のテロなどの対策として監視カメラ、動体感知装置が必要なのでは、との質問に、今後、検討していくとの答弁がされておりますが、その後、水源地の警備、監視カメラや人感センサーなどの設置状況についてお尋ねいたします。

〇水道局長(秋永 敦君) 皆様、こんにちは。お答えいたします。

現在、水源地の警備につきましては、水道施設の厳重な施錠のほか、施設敷地を広く囲むように上部に有刺鉄線を設けた侵入防止柵を設置しておりまして、容易には施設内に立ち入れないようになっており、職員による月1回以上の施設点検やパトロールも実施していると

ころでございます。

平成27年度には、遠方監視システムを改修いたしまして、施設に異常が発生した場合や電源・通信回線の喪失があった場合には、職員が所有するパソコンやスマートフォンに24時間体制で警報メールが届くようになっておりまして、直ちに職員が出動する監視のシステムが整っているところでございます。この監視システムは、全ての水源地及び配水池に設置がされておりまして、一部未設置となっております蓑野加圧ポンプ場をはじめとする3か所のポンプ場につきましても、順次導入をしていくこととしております。

今後、水源地におきましては、さらに保安体制の強化を図るため、これまで設置をしておりませんでしたけれども、監視カメラの設置や、遠方からの監視システムによる人感センサー等の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 今回、6年振りに人吉市水道事業ビジョン第3版(令和4年度改訂版)が策定されました。その中の危機管理体制の強化というところに、水道施設の保安対策として、水源地等の主要施設に監視カメラを設置し24時間監視を推進するとあります。防犯カメラやドライブレコーダーなどが事件解決にとても有効な手段だということは、日々の報道にもよく目にするところです。上水道事業に関しては、特に未然に防ぐということが一番重要です。何か起きた場合、住民の安心を担保するためにも、録画機能が付いた監視カメラや人感センサーなどは必要だと思います。検討を進めるということではなく、水道ビジョンに沿って実施に向けた協議をお願いいたします。

人吉市の場合、水道の蛇口から、安心でおいしい水が出てくるのが当たり前のように感じておりますが、昨今の世界情勢を見ておりますと、いつ、何が起きるか分からない状況です。厚生労働省の発表によりますと、2000年から2010年の間に5件のテロ事件が起きているとあり、飲料水を介して発生した健康危惧事例は、過去30年で590件以上もあり、化学物質による健康危惧事例が最も多いそうです。小規模な施設では、健康被害が明白になるまで、水質異常の把握が困難と書いてあります。要するに、何か異常があった場合、即座に配水の停止ができるということが最重要ということです。

それでは、本市では万が一、異物が混入された場合、取水・配水の緊急停止はできるので しょうか。また、断水した箇所へはどのような対応がなされるのかお尋ねいたします。

〇水道局長(秋永 敦君) お答えいたします。

本市は、湧水及び浅井戸からなる3か所の水源地を保有しております。一般的な異物混入は自然災害によるものが多く、地下水路内部の地震による揺れや、大雨により地下水路の流れが速くなった場合など、見た目では分かりにくいのですが、砂や配管の錆びなどの異物混入により濁りが発生することがございます。この濁りが基準値を超えた場合は、配水池に濁

りが入らないようにバルブを閉め取水を停止し、水源地から配水池の間で濁った水を排水す る作業等を実施いたします。

御質問のように、仮に何者かにより故意に異物等が混入された場合には、本市で策定して おりますテロ対策マニュアルにのっとり対応することとなります。

具体的には、まず、取水を停止し、防災無線などあらゆる媒体を利用し、利用者に飲用しない旨の注意喚起を行い、発生源の特定及びその除去をいたしまして、その後、配水池や配管内の清掃、水の入れ換えを実施し、水質検査の結果によりまして安全が確認されましたら配水を再開することとなります。水質検査の結果、混入された異物が人体に影響を及ぼすものであると確認された場合には、断水が長期に及ぶことも考えられますので、水質の安全が確認されるまでの期間、熊本県や近隣自治体の協力を得ながら給水車による応急給水をお願いすることにもなるということでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(西 信八郎君)** 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 水道局の職員さんの数も減っているということは十分承知しているところでございます。デジタル化できるところはデジタルに頼り、しかしながら、やはり人が関わるからこそ守れることもあると思います。引き続き、危機管理体制の強化をお願いいたします。

次に、報道等で、水資源が不足している中国の事情からか、日本の水源林を狙って購入しているというような報道がなされ、国民の不安が募り、日本中が敏感になっていたときに、 北海道のニセコ町で水源地を含む山林が外国資本に買われていたことが分かり、さらに不安を助長することになったことを覚えております。

本市でも、「中国が山ば買うたげな」というようなげなげな話がよく聞かれます。知らないからこそ不安になるのではないかと思います。

そこで、本市の水源涵養林、水源涵養林とは水源の確保、洪水の防止、河川の保護などの ための保安林のことだそうですが、その水源涵養林の取得状況、及び今後の取得計画につい てお尋ねいたします。

〇水道局長(秋永 敦君) お答えいたします。

本市には3つの水源地を有しておりますが、涵養林についての御質問でございますので茂 ヶ野水源地と古仏頂水源地でお答えをいたします。

まず、茂ヶ野水源地につきましては、水源保護地購入事業計画書に基づきまして、平成19年から平成27年までに取得を完了しておりまして、その面積は約7万4,000平方メートルでございます。

次に、古仏頂水源地につきましては、平成元年以前から取得交渉を進めており、平成28年 に取得を完了しているところでございまして、その面積は約22万平方メートルでございます。 また、現在のところ、新たに購入する計画はございませんが、取得済の涵養林につきましては、平成30年度から、くま中央森林組合と森林経営委託を結びまして森林の現況把握や有害動物、有害植物の駆除、並びにその蔓延の防止に当たっていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- **〇2番(徳川禎郁君)** かなり広大な山々、水源涵養林が取得済ということで、かなり安心を いたしました。

こういった情報も、ホームページでは公表していただいておりますが、だけでなく、広報 紙などで情報を開示していただけると、市民の安心につながるんだと思います。私も、この ことを知って、実際、図面を見させていただいて、ああ、これだったら、もう買われること はないんだな、外資系のところで買われるということは起きないんだなということを認識す ることができました。こういう情報がとても大切だと思います。

現在、新たに購入の予定はないとの御答弁でしたが、先ほども紹介しました人吉市水道事業ビジョン令和4年度の改正版には、環境対策の取組として、水源涵養事業の継続推進と書いてあります。このビジョンに書かれていることは、私たちは実現に向けて推進されるものだと思っております。涵養林の新たな予定はないではなく、市民の飲料水の安心のために、今後もビジョンのとおりに推進していかれるように強く要望いたします。

さきにも申しましたように、外国資本によって人吉市の山々が買われるということが不安 だということは、なかなかぬぐえないところでもあります。そこで、個人間の山林の売買に、 市として介入できるのかお尋ねいたします。

〇水道局長(秋永 敦君) お答えいたします。

個人間の山林の売買につきましては、市として介入することはできないところでございます。しかしながら、国土利用計画法第23条におきまして、都市計画区域内におきましては5,000平方メートル以上の土地、また、それ以外の区域においては1万平方メートル以上の土地を取得する際には、土地売買届出書の提出が必要とされているところでございまして、その利用目的が不適切であると判断された場合には、熊本県から利用目的の変更が勧告されることとなっております。

また、山林につきましては、新たにその土地の所有者となった者は、森林法の改正により市町村に届け出なければならないことが規定されているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- O議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- **〇2番(徳川禎郁君)** 民間と民間の売買に介入できないということは理解しております。しかし、水源を守ることは、市民の福祉・幸福を守ることにつながります。北海道のニセコ町

では、2011年に水道水源保護条例と地下水保全条例が施行され、届出や許可のない水源地の開発や地下水の揚水を規制しており、水資源の無秩序な搾取・採取を防いでおられます。翌年の2012年には、北海道で水資源の保全に関する条例が可決され、全道で外資による水源地・山林の買収に規制をかけ、また、ほかの多くの自治体でも同様の規制をかけて水源地の山林を守っている現状があるそうです。

そこで、熊本県内における水源保護条例の制定状況をお尋ねいたします。

〇水道局長(秋永 敦君) お答えいたします。

初めに、水源保護条例の趣旨について御説明を申し上げます。この条例は、安定的に水を確保するため、水道水源の保全・水質保護を目的としているものでございます。具体的な内容としましては、ゴルフ場、産業廃棄物処理業等の施設を設置する際の制限や、施設からの排出等を規制するものでございます。

県内の条例の制定状況についてでございますが、14市では、熊本市、水俣市、菊池市、阿蘇市の4市につきまして、水道水源保護条例または地下水保全条例という名称で条例が制定されているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 水が自慢の人吉市であります。その人吉市で、この条例を制定するということはとても大切で、今後の安心につながる一番の近道のようにも私は思うのですが、本市においても水源、地下水の保護条例制定は喫緊の課題と考えますが、本市でその条例制定の考えがあるのかということを、もう一度お尋ねいたします。
- 〇水道局長(秋永 敦君) お答えいたします。

本市におきましては、良好な自然環境の保全等を目的とした人吉市環境基本条例が平成25年3月に制定をされております。同条例には、市、市民、事業者等の取り組むべき責務が取り決められておりまして、環境の保全等のために、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならないこと等が規定されているところでございます。全市的に環境保全に取り組むことが重要でございまして、山林、河川や農地を保全することは、水源保全にもつながるものと考えております。

議員から御質問がございました水源保護条例の制定につきましては、現在その予定はございませんけれども、本市の環境基本条例や、他の自治体、先進事例等を参考にしながら研究を進めてまいりたいと存じます。

引き続き、水道事業につきましては、水道事業ビジョンやアセットマネジメント計画を指針としながら、将来にわたり安定的に水道水が供給できますよう、健全な事業経営に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 上水道の安全というものが、本当に市民にとって安心・安全は欠かせないものだと思います。水源、地下水を守るためにも、山を守るためにも、条例の制定を要望し、この質問を終わります。

最後の質問に移ります。義務教育での学びの保障についてです。

令和2年2月27日より、コロナ感染拡大防止のため休校となり、約3か月後に久しぶりの 登校となったときの子供たちのうれしそうな顔を、今でも忘れることができません。いつも の時間より早めの登校が、いかに子供たちが学校を待ち望んでいたか、待ちわびていたかと いうことのあらわれだったと思います。やっぱり学校は子供たちにとって大切な居場所なの です。

しかしながら、大好きなはずの学校へ行くことができない、学校へ行くことはできても、 どうしても教室へ入ることが難しい、そのような子供たちがいるのも事実です。勉強をした いのに授業を受けることができない、このことがどんなにつらいことか。そういった児童・ 生徒に対して、ICTを活用した学習の保障は行われていますか。また、例えば、特別教室 や、家庭でオンライン授業に参加した場合、出席扱いとした事例はあるのかお尋ねいたしま す。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

現在、市内小中学校では、小学校3年生以上の全ての児童・生徒に1台ずつのタブレット端末が整備され、授業等で活用されております。また、本年度7月には、持ち帰り用のケース及び家庭用の充電アダプターも整備され、夏休みが明けた今月から、タブレット端末の持ち帰りが開始されているところでございます。

御質問にございました、学校に行けない、教室に入れない児童・生徒に対する学習保障として活用できるツールといたしましては、主に次の2つが上げられます。

1つ目は、オフラインによるAI型ドリル学習支援サービスでございます。これは、習熟度に応じて構成された問題を解くことができ、学力向上を図るとともに、自ら主体的に学ぶ力を育むことを目的としたツールでございます。学校ではデータを閲覧することもでき、児童・生徒一人一人の実態に応じた、よりよい学習支援につなげることが期待されます。なお、メッセージのやり取りができる機能も搭載されており、児童・生徒の気持ちを把握することにも活用できるようになっております。

現在、学校に行けない児童・生徒のうち1人が、先行的にこのツールを活用いたしまして家庭で学習に取り組んでいるとの報告を受けております。学校では担任を中心に学習の進捗状況を確認したり、メッセージの送受信によりコミュニケーションを図ったりしているとのことでございます。

2つ目でございますが、オンラインによる授業の配信でございます。 コロナ禍により、会

議・研修・打合せ等のオンライン化が一般化しておりますが、それと同様に、学校において も全校集会や学校行事等をオンラインで配信する機会が増えております。この機能を活用し て授業の配信も可能となっており、個別に数件の実践事例はございます。

しかしながら、様々な理由から学校に行けない、教室には入れない児童・生徒に対する、 学校の組織的・継続的なオンライン授業は、今のところございません。ですから、出席扱い した例もございません。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 今、教育長に御紹介いただきましたAI型ドリル学習支援サービス、 我が家の孫も2週間前から持ち帰っております。もう、それはそれは楽しみのようで、ゲー ム感覚で宿題を、帰ってすぐに開いてやっております。中を見ておりますと、やり直しの機 能が付いていたり、なかなか先に進めない、進んでも、間違っていたらきちんとまた元に戻 ると。すごい時代になったなと私は感じております。また、それを学校に持っていくと、先 生方が瞬時にその子が何時から何時まで勉強した、これに何時間かかったとか、習熟度とい うものも瞬時にして先生方が把握できるということを伺いました。まさに、先ほど池田議員 の御質問にもありました、丸つけが必要でなくなるということが先生方の働き方改革につな がっているなということをすごく強く感じました。

その中で、オンライン授業が個別に数件の実践事例があるということを、今、御答弁いただきましたが、オンライン授業を希望している児童・生徒に対して、学校の組織的なオンライン授業がされないということが少々理解しがたく思います。児童・生徒、保護者からオンラインの要望をされたとき、設定等に時間がかかるので、とても休み時間では対応できないとのことだったそうです。

そこで、学校にICT支援員が来てくださっているとのことですが、ICT支援員の人数、 学校への訪問日数、支援の範囲、また、職員への支援も可能なのかということをお尋ねいた します。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

本市におきましては、令和3年度から、ICT支援員1名の業務委託契約を結び、各学校 を巡回して支援を行っております。

巡回の頻度といたしましては、1校当たり1回4時間を原則として、月2回の契約となっております。

業務内容といたしましては、主に授業におけるICT支援、校務におけるICT支援、その他学校におけるICT活用授業の推進に必要な業務支援全般となっております。授業の準備、校務処理等に係る先生たちへの支援を中心に、授業における児童・生徒への直接の支援まで、幅広く対応していただいておるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 子供たちの直接支援だけではなく、授業の準備や校務処理等に至るまで、幅広い支援に対応されているとのことでしたが、先ほども申し上げましたが、ICT支援員の支援を受ければオンライン授業、黒板と先生だけでもカメラで撮影するというようなことはできるように思うのですが、1校当たり月2回では予定も立てにくいのではないでしょうか。

学校内ではWi-Fiの環境が整備されているので、なぜできないかが私には本当に理解 しがたいところであります。今後、ICTはますます複雑かつ多様になってくると思います。 ICT支援員の増員も急務ではないかと思います。来年度に向けて、ぜひ増員の検討を要望 いたします。

学校に行けない、教室に入れなかったりする児童・生徒に対する、本市または熊本県の支援体制はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

本市における支援体制といたしましては、学校に行けない児童・生徒の学びの場として適応指導教室「かがやき教室」をカルチャーパレス1階に開設して、2人の学校支援アドバイザーを配置しております。今年度は、8月末現在で6人の利用申込みがあっております。また、登校はできるものの、教室に入れない生徒への対応として、第一中学校に1人、第二中学校に2人の学校支援アドバイザーを配置し、校内の相談室等を活用しながら個別の学習支援等に当たっております。さらに、子ども・子育て相談員として2人の相談員を配置して、家庭訪問等による家庭支援、登校支援、学習支援及び相談活動等、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな支援を行っております。なお、必要に応じまして、福祉課とも連携を図っております。

次に、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置及び活用状況につき ましてお答えをさせていただきます。

本市におきましては、熊本県スクールカウンセラー活用事業によりまして、第一中学校を拠点校として、人吉東小学校及び東間小学校を対象に1人、第二中学校を拠点校として、人吉西小学校及び中原小学校を対象に1人、計2人のスクールカウンセラーが、それぞれ年間50日から55日程度、派遣されております。なお、配置されていない小中学校につきましては、必要に応じまして支援申請を提出することによって、球磨教育事務所配置の3人のスクールカウンセラーと3人のスクールソーシャルワーカーが対応いただくことになっております。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(西 信八郎君**) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) 本市も、様々な支援体制を整えておられるということは承知しており

ます。かがやき教室の先生方が、登校時に児童に寄り添って、いつも一緒に登校していただくという場面もたびたび見受けます。週に2回ほど、毎週来られます。そういった支援が、その子にとって学校に行きやすい環境づくりにもつながっていることは、私も体感として実感しております。

では、県の活用事業であるスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーとの連携は、学校との連携はどのようにされているのか。また、スクールソーシャルワーカーと保護者との面談等の対応はされているのかということをお尋ねいたします。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの連携につきましては、先ほど申し上げましたように、配置のスクールカウンセラー、そして支援申請によりスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの支援を受けて、しっかりと連携をしながら進めておるところでございます。

また、保護者との面談につきましては、これはもちろん可能でございます。昨年度の実績を申しますと、スクールカウンセラーが49人の保護者を対象に、120回以上の面談が行われております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、面談対象者は把握できておりませんが、40件の支援申請に対して278回の面談等の対応が行われております。

教育委員会といたしましては、学校と連携を図りながら、学校に行けない、教室に入れない児童・生徒一人一人の状況について、丁寧に把握し適切な対応がなされるよう、必要に応じて指導・助言を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- **〇2番(徳川禎郁君)** ただいま、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの面談の回数 を伺いまして、相当な数の面談に対応していただいているということは分かりました。

しかしながら、保護者の方へ直接お話を伺うと、「スクールソーシャルワーカーの方とは一回お会いしたきり。その後、また連絡しますと言われて、それっきりなんですよね」というお話も聞きます。やっぱり保護者の方は、また、それ以上に学校側にせっつくという、何度も何度も伺うということをとても気が引けるというか、そういうふうに申されますので、やはり、学校側から、教育委員会側からのアクションということが必要かなということは強く感じます。

熊本県でスクールソーシャルワーカーが21人、スクールカウンセラーが83人とのことです。 大畑小に至っては、球磨地域振興局に配置された3人のソーシャルワーカー、スクールカウ ンセラーの方と、申請方式で対応していただくということであります。やっぱり、これは圧 倒的に足りていないのではないかと思います。保護者の方は、たびたび学校に行くことも気 が引ける、先ほども申し上げましたが、気が引けると言われます。学校へ行けないことが悪 いことのような認識があるのかもしれません。学校を諦めたという言葉は使いたくないんだという声も聞きます。保護者の皆様にとっては、本当に一日、一日が一喜一憂の日々だと思います。

様々に支援のプログラムは立てられていると思いますが、県の教育委員会のスクールソーシャルワーカーの推進体制の報告に、問題の概要としまして「支援申請は依然増加傾向にあり、複雑化するケースも増加。気になる生徒においては、早期のケース会議、早い段階でスクールソーシャルワーカーの支援につなげるよう指導を固める必要がある」とされています。 たほどの御答弁で、オンライン授業の実績がないから出席の扱いの事例はないとのことでした。本人も、保護者も、オンライン学習を希望しているのに、先ほど紹介されたAIドリル学習支援サービスと同じかは分かりませんが、自習の教材は渡されているとのことです。 AIドリルの学習は、私のようなアナログ世代からすると画期的で驚きでありますが、やはり、つながりたい、学校には行けないけれども学校とつながっていたいという気持ちが強いということは本音のところのように感じます。

令和3年9月10日の文部科学省からの通知によりますと、コロナ感染したり休校の場合、オンラインの授業を受けても出席にも欠席にもならない、いわゆる出席停止だということは理解します。しかし、その通知のフローチャートには、単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間、学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校ができていない場合、一定の要件のもと、校長判断で出席扱いとなるとあります。また、これも文部科学省の通知ですが、令和元年10月25日付で、不登校児童・生徒への支援の在り方について通知がされており、その中に出席扱いの要件として様々に書いてありますが、その中の1つに、ICTを活用した学習、郵送、ファックスなどを活用して提供される学習活動であることとされ、要件を満たせば校長は出席扱いすること、及び成果を評価に反映することができるとあります。本市も、検討の余地があるのではないでしょうか。

本人は、学校に行きたくても行けない、教室に入れない、やっぱり親御さんにとっては、 その一日、一日が本当に、今日、また授業が遅れてしまった、ああ、また学習が遅れてしまったという気持ちが、生徒本人も不安がどんどん助長して、さらにまた不登校につながっていくのではないかと感じております。

そこで、いま一度、誰一人取り残さない学校づくりに向けた教育長のお考えをお尋ねいた します。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

誰一人取り残さない学校づくりのためには、学校が安心できる環境で、一人一人の学ぶ力を伸ばす場でなければならないと考えております。そのためには、まず、学校に行けない、 教室に入れない子供のいない学校づくりに力を注ぐ必要があると考えます。その具体策といたしましては、楽しい授業、分かる授業など、授業や指導の質を高めることや、先生と子供、 子供同士の信頼を基盤とした関係づくりにより、一人一人の所属感や安心感を充実すること、 さらには、保護者や関係機関・部署との連携強化による先手を打った取組を視点として取り 組む必要があると考えております。

次に、何らかの理由で学校に行けない、教室に入れない子供がいる場合には、一人一人の 状況・状態を細やかに把握して、適切な対応策を、保護者、学校、関係機関と一体化して進 めていく必要があると考えております。その際、単に登校させることのみを目標とするので はなく、議員の御質問にもありましたとおり、全ての子供たちの学習機会を保障して、子供 たちが将来にわたって社会的自立を図っていけるようにすることが大きな目標になるべきと 考えております。その際、ICTを積極的に活用し、子供の実態に応じた効果的な取組例を 市内全小中学校で共有しながら、学習機会の保障や所属意識の高揚につなげていきたいと考 えております。

また、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーなど、外部専門機関の活用につきましては、今後も、球磨教育事務所及び熊本県教育長からの支援を仰ぎながら、各学校との連携をさらに強め、子供たち一人一人に対する、よりよい支援につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 2番。徳川禎郁議員。
- **〇2番(徳川禎郁君)** ただいまの教育長の御答弁にもありました、まずは、学校に行けない、 教室に入れない子供たちをつくらないことが一番だということ、まさに、本当にそのとおり だと思います。

そしてまた、全ての子供たちの学習機会を保障し、子供たちが将来にわたって社会的自立 を図っていけるようにすることが大きな目標であると御答弁をいただきました。とても心強 く、力強いです。

地域の福祉の課題が、義務教育を通じて学校に集約されると。義務教育であればこそ接触が持てるという点で、学校が担う福祉の役割は非常に大きく、重要だと考えます。子供の1日、1か月、1年はとても大切な時間です。年度が終わり、学年が変われば担任は替わるかもしれませんが、ソーシャルワーカーの支援は長い、長い期間、寄り添っていただくことがとても必要だと思います。学校現場でも、ソーシャルワーカー増員を望む声が出ているのは事実です。今後、さらに県との連携を密にしていただき、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの増員を強く要望していっていただきたいと思います。

令和2年7月豪雨の後に、子供たちの支援を長い間していただいた「カタリバ」さんという団体があります。その「カタリバ」さんが、学び場として仮想登校、メタバース登校というものを始められました。社会と関わる入口の1つとして注目されているそうです。私は、ITや仮想ということが全てよくて、全てそれを容認するという気持ちではないんです。本

当は、人と人、先生と子供たちが直接対話するということが、先ほど教育長が申されましたように、一番大事なことで、原点だということは分かっておりますが、できない子供さん方にこういった選択肢が増えてるということは、とても有効じゃないかなとも感じます。どの子供たちにも学びの保障がされ、子供たちがあらゆる学びの選択ができるように、子供たちを真ん中に置いて、学校だけでなく、教育委員会だけでなく、地域全体で、人吉市全体で子供たちを守る人吉市となることが、後に、とても愛着が持てる人吉市というように思ってくれるような子供たちが育ってくれるんじゃないかなと感じています。また、保護者様にとっても、安心して子育でができる人吉市となりますように切に要望いたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後 0 時16分 休憩

午後1時20分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) (登壇) 皆さん、こんにちは。4番議員の牛塚孝浩でございます。 通告に従いまして、早速、一般質問をさせていただきます。

今回、1点目に、デジタル田園都市国家構想について、その実現化に向けた本市の取組を、 2点目に、人吉市復興まちづくり計画について、3点目に、市民の声から、人吉城歴史館の 復旧計画について伺ってまいります。

初めに、デジタル田園都市国家構想につきましては、これまでもいろんな角度から質問があっており、答弁もいただいておりますが、全国では様々な取組が現在進行形で実施されております。また、今月はデジタル庁発足から1年を迎え、行政のデジタル化についても、マイナンバーカードの普及促進が鍵になるといわれておりますが、全国のカード取得率は、9月2日の新聞報道によりますと、やっと5割に達したとのことでありました。このような背景から、本市では、今年6月より、日曜開庁や出張申請サポートなど実施いただき尽力をいただいており、大変感謝をしておるところでございます。

そこで、現在、本市の普及率につきまして、その進捗状況をお尋ねいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本市におけるマイナンバーカードの交付状況でございますが、令和4年8月末現在の人口が3万861人、交付済件数が1万4,408件、交付率は46.69%となっております。参考といたしまして、国が公表しております交付率、これは令和4年1月1日現在の人口に対する割合となっておりますが、全国が47.4%、熊本県が46.8%、人吉市が46.27%となっております。また、マイナンバーカードの申請数につきましては、スマートフォンなどでの申請が可能

なことから正確には把握ができておりませんが、マイナポイント第二弾の実施に伴い、増加 しているようでございます。実際にマイナンバーカードを交付するまでには1か月から4か 月のずれがございますので、今後、本市におきましても交付率はもっと上昇するものと考え ております。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 本市では1万4,408件、交付率が46.69%であると確認をいたしました。 普及促進に当たりましては、答弁にもございましたように、国によるマイナポイントの付 与、これは御承知のとおりでございますが、熊本市におきましては、時限的になんですけれ ども、マイナンバーカードの保持者に対してコンビニでの住民票の取得が10円でできるよう にするとか、独自の普及促進策を実施されておるようでございます。このように様々な恩恵 が付与されてくるマイナンバーカードでございますけれども、しかし、カードを取得した後 にポイントをいただくためには自分自身で申請をしなければならないということであります。 ここで、手続ができる人とできない人との間で恩恵にも格差が出てくると思われます。この 辺りの本市の対応を併せまして、今後の普及目標についてお伺いをいたします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナポイントなどの恩恵を受けるための本市の対応、支援についての御質問でございますが、まず、国においては郵便局や各携帯電話ショップでの申請を可能としているほか、本市におきましては商工会議所に申請支援業務の委託を行っております。また、市役所市民課窓口におきましても、御相談や申請支援といった対応を行っているところでございます。

マイナポイント第二弾の対象となる申請期限が今月末までとなっており、その後の対策が 課題となりますが、熊本県などとも連携いたしまして、こちらから外に出向いて申請支援を 行う出張申請サービスなどを積極的に行うなど、できるだけ多くの市民の皆様に申請してい ただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の普及目標ということでございますが、マイナンバーカードは様々な行政サービスを提供する際のベースとなっていくことから、国と同様に、100%とはいかないまでも、ほとんどの市民の皆様に取得いただくことを目標に、努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 市民課の窓口でも申請のいろいろ支援をしていただいているということですが、ほかの自治体では余りそこまでやっていないと思うんですね、大変ありがたいことだと思います。

それから、目標につきましても、力強い答弁をいただいたと思っております。ポイントの

付与期間が今月までということですので、しばらく忙しいと思いますけれども、マイナンバーカードの普及がいま一歩進まない、こういった背景には、やはり、どうしても個人情報の流出が懸念されるからだと思われます。そのあたりを払拭しながら、今後は利用価値についても丁寧な説明が必要であると思っておりますので、答弁をいただきましたように、マイナンバーカードは様々な行政サービスを提供する際のベースとなっていくということであります。これからの時代では、これは必然なんだと思うんですね。

総務省消防庁からの情報なんですけれども、全国6の消防におきまして、カードの健康保険証機能を活用して、救急搬送時の医療体制強化への活用の実証実験をされるようでございます。今後の普及促進が、これからの地方を変える力になると思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

これから先、様々なデジタルトランスフォーメーション、DXを進めていくためにも、また、交付税の獲得にも影響が出てきますのでお尋ねをいたしました。

ここで、デジタル田園都市国家構想推進交付金、3つのタイプ別の違いを、事例をもとに 大枠で説明をいただきまして、その中で、本市が取り組んでいる、または取り組む計画があ りましたらば、それは何なのか。6月の定例会では、徳川議員の質問の中で、復興政策部の 中に情報政策課を設置して推進体制の強化を図ったと答弁があっておりましたので、伺って おきたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) 議員の皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

令和3年度補正予算におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、デジタル実装タイプ1、タイプ2/3の3タイプがございます。

タイプ1は、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を対象とした事業で、国の概要資料には、香川県高松市のスマートフォンアプリを活用した観光振興、まちづくりの取組が事例として掲載されています。

タイプ2/3は、各種サービスの連携や多様なデータの利活用を支えるデータ連係基盤を活用し、複数サービスの実装を伴う取組を対象とした事業で、タイプ3については、令和4年10月末までの早期実装を求められた事業です。採択された事例としては、福島県会津若松市のヘルスケア、行政、観光等の複数分野のデータ連係の促進による共助型スマートシティ推進事業がございます。

その事業内容としては、ヘルスケア分野では、健康記録や医療情報記録を市民の同意に基づいてつなぎ、市民中心の医療データベースの構築を活用した遠隔医療サービスの実現が上げられています。行政分野では、市民の同意に基づいて、行政が保有する情報を連携することで申請書が自動で記載されるなど、市民サービスのデジタル化の実現が上げられています。

次に、本交付金の取組状況でございますが、本市では、本交付金の活用ではなく、別の補助事業であります総務省データ連係促進型スマートシティ推進事業、新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、デジタル関連事業を実施しております。なお、 今後のデジタル関連の取組につきましては、先般、デジタル田園都市国家構想と地方創生に 関する2023年度予算案の概算要求が公表されたところであり、国の動きを注視しながら活用 を検討してまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- **〇4番(牛塚孝浩君)** 交付金のタイプ別について、事例も合わせて詳しく説明をいただきました。

令和3年度、本市に至っては、この交付金を活用した取組はなかったということでございました。また、先般、2023年度の予算の概算要求も公表され、国の動きを注視しながら活用を検討するということでありましたが、全国的に公務員不足といわれているようであります。一方で、仕事量は増え、それを裏付けるように全国的なミスというものも増えています。皆さん、御存じのとおりだと思います。しかし、DX化に向けた構造的な改革のためには、一定期間、職員を増やす必要性もあるのではないのかなと私も思っています。そこには予算も絡むわけでございますけれども、将来を見据えれば、業務の効率化を図るためには突破しなければならない壁であります。そして、その後に、人員と組織の最適化を実施していくしかないと思っているところであります。

そこで、全国の公務員が問題や課題を共有しまして解決することができるように、オンライン市役所というものがあるそうですね、本市の職員の方も、確か、参加されていると聞いておりますが。経費もかからないということでございますので、そのようなものもどんどん活用をしていただきたいと思います。

そして、デジタル化を阻害するものは何か洗い出し、できるものは実施する、そういう決断こそが重要であり、今だと思います。このことについて、市長の考えを伺っておきたいと思います。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、DXを推進するためには、事業の課題などを洗い出し、その課題の解決方法を模索することこそが大変重要であると認識しております。

本市におきましては、今年度から、業務の効率化を含めた、いわゆる自治体DXを推進する部署として復興政策部に情報政策課を設置したところです。この情報政策課を中心に、各部署の職員から構成するワーキンググループ等において、全国で既に取り組まれている自治体の事例、先進地視察、民間事業者からの提案をもとに、課題等を整理し、市民サービスの向上、職員の業務効率化、費用等の観点から事業化の検討を行っているところでございます。

全国的なデジタル化の進展の中で、民間事業者からの実証事業の御提案をいただくことも ございますが、デジタル化そのものが目的とならないよう、市民の皆様が利便性を実感して いただくことはもとより、職員が事務の効率化を実感できるデジタル化を目指し、スモール スタート・スモールサクセスで取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 民間から実証事業の提案もあっていると答弁をいただいたところであります。どのような事業提案があっているかお聞きしたいところでございますが、精査が必要だと思いますので準備が整い次第、お示しをいただくことといたしまして、おっしゃるとおり、本市に合ったデジタル化が何よりも求められると思います。

先ほど復興政策部長の答弁で御紹介をいただきましたように、タイプ1ですね、既に確立されているモデルの取組は可能ではないのかなと思うんですね。御存じだと思いますが、地方公共団体を対象にした夏のデジデン甲子園が開催をされまして、今月2日、表彰式が実施されております。詳しくは述べませんが、地方こそ人員不足であり、現場に行かなくてもできることはDX化し、生産性を上げる必要があるといわれております。

北海道北見市では、書かない窓口の実例があるそうで、住民は口頭で話すだけで、職員さんがパソコンへそれを入力して、ワンステップで全ての手続ができるという話を聞いたので、ちょっと調べました。そこには、こう書いてありました。「市役所の対面窓口業務を、業務ノウハウを搭載したシステムで支援する仕組みとし、職員が住民データを使って必要な手続の申請書を作成し、申請データは各業務の後方処理に回る。住民は印字された内容の確認と署名などのみで申請は完了する」という仕組みだそうです。本市でも取り組めないのか伺います。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

議員から御紹介いただきました、書かない窓口につきましては、デジタルトランスフォーメーションに加え、窓口の在り方も含めて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

課題といたしましては、ワンストップで手続が完了する窓口をどれだけ用意するのか、職員が聞き取る内容を、名前、住所程度にとどめるのか、詳細な内容に踏み込んだものにするのかなど、どれくらいのレベルに設定するのか。また、申請者の待ち時間や職員の負担が増大しないような仕組みづくり、窓口の民間委託など、様々な観点から本市に合った方法につきまして検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 私が市民課の窓口を個人で利用したときなんですけど、タッチパネル、要約をするものがあるんですけれど、あれを見ながら画面じゃないところを一生懸命押されている市民の方がいらっしゃったんですね。そういうような状態なんです。

取組については、課題を精査いただいて、本市に合った方法で検討を進めるとのことでございました。既に実施されている自治体があるわけですから、オンライン市役所なども活用して調査・研究をされた上で、なるべく早く具現化していただきますようにお願いをいたします。

デジタル田園都市国家構想の鍵となり、新たな実現・普及につきましては、共助でのビジネスモデルが必要であるといわれております。過去にも申しましたが、荒尾市では、AIを活用した乗合タクシーにおいて様々な実証実験も行われておりますし、天草市でも同様の事業が行われております。ほかに、無人の送迎バス運行を実施している自治体もあるようです。このことにつきましては、今年3月の一般質問で過疎地域持続的発展計画のメニューの中で質問をし、答弁いただいたところでございますが、その際、御紹介いただきましたMaaS(マース)という国の取組、そして、その流れの中で、人吉市地域公共交通計画を策定すると答弁をいただきました。より具体的な施策、事業として検討するということでありました。あれから半年、今議会に提出されました人吉市過疎地域持続的発展計画の28ページを拝見しましたところ、その対策として「人吉球磨地域公共交通計画に基づき、圏域自治体と連携・協力し、地域住民が利用しやすいよう再構築する」と記載がありました。公共交通に視点を置けば、当然、圏域との連携は必然でございますが、まずは本市のみの取組を、加速する高齢化、そして買い物弱者、免許返納者など、交通弱者といわれる方たちの移動手段の確保、それから利便性の向上については、スピード感を持って実施するべきだと思います。このことについて、人吉市地域公共交通計画策定の状況と合わせて伺いたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

本年3月の定例会で、過疎地域追加による施策に関連し、交通システムの構築について御質問いただいた際、本年度、人吉市地域公共交通計画を策定することから、より具体的な施策、事業として位置づけを検討し、当地域に合った持続可能な交通体系を構築してまいりたいと答弁させていただいたところです。

現在、本市の地域公共交通マスタープランとなる人吉市地域公共交通計画の策定作業を、 法定協議会であります人吉市地域公共交通活性化協議会により進めているところでございま す。計画策定に伴う市民アンケートや乗り込み調査、各事業所へのヒアリング等の実施を今 月中に予定しており、まずはしっかりと利用状況や利用者ニーズ、地域公共交通が抱える課 題を把握することとしています。

その上で、本市の地域公共交通に関する基本方針や将来像を定め、具体的な施策、事業として、MaaS (マース) やAI タクシーといったシステムの導入などに関して、計画への位置づけを今後の協議会において検討してまいりたいと存じます。

具体的な事業への取組につきましては、計画に基づき、関係部署や関連機関との協議・連携のもと、将来的に持続可能で、住民の皆様にとって利便性が高い地域公共交通体系の構築

を目指し、実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 人吉市の地域公共交通活性化協議会で策定作業を進めていると答弁いただきました。

また、今月中に事業所へのヒアリング、それから市民へのアンケートなどを実施するということですが、バス停まで歩いて行けない高齢の方とか、そもそも近くにバス停がない、そういう遠隔地にお住まいの方に対して、やはり、自宅まで迎えに来てくれる、そして安価に利用できるシステムが最適だと思います。これこそ、デジタル田園都市国家構想の交付金タイプ1でできるのではないかなと思います。ぜひ、できるところからでも早期に取り組んでいただきますようにお願いをしておきます。

次に、全国には、公民館と言われる施設は約1万5,000か所あるといわれております。本 市には91の町内がございますが、全ての町内に公民館があるわけではございません。

そこで、この中から、本市の主要と思われる公民館を選出した上で、令和2年7月豪雨からの災害復興にも絡めて公共の通信インフラの整備――フリーWiーFiの設置なんですが、をお願いしたいと考えております。なぜならば、1つ目には、文部科学省が進めるGIGAスクール構想に伴い、小中学校に整備された1人1台の端末を有効活用するためであります。学校へ行けないような事象が発生した際に、全世帯へのネット環境整備が整うまでの間、教育格差というものを生まないためにも、寺子屋的な利用をしてオンライン授業、遠隔ライブ授業というものができるのではないかなと考えております。あるいは、2017年に施行されました教育機会確保法にものっとって、不登校問題の解決に向けた多様な教育環境の創出につながる可能性もございます。

さらに、2つ目には、Wi-Fiが利用できる環境が増えるということで、民間の力をお借りしまして新たにスモールコワーキングスペースとして、あるいはカフェとかキッチンカーなどを開いて、これまでになかった新しい形の地域のにぎわい創出も考えられます。

このような取組については、将来的には公民館に限らず公園とかも視野に入れてスペースの使い道を多様化することで、公共の場でも利益が生まれ、その利益によって維持費を補うという仕組みも取れるのではないかなと考えます。そして、そこに人が集えば景色も変わりますので、自然とそのエリアの価値も上がってくるのではないかなと想像できるわけです。

このように、公の場の価値を高めることによって新たな地域の活性化へつなげる仕組みづくりについて、取組が可能かどうかを伺います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

主要な公民館等へのWi-Fi環境の整備につきましては、議員御指摘のとおり、教育分野でのオンライン授業や、民間の力を借りたにぎわい創出事業などに有効であると考えてお

ります。

GIGAスクール構想に伴い、小中学生にタブレット端末が整備されておりますが、各家庭のインターネット環境は様々であり、教育格差を生まないための対策や、新たな環境の創出などについて、現在策定中の人吉市スマートシティ推進計画において、重点分野の1つとして検討していく必要があると存じます。

先日、総務省地域情報化アドバイザーの森戸裕一さんをお迎えし、お話を伺ったときにも、 行政分野のデジタルトランスフォーメーション、つまりデジタル変革によって、これまでの やり方に加え、選択肢が増えることにより、世代を超えた、誰もが住みやすいまちになるこ とを強調されておられました。

いずれにしましても、デジタルを活用して地域課題の解決を行い、新たな価値を創出する ために、あらゆる分野について、今後検討が必要であると考えておりますので、庁内の関係 部署間や関係者と共に、課題を整理しながら個別に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) お答えいただきました地域の課題は、今後もなくならないと思うんですね。課題を解決するためには、新しい発想をもとにした新たな魅力をそこで生み出すということが重要だと考えます。

さきに提案させていただきましたこういった事業につきましては、環境整備、また運営に も、当然経費が必要になってまいります。が、しかし、多様化・多様性に柔軟に対応する仕 組みづくりが、これからは特に必要であります。

そのためにはPFI、民間資金等活用事業推進機構を選択することもあるでしょうし、これこそがDX、デジタルトランスフォーメーションを加速させ、稼ぐ自治体としての流れをつくり出すものだと思います。稼ぐ自治体とは税収が増えるということですので、補足をしておきたいと思います。

個人的には、道の駅としても開園をしております人吉クラフトパーク石野公園など、キャンプ場もありますし、今からでもPPP、官民連携や、今言ったPFI、あるいは指定管理者制度の活用を検討する上でうってつけではないかと思いますが、まずは、市長も先ほどおっしゃっていましたように、スモールスタートですね、私もそう思います。

そこで、身近にある小規模な施設を選出して、まず実施できないかということについて伺いたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

本市においては、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、持続可能な社会や活気溢れる地域経済を実現していくことは喫緊の課題となっております。

PFI、指定管理制度などの活用を検討するに当たっては、人吉クラフトパーク石野公園や人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばにおいて、対話型市場調査であるサウンディング調査を実施し、民間ならではの自由な発想によるアイデアや、事業参入への意向・条件等を把握した経緯もございます。今後も、PPPなどの活用につきましては、その可能性を探るとともに、実情に合わせた様々な手法を検討していく必要があると存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) サウンディング調査を実施されたとのことでございました。また、アイデアや事業参入への意向・条件についても把握した経緯があると御説明をいただきました。どんなアイデアや意向があったのか、非常に興味がありますし、お示ししていただきたいところでありますけれども、質問の趣旨がずれてまいりますので、このことにつきましても、別の機会に改めて公表いただきたいと思います。

デジタルトランスフォーメーション化、DX化は、エリア価値を上げるためにも、今後、 必須になる重要な手段だと思いますし、また、田舎では特に体験というものをデザインする ことが、付加価値を向上させていくためにも大事でありまして、人を呼び込むためにも必要 だといわれておりますことから伺ったわけであります。

しかし、いずれにしましても、このデジタル技術を使いこなすことができないと、様々な 恩恵も受けられません。ここで大切になってくることは、私も含めてですけれど、スマホ、 パソコンなど分からない、使えない、いわゆるそういうデジタル弱者に対するデジタル化へ の対応能力の向上ではないでしょうか。

昨年、ひとよしくま熱中小学校で講演をいただきました、87歳のプログラマー、若宮正子 先生は、こう言っておられます。「年寄りだってやればできる。老いてこそのネットショッ ピングだ」、そして「テレビのように使いこなせるようにならなければならない」とも言わ れておりました。

そこで、今後ですけれども、市主導で、高齢者でも楽しく学べるIT講座、学校のようなものを開講していただいて、防災にも役立つということ、あるいは買い物難民の解消にもなり得るということ、また、医療全般についても役立つんですよということ、様々にその利活用の重要性、そして必要性をお伝えいただきまして、また、使えることが当たり前のそんな時代になったんですよという意識改革に向けて、息吹を吹き込んでいただきたいと思います。このような取組についてできないか、伺います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想における基本方針の中におきましても、誰もがデジタル化の恩 恵を享受することにより豊かさを実感できることが重要であり、誰一人取り残さないための 社会の実現を目指すと記載されております。 インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人との間に生じる 格差のことをデジタルデバイドといい、その格差を解消するための対策をデジタルデバイド 対策といいます。

本市が策定を予定している人吉市スマートシティ推進計画においても、全ての市民がデジタル化による恩恵を受け、より楽しく、豊かな生活を送れるように、まずは携帯ショップ等と連携し、スマートフォンの使い方に慣れていない方などを対象としたスマートフォン教室等を開催するなど、デジタルデバイド対策に取り組んでいく予定でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) デジタルデバイド対策を実施いただけると確認しました。

やはり、これからの時代は、この辺の取組が大変重要になってくると思いますので、よろ しくお願いをしておきたいと思います。楽しんでできるようにお願いします。

今年6月に開催されたデジタル田園都市国家構想実現会議第8回の中で、岸田総理大臣がこう述べておられました。「支援策については地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金、この3つの交付金を新たにデジタル田園都市国家構想交付金に統合し、地方公共団体の構想実現に向けた取組を国としても強力に支援をいたします。また、年末には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定いたします」とのことでありました。

本市では既にスマート林業にも取り組んでおられますし、上原田の畑かんの利水事業の中でも取り組む計画であると、6月に答弁をいただいております。近年、特に山間部では、イノシシや鹿の鳥獣被害も非常に増加をしております。そのような対策にもデジタル化をやろうと思えば、実例もございますので、開会日に提出いただいた人吉市過疎地域持続的発展計画とのリンクを図りながら、官民全体でよりよいDX化が進みますようにお願いをいたしまして、この質問を終わります。

2点目です。豪雨災害からの復旧・復興に関しましては、復興のまちづくりに関する特別委員会でも詳細を御説明いただき、鋭意尽力いただいておりますことに感謝をいたします。また、開会日には、市長からも復興に向けての3つの柱の実現に向けた取組を御説明いただいたところであり、球磨川左岸地区、温泉・下林地区、中神地区については、一部避難路の調査測量がほぼ完了し、道路の線形、歩行者導線の検討中であると発言をいただきました。

当該地区への住民説明も、早期にできるよう準備しているということでございましたが、これらの地域において、復旧・復興計画についての具体的な住民説明会、意見交換会が、ここ1年ほどあっていないように思います。人手不足、それからコロナ感染症の影響があるということは十分に理解をしておりますが、被災から2年と2か月、被災をしたところでは建設を完了した方もいらっしゃいますし、これから建てる方、まだ復興計画に基づいた具体案

が示されないので、再建をちゅうちょされている方など様々です。ほかへ転出された方もお られます。

そこで、まず、初めに、宝来町から相良町、薩摩瀬地区について伺います。

下薩摩瀬町では、半年ほど前に防災ステーションについての説明会があっており、このことについては6月の一般質問で田中議員から質問と答弁がされております。答弁の中では、本年7月中には地権者への説明会を開催するということでございました。しかし、あっておりません。私も、7月に地権者の方からお話も伺いましたが、本市からの訪問も説明も何もないということでありました。農地の問題などもありますが、当該地区での避難路整備や計画する道路、防災対策のために要望されていた、避難所に間に合わない場合に一時避難をする飛び地の高台台地など、全体像としての復興計画がはっきりとは示されておりませんので、各地区別の復興計画の進捗について伺っておきたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

河川防災ステーション整備事業の進捗状況でございますが、現在も、下薩摩瀬町を候補地 として、河川管理者であり、市と共に事業者でもある国土交通省と協議を進めており、候補 地地権者の皆様の意向確認も継続して進めている段階でございます。

6月市議会定例会での田中議員の一般質問において、7月中を目途に、再度、農地の地権者への説明会を開催する予定と答弁いたしており、議員御指摘のとおり、その後、実施できてはおりませんが、今後も、国土交通省と連携して協議を進め、できるだけ早い説明会の開催に努めるとともに、本市の防災拠点づくり事業として、一日でも早い完成が望まれる施設でもございますので、早期完成に向け調整を図ってまいりたいと存じます。

次に、災害時の安全性を確保する避難路整備につきましては、地区別懇談会で地域住民の 皆様からいただいた御意見をもとに、整備計画路線の測量設計業務を予定しておりまして、 今後も計画的に進めてまいります。

また、万が一、逃げ遅れた場合等における一時避難場所につきましては、現在、令和5年度中の入居に向けて、相良町に災害公営住宅の整備を進めておりますが、豪雨などによる浸水時に、当該住宅の階段や廊下などの共用部に一時的に垂直避難が可能になるよう協議をしているところでございます。なお、復興まちづくりの懇談会におきましても、地域住民から避難路整備や緊急避難場所の必要性について御意見をいただいたところでございますが、ハード整備には時間を要しますので、防災意識を高め、早めの避難を啓発していくことなど、ソフトとハードの両面を組み合わせながら地域の安全性を高めてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- O議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 飛び地とかの整備については時間を要するということでございました。 次ですが、隣接する下林・温泉町地区では、民間による開発の計画、そして動きがござい

ますが、本市の具体的な計画は、この薩摩瀬地区同様に分かりません。各々が独自に再興されており、その他の被災地についても同様に感じておるところでございます。それぞれの被災地の復興計画については、今後どのように進めていくのか、進捗も合わせて伺います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

人吉市復興まちづくり計画におきましては、特に被害が大きかった地域8地区を設定し、 それぞれの地区に応じた復興まちづくり計画に基づき事業の推進を図っております。

各地区の復興まちづくりの進捗状況でございますが、中心市街地地区及び青井地区、また、 先ほど答弁させていただきました薩摩瀬地区を除く5地区につきましてお答えさせていただ きます。

まず、麓老神地区でございますが、中心市街地地区及び青井地区とともに、人吉市の町なかを形成する地区として、この地区の有する歴史・文化資源等を活用しながら、町なか2地区と連携し、一体性のある方策の検討を進めているところでございます。

次に、球磨川左岸地区でございますが、今回の水害で被災しました西瀬コミセンの復旧工事を開始し、避難路整備につきましては、一部路線において、令和3年度に先行して測量設計業務に着手したところでございます。

次に、温泉・下林地区でございますが、民間事業者等との協定締結により、一時避難が可能な場所を新たに確保させていただき、また、温泉町において、被災した公民館に代わる施設として、「みんなの家」の建設が予定されております。また、この建設に併せまして、敷地に接道する避難路の測量設計業務を、令和3年度に先行して着手しております。

次に、中神地区でございますが、一部農地が国による遊水地事業の候補地となっており、 今年度には用地の測量調査が実施される予定となっております。また、避難路整備につきま しても、一部路線において、令和3年度に先行して測量設計業務に着手しております。

最後に、大柿地区でございますが、中神地区と同様に遊水地事業の候補地となっており、 また、本年3月には、本市の方針として大柿地区全体で安全な場所への移転を提案させてい ただいた地区でございますけれども、現在、懇談会や戸別訪問などを通して、今後の生活再 建に向けて、地域住民と丁寧な話合いを進めているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。

〇4番(牛塚孝浩君) 答弁にもございましたが、早く着手できるところもあれば、いろんな 条件や状況が絡み合って時間がかかるということは理解できます。

被災をされて、まだ、これから再建しようとする方は、青井地区の説明会で、市民の方が 冒頭に前に出て言われておりましたが、「ここは水没したんですよ」なんですよね。はっき りした方向性がつかめないと自分でも決断のしようがないと思うんですね。どの道が広くな るのか、土地はかさ上げするのか、別の場所に移転するのか、その辺を御理解いただきまし て、適時、今後も丁寧な説明を実施いただきますようにお願いをいたしまして、この質問は 終わります。

3点目です。市民の声から、人吉城歴史館について伺います。

本定例会の開会日、市長は、豪雨災害で被災した同施設の今後について、あらゆる方向性を議論いただき、意見をいただいていると、球磨川に隣接し、課題もあるが、観光都市人吉を代表する拠点の1つとして、できる限り早期に方向性を決定したいと述べられました。6月には豊永議員からの一般質問で、人吉城歴史館、ふるさと歴史の広場の再開について答弁いただいており、今年12月までには方向性を決定すると、そのときに回答をいただいております。

そういう過去がございますが、私からは違った視点で、今回、質問をさせていただきたい と思います。

御承知のとおり、この人吉城歴史館、ふるさと歴史の広場には、平成9年から同10年にかけまして、相良家の家老、相良清兵衛の屋敷跡調査が行われ、たまたまだそうですが、謎の地下遺構が発見されました。その2年後には、清兵衛の息子の屋敷跡でも同様のものが発見をされ、これがふるさと歴史の広場にあるものです。この地下遺構について、今月24日にはシンポジウムも開催をされますが、当日は東京大学や山形大学から3名の教授、助教授にもおいでをいただきます。実は、実費で来ていただけるそうです。それほどの価値があるということではないでしょうか。当日は、閉館中にもかかわらず、特別に遺構を見学できるよう、市でも協力をしていただくとのことでありますので、この場をお借りして御礼を申し上げます。

ここで、まず、初めに、令和2年の豪雨災害で被災しました展示文化財について、現在どのように保管されているのか。復旧が可能なものと、そうでないものもあるのか、参考のため伺っておきたいと思います。

○教育部長(小澤洋之君) 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

人吉城歴史館は、令和2年7月豪雨の際、施設本体では建物外で2.3メートルの浸水、建物内1.5メートルの浸水がございまして、展示しておりました指定文化財を含む全ての展示物に被害を確認しております。

被災後の状況でございますが、令和2年7月6日に、人吉城歴史館内の状況確認と熊本県 文化課への救出依頼を行いまして、同7月7日、9日に、熊本県文化財レスキュー事業とし て、展示をしておりました文化財の大部分を県の施設に搬出しております。なお、搬出され た展示文化財につきましては、現在、温湿度を管理した状態で県施設にて保管をしていただ いております。

また、乗り物、かご、太鼓の3点につきましては、非常に大型のものでございまして、保管場所の問題もありまして、現在も人吉城歴史館内にて保管をしておりますが、換気を定期

的に行い、カビなどの発生がないよう管理をしている状態でございます。

被災した展示物は、修復等の準備を進めておりまして、専門業者により、実際に展示物の 被害状況を確認いただき、修理内容等について御検討いただいているところでございます。

現在のところ、さびてしまった釘や破損した木材等の取替えは必要かと存じますが、修復 不可能なものはないと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 復旧が不可能なものはないと答弁をいただき、ほっとしているところでございます。また、管理もしっかりとしていただいているようなので、安心しました。

これからの復旧には費用もかかると思いますが、状況については、できれば、適時報告をいただきますようにお願いをしておきたいと思います。

次です。人吉城歴史館の復旧について、方向性が決定されたとしましても、やはり、再開までには相当な時間がかかると思います。それまでの間も、何らかの方法で、見学を希望される一般の方や調査研究のために見れるようにできないのか伺っておきたいと思います。

○教育部長(小澤洋之君) お答えいたします。

人吉城歴史館に関する今後の方向性につきましては、議員がおっしゃいましたように、現地での原形復旧、それから史跡外の場所への移転・新築、歴史館を解体して、地下遺構の覆い屋を新築する、3つの方向性をお示しし、今年の12月までに方向性を決定する予定とお答えをしているところでございます。

現在、各種団体等への意見聴取も終盤を迎えておりまして、今後の決定を踏まえ、次年度から事業に着手することになると存じます。

しかしながら、地下遺構につきましては、いずれの方向性にかかわらず、復旧後に一般公開する予定としておりますけれども、議員御指摘のように、公開までには相当の時間を要することになります。議員御提案の、調査・研究のための見学につきましては、これまでどおり対応していきたいと考えておりますが、見学を希望される一般の方への公開につきましては、安全確保やセキュリティー対策の問題もございまして、職員対応が必要となることから、例えば、市の出前講座のメニューに「地下遺構見学コース」を加えるなど検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- **〇4番(牛塚孝浩君)** 分かりました。必要に応じて、出前講座などで対応をいただくということでありました。

ですが、実は、観光資源として大変価値があると思うんですね。ですから、観光でおいでいただいた方へも、希望があれば見学できるように何とか御検討をいただきますようお願い

をしておきたいと思います。

関連して、本市の文化財保護委員についてちょっと伺っておきたいと思います。この文化 財保護委員の選任方法、それと人数はどのように決まっているのか、どのような活動をされ て、どんな効果があるのか。人吉城歴史館の復旧にもきっとお力添えをいただけるものと思 いますので、伺っておきたいと思います。

○教育部長(小澤洋之君) お答えいたします。

本市の文化財保護委員につきましては条例で定めがございまして、まず、人数につきましては、人吉市文化財保護委員会条例第2条第2項で、「委員会は、8人以内の委員をもって組織する。」なお、選任につきましては、同条例第4条で、「委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。」となっております。

文化財保護委員会の目的でございますが、文化財の指定・解除及び保存、並びに活用に関し、市教育委員会の諮問に応え、また、教育委員会に意見を具申し、なお、そのための必要な調査・研究を行うこととなっております。

具体的には、委員会の中での文化財の指定・登録に関する御助言や、新たな文化財の掘り起こしに対する御支援、本市が刊行しております「ひとよし歴史研究」への執筆や、文化財防火デーへの御協力をいただくとともに、人吉市だけではなく、球磨地方を含めた地域文化の解明と学術研究に努めていただいております。

平成29年3月には、人吉市内の各所で行われております祭りについて、本市文化財保護委員により調査を行った報告書でございます「人吉のまつり~春夏秋冬・四季の楽しみ~」という本を刊行いたしております。ありがたいことに、大変御好評をいただきまして書籍は完売となりましたが、現在は人吉市ホームページで閲覧・ダウンロードできるようになっております。

このような文化財保護委員の皆様の活動によりまして、人吉市民の文化財愛護意識の高揚が図られているものと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 8名以内で、教育委員会が学識経験者に対し委嘱すると確認をいたしました。

実は、この委員さんについて、他の自治体の委員さんから「人吉市は人数が少ないんじゃないですか」という指摘を受けたわけなんですね。今回はそのことについての質問はいたしませんが、例えば、委員会の下部組織としまして補佐的に、歴史が好きな方たちで構成するサポーター制度みたいなものもつくられたら、もっともっと委員会活動が活発になるんじゃないかなと思ったところであります。いずれにせよ、委員会の目的が達成されますように、私も側面から応援をしていきたいと思います。

最後に、御存じの方も多いと思いますが、過日、熊本日日新聞の4面に「現場から」という欄があったんですけど、ここに、デジタル編集部の岡本さんという方が「次世代に残す戦争の記録」という記事を書かれておりました。それによりますと、その方の曽祖父は、太平洋戦争時、日本人でありながらも米軍に従事していたということが分かったそうです。岡本氏は、今25歳。彼にとって、今まで、戦争は遠い過去の出来事であったが、自分のルーツである親族の関わりや人生を知り、自分ごととして感じた、と書いてありました。記憶や記録というものを次世代につなぐことの大切さを伝えるために書かれたものですが、何が言いたいかと言いますと、身近に思う人というのは、自分のルーツ以外にも地元出身者という部分が、うまく言えませんけど、連帯感とか興味を引きつけるものとして存在すると思うんですね。

そこで、今回、復旧する人吉城歴史館には、これまでの展示品と合わせて、新たに本市出身の偉人についても展示をいただきたいと強く望むわけであります。リンドバーグやライト兄弟は知っていても、日野熊蔵は知らない。山本五十六さんは有名で知っているが、高木惣吉は知らない。野球少年にとって川上哲治氏は神様でしょうし、ほかにもたくさんそういった偉人が、出身者の中にはおられます。子供たちにはもっと身近な地元の歴史にも、そういったところから興味を持ってもらって、楽しく学びながら地元愛を育んでほしいと思うんですが、どうでしょうか。伺いたいと思います。

○教育部長(小澤洋之君) お答えいたします。

人吉城歴史館は、国指定史跡でございます人吉城跡に関する歴史・考古・民俗及び美術等の資料の収集、調査・研究、展示を行い、史跡人吉城跡の積極的な活用と総合的な理解と学習に必要な情報提供を目的として設置されているものでございまして、国指定史跡である人吉城跡に関する資料の展示を行う内容として、常設展示では「城に学ぶ」を展示テーマとして掲げ、「人吉の始まりと相良氏の登場」、「人吉城の築城と戦国相良氏の誕生」、「人吉城の整備と相良氏の発展」、「近世人吉城の築城と人吉藩」の大きく4つの柱に分けまして、関連資料を並べ、映像を併用しながら、来訪者の方に人吉城と相良氏について御理解をいただけるような構成としておったところでございます。

しかしながら、特別展示室におきましては、平成22年春期の企画展として「人吉が生んだ植物学者 前原勘次郎の世界」と題した、前原勘次郎氏をテーマに展示を、秋期には「空のパイオニア 日野熊蔵と世界航空史 空へのあこがれと飛行への挑戦」と、郷土の偉人に関する展示を行っております。また、平成23年秋期には「詩人、犬童球渓」、平成24年秋期に「一井正典 日米をじゅぐりっと駆けた歯科医」、平成25年には、特別展として「波瀾万丈相良清兵衛伝」を開催しておりまして、郷土の偉人に関心を持っていただけるよう、人吉城歴史館内で郷土の偉人に関する展示も、企画展・特別展という形でこれまで行ってまいっております。

今後につきましては、人吉城歴史館の方向性がまだ決定していないため、現段階では明言 しにくいところではございますけれども、再開することになりましたら、こういった今申し 上げた実績もございますので、偉人の歴史の展示についてしっかり検討させていただきたい と存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 4番。牛塚孝浩議員。
- ○4番(牛塚孝浩君) 常設に向けて、ぜひ、前向きな御検討をお願いしておきたいと思います。

未来につながる多くのことは、歴史を知ることで開けていくと思っております。手段は時代とともに変化しますが、不易流行です。開会日、所信で市長もおっしゃっていたように、様々な施策に対しましてはスピード感を持って最善の策を講じていただきますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

〇議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時36分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり) 10番。平田清吉議員。
- O10番(平田清吉君)(登壇) 皆さん、こんにちは。本日、4番バッターの、10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問は、市民の声からの1項目、質問要旨は2項目、1つは人吉市復興まちづくり計画について、1つはひきこもり、いじめ、不登校、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖についてを通告しております。

では、第1項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問していきます。

第1回目。令和2年7月豪雨災害前後の本市の人口と被災された地域の人口変動については、毎月、本市の広報ひとよしに掲載されており、人口の変動が被災によるものなのか、自然的なものなのかは捉えることができない。特に被災された地域の町内会単位での人口変動については、余りにも細分化された質問となりますので回答容量が大きくなりすぎるとのことにより、議長の許可を得て割愛いたします。

2回目。被災された方々の応急仮設住宅への現在の入居状況については、先日、市長の施政方針の中で、建設型応急住宅に入居されている世帯は233世帯、既に退去された世帯が136世帯、賃貸型応急住宅に入居されている世帯は233世帯、退去された世帯が302世帯、市営住宅等へ入居されている世帯は103世帯、退去された世帯は52世帯となっているとの説明があ

りましたが、現在も応急仮設住宅等に入居されている569世帯のうち、自宅再建予定の世帯 数はどのようになっているのか。また、現在までに自宅の修理や新築等を完了し、既に自宅 再建済の世帯数と、自宅再建途中の世帯数はどのようになっているのかお尋ねいたします。

〇健康福祉部長(渕上麻美君) 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

令和4年8月20日現在、応急仮設住宅へ入居されている569世帯の皆様に対し、再建に関する御意向を調査しておりますので、その結果に基づきお答えさせていただきます。

再建方法として、自宅を修理し、あるいは元地や別の場所において新築されるなど、自己 所有の建物で自宅再建の意向を示されている世帯が151世帯でございます。また、現在まで に既に自己所有の建物で自宅再建されている世帯は353世帯でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- **〇10番(平田清吉君)** 続きまして、3回目。応急仮設住宅等居住者の自宅再建以外の再建方 法の意向はどのようになっているのかお尋ねいたします。
- ○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、569世帯のうち151世帯は自宅再建の御意向でございますので、それ以外の418世帯の状況につきましてお答えをさせていただきます。

災害公営住宅を希望されている世帯が172世帯、建設型利活用住宅を希望されている世帯が136世帯、市営単独住宅を希望されている世帯が33世帯、民間賃貸住宅を希望されている世帯が70世帯、そのほか施設入所などを希望されている世帯が7世帯でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- ○10番(平田清吉君) 続きまして、4回目。復興まちづくりの8つの重点地区についての質問につきましては、先ほど牛塚議員の質問において回答がありましたので割愛しますが、各地区の人吉市復興まちづくり計画における説明会と懇談会に、機会あるごとに参加させてもらいましたが、既に被災して2年以上も経過するのに、いまだに被災者の被災の状況と現状、避難した経路と避難状況の再確認と、復興まちづくり計画の素案ばかりが説明され、被災された方々の日々の生活の場を、今後どのように再現していくのか、また、安心・安全な生活の場とはどういう場所なのか、令和2年7月豪雨災害規模に対する治水対策がいまだに具現化されないまま、ただ、ただ、ひたすらに過去の観光のまち人吉市を再現させるかのようなにぎわい創出のまちづくりを主眼としたまちづくり計画並びにまちづくり方針だけが説明され、話合いが進められてきたように思います。

本市では、復興まちづくりの復興ビジョンとして「球磨川と共に創る みんなが安心して 住み続けられるまち」が掲げられ、復興の基本方針には「安全・安心な地域づくりに向けた 復興」が掲げられています。また、復興に向けての3つの柱として、「被災者のくらし再建」 と「コミュニティの再生」、「安定した住まいの再建と確保」が掲げられています。さらには、復興まちづくりの視点として「暮らしを支える住まいの再建」が掲げられています。できるならば、現在も応急仮設住宅等に入居されている方々が、被災された先祖代々の場所に恒久的で持続可能な住まいを再建していただくことが、本市を活性化させ、にぎわい創出のための本来の復興まちづくりにつながる最善の策ではないでしょうか。そのためには、ただ単に、まちづくりだけを先行させるのではなく、治水・治山についても同時進行で考えていかなければ、やがて、将来、消滅可能都市として上げられている本市が、本当に現実的な状況になるのではないでしょうか。

続きまして、5回目。大柿地区の遊水地計画についてお尋ねします。市長は、今日まで、相良藩700年の歴史と文化を支えられてこられた大柿地区を、令和2年7月豪雨災害の被害を受け、当地地区住民の安心・安全が担保できないとして、やや強制的に大柿地区を消滅させることにつながるような、下原田町堀町内への集団移転を計画されておられますが、その集団移転先の住宅建設戸数と、あくまでも国の遊水地計画区域内にあっても大柿地区の歴史と文化を守り、先祖代々の生活の場をなくすことはできないとした、遊水地計画内に居住を希望する住民もおられます。また、国の遊水地計画をやむなしとして遊水地区域外へ居住を希望する住民の、それぞれの意見をどのように受け止めておられるのか。そして、今後の大柿地区の集団移転の方針についてお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

集団移転候補地の住宅建設戸数の計画につきましては、戸別訪問などを通じて伺った住民 の皆様の御意向などについて、改めて精査しているところでございます。

移転を希望されている方の中には、移転先について悩まれている方もいらっしゃることから、引き続き御意向を確認し、希望されている方の戸数を確保できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、大柿地区で営農継続される方のため、大柿地区内においてかさ上げなどの浸水対策 した場所に、農業用倉庫等を設置することも検討してまいりたいと考えております。

遊水地区域内の住民の皆様の御意向についてですが、区域内居住を希望されている方の御意向としましては、「なぜ、大柿に遊水地なのか納得できない」「住む場所が大柿以外では心が安定しない」「歴史ある大柿を守りたい」などといった御意向を伺っております。また、区域外居住を希望されている方、また、既に区域外に移転済の方の御意向としましては、「被災して怖い思いをしたので移転したい」という御意向のほか、「大柿に戻りたいが、遊水地になるなら移転する」という御意向も伺っております。

戸別訪問を重ねる中では、大柿地区内での再建と別の場所への移転の間で揺れ動く住民の 皆様の心の動きを垣間見ることが多々ございました。既に移転された方の中には、毎日のよ うに大柿地区に通って農作業をされている方もおられ、戸別訪問時には、そうした皆さんの お姿も拝見いたしましたが、改めて、大柿地区への住民の皆様の思いは深いものであると感じたところでございます。今後、大柿地区の皆さんが納得して生活再建を進めていただけるよう、引き続き、皆様の御意見に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- O10番(平田清吉君) 大柿地区住民への大柿地区内外への居住意向調査の結果のとおり、国の遊水地計画区域内外に、既に住宅を修理したり新築されたりして、居住されている方がおられます。県の緑の流域治水計画や国の球磨川流域治水計画を受けて、国から球磨川流域治水における遊水地計画案が示されているものと推察しておりますが、いま一度、大柿地区住民の居住意向を真摯に受け止め、国の遊水地計画案や本市の集団移転への条件を見直すことはできないのか、現在、大いに危惧しているところであります。

続きまして、6回目。避難路としての県道坂本人吉線のアンダーパス道路の設立については、当初、国鉄や県・本市において幾多の問題を解消し作成されたことから、アンダーパス道路の解消は困難とのことから、今回の質問は割愛させていただきます。

続きまして、鹿目川と万江川の球磨川との合流地点は、掘削がまだ実施されておりません。 また、中川原公園周辺の球磨川の右岸側、左岸側の河道掘削についても、まだ実施されておりません。また、高校生たちのカヌーの練習の場となっていたり、観光客や市民の憩いの場ともなっている木山の淵の河道掘削がなされていないと思いますが、掘削の予定はあるのか。 また、河道掘削の方法についてお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

今後の球磨川の河道掘削についてでございますが、8月9日に策定された球磨川水系河川整備計画の国管理区間分では、本市区間のほぼ全域に当たります七地町から中神町字大柿までの区間において、洪水を安全に流下させるための対策の1つとして河道掘削が計画されており、議員お尋ねの箇所につきましても、全て含まれております。今後は、上下流のバランスに考慮しながら、国において計画的に実施されることと存じます。

なお、議員御指摘の、木山の淵の件でございますが、今年度より、国において堆積土砂の 撤去を進められると聞いております。撤去に当たって、河床の地質のほか、川下りやカヌー、 鮎漁など、河川利用者へ配慮した掘削の形状及び掘削時期について、既に検討・調整を進め られていると聞いております。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- O10番(平田清吉君) 特に木山の淵の河道掘削については、優秀な高校生たちのカヌーの練習の場となっておりますので、早急なる掘削を実行していただくようにお願いしておきます。 続きまして、2項目め。ひきこもり、いじめ、不登校、新型コロナウイルス感染症による

学級閉鎖についてお尋ねいたします。

1回目。昨今の複雑な社会情勢において、特に本市成人のひきこもりについて、相談件数はあっているのか。あるとするならば、その人数と原因、対応・対策についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

ひきこもりの実態等につきましては、御相談や情報提供を受けないと見えにくく、ひきこもりに関する直接的な相談も、ここ数年は寄せられておりませんので、該当する方の人数や ひきこもりの原因など、詳細な実態の把握はできていない状況でございます。

プライバシーの問題に深く関わっておりますので、直接、相談につながるケースは余り多くありませんが、各校区の民生委員・児童委員の皆様の地道な活動の中で、見守りや相談機関への御案内など、日頃からひきこもりの方及びその御家族の支援に取り組んでいただいているところでございます。

また、市社会福祉協議会に生活の困りごとに関する相談で来られた方の中には、仕事を辞めた家族がなかなか再就職に向けた活動ができていないなど、引き籠もりがちな方に関する相談があっているように聞いておりますので、就労の面や健康面、精神面などの悩みを抱えたままひきこもり状態になっている方は、一定数いらっしゃるものと推察されます。こうしたケースにつきましては、市や市社会福祉協議会から保健所、医療機関あるいは県の精神保健福祉センターなどの専門機関へおつなぎし、心と体の安定につながるサポートができるよう努めております。併せまして、身体や障害のことに関するお悩みにつきましては、障害者の相談支援事業所や保健センターへつなぐように取り組んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。

○10番(平田清吉君) ひきこもりについては、プライバシーの問題や個人情報に該当するため、なかなか相談してもらえない状況にあるかと思いますが、私の身の回りにも、ひきこもりで親の方から世話をしていただいている方も見受けております。なかなか相談しづらいとは思いますけども、相談があった場合には積極的に支援するということも、ちょっと難しいかと思いますけども、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、2回目。いじめについて、その原因と対応。いじめ防止への取組、児童・生徒への指導、保護者等への対応等がありましたら、お尋ねいたします。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

昨年度12月に実施いたしました熊本県心のアンケートの調査結果では、いじめの具体例として最も多かった内容は「叩かれたり蹴られたりする」で、続いて「言いがかり、脅し、冷やかし、からかい」の順となっております。

いじめの原因につきましては、それぞれに状況が異なり、様々な要因が絡み合う中でのこ

とですので、特定はなかなか難しい現状にはございます。

教育委員会といたしましては、人吉市いじめ防止基本方針に基づき、学校と連携し、いじめの未然防止と早期解消の取組を進めております。また、教育委員会の付属機関として設置しております人吉市いじめ問題対策連絡協議会におきまして、個々のいじめの事案に対し、指導や助言をいただき、問題の解決に生かしております。

各小中学校におきましては、いじめが深刻化する前の早い段階でいじめに気付き、組織的に迅速な対応を行うことにより早期の解消につなげていくため、積極的ないじめの認知について共通理解を図り、様々な取組を進めております。このように、学校いじめ対策委員会などを定期的に開催し、いじめを許さない学校づくりの構築に取り組んでいるところでございます。

いじめの訴えがあったり、いじめの兆候が見られたりした児童・生徒に対しましては、丁寧な聞き取りを行い、いじめと認知した場合、いじめたとされる児童・生徒に対して事実を確認し、学校総体で指導を進めております。また、家庭、保護者にも連絡・相談等を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、関係機関と連携した取組も行っております。

教育委員会といたしましては、今後も関係機関と連携いたしまして、いじめの未然防止と 早期発見・早期解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- **○10番(平田清吉君)** 学校内外でのいじめは、ひいては先ほど質問しました成人のひきこも りを生む要因ともなりかねません。回答がありましたように、常に早期発見と早期解消に努めていただきたいと思います。

続きまして、3回目。不登校の原因と対応・対策について、不登校の未然防止への取組、 該当児童・生徒への関わり、家庭や関係機関との連携等がありましたら、お尋ねいたします。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

本市における不登校児童・生徒数は、全国や県と同様に増加傾向が続いており、喫緊の課題として捉えております。

不登校の原因といたしましては、心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因や背景など 様々な要因が複合的に関係していると考えられますので、その原因の特定は難しい状況では ございます。

不登校児童・生徒への対応につきましては、各学校におきまして不登校対策のマニュアルを作成し、校内組織として不登校対策委員会などを設置するなど、個々の事例に対しまして不登校の現状を確認し、対応策を検討しております。具体的には、不登校状態にある児童・生徒、登校渋りの傾向が見られる児童・生徒に対して、学級担任だけではなく、学年主任や

不登校対策担当職員、養護教諭、生徒指導担当職員など、さらには管理職が一体となって対応に当たっているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療機関など、専門的な知識を有する機関との連携も図りながら取組を進めております。

教育委員会といたしましては、学校から毎月の定例報告といたしまして、前月末までの不登校児童・生徒の状況について報告を受け、教育委員会議、校長会議、教頭会議におきまして情報の共有や意見交換を行っております。また、不登校対策担当者会議を年3回開催し、不登校状況の把握や学校間の情報共有を行っているところでございます。さらに、子ども・子育て相談員、学校支援アドバイザーを配置し、きめ細やかな教育相談を実施し、そして不登校児童・生徒の学校復帰を支援する適応指導教室を設置するなど、可能な限りの不登校児童・生徒の支援を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- ○10番(平田清吉君) 不登校につきましては、児童・生徒の環境の変化、特に幼保から小学校への入学時、5月の連休明け、夏休み明け、または小学校から中学校への入学、この期間において不登校が発生しているやに聞いております。また、不登校は学習能力の習熟度の低下を招き、社会生活の健全な営みを阻害する要因になるとも考えられます。不登校児童・生徒へのさらなる支援・指導をお願いしておきます。

続きまして、4回目。昨今、本市においても新型コロナウイルス感染症患者が増加し、学校の学級閉鎖が行われているやに聞き及んでおりますが、学級閉鎖時の児童・生徒の学習指導等はどのようにされているのかお尋ねいたします。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

全国的に、いわゆる第7波の新型コロナウイルス感染が多く確認されて、市内の小中学校においても、7月中旬から多くの陽性者が報告されております。ただ、夏季休業期間中と重なったこともございまして、学級閉鎖等の臨時休業は最小限の措置で対応できたと考えております。2学期が始まって以降も、感染防止対策の再確認と児童・生徒、教職員及び保護者等に対する指導、注意喚起をお願いしているところでございます。

しかし、学級内で感染経路不明の陽性者が複数確認されるなど、学級内での感染が疑われる場合には、熊本県教育委員会が示す臨時休業等の基準に沿って学級閉鎖等の措置を実施しております。その場合には、該当学級の児童・生徒は自宅待機となり、陽性者は治療に専念し、他の児童・生徒も体調管理を第一に生活していくこととなります。その上で、健康上、問題がない児童・生徒には学習課題を与えております。現状では、プリントやドリル学習を準備し学習に取り組ませておりますが、今後は、タブレット端末の持ち帰りが日常的に行われることになりますので、タブレット端末での学習も含め、課題に取り組むことになると考

えております。

今後も、多様な学習形態の在り方を検討して、様々な状況に対応できるよう、学校と連携 しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 10番。平田清吉議員。
- **〇10番(平田清吉君)** 長期の学級閉鎖におきましては、学習の時間が阻害されることになります。本市においては、まちづくりもさることながら、人づくり、これが最大の人吉市のまちづくりではないかなと思っております。人づくりのために、学校のほうでは御尽力をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時24分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) (登壇) 皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。早速、通告 に従いまして一般質問を行います。

本日は3項目。1番目に新型コロナワクチン接種について、2番目に災害公営住宅について、3番目にGIGAスクール構想においての健康管理についてであります。

まず、1番目の新型コロナワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスは、これまで、全世界で変異を繰り返しながら、国内でも感染拡大の波を起こしています。第7波の感染の渦中にある現在も、先月8月19日には、国内の1日当たりの新規感染者数が26万928人と、過去最多を更新し、9月に入ってから減少傾向にあるものの、1日当たりの感染者数も10万人を超える日が続いております。本市でも、第7波に入ってから感染者数が増え、8月19日に、1日当たりの感染者数が最多の114人の感染者を記録しています。

令和2年1月からの新型コロナウイルス感染は、御承知のとおり、波の数が増えるごとに 感染拡大の勢いは止まらず、コロナとの戦いは長期戦となっている中、本市の今後のワクチン接種の見通しなどについて、何点か質問したいと思います。

現在、本市でも、追加接種である4回目のワクチン接種が行われていますが、当初は60歳以上の方と基礎疾患のある方で、また、重症化リスクが高いと医師が認める方が行われておりました。3回目接種から5か月が経過された方を対象とされていましたが、8月からは、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者及び高齢者施設等の従事者も接種対象となりました。

最新の接種状況については、開会日の市長の施政方針の中で、60歳以上の4回目の接種も65.71%と、進んでいると述べられております。

基礎疾患についてお尋ねします。4回目接種は60歳未満で、基礎疾患のある方となっています。基礎疾患とは、どの範囲の疾病をいうのか。報道もされておりますが、何種類あって、その中で、特に接種したほうがいい代表的な基礎疾患をお尋ねします。また、基礎疾患のある方で、これまでに60歳未満の方で4回目接種を済まれた方の人数が分かれば、お尋ねします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の対象者として、60歳以上の方と 医療従事者等、それに18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高 いと医師が認める方としております。

重症化リスクの高い基礎疾患を有する方の範囲につきましては、慢性の呼吸器の病気、高血圧を含みますところの慢性の心臓病、慢性の腎臓病など14の疾患で、通院または入院している方、及びBMI30以上を満たす肥満の方としております。また、60歳未満で基礎疾患のある方の申請は、9月9日時点で381件となっております。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。

〇13番(豊永貞夫君) 答弁で、14の疾患があるということと3つほど紹介されました。その中の心疾患とは高血圧も含まれると思いますので、また、そのほかにも糖尿病だったり、各種のがんだったり、いろいろそれも基礎疾患となっていると思います。接種された方も381人ということで、思ったより少ないんじゃないかと思いますけども、基礎疾患のある方は、日頃からお医者さんと相談もされているので、4回目接種がまだの方は、これから増えてくるんじゃないかと思われます。

基礎疾患のある方は、申請にて接種券付予診票を郵送するとありましたが、申請の方法は どうしたらいいのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

基礎疾患のある方の申請方法につきましては、保健センターの窓口での申請や郵送による申請に加えまして、QRコードの読み取りによるメール申請も受け付けております。QRコードの読み取りによるメール申請につきましては、ホームページのほか、市役所や各コミュニティセンター、カルチャーパレス、スポーツパレス、新型コロナウイルスワクチン接種受託医療機関34か所へも協力をいただき、QRコードを掲載したポスターを掲示させていただいておりまして、そこからの読み取りをお願いしております。QRコード読み取りによるメールに基づき、保健センターから御本人へ、3回目接種から5か月を経過する時期に、接種券付予診票や案内資料等を郵送させていただいております。

接種券が届きましたら、御本人から直接、接種医療機関へ予約の連絡をしていただき、接種となります。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 保健センターの窓口、あるいはQRコードと。この4回目に至っては、59歳以下、健康な方は全然関係ありません。だから、基礎疾患を持っていらっしゃる方に限って、私も基礎疾患を持っていますので、まだ接種していません、QRコードというのはちょっとやったことがなかったので、この申込みをやってみて、ぜひ申し込みたいと思っております。

次に、ノババックスの接種についてお尋ねしたいと思います。日本では、ファイザーワクチン、モデルナワクチン及びアストラゼネカ社のワクチンが、2021年に薬事承認され、現在はファイザーとモデルナ社のワクチンが主流となって接種をされております。そして、今回、ノババックス、武田のワクチンでございますが、2020年4月19日に薬事承認されて、同年5月25日から接種が開始されております。このノババックスのワクチンの有効性についてお尋ねします。

調べますと、アレルギー反応が余り出ないとお聞きしましたが、どのようなワクチンなのか。また、このワクチンについての周知について、お尋ねします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

ノババックスは不活化ワクチンの一種であり、B型肝炎ウイルスワクチンなど、ほかのワクチンでも使用実績がある組み替えタンパクワクチンというものになっております。1回目や2回目の接種後に強い副反応が出た方や、アレルギーなどにより、医師の判断でメッセンジャーRNAワクチンを接種できない方などが受けることができるものでございます。

対象者は、初回接種であります1回目、2回目接種が12歳以上の方、追加接種であります 3回目接種が18歳以上の方となっております。

次に、有効性につきましては、初回接種における臨床試験の結果、発症予防効果が約90% と、メッセンジャーRNAワクチンのデータと比較して遜色ない報告がなされております。

ノババックスワクチン接種の周知方法につきましては、現在、ホームページに掲載しておりまして、今後、市広報や新聞への掲載、及び新型コロナウイルスワクチン接種受託医療機関への掲示を通して、分かりやすい周知に努めてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 不活化ワクチンの一種で、組み替えタンパクワクチンということですが、成分について、これ以上詳しく聞いても分かりませんので聞きませんけれども、2回のワクチン接種でアレルギー反応が強く出た方が少なからずおられます。その方が受けられや

すいということでございますので、これまでアレルギーが出られた方は、3回目のワクチン接種をしないという選択をされた方も結構おられます。

市長の施政方針の中のデータで、2回の接種をされた方が2万6,600人、3回接種された方が2万3,697人と、約3,000人の方が3回目のワクチンをされておりません。全員とはいいませんけれども、この中には、やはりアレルギーを不安視されて打たれなかった方もいらっしゃると思いますので、答弁でありましたように、このアレルギー反応が出にくいということを、ぜひ周知していただいて、接種する、しないということは御本人の自由で、任意接種でございますので、こういうワクチンが出たということをお知らせしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、最近ですけれども、オミクロン株に対応した改良型ワクチンの接種についての新聞報道、マスコミ報道があっております。9月中旬から、高齢者から開始、という報道があっておりました。当初は10月からの接種開始という報道がなされておりましたけれども、急遽、1か月前倒しとなって、改良型ワクチンが9月中旬からという報道がされておりましたけれども、この改良型ワクチンについて、本市の対応状況をお尋ねします。これから接種される方は、この新しいオミクロン対応ワクチンになるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

オミクロン株対応ワクチンとは、従来株とオミクロン株の2つに対応したワクチンでございます。オミクロン株に対応したワクチン接種につきましては、厚生労働省から、初回接種を完了された12歳以上の全ての市民を対象に実施することを想定して準備を進めるよう通知が来ているところでございます。さらに、昨日のオミクロン株対応ワクチンの特例承認を受けまして、今後、国からの通知に基づき、速やかに接種が開始できるよう、受託医療機関との協議等を含め準備を進めているところでございます。

オミクロン株対応ワクチンは、従来株のワクチンを上回る重症化予防効果及び感染や発症 予防の効果も期待されることから、これから接種される方のワクチンにつきましては、オミクロン株に対応したワクチン接種となる見込みでございます。なお、初回接種につきましては、従来株のワクチンとなります。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。

O13番(豊永貞夫君) 答弁で、オミクロン株対応ワクチンは、初回の1・2回を接種された 12歳以上の方、全ての市民を対象に実施するということであります。また、昨日、薬事承認 ということで、急遽、答弁の内容も変わったと思いますけども。今、4回目を接種されている方は、年齢制限と基礎疾患と職種によって接種が限定されておりました。健康な方は、4回目は打たなくていいということだったんですけれども、今回の新しいオミクロン株対応ワクチンは、先ほど答弁でもありましたように、12歳以上の方、全ての市民ということで、こ

れも任意接種ですので希望される方ということになると思いますけども、4回目接種の条件の方も含めて、初回の1・2回を接種された12歳以上の方、全員が受けるということで間違いございませんよね。

また、これまで接種してきたファイザー、モデルナワクチンは、先ほどの条件の方以外は、 4回目接種できませんけれども、今、4回目の申請をするとファイザー、モデルナのワクチ ンになると思いますが、今回の新しいオミクロン株対応ワクチンであると、基礎疾患がある 方もオミクロン株対応ワクチンを4回目として接種できるということで間違いないですよね、 お尋ねいたします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者は、先ほど議員おっしゃいましたように、12歳以上の初回接種を完了された方を想定されておりますが、まずは、重症化リスクが高いなどの理由で、現行の4回目接種の対象者のうち未接種の方から接種開始となり、その後、全ての方への接種移行の方針が想定されております。

議員がおっしゃいますとおり、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、御本人様にとりましての4回目接種としての接種は可能となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) また新しいワクチンが出たということで、保健センターをはじめ、医療機関も混乱があるかと思いますけども、その辺の対応は、ぜひ、またよろしくお願いいたします。

また、オミクロン株対応ワクチンといいますと、市民全ての方ということで、まだ4回目を接種されていない方も接種できるということですので、今、打つのではなくて、接種できるようになってから4回目を打つという方も多分出て来られると思いますので、どちらがいいのかということがちょっと判断が難しいですけれども、その辺の情報も、ぜひ出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、4回目の話をしました。ただ、まだ一回も接種されていない方もいらっしゃいます。 もちろん、病気とかで接種できない方もおられますけども、昨年から始まったワクチン接種 でございますが、当初はちょっと不安であるということでしばらく様子を見てから打ちたい という方も結構おられました、私の周りにも、私の親戚にも実はいたんですけれども、そう いう方が新しいワクチンも出た中で、これからワクチン接種をしたいという方が希望された 場合の申請方法は、どういったものがあるのかお尋ねします。

〇健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

一回も接種されていない方、例えば、転入された方やお手元に接種券や予診票をお持ちで ない方につきましては、保健センターに御連絡いただきますと、ワクチン接種の御案内をさ せていただきます。また、接種券や予診票をお持ちであれば、直接、受託医療機関へ御予約 いただくことで接種ができます。

これまで接種を見合わせておられる方など、一回も接種されていない方に対して接種の申請方法につきましては、現在、市ホームページに掲載をしておりますが、今後、市広報紙や新聞への掲載、並びに新型コロナウイルスワクチン接種受託医療機関にポスター掲示の協力をいただくなど、さらなる周知に努めてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- **〇13番(豊永貞夫君)** これから打ちたいという方も、そういった情報があれば申請もしやすくなると思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、全国的に感染者数も減少傾向であります。昨日も、人吉市での感染者数は6人でございました。かなり減ったと思います。毎週月曜日は少ない傾向にはあるものの、全体的にも、全国的にも減少しているのは間違いありません。ただ、何回も増減する現象というものは、繰り返しての2年8か月でございます。第7波まで来ましたので、気を緩めることなく、ワクチン接種や手指消毒、マスク着用と、自己管理はやっていくしかないと私は思います。国では、7日から療養期間が短縮され、症状のある場合は10日間から7日間に、無症状の方は7日間から5日間に、それぞれ見直されました。無症状の方は、食料品購入などの外出も認められます。既に旅行などの行動制限もありませんので、感染対策と社会活動を両立させるウィズコロナの新たな段階への移行を見据えた対策が必要だと思います。

これからも、国・県からの通達や情報が次々と来ると思いますので、速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。この項目は終わります。

次に、災害公営住宅でございます。

災害公営住宅の建設が予定されております相良町が、エレベーター付きの集合住宅120戸、 東校区に55戸分が整備を予定されております。今回、この件について何点かお尋ねします。

災害公営住宅の建設戸数が、入居仮申込数の175戸となっていますが、入居を希望されていた方も、仮申込み以降に、生活環境の変化などで入居希望状況が変わられた方もおられると思います。175戸分の住居を建設予定ですが、その後の希望戸数に変更はないのか。本申込みの時点で175戸に達しない場合は、建設戸数を変更されるのか、また、建設型応急住宅のように空き部屋のままにするのかお尋ねします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) それでは、お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、ただいま、今後、仮申込みをいただいた世帯へ本申込みの お知らせを行い、その受付をするため準備を進めているところでございます。

建設戸数につきましては、現状の175戸を整備する方針に変更はございません。

本申込時に、何らかの事情によりやむを得ず辞退されるなど、申込み世帯が175戸に達せ

ず空き住戸が生じた場合は、速やかに国・県と協議を行いながら、地域支え合いセンターと 連携し、空き住戸が生じないように対応してまいります。

以上、お答えいたします。

- O議長(西 信八郎君) ここで、会議時間を延長します。(「議長、13番」と呼ぶ者あり) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 空き住戸が出た場合は、国・県との連携で協議を行うということでございましたが、私の知り合いで、実は、災害公営住宅の入居を希望されて仮申込みをされた方が家を新築されました、ということで、1つ減になります。答弁でありましたように、協議を行い、空き住戸が出ないように、ぜひ、お願いをしておきます。

仮設団地の方から話を聞くと、災害公営住宅の入居は抽せんになるらしい、希望どおりの場所には行けないという話が広まっているということで連絡がありました。議会で抽せんの話は聞いていません、と伝えはしましたけども、正確な情報を出したほうがいいと思いますので質問いたします。

災害公営住宅入居への本申込みがこれから始まりますが、入居希望者が相良町と東校区の どちらかに集中した場合は、抽せんになるのかお尋ねします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、仮申込み世帯全てが入居できますように整備を進めております。

各住戸への割り付けにつきましては、市で調整を行い、本申込時に各世帯へ御説明するように予定をしております。現時点では抽せんの実施は予定しておりませんが、住戸の調整が難航するなどやむを得ない状況となった場合は、検討したいと存じております。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- **O13番(豊永貞夫君)** やむを得ない場合があった場合は抽せんもするということで、今の答 弁は理解してよろしいでしょうか。ちょっと答弁をお願いします。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

抽せんをするかもしれないと、可能性がまだゼロではないということの答弁でございます。 以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) これから本申込みですので、それをやってみないと分からないということだと思います。そういううわさが出ておりましたので、そういったことを消すためには正しい情報を出す以外はないと思いますので、そういう問合せがあったならば、かもしれないという言い方はちょっと難しいかもしれませんが、あるかもしれないと言ってもらうしかないかな、そういった答えはしていただければと思います。

次に、家賃の件についてお尋ねしたいんですが、災害公営住宅は、被災者特例として3年間は、政令月収に関係なく入居できるが、3年が経過すると被災者特例がなくなり、他の市営住宅と同じように低所得者向けの公営住宅として扱われるために、政令月収を超える人は収入超過者になり、所得に応じて家賃も変わることになるが、入居希望者にはどのように説明をされているのか。また、どのくらい家賃が上がるのかお尋ねします。

独り世帯の年金受給者、あるいは二人世帯の年金受給者、多数世帯で複数人が勤めていらっしゃる方とか、それぞれの世帯で状況は違いますけれども、そういった方たち、それぞれどのくらい家賃が上がるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

議員の御質問にもありましたように、令和2年7月豪雨災害で被災し、住宅に困窮されている世帯につきましては、災害発生日から3年間は、入居収入要件を具備するものとみなし、入居が可能となります。

災害公営住宅の家賃につきましては、他の市営住宅と同様、政令月収、いわゆる入居される世帯の所得に応じた8つの区分及び住戸の面積などで決定されます。いずれも低廉な家賃で入居いただくことになりますが、議員の御指摘のとおり、特例で入居され、政令月収の区分が5を超える世帯に関しましては、条例に従い、入居から一定年数経過後に収入超過者として認定され、家賃が割り増しされ、住戸の明渡し努力義務が生じるということになります。この家賃の割増しについては、所得区分や入居される住戸によって違い、どの程度になるのかということは、現時点でお示ししますと誤解を招くおそれがありますので控えさせていただきたいと存じます。

以上の内容につきましては、昨年11月に開催いたしました被災者向けの災害公営住宅説明 会におきまして、参加いただいた方に御説明申し上げ、配布した資料にも掲載をしていると ころでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 今の答弁で、一定年数経過後と答弁されました。昨年8月の本市のホームページに掲載されておりました「災害公営住宅のお知らせ」の中に、家賃について、「入居から3年経過の時点で収入の高い世帯は、家賃の割増しや退去していただく場合があります」と書いてあったので、3年だと思い、質問しましたけど、11月の説明会資料には「入居から数年後」と表記されておりました。答弁での一定年数とは、何年後なんでしょうかお尋ねします。

また、家賃についても、昨年の説明会で説明してある資料にも掲載していると答弁されま した。それは、昨年11月の説明会での説明で、その後、東校区の災害公営住宅の件も出まし たので、最新の情報があればと思いまして知りたかったんでございますが、誤解を招くおそ れがあるので答弁はできないということでございます。ただ、入居希望者は、家賃について 知りたい方は結構多いと思います。では、いつの段階でそれぞれの世帯の家賃のお知らせを されるのか、お尋ねします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

収入超過者の認定につきましては、先ほど答弁いたしました所得区分が5以上の世帯が3年経過した後に認定されるということになります。一定年数という表現を用いた理由につきましては、入居する際は所得区分4以下だったが、入居から何年か経過後、世帯の収入が増加し、所得区分が5以上となる場合がございます。この場合は、所得区分が5以上となったときから3年経過後ということになりますので、誤解を避けるために「一定年数」という表現を使わせていただいております。

次に、家賃についてでございますが、先ほどの答弁の中で、誤解を招くおそれがあるため 控えると申し上げましたのは、収入超過者に対する家賃の割増額についてでございます。家 賃の算定につきましては建設費などが基礎となることもございますので、正式な家賃は令和 5年11月頃にお知らせを予定しております。今後実施します入居本申込みの際は、可能な限 り実額に近い家賃に更新し、お知らせをしたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 令和5年11月頃になるということでございますけども、たしか令和6年1月に入居が開始予定とされておりましたので、本当に直前にしか分からない。建設費も含めた計算式になるということで、それは無理もないかなと思いますけども、入居希望者の方は自分のところが幾らぐらいなのかということをやはり知りたいと思いますので、ぜひ、そういったところも早めに分かれば、ぜひよろしくお願いいたします。

関連で質問しますけれども、災害公営住宅ではないんですけども、昨年9月議会で相良町団地3棟の今後について質問をしておりました。その際、質問としては、業者が、相良団地は今後解体され、跡地は公園になる。また、解体された場合、全壊扱いとなり、入居されていた被災者に対して被災者生活再建支援金の基礎支援金がもらえるといわれた件について、解体するのか、公園にするのかと質問をしたということですが、そのときの答弁は、「相良団地の今後については、現在策定中の人吉市公営住宅等長寿命化第2期計画の中で検討しておりますので、解体することについては決まっておりません。したがいまして、公園化することも決まっておりません」という答弁でしたが、その後の長寿命化計画の中で、相良団地についてはどうされるのかお尋ねします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

人吉市公営住宅等長寿命化第2期計画につきましては、本市の上位計画の理念やコンパクトシティ、市街地への集約という基本方針に基づき、各団地の整備内容の検討を進め、現在

は最終的な取りまとめを行っているところでございます。

お尋ねの相良団地に関しましては、位置や建設年度、構造、被災した状況を踏まえ、現時点では、非現地建て替えの方向で検討しております。非現地での建て替えとする場合、人吉市復興まちづくり計画に伴う中心市街地地区における交流文化の場、エリアにおいて複合施設を検討しており、その機能の1つとして公営住宅の整備の可能性も視野に入れているところでございます。今後の議論を見極めながら、場所の選定、用地の取得、また、ほかの事業との連携、財源等も考慮し進めてまいります。

以上、お答えいたします。 (「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 現時点では、非現地建て替えの方向で検討している。現地で、その場所では、もう建て替えはしませんという言い方だと思いますけども、現在、計画も最終の取りまとめを行っているということですので、今後の推移を見守っていきたいと思います。ただ、昨年、相談された方は、支援金を期待されていたんですね。今年8月に、その申込みが終わったので、それまでに解体されればということだったんですけれども、それもできなかったということでちょっと残念がっておられましたけれども。1階では半壊扱いだったので、出なかったんですね。そういうことでのちょっと期待があって、去年は質問したところでございました。災害公営住宅についても終わります。

次、GIGAスクール構想での子供の目の健康についてであります。

コロナ禍において、GIGAスクール構想が加速される中、本市でもタブレット端末の活用のために、小学校3年生以上の児童・生徒全員に貸与されていますが、さらなるICT教育が深化していくことを期待しています。

しかし、一方で、児童・生徒1人1台端末の環境下で懸念されることは、子供たちへの心身の健康面についてだと思います。特に今回は、ICT化、情報通信技術における子供の目の健康について、現状と対策を4点ほど質問したいと思います。

文部科学省の令和2年度学校保健統計調査によると、裸眼視力1.0未満の児童・生徒は増加傾向にあり、小学校37.52%、中学校58.29%と、いずれも過去最高となっていました。令和3年度の速報値では、中学校に至っては60.28%と、さらに増えているようであります。この30年ほどで、パソコン、ゲーム機が普及し、さらに一昨年には、各世帯でのスマートフォン保有率は83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透し、かつてないほど近くを見る生活になっています。

近視の発症の原因は、遺伝子的要因と環境要因の両方が関与すると考えられていますが、 環境要因としては近業作業――近場の作業ですね――の増加、屋外作業の減少が報告されて います。特に近年は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの長時間使用が悪影響を 与えていると考えられており、様々な対策が必要だと議論されております。 GIGAスクール構想が直接的な視力低下の原因ではないと思いますが、学校内でのタブレット使用に加え、家庭への持ち帰りが始まっていますので、これからますます使用頻度が増えるのは間違いありません。人間の目の進化は、時代の変化に追いついていないといわれています。

ここでお尋ねしますが、本市小中学校でのPCやタブレットの1日の使用時間は、現在どのくらいなのかお尋ねします。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

学年や教科、授業の内容などによって変わってはまいりますが、小学校、中学校での使用 頻度を平均いたしますと、一日におおむね3コマ、1コマが小学校45分、中学校50分ではご ざいますが、その授業で端末を使用しているようでございます。

ただ、授業中、常に端末を使用しているわけではなく、調べ学習や資料の作成、個々の考えを共有して考えを深める場面などで使用するなど、めり張りをつけて使うようにしております。そういうことを通して健康への配慮もなされております。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 小学校、中学校で3コマ程度、常に画面を見ているわけではなく、めり張りをつけて使用しているということでございますが、近視の原因は近くのものを長時間見ることが原因の1つですので、タブレットの画面と教室の前方にある黒板を交互に見ることで近視に対する防止にもなると思っております。そういった意味では、学校でもそういったことをされておりますので安心した次第です。

さきに述べましたように、視力の低下が心配されておりますが、学校での対策は、先ほど 言われた以外に何か対策は取られているのかお尋ねします。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

文部科学省では、全国で、令和3年4月から、1人1台端末の環境下での学びがスタート したことによりまして、眼科医などの専門家と学校関係者による、子供たちの目の健康等に 関する今後の対応についての意見交換を行う懇談会が開催されております。その中で、子供 たちが正しい姿勢で使用をし、目の健康について自ら学び、実践するリテラシーを身に付け ることが重要であるとの提言がなされております。

各小中学校には、ICTを活用した授業を実践する際に参考となるための文部科学省で作成されました「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」を配布しております。また、本市の小中学校では、1人1台端末の導入後、定期的に視力検査を行っている学校や、養護教員による目に関する保健指導を実施している学校、子供たちのパソコンを大きな電子黒板に投影して一点集中しないように、目に配慮した授業を行うなど、子供たちの視力低下を防ぐために、教職員による献身的な取組もなされております。

今後も、子供たちの目の健康に配慮した活用方法を継続していただくよう、市内校長会などでお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 視力低下防止のために様々対策を取られているようであります。学校 によっては定期的に視力検査もされているということでございますので、視力検査について は一斉にというか、全校にできればと思っておりますので、その辺も検討していただければ と思います。

一方で、現在のコロナ禍において、各家庭では室内での生活時間が長時間になり、スマホやタブレット使用頻度が増えたことも、視力低下の原因となっていると思います。子供の視力低下を防ぐためには家庭との連携が必要だと考えますが、以前、読書推進活動の中で、ノーテレビデー・ノーゲームデーといったことで何項目かのルールを決めて取り組んだ経緯がございました、質問した経緯がございました。家庭との連携が重要だと思いますが、現在のスマホ時代、家庭とのルール決めの状況についてお尋ねいたします。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

議員が言われたとおり、家庭との連携は不可欠だと考えております。そういうことを踏まえまして、子供たちが正しい姿勢で使用すること、ルールを守って使用することなどにつきまして、学校だけでなく家庭ともしっかり連携すること、これによりましてしっかりと教育委員会としても学校と連携しておるところでございます。

文部科学省では、端末利用に当たっての健康への配慮等に関するリーフレットを、子供向け・保護者向けに作成しております。本市の小中学校におきましては、第2学期から、準備ができた学校から順次、端末の持ち帰りを開始しておりますが、家庭での端末使用につきまして、情報教育担当の職員を中心に、子供向け・保護者向けの人吉市立学校版の独自ルールを作成しております。

保護者向けのルールの中の4項目めに「健康について」を設け、その中で、小学生は20時まで、中学生は21時までに使用を終わらせるなど、これはあくまでも目安でございますが、そういうこと、また、正しい姿勢で使用することなど、健康について配慮する項目を示しております。持ち帰り開始と同時に、各学校から、このルールを各家庭に配布を行い、学校と家庭との連携を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。
- O13番(豊永貞夫君) 家庭とのルール、了解しました。問題は、保護者自身もスマホを長時間見ている状況で、どこまで子供にルールを守らせるか、その対応が難しいところであったと思います。学校だけでは限界があると思いますので、家庭との連携が重要になります。ぜ

ひ、よろしくお願いいたします。

目を守るために、ブルーライトについてお尋ねいたします。子供が夜間までスマートフォンなどを利用して、画面から発しているブルーライトを見過ぎることにより夜に眠れない、朝は起きられないという子供が増えています。子供は、大人より電子機器から出るブルーライトの影響を受けやすいということで対策が必要だと考えます。これは、学校での問題というよりも家庭でのスマホなどの使い方の問題だと思われますけれども、ブルーライトとは名前のとおり、青色の光を指しております。このブルーライトは、紫外線の次に強いエネルギーを持っており、目の角膜や水晶体では吸収されず網膜まで直接届きます。ブルーライトは、スマホだけではなくパソコン、LED照明、太陽光などの自然光などのあらゆる光に含まれますが、様々な光源の中でも、スマホやタブレットの液晶画面は目との距離が近いため、ブルーライトの含有量も必然的に多くなります。使用するたびにブルーライトを浴びることになります。

ブルーライトについては、眼科医や専門家でもメリット・デメリットが議論されておりますが、学校から生徒に貸与されているタブレット端末の画面にブルーライトカットフィルムを貼ることで一定の効果があるのではないかと思いますが、現在、学校での対応はされているのかお尋ねします。

○教育長(志波典明君) お答えいたします。

さきに答弁いたしましたように、学校での端末利用につきましては、常にパソコンを使用 しているわけではなく、めり張りをつけて使うように配慮をしておりますし、定期的に視力 検査等を行っている学校や目に配慮した授業を行うなどの取組がなされており、現在のとこ ろ、フィルムを貼るなどの対策は行ってはおりません。

今後、端末の持ち帰りが本格的にスタートいたしますが、各家庭では持ち帰ったときの端末利用のルールを子供たちと共有し、特に目の健康に配慮した使用を行っていただくよう、 御理解と御協力をお願いをしてまいりたいと考えております。

子供たちの健康への対策につきましては、議員御提案のものも含めまして、スマホやゲーム機など、総合的な視点から何ができるのか、引き続き模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 13番。豊永貞夫議員。

O13番(豊永貞夫君) まだ対応はされておりませんけれども、学校でもそうですけども、家庭でのスマホやタブレットの使用は節度ある使用を努めていくことが大切だと思います。視力低下は、子供だけではなく大人も同じなのです。家庭では親が模範を示すことで子供の成長に大きく影響します。学校と家庭との連携をぜひお願いして、子供たちの視力低下を少しでも低減させられれば、いろんな取組を模索していただければと思いますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。 私の質問は終わります。

○議長(西 信八郎君) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時15分 散会

令和4年9月第5回人吉市議会定例会会議録(第3号)

令和4年9月14日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和4年9月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第51号 令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議第52号 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議第53号 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議第54号 令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議第55号 令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議第56号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議第57号 令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議第58号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定 について
- 日程第9 議第59号 人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第60号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第11 議第61号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第12 議第62号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第63号 人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第64号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第65号 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の 制定について
- 日程第16 議第66号 財産の取得について
- 日程第17 議第67号 人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第18 議第68号 川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議について
- 日程第19 一般質問
 - 1. 本 村 令 斗 君
 - 2. 大塚則男君
 - 3. 田 中 哲 君

4. 西 洋 子 君

- 2. 本日の会議に付した事件
 - ・議事日程のとおり
- 3. 出席議員(17名)
- 松村太君 1番 2番 徳 川 禎 郁 君 3番 池田芳隆君 4番 牛 塚 孝 浩 君 5番 西 洋 子 君 6番 宮 原 将 志 君 8番 高瀬堅一君 9番 宮崎 保 君 10番 平田清吉君 11番 犬 童 利 夫 君 井 上 光 浩 君 12番 豊永貞夫君 13番 福屋法晴君 14番 本村令斗君 15番 16番 田 中 哲 君 大塚則男君 17番 18番 西 信八郎 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長		松	岡	隼	人	君
副市	長		迫	田	浩	<u> </u>	君
教 育	長		志	波	典	明	君
総 務 部	長		永	田	勝	巳	君
復興政策部	5 長		浦	本	雄	介	君
復興政策部政策統括監		小	林	敏	郎	君	
市民部	長		丸	本		縁	君
健康福祉部	5 長		渕	上	麻	美	君
経 済 部	長		溝		尚	也	君

復興建設部長 瀬上雅暁君 復興建設部長 若杉久生君 (復興担当) 総務部次長 立場康宏君 総務課長 森 下 弘 章 君 秘書課長 上村英明君 水 道 局 長 秋 永 敦君 教育部長 小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 局
 長
 北
 島
 清
 宏
 君

 次
 長
 来
 原
 亨
 君

 庶
 務
 係
 長
 平
 山
 真理子
 君

 書
 記
 税
 所
 昭
 彦
 君

〇議長(西 信八郎君) おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本 日の会議は成立いたしました。これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長(西 信八郎君) それでは、質疑を含めた一般質問を行います。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

15番。本村令斗議員。

〇15番(本村令斗君) (登壇) おはようございます。15番議員の本村令斗です。それでは、 通告に従いまして、質問を行ってまいりたいと思います。

まず1点目は、流水型ダム問題で、球磨川水系河川整備計画について。それから、川辺川 ダム建設促進協議会について、です。2番目に、安倍元首相の国葬問題で、弔意の強制につ いて。3番目に、風力発電で環境アセスメントについて。4番目に、市役所駐車場のゲート で高齢者が抱える困難について、質問を行ってまいりたいと思います。

まず1点目の、流水型ダム問題です。流水型ダム建設を含む球磨川水系河川整備計画が8月9日に策定されました。この流水型ダム建設は、市民の民意に沿ったものでしょうか。市民の民意に関して、アンケートなどによる3つの調査結果が報告されています。7・4球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会は、昨年8月に、川辺川現地調査実行委員会などが協力して、被災された方々へのアンケート調査を行っています。被災者の会の348人には郵送し、建設型仮設住宅には人吉市内319戸、球磨村81戸、錦町86戸、相良村23戸、多良木町の被災されたお宅の25戸にポスティングで配布し、246票の回答を集めています。その報告書を見てみると、「どのような水害対策を望まれますか(複数も可)」となっておりますが、という説明について、「流域型(穴あき)」としてありますが、「ダムを造る」に回答した方が20名の8.1%なのに対して、「市房等球磨川流域のダムを撤去する」に回答した方が52名の21.1%となっています。

日本共産党人吉市委員会は、本年2月に人吉市内の水害対策に関するアンケートを実施しました。調査の方法は一昨年の7月4日の洪水で被災した地域を中心に、ポスティングによって調査票を約3,000軒に配布し、3月25日までに165通が郵送もしくは手渡しで回収しました。その中の「あなたは、ダムによる対策とダムによらない対策のどちらがよいと思いますか」という設問で、「ダムによる対策」を選んだ人が34名の20.6%に対して、「ダムによらない対策」を選んだ人が106名の64.2%となっています。

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会は、国・県が河川整備計画の原案に対して広く一般から募ったパブリックコメントを分析しています。7月20日の人吉新聞には、その結果が報告されており、国・県が公開した455件のうち、全く同じ文書などの重複を除いた意見数が439件、そのうちダム賛成は21件の4.78%、ダム反対は313件の71.3%であったことや、人吉市内では、ダム反対が135件、ダム賛成はなかったことが報告されています。

これらの3つの調査より、市民の民意は流水型ダムに反対であることは明らかだと思わないか、お聞きします。

○市長(松岡隼人君) 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。 球磨川水系河川整備計画につきましては、先月の8月9日に国及び熊本県において、それ ぞれの管理区間ごとに策定されております。計画策定の経緯につきましては、議員も御承知 のとおり、令和2年7月豪雨の発生以後、国及び県において委員会や協議会などの会議が開 催され、昨年の3月30日には流域治水プロジェクトの策定、そして本年4月4日に河川整備 計画原案が公表されております。河川整備計画原案が公表されるまでの間におきましては、 知事が住民や学識者等の御意見、御提案をお聞きする会をはじめ、球磨川水系事業説明会、 知事の仮設団地訪問、流域治水プロジェクト、復旧・復興プラン説明会等、数多くの意見を 聞く場が開かれており、公表後もパブリックコメントの実施や公聴会を開催するなど、様々 な場面において幅広く意見を聴収されたところでございます。

そして、そうした様々な御意見に加え、6月に開催された球磨川水系学識者懇談会での意 見が反映された河川整備計画案が公表された後、関係市町村長への意見聴収があったところ でございます。

国管理区間の河川整備計画では、流量を低減させる対策として、計画上必要となる治水機能の確保と事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した、洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備することとなっております。

流水型ダムの整備計画については、様々な御意見があることは私も認識しておりますが、 冒頭での施政方針でも申し上げましたとおり、市内の中心部を球磨川が貫流する人吉市の市 長としても大きく期待をしており、同計画の基本理念に掲げる、緑の流域治水による球磨川 流域における命と環境の両立、令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興、持続可能な発展 の実現に向け、本市としましても国・県・関係機関、そして住民の皆様と共に、治水対策の 推進に総力をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) 今の答弁の中で、民意に関わるのは流水型ダムの整備計画の様々な御 意見あることは認識しているということでしたけど、やはり私もいろんなアンケート調査を 見てみて、大体同じように結果が出てくるんですよね。やはり、ダム反対のほうが非常に多

いというのがどこでも出てきますし、民意はダム反対だということをしっかり認識されるべきだと思うということをまず申しておきたいと思います。

それで次ですけど、河川整備計画の策定に向けて熊本県は、関係地方公共団体の長の意見 聴収を行っています。松岡市長が7月22日付けで蒲島知事に出した、球磨川水系河川整備計 画 [国管理区間] (案)に関する意見について(回答)を見てみると、この球磨川水系河川 整備計画においては、ちょっと省略しまして「早期実現を願うものであります」としている ことや「以下の点について河川管理者へ要請いただきますようお願い申し上げます」とし、 3のところで、「本市の復興まちづくりの大前提でもある流水型ダムの建設をはじめ、治水 対策の推進によって、一日も早い流域の復興、安全・安心の確保を図られたい」としていま す。これは明確な流水型ダム建設の要望です。

このように、県に出した意見は、ダム反対という市民の民意に背く意見ですが、市民の民意は無視するのですかということをお伺いします。

〇市長(松岡隼人君) お答えします。

本年7月中旬の梅雨前線による大雨の際、市内全域において高齢者等避難を発令し、災害対策本部及び支部設置や、避難所を設置するなど、体制を整えておりましたが、幸い大きな被害もなく、胸をなでおろすことができました。

しかし、8月には東北地方と北陸地方の各地において、土砂災害や河川の氾濫など、甚大な被害が起きるなど、自然災害の恐ろしさを改めて痛感したところでございます。

近年の気象状況、災害発生状況を見ますと、今後も気象変動に伴う豪雨のさらなる頻発化や被害の激甚化が懸念されており、球磨川水系河川整備基本方針に沿った流域治水の推進により、洪水・氾濫等による災害の発生防止や軽減に取り組んでいくことについては、大いに賛同するところでございます。

先ほど申し上げました本計画の基本理念のもと、全力を挙げて河川整備に取り組まれることについては大いに期待をしており、令和2年7月豪雨災害によって貴い人命を失い、多くの市民の皆さんが、身体・財産に甚大な被害を受けた人吉市の市長としては、このような悲劇を繰り返さず、市民の生命と財産を守る責務がございますので、治水事業への市民の皆様の御理解をお願いしたいと存じます。

流域治水の早期実現を願うとともに、国・県・関係機関、そして住民の皆様と共に、治水 対策の推進に総力をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。

O15番(本村令斗君) やっぱり、先ほど申しましたように、このいろんなアンケート取って みても、市民の意見としては、やっぱり、ダム反対だと思いますから、その点にとってみれ ば、やはりこのダム推進というのは市民の民意は無視したものだと、それを認識すべきだと いうことをきちっと申しておきたいと思います。

次に、3回目ですけど、市長は市民の代表です。だから、市長には市民の民意に沿って、要求を国・県に届ける大事な役割があると思います。市民の民意がダム反対なら、たとえ市長は流水型ダムが必要だと思っても、まずは早急な河川整備計画の策定はやめ、流水型ダムに関する説明責任を果たすよう、国・県に求めるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

球磨川水系河川整備計画の策定に際して、熊本県知事からの意見聴取がございました。本市としましては、球磨川水系の将来にわたる流域治水であり、その一員としての責務を果たしてまいりたく存じますが、河川管理者に対しては、球磨川の良好な河川環境の保全や遊水地等の治水対策について、関係機関や地域住民に十分な説明を行い、関係者の理解のもとに推進されるよう、意見を述べたところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- ○15番(本村令斗君) そこの、整備計画を認めてですね、その後説明というところじゃなくて、やはり整備計画の意見を求める、決まる前の段階で、それは一時ストップして、流水型ダムに対する説明責任を果たすということをするべきじゃないかと思うんですね。えらく早くやると。強行だと。あまりにも住民の意見を非常に無視して、早急にダムに突っ走っているという、国・県はそうやっているという意見もありますけど、やはり市長としては、そんな思いも酌んで、やはりそこは一旦止まって進めるように、国・県に促すべきじゃなかったかと。私はそう思います。

では、次4回目ですけど。河川整備計画は住民の意見を反映することを重視した、河川法に基づいて策定されます。そこは市長もよく御存じのようで、6月議会で私がこのように、「1997年に改正された河川法は、住民の意向を反映させることを重視していることを認識されていますか」と質問したのに対し、市長は、「河川整備計画については、河川管理者が計画案の作成段階で、学識経験を有する者の意見を聞かなければならないとされ、必要があると認める場合は、公聴会を開くなど関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとも規定されておりますので、今回も、4月下旬に公聴会が開かれ、住民の意見を反映させるような措置が講じられたものと認識いたしております。」と答弁されています。

県知事や市町村長は、住民の代表です。そこで、住民の意見を反映させる目的の1つとして、7月下旬に、関係市町村長から熊本県知事へ意見が提出され、これを受けて7月28日に 熊本県知事から九州地方整備局へ意見が提出されています。しかし、住民の代表は、県知事 や市町村長ばかりではありません。各議会の議員も住民の代表です。二元代表制から考えて も、各議会の議員の意見も聞くべきだと思います。

国・県は、河川整備計画案の策定段階で、住民の代表である流域の各議会の議員の意見も 本来聞くべきだと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

球磨川水系河川整備計画の策定については、ほかの河川・水系と同様に、河川法にのっとった手順を踏まれ、流域地域住民の意見についても、委員会や協議会、パブリックコメント、公聴会など、様々な方法を用いて聞き取りをなされてきたことと承知しております。

また、計画策定に伴う、意見徴収方法等については、河川管理者である国及び熊本県の判断において行われるものであると認識いたしております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) 今までの私の経験からしても、こういうのが策定、非常に大きな内容ですからですね。策定する前には議会に来て説明して、意見を聞いていたように思うんですよ。その間、今度ですね。議会の意見聴収をしないことに驚いて、どこかの議会から、議会軽視だという声が、ダムに賛成・反対関係なく、いてもおかしくないような、そんな問題だと私は思います。

それで、4月4日の河川整備計画原案の公表から、8月9日に河川整備計画策定がなされる間、国交省や熊本県が人吉市議会に来て、河川整備計画の説明を行い、議員の意見を聞くというようなことは行われていません。県議会議員に聞くと、県議会でも行われていないということでした。全てかそれに近い議会で行われていないことは明らかだと思います。

河川整備計画策定後の9月7日の治水・防災に関する特別委員会に、国交省と熊本県の職員がようやく来られました。そこで、私は、「今の河川法からすれば、河川整備計画策定前に議会の議員の意見も聞くべきだと思うが、なぜしなかったのか」と質問しました。すると、八代河川国道事務所の所長は、いろいろ言われた後、「理由になってなかったでしょうけど」というようなことを言われて、回答を終わられました。議員の意見は聞かなくてよいという根拠は示されませんでした。

要するに、河川法の趣旨からすると、河川整備計画の策定に当たっては、関係する議会の 議員の意見を聞いておくべきであることを分かっているのだと思います。河川整備計画策定 の手続には不備があったと見るべきだと思います。

そこで、議会で議員の意見を聞いてないという不備があり、整備計画は白紙に戻し、やり 直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたとおり、河川整備計画策定については、河川法にのっとり進められるものであり、河川管理者である国及び熊本県の判断において進められるものである

と認識をいたしております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) これは私どもは、政党のほうで県に言っても、この問題を県知事が異議なしというようなことを言われたときに、その問題をただしに行ったんですけど、やはり、何で議会に説明しなかったんだと質問したときに、ほとんど答えられなかったような状態でして、県のほうもですね。やはり、それからすれば、当然説明しなければならないのは県も分かってたんじゃないかと思ったところです。

非常に、強行するというか、早急に強行する態度が国・県に見えてですね。手順さえきちんと踏まずに強行していこうと。それが非常なこんな手落ちを起こしたんじゃないかと私は思ってますけど。ちゃんとした手順さえ踏まないのはひどい態度だと思うということを申しておきたいと思います。

では、次です。川辺川ダム建設促進協議会について質問しますけど、協議会は河川整備計画策定のわずか8日後である8月17日に、国土交通省を訪れ、川辺川(流水型)ダムの早期完成に関する要望書を提出しています。促進協は市町村長の集まりです。先ほど述べたのと同様に、市町村長には住民の民意に沿って、要求を国・県に届ける大事な役割があると思います。また、公聴会やパブリックコメントで出された意見は、河川法に基づいて、国と県が集めた公式の意見です。

これらのことから考えれば、国交省に川辺川ダムの早期着工の要望を出す前に、公聴会やパブリックコメントに出された住民の意見をどう捉えるか、協議して当然のことだと思います。そのような協議はやられなかったのですか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

川辺川ダム建設促進協議会は、川辺川ダム建設の促進をもって、球磨川流域の浸水被害の 軽減を図ることなどを目的に、平成元年7月4日に設立され、その後、ダムの形態等は変わってきておりますが、治水対策の早期実現や水源地域の振興など、基本的な目的・事業を踏襲して今日に至っております。

協議会では、本年度も8月に設立以来の会の目的に沿った内容で、要望を取りまとめ、従 前どおりの形で国土交通省等への要望活動を実施いたしております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- **○15番(本村令斗君)** そのような協議をやったとは言われませんでしたけど。

この間、促進協が要望書を出したときに、私も住民団体と一緒に促進協の事務局に抗議に まいりましたけど、そこでは事務局はそのような協議はやってないと言われました。だから やってないことは明確だと思います。 そこで、引き続いて質問したいと思いますけど、要望書はどのような経過を経て作成されたのかについても、市民も関心があると思います。要望書を出すことや、文書の内容は、いつ、どこで話し合われ、誰が文書をつくったのですか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

川辺川ダム建設促進協議会における活動といたしましては、年次事業計画や予算について、 幹事会及び理事会での審議後、最終的に総会での承認を受け、実施いたしております。

毎年実施いたしております要望活動の要望事項については、毎年、先ほど申しました手順を踏みまして、事務局によって文言の追加・修正が行われ、全会員によって承認された内容により、要望活動を実施いたしております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) 要するに、今度、大きな起点でもあったんですよね。正式に国・県によって、パブリックコメントからとか、口頭で述べるとか、住民が意見発表あったわけですけど、その後の会でありますのでですね。これまで総会とかで、川辺川ダム促進を決めているということで、半ばほとんどもう、そのまんま出したという感じなんですよね。いかに、先ほど言いましたけど、川辺川ダム促進協は首長でつくられる会でありますけど、それを忘れて、促進協とだけやってるんじゃないか、やはり自分たちの本旨である、市町村長としての本旨を忘れているんじゃないかと。そう言えると私は思われるということを申しておきたいと思います。

次の質問に移っていきたいと思います。2つ目ですね。

安倍元首相の国葬問題についてです。岸田政権は、安倍元首相の国葬を閣議決定し、9月 27日に強行しようとしています。しかし、この国葬は憲法違反であることは明らかだと思い ます。

第一に、国葬の強行は、憲法14条が規定する法の下の平等に反するということです。なぜ、安倍元首相のみを特別扱いにして国葬を行うのか。岸田首相は、在任期間が8年8か月と憲政史上最長となったことなどの従来の説明を繰り返すだけで、安倍氏の国葬を実施する合理的理由を示すことはできていません。このことは結局、時の内閣や政権党の政治的思惑、打算によって、特定の個人を国葬という特別扱いをすることにほかありません。これは憲法が規定する平等原則と相入れないことは明らかです。

第二に、国葬の強行は、憲法19条が保障する思想及び良心の自由に反するということです。 岸田首相は、8月10日の会見で、「国葬は故人に対する敬意と弔意を、国全体として表す儀 式だ」と述べています。

日本国は、国民主権の国であり、ここで述べられている国全体とは、国民全体ということになります。すなわち首相の発言は、国葬は故人に対する敬意と弔意を、国民全体として表

す儀式だと述べていることにほかありません。これが憲法19条に違反した弔意の強制である ことは明らかです。

このように、国葬は憲法14条、法の下の平等と19条、思想及び良心の自由に違反している ことを認識していますか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

9月27日に予定されている安倍元首相の国葬につきましては、9月8日、岸田首相が衆参両院の議院運営委員会の閉会中審査におきまして、4つの実施理由を述べられました。

安倍元首相が、1、憲政史上最長の8年8か月の政権を担ったこと。2、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、戦略的外交の展開などを指導し、大きな業績を残したこと。3、諸外国から敬意と弔意が表明されていること。4、選挙運動中の非業の死であること、などを踏まえ、国の公式行事として葬儀を行うこと。以上のことから、政府においては葬儀を国葬として執り行うことが適切であると判断をされたところでございます。

今回の国葬につきましては、連日の報道等にもございますとおり、様々に御意見・見解等があることを私も認識しておるところでございますが、国葬の実施、またその予算につきましても、閣議決定された事項であり、法的根拠につきましては、政府から一定の見解が示されているところでございまして、今回の国葬の実施が直ちに憲法違反となるものではないと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。

O15番(本村令斗君) 岸田首相が言われたことは、説明となってましたけど、私が思うに、 それは、憲法の14条、法の下の平等、それに憲法19条が保障する思想及び良心の自由に対し ての、それに違反してないという説明にはなってないと思うんですね。そういう中でやろう ということに、非常に問題があると思うし、やはりこれは憲法違反だということは、私は明 確だということを、まず申しておきたいと思います。

次に行きますけど、8月30日、岸田首相は、葬儀委員長として、「国葬当日には哀悼の意を表するため、各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時間に黙禱することとする」という決定を行っています。

これは、各府省とそこで働く労働者に弔意を強制するものであって、絶対に許されません。 こうした動きは、国の関係機関や地方自治体などに広がることが強く危惧されます。黙禱、 弔旗掲揚など、市民に対して弔意の押しつけはやるべきではないと思いますが、どうお考え でしょうか。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、連日の報道等を受け、国葬に対して様々に御意見・見解 等があることを、私も認識しておるところでございますが、9月8日の衆参両院の議院運営 委員会で、岸田首相は、「国民一人一人に弔意の表明を強制するものではなく、喪に服することも求めない」と答弁され、実際、弔意の表明につきましては、強制するとの誤解を招かないよう、閣議了解は行われていない状況です。一方で、葬儀委員長決定として、各府省においては、弔意表明が行われる予定であるものの、地方自治体に対しては、協力要請はしないとの報道もあっており、本市では、現に国葬に関連しての、国などからの通知、通達等は受けていない状況でございます。

昨日の池田議員の御質問に対する答弁の中で、県内各市及び球磨管内自治体において、半数以上が実施未定という状況を申し上げましたが、これらのことを踏まえまして、本市の弔意表明につきましては、国・県の動向、近隣自治体との歩調、昨今の報道内容等を考慮しながら、今後適切に判断させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) 今後適切にということですけど、やはり私は、国葬自体が憲法違反だと思いますし、そういう中で市民に対して黙禱や弔旗掲揚など、いろいろあると思うんですけど、そのような弔意の押しつけはやるべきではないと思うということを再度申しておきたいと思います。

次に、教育長にも質問していきたいと思います。9月11日付の新聞赤旗日曜版で、元文部科学事務次官の前川喜平さんは、このように述べています。「内閣府から通知を受ければ、文部科学省は都道府県教育委員会に参考までにお知らせします。あとは自分たちで考えてといった通知を出す可能性があります。通知を受け取った教育委員会は、何かせよと言われたように受け止めるでしょう。学校で半旗掲揚や黙禱が強制されれば、安倍さんを神格化し、偉い人だったんだという観念を子供たちに植えつけます。少なくとも校長は、理由を説明しないといけなくなります。亡くなる人はたくさんいるのに、なぜこの人を悼むのか、その理由として岸田さんは、憲政史上最長の在任期間、あるいは外交や経済政策での成果を上げましたが、在任期間以外は嘘です。安倍さんを悼むことが、民主主義を守ることになるとも言いますが、国葬はむしろ民主主義を破壊します。なぜ、安倍さんだけに国葬するのかについて、子供たちにまともに説明できないと思います。それでも、権力側がつくった権威を子供たちに押しつけ、ありがたいものだと信じ込ませるのでしょう。国葬は、教育とは正反対のものです。」というものです。黙禱、弔旗掲揚、授業時間の短縮など、生徒に対して弔意の押しつけはやるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

〇教育長(志波典明君) おはようございます。御質問にお答えをいたします。

安倍元首相の国葬につきましては、国会等において議論がなされている状況ではございますが、その対応につきましては、現在のところ、文部科学省及び熊本県教育委員会から正式な通知はあっておりません。こうした中、永岡文部科学大臣は、8月末の記者会見で、「9

月27日に予定されている国葬での対応については、国葬儀の実施に当たって、国民一人一人 に弔意を求めるべきであるとの誤解を招くことがないよう、地方公共団体や教育委員会など に対する弔意表明の協力の要望を行うことはない」と述べられ、教育委員会や学校に対し、 半旗の掲揚や黙禱による弔意の表明の協力は求めないという考えが示されております。

本市教育委員会といたしましても、この趣旨に基づきまして対応してまいりたいと考えて おります。

以上、お答えをいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) その趣旨に対して対応するということで、もし協力要請が来てもする べきじゃないと私は思いますし、今のところ趣旨に基づいてしないということですので、来 ても私は、生徒に対しての弔意の押しつけはやるべきではないと思っていることを言ってお きたいと思います。

では、次の問題に入っていきたいと思います。次は、風力発電です。

7月27日の厚生委員会協議会と8月3日の全員協議会で、熊本県における陸上風力発電施設立地ゾーニング調査に係る地域懇談会の実施についての説明がありました。

私は、風力発電などの再生可能エネルギーは、地球温暖化対策のために大いに進めるべきだと思います。しかし、風力発電は騒音、低周波、羽根の回転によって影の明暗に人に不快感を与えるシャドウフリッカー、景観、バードストライクなどの生態系への影響などの環境問題を起こしてしまい、反対運動が起こった事例も多く報告されています。環境に配慮して建設が進められるよう、この質問を行います。

資料の2、調査の目的を見てますと、この調査は風力発電を建設する場所の促進地域を定めるために、ゾーニング調査を行うことであることが分かります。5、調査内容のところには、ゾーニングマップたたき台の作成結果や導入可能性検討エリアの抽出の地図などが載っています。これらを見れば、人吉市内にも促進地域が指定されるように読み取れます。

そこで、ゾーニング調査の結果、人吉市内にも風力発電が建設される可能性はあるのかお 伺いします。

○市民部長(丸本 縁君) 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。 初めに、改正地球温暖化対策推進法、いわゆる改正温対法及び議員から御紹介ありました 熊本県地域共生型陸上風力立地ゾーニング事業について、御説明させていただきます。

改正温対法は、国が令和2年10月に、2050年カーボンニュートラルを宣言したことなどを背景に、令和3年5月に成立。本年4月に全面施行されたものでございまして、地域での脱炭素化を促進する事業に係るトラブル事例の減少にも資することも目的の1つとして、市町村が県の基準に基づき促進区域、環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされました。

この改正温対法に基づき、熊本県が市町村の側面支援等を行うことを目的として、熊本県地域共生型陸上風力立地ゾーニング事業が行われるものでございます。

本事業では、導入のポテンシャルが大きい陸上風力発電の立地に関して、市町村が行うこととされている脱炭素化促進事業に係る促進区域や、環境配慮、地域貢献に関する方針等について、熊本県が防災、森林保護などの法的規制や、事業性を加味して作成した導入可能性検討エリア図の素案を基に、関係自治体や専門家等と協議を行うことになります。

また、地元での協議に当たりましては、人吉球磨地区を3グループに分けて協議が進められていくこととなります。そのうち、人吉市、山江村、球磨村の関係者を1グループとする第1回の地域懇談会が9月2日に開催され、促進区域の範囲や地域貢献の在り方等についての協議が始まったところでございます。

このように、地域に密着し、環境保全や防災など様々な観点から協議を行い、地域での合意形成を図りながら、保全エリアや調整エリア、さらには導入可能性検討エリアなどにゾーニングされることにより、より安全で、できる限り環境等に影響を及ぼさない地域に再エネ施設を誘導していくこととなり、本事業の目的であります地域共生型の再エネ施設の導入促進が推進されることになると考えております。

御質問のゾーニング調査の結果、人吉市にも風力発電が建設される可能性はあるのか、で ございますけれども、まず、事業者においては風力発電事業の許認可に関する各種法手続や、 アセス等の手続をクリアすれば、今回のゾーニングの調査結果に関わらず、進出される可能 性はあるものと存じます。

もちろん、今回のゾーニング等の結果を受けて、事業者が進出を考えられる可能性もある と存じますが、より安全でできる限り環境等に影響を及ぼさない地域に再工ネ施設を誘導し ていくという、今回のゾーニング事業の趣旨を御理解いただければと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- ○15番(本村令斗君) 人吉市にも建設される可能性があるということで、私たちも非常にこの問題も注視していかなければならないと思っていたところです。これ、環境に関わって、気になる記述があります。3、役割分担、手順の③再エネ事業のところには、促進区域内で行う再エネ事業について、市町村実施計画に適合することの認定を受けると、環境影響評価手続の簡素化などのメリットがあると書かれています。

環境影響評価手続の簡素化などのメリットがあるとは、どういうことでしょうか。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

環境影響評価手続、すなわち環境影響評価法に基づく環境アセスメントについて、まず御 説明いたします。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影

響を及ぼすのかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、一般の方や地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度でございます。

先ほどの御質問で触れさせていただいた改正地球温暖化対策推進法におきましては、都道府県基準に基づき定められた促進区域で、再工ネ施設の整備が行われる際には、あらかじめ市町村により、環境の保全に配慮した区域の設定がなされた上で、かつ市町村が定めた地域における環境保全のための取組を満たす形で事業が認定されます。これにより、重大な環境影響の回避が確保されることになります。

さらには、広域的な観点から、環境の保全について適正に配慮した区域設定がなされていることになるため、環境影響評価法の計画段階における環境配慮事項の検討を行う、配慮書手続を適用しないことができるという特例がメリットとして定められております。

なお、環境アセスメントにおける配慮書手続以降の方法書や準備書などの手続は実施されますので、環境の保全に十分に配慮して行われると考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- **〇15番(本村令斗君)** 私は、環境影響評価の全面的にズバッとなくなるんじゃないかなとちょっと心配したんですけど、方法書や準備書などの手続は実施されるということでしたので、これはこれとして、私も認識しながら考えてまいりたいと思います。

3回目を行きたいと思いますけど、日本風力発電協会は、風力発電の普及促進を目指し、国内外に向けて様々な活動を行っている協会です。この協会は、小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック(バージョン2)を刊行しています。このガイドブックの第1章、環境影響評価の必要性、1、環境影響評価の必要性には、このように書かれています。「風力発電は化石燃料に頼らないクリーンなエネルギーであり、地球温暖化という大きな環境問題を解決していくために、今後ますます導入を促進していかなければならないものである。しかしながら、周辺の居住者の生活環境に対しては何らかの影響を及ぼす可能性もあることを事業者としても認識し、住民の理解が得られるよう丁寧に対応していく必要がある。仮に、このような影響が出る可能性のある地域に風力発電機を設置する場合は、その影響がどの程度になるか、事前に把握して事業を進める必要がある。例えば、「ブレードの回転による風切り音で夜中に目が覚める」として、実際に稼働後に苦情が発生し、医師が睡眠障害を風力発電機の稼働音によるものであることを認めたとすると、風力発電機がどんなに地球環境によいものであっても、事業者としては何らかの改善策を講じねばならない。このような状況を事前に回避するためには、環境影響評価を自主的に進めることが効果的である」というものです。

このように、自主アセスを推奨しています。このように、風力発電を普及促進している日

本風力発電協会がガイドブックを刊行し、事業者に自主アセスを推奨していることを認識していますか。お伺いします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

議員から御紹介いただきました、一般社団法人日本風力発電協会の当該ガイドブックによりますと、環境影響評価の必要性の中で、環境影響評価法や地方自治体の条例等が定められていないときは、当該ガイドに従ってアセスメントの手続を行うことが望ましいとされていることを認識いたしております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) 認識されていることは分かったところでですね。人吉市に風力発電が 建設される場合には、住民の理解が得られるよう、丁寧に対応していただく必要があると思 います。このガイドブックを参考にして、環境アセスメントを行うように求めるべきではな いかということをお伺いします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

本市といたしましては、小規模風力発電事業は環境影響評価法や県条例の対象外となるものの、立地地域周辺の生活環境などに対しましては、何らかの影響を及ぼす場合もあると考えております。

つきましては、本市の環境に何らかの影響があると考えられる場合には、状況に応じまして、本市の環境保全等に配慮していただくなどの協議を行ってまいりたいと考えております。 以上、お答えいたします。 (「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 15番。本村令斗議員。
- **〇15番(本村令斗君)** 今の答弁で、とりわけ小規模風力発電事業に環境影響評価法などの県 条例の対象外ということで、危惧する面があるのをちょっと感じたところです。

それで、小規模風力発電事業ある場合、本来やっぱり私は環境アセスメントを行うよう求めていただきたいと思いますが、少なくとも、こういうガイドブックが出ていることですね。これ1つは、推進される方々にとってみても、地域で環境破壊があるようなことがあってはならないということと、もう1つ大事なのは、そういう地域でいざこざが起こったんでは風力発電自体がなかなか進められないという思いがあるから、こういうのを出されてるんだと私も思います。

ですから、そういう趣旨も、このガイドブックのことも話されながら、少なくともいろんな事業者には環境保全を求めていっていただきたいと思うということを申しておきたいと思います。

次の項目に入ってまいりたいと思います。市庁舎駐車場のゲートについてです。

人吉市役所の新庁舎の駐車場には、新たにゲートが設けられました。これに対して、ある

高齢者の方から苦情が寄せられました。最初に言われたことは、なぜゲートが設置されたか ということでした。庁舎駐車場にゲートを配置した理由をお伺いします。

○総務部長(永田勝巳君) 皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

新市庁舎建設以前の仮本庁舎や西間別館、さらには旧麓町の駐車場の運用につきましては、利用制限を設けておらず、そのため近隣住民の方や事業所従業員などによる無秩序な駐車が常態化していたり、放置車両が置かれたりなど、来庁者の駐車場の確保に支障を来し、併せて管理などについて非常に苦慮していたところでございます。

そこで、新市庁舎におきましては、来庁者用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場と、それ ぞれ明確に区分をしまして、適切に管理するとともに、市役所に来庁される方々の駐車場スペースを確保できるよう、ゲートを設置したところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) 理由は分かったところですけど、ただ、全県的に見てどうかと思うんですけど、県庁に同じようなゲートがあることは多くの方が御存じのようですが、市役所で設置している所はあまりないのではないかという声があります。そこで、県内14市でこのようなゲートの配置はどのようになっているか、お伺いします。
- ○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

新市庁舎建設の計画段階での確認でございますけれども、県下14市の中では熊本市のみで ございます。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) ということで、人吉市以外は熊本市のみなんですけど、その理由にも関わってくることなんですけど、先ほどの方はこのように言われました。「市役所の駐車場のゲートは、高齢者にとっては本当に困る。券を取るにはぎりぎりまでに右に寄せなければならないが、それは至難の業である。寄せきれない場合は、ドアを開けて、足を地面につけて券を取らなければならないが、それも一苦労で、時間をとってしまう。後ろから車が来ていたら申し訳なくてしょうがない。高齢者は市役所に来るなと言われているようで、だんだん行きたくなくなる」というものです。このように、高齢者にとって、ゲート通過は大変困難を抱えるものであることを認識しておられるでしょうか。
- ○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

ゲート付きの駐車場につきましては、人吉市内の施設では設置が少ない状況にありますことから、高齢者に限らず利用されたことのない方々は戸惑われるのではないかという認識は持っていたところでございます。そのため、駐車場ゲートの運用を開始するに当たり、来庁者の戸惑いに対処するため、交通誘導員を約1か月半ほど配置し、対応に当たったところで

ございます。最近では、トラブル対処等も少なくなっておりまして、今後とも御利用いただく皆様の御理解をいただきながら、駐車場の適切な運用管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- **〇15番(本村令斗君)** 最近ではトラブル等少なくなってるとは言われましたけど、やっぱり 潜在的にそういう、思ってはおられるけどなかなか言えずにおられたという方もおられるん じゃないかと思います。先ほどの方も、自分の周りではそういう声を結構聞くと言われてましたけど。やはり、その面があるんじゃないかと思っているところです。

そもそも論ですけど、そもそも市役所というのは、市民みんなのものであって、気軽に相談できて、市民と市職員が顔の見える関係をつくる場所です。多くの方が気軽に行けるように、市役所は誰にでも行きやすい場所であるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

市役所は、市民の方々が生活をする上で、必要な各種手続や相談などにより、年齢や身体の状況に関わらず、多くの方々が来庁される施設と認識をしております。その機能としまして、ソフト面・ハード面双方におきまして、不足する部分があるとしましたならば、その改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。 (「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- **○15番(本村令斗君)** 庁舎駐車場のゲートは、高齢者にとって行きやすい市役所であること の妨げになっていることを私も話を……(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) 今、本村議員は、駐車場ゲートのことを言われてますけど、私どもは 新市庁舎建設に関する特別委員会でずっと審議して決めてきたことなんですよ。それをまた ここで、改めて言われるなら、じゃあ、今まで特別委員会は何だったのかとなりますので、 私はこれはおかしいと思います。ですから、議事進行かけました。
- ○議長(西 信八郎君) 大塚則男議員の言われることは分かりますけども、一般質問でございますので却下し、本村議員の質問を続けたいと思います。どうぞ。
- **〇15番(本村令斗君)** そういう妨げになっているということを、私も感じております。駐車場のゲートは撤去すべきではないかということをお伺いします。
- ○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

駐車場ゲートにつきましては、1回目の質問でお答えしましたように、駐車場の適正な管理、来庁者の確実な駐車スペースの確保を目的といたしまして、設置をいたしたものでござ

います。広い意味では御利用いただく市民の皆様方の御要望にもかなうものと思っておりまして、皆様の御理解をいただきながら、現状の運用を続けてまいりたいと考えております。 以上、お答えいたします。(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 15番。本村令斗議員。
- O15番(本村令斗君) この問題、行きやすい市役所であるということ、それに対して非常に障害がある問題だと思ってます。それでやっぱり14市の中で、熊本市だけがつけてる、今度人吉市もつけるようになったんですけど、そういうのはやっぱり、行きやすい駐車場ということを考えて、やっぱりそうなってくるんじゃないかなと私は思ったところです。そのためにもやはり、基本的にはゲートは撤去するべきだと思いますし、またあるいは、少なくとも多くの車が詰めかけるような期間だけ、そのゲートを使うとか、そういう工夫もすることなども考えられますので、少なくともそういうことなど考えてほしいということを申しまして、私の質問を終わります。
- ○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時18分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) (登壇) こんにちは。17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は、中心市街地地区(被災市街地復興推進地域)の整備方針と山田川河川整備計画を 含む紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業及び新温泉対策等についてお尋ねします。

この質問項目は6月議会でも行っています。職員の皆様には、復旧復興に向けた意見交換会、懇談会、地区説明会など、昼夜問わず大変な御苦労をいただいていますことに、市民の皆様は十分に御理解され、ありがたく感謝いただいているものと存じています。

8月20日の中心市街地地区復興まちづくり事業に関する説明会、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の用地先行買収に関する説明会を実施されました。説明会の席上、様々な御意見や疑問点を出されたとお聞きしましたので、該当地区皆様のお話などを伺ってみました。復旧復興については、早急な取組を期待されておられます。一方では、被災地区の皆様の復旧復興に向けた取組の考え方と行政から示される復旧復興に向けた事業、その進め方について差異があるのではないかと感じました。

そこで1点目。復旧復興事業を進めていく行政が、これまで丁寧に行ってきた説明会など が被災地区の皆様への周知、そして事業に対する御理解などは問題なくお伝えできていると 考えておられるのかお尋ねします。 また、豪雨災害後、復旧復興に向けた取組として、コンサルタントを入れての意見交換会、 その中間報告会、地区別懇談会、そして人吉市復興まちづくり計画の策定など実施されてい ます。 2点目として、その成果、そして被災地域にどのように反映されているのかをお尋ね します。

私は、にぎわいのあるまちづくり事業などに、反対とか異議を述べるわけではありません。 不信感、疑問点、不安をお持ちの市民の皆様に御理解と御協力をいただくためにも、納得い ただける答弁をよろしくお願いします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) 皆様、こんにちは。お答えします。

まず、説明会開催などへの住民の周知についてでございます。本市が進めている復興事業 に関しましては、できる限り多くの住民の方々に内容を知っていただいて、御意見をいただ き、理解を進めながら進めていくことが何より重要であると認識しております。

そのため、説明会はできるだけ多くの方々に参加いただけるよう、平日及び休日の昼間と 夜間など、複数回開催することとしております。

また、開催に当たりましては、市の広報誌への掲載や、広報配布に併せた通知の配布。対象権利者への通知の個別発送。市ホームページ並びにフェイスブックなどのソーシャルメディアによる配信。データサービスデタポン、新聞社等報道機関への配信依頼など、できる限りの手段を活用させていただき、周知に努めてまいったところでございます。

次に、取組の内容などを皆様へ伝えることができているのか、という点でございますが、 説明会ではできるだけ平易な言葉を使い、資料等を用いて分かりやすい説明を心掛けている ところでございます。説明後には、皆様からの質疑時間を設けるとともに、終了後引き続き 個別相談の時間を設けるなど、理解促進に努めてきたところでもございます。

加えて、説明会後に出席されなかった全ての地権者の方々に対して資料をお送りするほか、市ホームページ等に説明会資料や住民の皆様からいただいた御意見等を掲載しております。

さらに、土地区画整理事業区域内の全地権者に対しましては、戸別訪問を実施し、その結果8割を超える地権者の方々に協力の意向をいただいたところでございます。

これに引き続き実施しました、都市計画法に基づく土地区画整理事業の施工区域に係る都市計画手続の際にも、説明会、公告縦覧並びに意見募集を行いましたが、計画案に対し、反対の意見等もなかったことからも、事業内容に一定の御理解をいただいているものと認識しているところでございます。

次に、意見交換などにコンサルタントを入れた成果ということでございますが、まず意見 交換の場で私たちが最も意識していることは、参加された方々から様々な御意見を頂戴する ことでございます。コンサルタントは第三者の立場で、多くの意見を引き出したり、よいア イデアを出す雰囲気をつくり出したりというノウハウを持っておられ、これまで充実した会 議運営を担っていただいたと考えております。 その結果、人吉市復興まちづくり計画をはじめ、住民の方々の意見を踏まえた計画が策定 できたのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- **〇17番(大塚則男君)** ただいま答弁いただきましたけど、豪雨災害を受けた皆様は、復旧に向け見通しも立たない中、一日でも早く立ち直りたいなど、再建に向け、大きな期待を持たれ、意見交換の場に参加されたものと存じます。

行政におかれても、昼夜問わず複数回の説明会や様々な手段でお伝えいただいたことには 感謝いたします。

一方で、参加された市民の皆様が減少傾向になってしまったことは、復旧復興に向けた強い思いと、意見交換の場の受け止め方に差異が生じてきたことも理由の1つではなかったかと私は思います。

次に、避難路・避難地及び公共施設整備とにぎわい創出のまちづくりについてです。

6月での答弁として、1つ目「避難路・避難地などの整備による災害に強いまちの実現」、 2つ目「地権者などの意向を踏まえた生活再建と復興の実現」、3つ目「良好な生活環境や にぎわい創出」など、将来ビジョンの実現の3本の柱を基本としていると述べておられます。

9月7日の復興のまちづくりに関する特別委員会でも、都市防災総合推進事業として、避 難路整備について説明をいただきました。松岡市長も今議会の所信において、被害の大きか った重点地区それぞれが抱える課題などを整理すると同時に、住民の皆様との対話を重ね、 顕在化してきた生活再建や住まいの再建、農林業や商工業などのなりわい再建、道路や橋梁 といった公共インフラの整備など、本格復旧に向け、各種事業に鋭意取り組んでいると述べ ておられます。

そこで、1点目。この基本とする3本の柱が、中心市街地、紺屋町復旧復興に対して被災 地域の皆様から御理解をいただいていると考えておられるかお尋ねします。

市長は、8月31日は、第1回中心市街地復興まちづくり推進委員会を開催し、道路等の公 共施設配置や、にぎわい創出に関する取組などについて、実現に向けた検討を開始したと述 べておられます。事業計画では、避難路などの道路拡幅、公共施設が大きく示されています。

人吉市内全域を考えますと、道路や橋梁など公共インフラ整備の必要性は私も理解するところです。一方で中心市街地においては、8月20日の中心市街地地区復興まちづくり事業に関する説明会でも質問があっていますように、現在も空地・空き店舗が多く、復旧復興に向けては大きな課題となっています。

2点目として、公園整備は理解しますが、道路拡幅、道路新設などを行うことで、まちの にぎわいにつながっていくと考えておられるのかお尋ねします。

3点目。そもそもまちのにぎわい創出について、行政はどのような考え方をお持ちなのか

お尋ねします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) お答えいたします。

これまで実施してまいりました説明会や戸別訪問などにおいて、復興まちづくりの実現に向けた基本的な考え方である3つの柱、コンセプトについては、繰り返し説明をさせていただいているところです。これまでの戸別訪問の結果やアンケートの結果を見ましても、被災市街地復興推進地域内の地権者の皆様におかれましては、一定の御理解をいただいているものと認識いたしております。

次に、道路整備がまちのにぎわいにつながるか、との御質問でございます。にぎわいとは、 人が集まり活気がある様子の意味がございます。活気ある人の集まりには、人々の笑顔が大 切であり、人々が笑顔になるためには、まずそこに暮らし、なりわいをなす住民の皆様の安 全安心が前提と考えます。議員に御紹介いただいたとおり、復興まちづくりの3本の柱の1 つ目は「避難路・避難地などの整備による災害に強いまちの実現」としております。笑顔で 人々が集まるまちを取り戻すために、安全安心で災害に強いまちとなる基盤を早急に整える ことが復興建設部の責務であると考えているところでございます。

また、道路等のハード整備に当たっては、避難路や水防活動の場としてだけでなく、にぎ わいなどに活用する公共空間の使い方、いわゆるソフト面の検討も非常に重要であると考え ております。

これまでの説明会や、九日町・紺屋町再生会議からの提案書においても、山田川沿いの良好な景観形成や、川沿いでキッチンカーやそぞろ歩きが楽しめるような空間の創出など、多くの御意見をいただいているところでございます。

このような住民の皆様からの御意見も参考に、防災面以外の良好な生活やにぎわいなど、 様々な用途への道路空間の使い方も視野に入れて、事業計画を取りまとめたいと考えており ます。

最後に、まちのにぎわい創出についての考え方でございます。

にぎわいには、先ほど申しました人が集まるという意味のほかにもう1つ、商いが繁盛するという意味もございます。中心市街地は、古くから本市の商いの中心地であり、この商いの繁盛がにぎわいの創出、さらにはその持続・発展につながるものと考えます。

先般立ち上げました中心市街地復興まちづくり推進協議会の重要な検討テーマの1つとしておりますが、この課題は、実際に商いをされている方々を中心として取組を進めていく必要があると存じます。そこで、経済部の協力も得て、町なかで事業を営まれている事業者の方々などで構成するにぎわいに関する専門部会を立ち上げ、多様な視点で議論いただきながら、にぎわい創出に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

このように、笑顔で人々が集まり、今そこにあるお店が繁盛する中心市街地を目指しまして、市民の皆様と一緒になって取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) 一定の御理解はいただいていると認識しているということですので、 被災された皆様も基本方針というものは存じていらっしゃるのかなと今思ったところです。 私も、にぎわいとは人が集まり、活気がある様子。そのものであり、さらには商いの繁盛

に結びつくものと私も考えます。

公共インフラ整備などを軽視するわけではありませんが、昭和40年の水害後、東九日町は 国道445号の整備、電線地中化を実現され、現在に至り、車の通りは非常によくなりました。 しかし、商店街としては左右分断され、西九日町と二分化されたように感じています。

例えますと、大分県の湯布院町は人が集まり、にぎわいがあり、自由な散策ができますが、 人吉温泉については残念ながら、そのイメージが遠のいてしまいました。人吉駅前通りも同 じことで、道路整備が行われ近代的になり、車は走りやすくなりましたが、人が歩く姿がな くなったとの声が聞こえてきます。道路整備の影響だけではなく、時代の流れとともに人口 減、車社会、そして郊外には大型ショッピングセンター進出、それに伴う人の流れなど、様 変わりしてきたことで、商いの繁盛地域であった中心商店街としての果たす役割にも変化が 起こりつつある。したがって、新しいまちづくりというものを考えていかなくてはいけない のかと私は思います。

次に、公費解体後の建築規制、そして建築規制解除後の中心市街地の再生と行政の支援策についてです。

6月議会でも述べましたが、2年間の建築規制に対しては、現在でも疑問や不信感を述べておられます。6月議会答弁で、緊急かつ健全な復興を図るため、必要最小限の建築行為などの制限を行い、地域内における市街地の計画的な整備改善の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものと述べておられます。これまで、事業検討会、戸別訪問、住民懇談会などを行ってこられたことは6月議会でも伺っています。

そこで、1点目として、今日まで計画的な整備改善あるいは迅速に良好な市街地の形成等 について、地域の皆様にどのような提案などを行っておられるのかお尋ねします。

また、中心市街地復興のまちづくり計画に該当しない国道445号南側、球磨川寄りの九日 町商業地区について、この資料にありますように、幾つかの質問がなされています。これは 8月20日の復興のまちづくりに関する特別委員会で質問がなされています。

2点目。建築制限をかけた地域を見ても、この2年間、現在まで何ら動きが見えてこないのですが、まちづくり区域になっていないこの商業地区に対して、行政としてどのような支援策が考えられるのか。また、どのような対応策を進めていかれるのかお尋ねします。

3点目。市長も所信で、「商工業などのなりわい再建にも鋭意取り組んでおります」と述べておられますが、その後、町なかに対してどのような対策が示されているのか。今後、中

心市街地の商業施設支援策についての考え方をお尋ねします。

○復興建設部長(復興担当)(若杉久生君) 1点目、2点目については、私のほうからお答 えいたします。

議員から御指摘いただきましたように、計画的かつ迅速に復興整備を図り、良好な市街地の形成につなげていくため、発災1年後の令和3年7月に被災市街地復興推進地域を指定させていただき、これまで復興に資する整備方針等を検討してきたところでございます。

どのような提案を行ったかという質問でございますが、これまでも御説明させていただきましたとおり、良好な市街地の形成を図るため、紺屋町の1.2~クタールの区域について、土地区画整理事業による面的整備を実施するとともに、山田川の堤防強化と一体となった避難路の整備、都市計画道路紺屋町南町線の整備、交流やコミュニティ形成に資する拠点の検討などの方針をお示しさせていただいているところであります。

また、発災から2年経過したにもかかわらず動きが見えてこないとのことでございますが、 中心市街地ではいまだに空地や更地などが多く、まちの復興に向けての重要な課題であると 認識しております。

今般設立しました、中心市街地復興まちづくり推進協議会におきまして、土地区画整理事業等、これまでお示しした事業の具体化に向けて検討を加速させてまいります。

特に、にぎわい創出の取組につきましては、被災市街地復興推進地域の枠を超え、周辺の商業地域も含めて検討を進め、町なか全体の一日も早い復興の実現に向け、取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

〇経済部長(溝口尚也君) 皆さん、おはようございます。 3 点目の御質問にお答えをいたします。

中心市街地の商業施設への支援策でございますが、令和2年7月豪雨災害に関しましては、 国のなりわい再建支援補助金で復旧復興が進められているところでございまして、本市独自 の取組として、今次災害からの復旧復興に関わる商業施設への個別的直接的再建支援策は現 在のところ実施をしておらないところでございます。

一方で、中心市街地におきましては、これまでなかった新たな拠点として期待をする人吉市紺屋小町は、現在基礎工事あるいは鉄骨の組み上げが行われておるところでございますけれども、これらに対する補助金等による支援や復興コンテナマルシェ及びHITONOWAマーケットの開催に対する支援、また各商店街振興組合等がイベントを行われる際のイベント助成など、中心市街地の復興に向けて、にぎわい創出に関わる支援を実施しているところでございます。

また、直近の支援策としましては、中心市街地に限らずではございますが、新型コロナの影響を受けました事業の継続・回復を目的とした国の事業復活支援給付金及び熊本県事業復

活応援給付金による支援が実施をされたところでございますが、さらに当該給付金を受給された事業者を支援するため、本市独自の支援策でございます事業復活支援給付金を計画しておりまして、9月補正予算に関連予算を計上させて、御提案をさせていただいたところでございます。

また、昨年実施し、好評でありました人吉食べ飲み応援券事業についても、今年度も実施 する予定としておりまして、当該予算を9月補正予算に計上させていただいているところで ございます。

さらに、きじうまコインのプレミアムポイント事業を10月と12月に実施を予定しておると ころでございます。

このように、本市としましては、いまだ復旧途中にある事業者の方々も多くおられる中ではございますが、当該事業者が事業再開された際に、可能な限りにぎわいを取り戻した状態になり、かつ直接消費が喚起され、売上げにつながっていきますよう、市内事業者の事業継続支援とにぎわい創出支援を通じて、中心市街地活性化に取り組んでまいりたいと存じます。以上、お答えをいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) 今、答弁の中で、どういったことを提案してきたかということで、紺屋町の1.2~クタールについては、いろんな対応策をやってきてるという答弁だったんですが、じゃ、逆に言いますと九日町、西九日町とか東九日町ですね。そういった所については具体的にはまだ提案がされてないと私は受け取りました。やはりこちらも、置いとくわけにはいかんのです。早くやらんといかんのですよ、これも。そういったことも考えていただきたいと思います。

また、部長の答弁の中で、現在のところ、商業施設への個別・直接的な再建支援策は実施 しておりませんということなんですが、現在のところとおっしゃるということは、今後は期 待していいんでしょうか。今後もそういったのはまずできないと、あくまでも国・県の支援 策しかできないと受け止めなくちゃいけないのか、ちょっとお尋ねします。

○経済部長(溝口尚也君) 今次災害に関わる復旧復興、いわゆる建物復旧であるとかについては、市の独自の支援策は現在のところ実施をしておりませんし、恐らく今後も早急には予定をしていないところでございますが、繰り返しになりますけれども、にぎわいを取り戻す状態になる、かつ売上げが直接上がるというようなにぎわい創出、あるいは事業継続支援としての、これは中心市街地に限らずでございますけど、事業継続支援としての支援策につきましては、財源としましては、新型コロナ交付金等を活用しまして、引き続き行っていくということでございます。

以上でございます。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。

O17番(大塚則男君) ただいま答弁いただきましたが、まずこの建築規制については、様々な御意見をいただきました。まず、「この2年間は何だったのか。再建に向けた気力・体力がなくなった。再建に向けての大事な時間をなくしてしまった。そして、精神的に疲れた」などの声も聞こえてきます。それでも、災害のリスクがある中、このまちで復旧復興に向け、懸命に取り組みたいとの考えもお持ちです。

昭和40年7月の豪雨災害時、私は13歳でしたが、その2年後には商店街は復旧し、私は九日町の書店に勤めていたことを覚えています。何が言いたいかといいますと、令和2年7月4日豪雨災害の規模、当時の商店街の建築物にも違いがあるとしましても、非常に復旧復興が早かったということです。確かに、商いをしていく中には負債など災害の爪痕は残っていましたが、町なかにはにぎわいと活気がありました。その当時から五十数年、経営者の高齢化や後継者問題、再建に向けての資金調達、大変厳しい状況にあるとは考えます。

個々の商い再開が厳しい状況も考えられることから、例えば複合施設での再建提案など、 地域が1つになりまちづくりを目指す考えもあり得るかと存じます。

現在御支援いただいていますコンテナマルシェ、駅前にありますモゾカタウンなどの営業 も、使用期間あるいは商いにしましても限度があります。

ある方は、「再建できる場所がない。家賃が高い。高齢で借入れも厳しい。今のままでは 期限が来たら閉店しなくてはならない」とも話されていました。

このような実情をしっかりと受け止めていただき、被災市街地の復旧復興に向け、行政として最大限の支援をお願いしておきます。

次に、8月20日の中心市街地地区復興まちづくり事業に関する説明会、参加者からいただいた疑問点についてです。

まず、8月20日のまちづくり事業の説明会が2回に分け開催されていますが、参加された 皆様の反応をどのように受け止められたのか、お尋ねします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) お答えします。

8月20日に開催しました説明会には、多くの皆様に御参加いただき、様々に貴重な御意見をいただいたところでございます。発災から2年以上は経過しておりますが、いまだ被災された方は多くの不安を抱えながら生活をされていることを再認識させていただいたところでございます。

説明会での御意見の内容といたしましては、道路拡幅の必要性やかさ上げに対する御意見など、復興まちづくり事業に対する御意見ばかりではなく、山田川の整備に関する御意見、被災市街地復興推進地域外の空地の問題等、様々にいただいておりまして、行政と住民の方々とのコミュニケーションの重要性を改めて感じたところでございます。

市としましては、このような御意見をしっかりと受け止め、被災された方々の不安の解消 に努めながら、一日も早い復興の実現に向け、歩みを進めてまいりたいと存じます。 以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- **〇17番(大塚則男君)** 今の答弁の中で、不安を抱えながら生活されていると再認識していただいたようでございますが、本当に進まない、厳しいんですよ。ここは本当に御理解していただきたいと思います。

また、述べていただいたように、行政と住民の方々のコミュニケーション、本当に大切です。これがなかなか進まないから、いろいろこじれると思うんですよね。そこをもう一度考えていただきたいと思います。

次に、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業、区域1.2~クタールかさ上げについてです。

まず、新温泉一帯のくぼ地という表現をされていましたが、現地を見られたら分かるように、横西町一体とほぼ同じ高さです。国道445号の整備事業が行われた際、出町橋両側が高くなり、九日町に向け下り坂になっています。人吉大橋の両側と同じことで、橋の架け替えにより、両側が低地になってしまったことであり、くぼ地との表現は、私は適当ではないと考えます。

復興のまちづくりに関する特別委員会で、紺屋町1.2~クタールの現況模型を拝見しましたが、あれを見ますと、極端な段差はない状態になるのかなと私は受け止めています。

そこで、山田川堤防から徐々に下げていくとしまして、越水または内水が起きた場合、横 西町一帯が受ける影響と排水対策については、どのように考えておられるのか、お尋ねしま す。

○復興建設部長(復興担当)(若杉久生君) お答えします。

まず、山田川堤防からの越水という点での質問でございますが、議員も御承知のとおり、本年8月に策定されました球磨川水系河川整備計画では、令和2年7月豪雨と同規模の洪水が起こった場合においても、越水による氾濫を防止する対策を進めることとされております。このことから、本市のまちづくりは、治水対策完了後は堤防からの越水が生じないということを前提に取組を進めているところでございます。ただ、治水対策が完了するまでの間に越水が起こった場合には、横西町一帯のみならず、他の区域においても浸水による影響が生じる可能性がございます。住民の方々におかれましては、できるだけ速やかに避難していただき、一早く命を守る行動をとっていただく必要がございます。

そのためにも、3つの柱の1番目に掲げております「避難路・避難地等の整備による災害 に強いまちの実現」を目指しているところでございます。

次に、内水対策についてでございますが、大規模な開発に当たりましては、その事業区域 の排水対策について、区域外に内水の影響や支障が生じないよう、事業計画を立案し、整備 を進めることとされております。 今回の紺屋町被災市街地土地区画整理事業の事業区域は、一級河川泉田川が地区内中央を 横断していることに加えまして、他の区域からの排水が集約されるエリアにもなっているこ とから、事業区域よりもより広範囲にわたる現地調査や既存排水計画の検証を行い、安全性 向上に向けた必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) 横西町にお住まいの方ですね。いろいろ計画はやっていただけると思うんですけど、非常に心配なさってます。やはり内水が起こるんじゃなかろうかということで。正直申しまして、1.2~クタール辺りをかさ上げするということが、先の模型というか見られてないのかもしれませんけど、まだよく見えてない、全体像が。ですから、すごく段差がつくとか、横西町もちょっと段差がつくんじゃなかろうかと。その場合の排水はどうするんだろうかということで非常に悩まれてますので、ここは親切丁寧な説明に心がけていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、出町橋から三条橋までの300メートルになる、6メートルの堤防道路拡幅の効果と 必要性についてお尋ねします。

私は6月議会において、今一度必要性について検討してほしいと述べました。答弁として、「緊急車両などの通行に支障がある道路が多く、円滑に避難路として活用できる道路が限定的であり、防災面で脆弱である。道路幅員を確保することで、避難ルートを確立します」と述べておられます。

そこで、再度お尋ねしますが、堤防道路拡幅については、地域の皆様からの要望だったのか。行政の防災対策事業なのか。避難路として有効な道路になるのか。どの地域の皆様が避難路として受け止めておられるかお尋ねします。

また、提案になりますが、堤防道路拡幅、用地先行買収、かさ上げ、減歩、換地などについて、疑問点・不信感などがありますので、行政主導ではなく、今一度、紺屋町かさ上げ地区1.2~クタール該当者及び横西町を含んだ町内会の皆様が主体となり、今後のまちづくりについて話し合う場を設定されることも必要に感じます。このような機会をつくることについて、どのようにお考えかお尋ねします。

○復興建設部長(復興担当)(若杉久生君) お答えします。

堤防道路の拡幅についてでございますが、人吉市復興まちづくり計画の取組方針として、 地区内の主要道路、避難路の整備を中心市街地地区の整備方針として、指定避難所への避難 ルートとなる骨格道路への避難ルート、区画道路の整備を掲げているところでございます。 加えまして、これまでの地区別懇談会や令和3年10月に提出された九日町・紺屋町再生会議 からの提案書等も参考にさせていただき、当地区の道路をはじめとした公共施設等の整備方 針案を策定させていただいたところでございます。 県が実施します山田川の堤防強化に併せて、市道として整備することで、防災面において もその周辺の住民の方々の避難路として活用できることや、円滑な水防活動、火災時におけ る消防活動、加えまして、先ほど申しましたとおり、にぎわい創出などへの道路空間の活用 も有用と考えているところでございます。

なお、住民説明会における御意見の中で、道路拡幅に疑問の声があるとの御意見をいただいている一方で、戸別訪問や説明会に参加されていない方々の中には、拡幅への理解や協力の御意向を示された方もおられるところでございます。

次に、御提案の土地区画整理事業区域内の権利者や町内会への話合いの場についてでございます。これまで実施した説明会の中でも地権者の方々から、地権者としての意見を地権者同士で話し合える場をつくってほしいとの御要望をいただいているところでございます。市としましても、コミュニケーションを深める場として、必要性を認識しているところであり、今後、町内会長様たちとも協議をさせていただいた上で、地権者の方を対象とした懇談会等の開催に向け、検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- **〇17番(大塚則男君)** ありがとうございます。まずそういった地権者同士の話合いの場を設けていただければ非常に助かります。ぜひ町内会長さんと相談の上、進めていただきたいと思います。

この堤防拡幅のことについては、6月言いましたように、果たしてどうなるのか、私自身も疑問持ってるもんですから。その長さといいますか、300メートルが果たしてどうなのかということを思ってます。中には、ちょっと残念だったんですが、お話聞いた際に、「もういいです」「もう行政のほうでシナリオ作ってあるんですから、どんなに言ってもいいです。もう分かりませんから」と言われました。ということは、自分たちが意見を述べる場がないのかなと私は思ったもんですから、ここで出したわけなんです。ですから、そういった意見をお持ちの方もいらっしゃいますので、できましたら今一度、そういった地権者同士の話合い。それと、堤防道路の拡幅が本当にどうなのかということを伝えていただきたい。それと、1.2~クタールの中にも道路が通ります。果たして、その道路が何メートルがいいのか。こういったことまで含めて話合いの場をお願いしたいと思います。

今回行われました第1回人吉市中心市街地まちづくり推進協議会についてです。

9月7日の復興のまちづくりに関する特別委員会でも述べましたが、私は、紺屋町被災市 街地復興土地区画整理事業地区1.2~クタールにおいては、紺屋町まちづくり推進協議会な るものが設立されると考えていました。このことは、私の思い込みだけで、結果として人吉 市中心市街地復興まちづくり推進協議会となっています。

9月7日の復興のまちづくりに関する特別委員会でも述べましたが、この推進協議会委員

会構成11名を見ますと、紺屋町・西九日町の地権者の方が2名と極端に少なく、紺屋町・西 九日町も同じ中心市街地とするなら、現在の委員会構成でいいのか、私は疑問を感じました。 9月7日の復興のまちづくりに関する特別委員会では、必要に応じて専門部会を立ち上げる と述べられました。時同じくして、紺屋町・九日町両町内会長様から、紺屋町・西九日町関 係者の地権者メンバーが少ないことから、新たに地権者増員の要望が提出されているとお聞 きしました。

そこで、紺屋町まちづくり協議会の立ち上げと中心市街地復興まちづくりの委員会構成については、どのように対応されていかれるかお尋ねします。

また、現在でも疑問点が多くある中、中心市街地復興まちづくり推進協議会などから、紺 屋町被災市街地復興土地区画整理事業に異議や見直しなど、異論が出た場合の再検討につい てはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) お答えいたします。

中心市街地復興まちづくり推進協議会の委員構成についてでございますが、現在、学識等経験者から2名、自治会役員等から2名、事業者及び権利者から4名、旅館等組合・商工会等から3名の計11名の委員で構成されております。そのうち、旅館等組合及び商工会等からはそれぞれ1名ずつ、団体から御推薦をいただいた方を選定させていただいているところでございます。

紺屋町・西九日町の権利者が少ないとの御指摘につきましては、町内会長様からも御意見をいただいており、委員の増員要望も出されているところでございます。この要望書も踏まえ、増員する人数や委員の選定について、現在検討を進めているところでございます。

次に、まちづくり推進協議会の中で、土地区画整理事業などへの異議や見直し等の異論が 出た場合についてでございますが、土地区画整理事業を含む中心市街地地区の復興まちづく りについては、住民お一人お一人がそれぞれの受け止め方をされ、様々な御意見をお持ちで あることは認識しております。

本市としましても、住民の皆様からの御意見は、復興事業を進めていく上で非常に重要であるという認識から、復興まちづくりの2番目の柱として、地権者などの意向を踏まえた生活再建と復興の実現を掲げておりまして、その一環として、住民の方々から成るまちづくり推進協議会により、取組の具現化に向けた検討を始めたところでございます。

一方で、現計画は戸別訪問において、地権者の8割の方々が協力の御意向を示され、都市 計画審議会等、法定の手続を経て現在に至っていることも民意であり、重く受け止めている ところでございます。

先に設立した青井地区のまちづくり協議会の中でも、委員の方々から様々な御意見をいただいており、その一つ一つを参考とさせていただきながら、事業計画をブラッシュアップさせているところでございます。

中心市街地地区におきましても、協議会の中で出た御意見は一つ一つ共有し、しっかり議論を重ねていただきながら、よりよいまちづくりの具現化に向けてスピード感を持って進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- **〇17番(大塚則男君)** 委員会構成については、今協議していただいているということで、大変ありがたく存じます。ぜひ、協議をいただいて、適正なメンバーにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただ、私が言いましたように、協議会から異議とか、見直しが出たときにどうするかということなんですが、明確な答えではなくて、これについては、意見はお聞きしますけど、受け取り方によっては変更はないようなふうに受け止めてるんですよ。ですから、そういったことではなくて、やはりさっき言いましたような住民同士の話合いで出たら、真摯に受け止めてほしいんですよ。もう決まったからやりますだったら、それは受け止められません、皆さん。そうじゃないと思うんです。そこはしっかり、やはりその被災地域の住民の意向を、私はくんでいただきたいと思います。といいますか、駄目なものは駄目じゃない、それでいいんじゃないですか。私は思うんですけど。無理矢理せんばんことじゃないと思うんですよね。ものについては。そこはよろしくお願いいたします。

松岡市長、そして人吉市議会議員各位に提出されています、人吉市中心市街地まちづくり市民会議からの、紺屋町1.2~クタール町なか事業方針の見直しについての意見書については、9月7日の復興のまちづくりに関する特別委員会に資料として添付してあり、紹介はいただきました。そこで、この意見書については、市長はどのように受け止め、検討されたのかお尋ねします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

議員御指摘のまちづくり市民会議からの意見書については、8月12日に本市に提出され、 内容につきましては、一部事実関係を確認できない部分もありましたが、私も拝見をさせて いただいております。

提出された意見書では、関係市民の方々の不安などの御意見をいただいておりますが、昨年10月に提出された九日町・紺屋町再生会議からの提案内容と相反する内容もあり、地元では様々な声をお持ちの方がおられることを改めて認識させていただいているところでございます。

また、8月31日に開催いたしました中心市街地復興まちづくり推進協議会において、参考 書類として九日町・紺屋町再生会議からの提案書と、まちづくり市民会議からの意見書をそれぞれ委員の皆様に共有させていただいたところです。

これまでも様々な懇談会や説明会等を開催し、多くの御意見を反映できるよう、傾注して

まいりましたが、今回の意見書の内容を見ると、行政と住民、関係の皆様の間においても、 まだまだコミュニケーションが不足していると実感をしているところでございます。

令和2年7月から2年と2か月が経ちました。私たちはあの災害で、肉体的に精神的に物質的に、そして金銭的に大きなダメージを受けました。そこからまずは、自分の暮らしの再建を進めるために必死で取組を進めてきたところですし、多くの方々から御支援を受け、今日を迎えることができていると思います。

施政方針でも述べましたように、4分の3以上の方が地域支え合いセンターにお願いをしておりまして、支援済みとなっておりますが、逆に言いますとあと4分の1の方は、まだまだ支援が必要な状況でございます。と同時に、復興のまちづくり、各地域で進めているところでございます。自分の暮らしの再建と同時に、地域のことも考えるということは、大きなエネルギーが必要になり、本当に地域住民の方々、被災された方々、御苦労をされているかと思います。

そのような中、東日本大震災、そして熊本地震等で復興を進めている、復興が進んでいる 地域に共通することは、やはり地域力、コミュニティーの力だと思います。それを私なりに かみ砕いてみると、思いやりの心ではないかと思ってます。それぞれ被災をされて大変な状 況にあります。自分のことのように、人のこと、相手のことも思うことが、つまりは復興で はないかと、今強く感じています。

これまで、先ほどから部長が答弁させていただいておりますように、県、そしてコンサル 等々から支援をいただきながら、戸別訪問を行い、懇談会や説明会等々も行ってまいりまし た。しかしながら、まだまだ不安をたくさんお持ちの方がいらっしゃるということを、我々 も強く認識をしているところです。

ですので、行政といたしましては、そういった不安をいかに払拭できるか、これがやはり 復興へ向けての大きなポイントだと捉えております。

ですので、少々長くなりましたが、復興に向けて今一番大事なのは、2点。思いやりと不安を払拭することだと、私は強く確信をしているところです。

まだまだ行政としても足りない部分があるという御指摘かと思いますが、我々は災害前よりもいいまちをつくるべく、また、将来に向けても、本当にあのとき頑張ってよかったと思えるようなまちをつくるべく、全庁一丸となって、住民の方々としっかりとスクラムを組み、協力をしながら取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

少々長くなりましたが、答弁とさせていただきます。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) ただいま市長から、本当に丁寧に述べていただきました。

本当に市長がおっしゃるように、私、今回は紺屋町1.2~クタールということで出しましたが、今述べていただいて、やはり思いやり、被災された方の思いやり、あるいはその方の

不安、市民の。これはもう、その地区だけじゃないですね。人吉市全体そうなんですけど。 そういったのも。あるいは、またあの地区で大事なことは、コミュニティーです。さっきから若杉部長おっしゃってますけど、やはりコミュニティーです。これしっかりやっていただけたら、そんな反対反対とかじゃなくて、やっぱり妥協点と言っていいのかわかりませんけど、私はあると思うんです、接点が。やはりコミュニティーの大切さは私も感じております。 どうか、そういったことで、気持ちが折れるときがあるかもしれませんけど、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、山田川の治水対策についてです。6月議会において、治水対策は、当該地域の限定的なエリアだけで解決できない。球磨川水系流域治水プロジェクトに基づき、国・県・市町村と連携しながら、流域治水に取り組んでいくと述べておられます。

この山田川についても、県の河川整備計画案では、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための 対策として、河道掘削や築堤による整備、地区内の内水対策については、現地調査や既存排 水計画の検討などを行い、安全向上に向け、必要な対策を講じていくと述べておられます。

そこで、今回示されました山田川の堤防治水対策は、どのような計画なのかお尋ねします。 **〇復興建設部長(瀬上雅暁君)** 皆さん、こんにちは。お答えをいたします。

本年8月に策定された球磨川水系河川整備計画 [県管理区間] では、気候変動による降雨量の増加を考慮して算出した年超過確率が、おおむね30分の1規模の目標流量を安全に流下させることとされております。また、計画規模を上回る洪水や、整備途上の段階で施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小限化を目指すとされております。

国管理区間の計画と一体的に河川整備が実施されることにより、気候変動による降雨量の増加を考慮した、令和2年7月豪雨を含む戦後最大規模の洪水と同等の洪水に対して、家屋の浸水被害防止など、流域における浸水被害を軽減できるとされております。

山田川の計画といたしましては、まず下流側である出町橋から五十鈴橋までの区間、約500メートルにおいて、河道掘削に加えて今次水害で破堤した堤防を強化するため、右岸・左岸共に築堤を実施する計画となっております。また、整備に当たっては、本市が山田川左岸で進める復興まちづくり計画と一体となって、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むとされております。

8月31日に開催した、第1回中心市街地復興まちづくり推進委員会では、山田川の整備方 針案として、堤防の幅を確保し、避難路・水防活動の場として活用できる河川堤防の強化、 継続的な土砂撤去と平常時は散策も可能となる通路の確保、町並み・景観に配慮した石積み、 土砂堆積を軽減させるための断面形状の変更が示されております。

現在、現地の測量調査に着手されており、今後、中心市街地復興まちづくり推進協議会の御意見も参考に、本年度末を目標に具体的な河川断面や構造が決定される予定となっており

ます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) ありがとうございます。

ちょっと気になるのが、山田川の右岸側といいますか、病院のほうとか、老舗旅館のほうなんですけど、あちらのほうも多分堤防がかさ上げになると思うんですが、そうしたときに、心配されてるんですね。例えば排水とか、そういったのが心配されています。ましてや自分の所に水が今度溜まるんじゃなかろうかと、心配があります。そういったところは、丁寧に説明をぜひお願いしておきたいと思います。右岸・左岸どちらも整備されると思うんですが、後ほど述べますけど、果たしてそれでどうかなと、私も不安を抱えてるところですので。まずは、病院とか老舗旅館とか、説明のほう、よろしくお願いいたします。

山田川河川整備計画及び流域治水対策案もいまだ具体的に示されていない中、五十鈴橋までの治水対策で十分なのか、私は不安を感じています。9月1日付の熊本日日新聞を見ますと、「相良村の農地、県が買収方針」とあり、「川辺川の水『一時貯留』」の記事が出ています。農地に代わる平常時の活用方法を県や村で協議するとされ、地権者はおおむね協力する意向とされています。また、9月8日人吉新聞には、「熊本県は万江川上流に砂防堰堤整備計画、事業期間10年間とされ、同13年度完成を目指す」との記事もあります。このような事業こそが下流域の治水対策の1つにもなるものと考えます。

9月7日の治水・防災に関する特別委員会でも述べましたが、山田川においても抜本的な治水対策を考えるなら、上流地区において一時貯留などでの治水対策はできないか、検討すべきと思います。もちろん、上流地域の皆様の同意が必要であることは理解しています。

このことについては、9月7日の答弁として、今回示している山田川治水対策で、流入量データから見て、越水には対応できるとのことでしたが、令和2年7月4日の豪雨災害時には山田川に架かる肥薩線鉄橋付近一帯からの越水は、瓦屋町東西コミュニティセンター付近一帯、泉田町内県道人吉坂本線のアンダーパス、駒井田町内・青井町内までも浸水被害が起きています。人吉市中心市街地に対して、下流域の部分的治水対策だけでは不安が残ります。できる対策は講じていくと、以前から述べておられます。このことから、私は、市内中心地域の安心安全度をより高めるためにも、さらなる山田川治水対策を行うべきと考えますが、

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えをいたします。

どのようにお考えかお尋ねします。

今回策定された球磨川水系河川整備計画は、命と環境の両立を図るため、河川の整備だけでなく、遊水池の活用や森林整備等、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で安全・安心を実現する緑の流域治水の推進を河川整備の基本理念として取り組むこととされております。

議員御指摘の、県が相良村で計画している、遊水機能を有する土地については、この基本理念に基づき、河川沿いの土地を確保し、環境を保全しながら洪水を一時的に貯留して、ゆっくり流すグリーンインフラとして、河川整備計画の治水事業の一環として検討が進められております。

山田川については、下流域の稼働掘削・築堤のほか、土砂の堆積しにくい河道、土砂の流 出抑制施設、流木の捕捉施設を整備するなど、土砂・流木対策の候補河川とされており、今 後、上・中流域も含めて具体的に検討されていくと存じます。

さらに、本整備計画の河川整備の実施と並行して、次の段階で取り組むべきさらなる河川 整備についても検討を行うこととされております。

市といたしましても、議員の御指摘も参考に、次の段階で取り組むべきさらなる治水対策 について、県と連携して検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) 県と連携してまいるということなんですけど、それはそれでありがたいんですが、私は思うんですけど、県の事業と分かるんですけど、やはりもっと市も積極的に県に働きかけてもらいたいと思います。私たちが要望したことを受け止めていただき、県にもしっかり伝えていただく。市は受け皿だけじゃなくて、出た意見はしっかり伝えてください。私はそう思います。で、どういった結果になっていくのか、そういったのを私は知りたいです。よろしくお願いいたします。

では、あと3回になりますが、次に、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の中にあります新温泉についてです。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後 0 時20分 休憩

午後1時30分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり) 17番。大塚則男議員。
- **〇17番(大塚則男君)** 午前中に続いて、質問させていただきます。

次に、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の中にあります新温泉についてです。私自 身、古くから慣れ親しんできたこともあり、今後どのようになっていくのか気がかりである ことからお尋ねさせていただきます。

人吉には、宿泊施設を含め、28か所の温泉施設がありますが、令和2年7月4日の豪雨災害で旧国民宿舎、現在のくまりば、温泉町老人福祉センター、老舗旅館・ホテル、公衆浴場など、多くの温泉が被災されました。その後、一部の温泉施設においては、様々な御支援、

お力添えをいただき、復旧、そして営業に努められておられます。あるいは、復旧に向け、 懸命に取り組んでおられる老舗旅館・ホテル、公衆浴場もあります。一日でも早い復旧、そ して、再開できますことを心から望んでいます。

紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業1.2~クタールのうちの、かさ上げの対象地域になっている中にあります新温泉は、被災後、そのままの状態でありますが、人吉の歴史・文化の面から見て、どのように捉えておられるのか、また、令和2年7月4日豪雨水害後、どのような対応を行ってこられたのかお尋ねします。

○教育部長(小澤洋之君) 皆様、こんにちは。お答えいたします。

近代になり、全国で造られた公衆浴場では、脱衣室と浴室を男女で左右対称に並べる木造トラス(洋小屋組み)で、大空間を支えて屋根を載せ、屋根には湯気抜きのドーマー(屋根窓)を設け、さらに前面には一間の下屋を架け、その下を出入口とするといった特徴がございますが、新温泉は、これらの特徴をよく残しておりまして、昭和6年の創業から大きな改修等がなく、創業当時の公衆温泉の特徴を今に伝える点で、大変貴重な建造物と認識をしております。

熊本県建築士会人吉支部によりまして、平成26年5月に発行されました人吉の木造公衆浴場では、大正から昭和初期に建てられた木造の公衆温泉5棟が記載されておりまして、新温泉も木本来の質感、風合いがとても魅力的であると紹介されております。

令和2年7月豪雨災害後に、歴史的建造物についてどのような対応をとってきたかという 御質問でございますが、平成27年度に熊本県が実施しております熊本県近代和風建築総合調 査により、リスト化された建物を中心に被害状況の確認を行っておりまして、所有者様から 相談を受けた場合は、大学教授や熊本県建築士会、そしてヘリテージマネージャー等、有識 者の方々による現地確認等を通しまして、その歴史的価値や登録文化財の制度等を所有者の 方々に説明をしております。

歴史的建造物といたしまして、新温泉につきましては、市といたしましても住民の方から 新温泉は残してほしいという声を聞いておったところでございます。そのような状況の中、 所有者様に対しましては、歴史的建造物を残す手立てとして、国登録文化財への手法を御説 明させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。

O17番(大塚則男君) 所有者の方も、地域に根差した新温泉を解体していいのか迷われていて、温泉としての復活は厳しいとしても、何らかの形で歴史遺産として活用できないか考えておられるようです。また、復興に向けた意見交換会などにおいて、「新温泉を中心にしたまちづくりはどうか」との市民の声があり、人吉市からは登録有形文化財建造物制度と球磨川流域復興基金人吉市被災文化財の案内があっています。

ただ、このような制度を利用するとしましても、3分の2補助で3分の1は自己負担になります。また、登録有形文化財に登録できるまで、おおよそ1年ほどを要することになるということでした。そうしますと、当初の修復費用は個人負担になってしまいます。私費のみで賄い、公共施設として維持していくことは大変厳しいのではないかと考えます。

そこで、新温泉の建物保存とまちづくりへの活用に向けた取組が可能な支援体制について、 どのように考えられるのかお尋ねします。

また、新温泉一帯がかさ上げになる予定ですが、所有者は固定資産税、保存方法などについて、不安を抱えておられます。所有者に対しての明確な説明、そして対応策について伝えるべきと考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

〇教育部長(小澤洋之君) お答えいたします。

歴史的建造物所有者に対しての固定資産税の減免等はございませんが、国登録有形文化財の制度では、家屋の固定資産税を2分の1にする減税優遇措置がございます。また、同様に、国登録有形文化財の制度では、保存方法について、所有者様に御心配があられる場合は、国からの管理、修理に関する技術的な指導を受けることができるようになっております。

所有者様におかれましては、このような国登録有形文化財の制度につきまして、令和3年の7月に御説明をしているところでございます。

新温泉を含めた1.2~クタールの区域につきましては、令和4年6月に土地区画整理事業 区域として都市計画決定をされております。復興建設部に確認しましたところ、今後の計画 としては、事業認可後に現地測量と並行して、詳細設計、換地設計等に入る予定とのことで ございます。その結果、建物等の移設が必要になる場合には、所有者様への丁寧な御説明と 御理解をいただいた上で、建物等の詳細な調査に入らせていただき、移転に必要な工法を検 討させていただくとのことでございます。

教育部といたしましても、建造物の維持・保存につきましては、関係部局としっかり情報 共有しながら寄り添った形で進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- **〇17番(大塚則男君)** 皆様御存じのとおり、もうかなり年数もたっておりまして、傷んでいるということで、所有者の方も非常に心配されております。

所有者の方は、建物自体、かなり老朽化しており、屋根など修理が必要な箇所が目についていますが、修理を行うとしたら所有者が行うのか。有形文化財の指定になるとしても、1年前後日数がかかるわけですが、それまでの対応策について、どのようにお考えかお尋ねします。

○教育部長(小澤洋之君) お答えいたします。

現在の状況で、保存していくかどうかにつきましては、所有者様の御判断によるものと存

じますけれども、人吉市被災文化財復旧支援事業補助金制度では、令和2年7月豪雨災害以降に新たに指定、もしくは登録となった文化財につきましては、被災した文化財を保全するための復旧費。この復旧費には、被災日以降、指定や登録の決定前に要した経費も含めることができます。こういった復旧費に対しまして、補助を行っております。

この補助金の割合でございますが、原則といたしまして、修理にかかる工事費では、対象 経費のうち、所有者負担額の3分の2以内。設計管理費は対象経費のうち、所有者負担額の 2分の1以内。こちらにつきましては、国庫補助対象とならない場合は、所有者負担額の3 分の2以内となっております。

ただし、指定日、もしくは登録日以降に申請が可能となりますので、文化財の指定、もしくは登録日以前に修理を行うのであれば、自己資金により修理を行い、遡及して補助金交付申請の手続を行うという手続になってまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 17番。大塚則男議員。
- O17番(大塚則男君) 分かりました。修理しても遡及してできるということで、多分所有者 の方も安心されるかなと思います。それにつきましては、ただ、どうしても移転、あそこが かさ上げになるもんですから、どのようにして移転するのかなというのをすごく心配されて おられますので、できるだけ早く移転方法等が分かったら伝えてあげてほしいと思います。 そのほうが御本人、安心されると思いますので、よろしくお願いいたします。

私、今回は、中心市街地、また紺屋町1.2~クタールに絞りまして質問させていただきました。なぜかと言いますと、私自身、九日町にいましたので、すごく親しみがありまして、また、災害でも人吉市の中心地となる所がひどい災害を受けたということで、すごい気にしております。そういったことで、一日でも早い復旧をお願いしたいという気持ちと、市長も申しておりましたけど、やはりコミュニティーです。やはり被災された方と本当に話合いをしていただいて、一日でも早い復旧になりますように。

もう1つお願いしたいのは、できることとできないことをはっきり伝えてほしいと思います。行政がやってくれるんだというお考えじゃなくて、この分はできるけど、これはできませんよということを被災者の方にはっきり伝えないと、やはりどうしていいか分からんということになってしまうんですよ。言いにくいこともあるかと思うんですけど、そこのところはしっかり、自分でやっていただく分と行政で応援できる分と、あるいは国・県で、市で応援できるものをしっかりと伝えていただいて、一日も早く新しいまちづくりができますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

- **○議長(西 信八郎君)** 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり) 16番。田中哲議員。
- **〇16番(田中 哲君)**(登壇) 皆さん、こんにちは。16番議員の田中哲でございます。

今回は3点通告しておりまして、1番目が旧統一教会関連団体問題。2番目が大柿地区問題。3番目が交通安全対策を通告しております。

では、まず、通告していました安倍元総理の国葬儀については、昨日の池田議員の人吉市の対応、そして本日も、本村議員からは反対の立場から質問がありましたので、私は賛成の立場から質問いたします。

私は、故安倍元総理の功績、特に令和2年7月豪雨災害の、あの未曽有の災害に対して、 発災直後に、悪化した持病を押して、御視察、お見舞いされ、復旧復興の道筋に陣頭指揮を 執っていただいたことに、私たち豪雨災害の被災者を含め、多くの市民が感謝をし、どれほ ど勇気づけられたことでしょうか。松岡市長も「感謝の気持ちと復興への決意を新たにし、 その御功績に敬意を表し、御冥福をお祈りします」と今議会冒頭の所信表明で述べられてお ります。

寺田総務相は、国葬儀をめぐり、「国民に弔意表明の協力要請を行う予定はない。地方自治体の判断に任せる」と言っております。松岡市長は昨日の答弁で、「国・県、近隣自治体の状況を見て判断する」と答弁されております。松岡市長、この件に関しては、国の通達範囲の中で、人吉市長として、感謝を込め、礼節をもって弔意を表すべきと思います。

そこで、松岡市長、故安倍元総理の国葬に対し、まずどのように思っておられるのか。また、どのような弔意を表されるのか。人吉市として半旗の掲揚、サイレンの吹鳴、黙禱等を考えられているのか。また、市民には協力を要請しなくとも、記帳台を設け、お知らせすることは必要と思いますが、考えをお尋ねいたします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします

田中議員がおっしゃいましたとおり、故安倍元首相は、令和2年7月13日に人吉市入りされ、行方不明者の捜索、ライフラインの復旧、プッシュ型支援の強化など、政府一丸となって取り組んでいただくことを意見交換の席で約束していただき、被災地支援に最大限御尽力いただきました。この場をお借りしまして、改めて感謝の意を申し上げる次第です。

人吉市として、どのような弔意を表すのかということについてでございますが、田中議員がおっしゃいましたとおり、寺田総務相は、「地方自治体に対し、弔意表明の協力要請の予定はない」と発言されており、また、本村議員の御質問に対する答弁で申し上げましたが、岸田首相は、「国民一人一人に弔意の表明を強制するものではなく、喪に服することも求めない」と衆参両院の議院運営委員会で答弁をされています。このように、今回の国葬につきましては、現在も報道等で様々に情報が飛び交う状況でございまして、地方自治体の弔意表

明の実施については、明確な基準は存在せず、県内の市及び近隣自治体の状況も多数が実施 未定となっております。弔意表明の形は様々にあるかとは存じますが、国・県の動向、近隣 自治体との歩調、昨今の報道内容等を考慮しながら、実施するとすればどのような形がふさ わしいものとなるのか、今後実施の有無も含めて、適切に判断させていただきたいと存じま す。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 松岡市長、私は、やはり人吉市は特別だと思います。あの災害後、持病を押して、総理大臣御視察いただいたわけでございます。ここはやはり、市として、礼節をもって弔意を表していただきたい。そして、市民に強制、協力ではなくても、記帳台等を設置して、そのことをお知らせする、そのことは私は最低限必要だということをお伝えしておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

この安倍元首相を襲撃した銃撃犯の母親が、旧統一教会に多額の献金をしていたということから家庭崩壊にもつながり、この旧統一教会問題が再びクローズアップされております。

旧統一教会の経緯、背景等は連日詳しく報道されているので申しませんが、フランスでは 1980年代から統一教会信者のトラブルが多発したことを受け、カルト対策が国会で論議され、その結果、2001年に反セクト法が成立し、統一教会は反社会的カルト集団として認定されて おります。遅まきながら、これから日本でもいろいろと国会で論議されていくことを私は期 待したいと思っています。

また、驚くことに、この反日的教義、教えを持った旧統一教会の関連団体が、国会議員、 地方議員とのつながり、それに地方自治体と関連があったということが報道されております。 県内でも、熊本県教育委員会と熊本市をはじめ、6市が関連団体に名義後援していたことが 報道されております。

そこで、人吉市は今までこの旧統一教会関連団体と関係がなかったのか、また、今後どのような対策を取られるのかということでお尋ねいたします。

○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

本市と旧統一教会関連団体との関係の有無につきましては、関連団体として報道されました27団体から市に対して、名義後援や施設使用などの申請がなかったか、先日過去5年間に遡って調査を行いましたところ、該当はございませんでした。今後の名義後援の対応としましては、これまでと同じく、本市の後援等に関する規定にございます承認基準に照らし合わせながら、適切に対応していくことになろうかと考えております。

しかしながら、後援依頼を申請された団体が旧統一教会と関連があるのかということにつきましては、なかなか見極めることが難しいことも事実でございます。

つきましては、公益に反する団体でないか、市民の皆さんが不安を抱くような団体ではな

いか、事業の主催者に対し、慎重な確認・調査を行うほか、あらゆる情報収集に努め、適切 に判断をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **○16番(田中 哲君)** その報道された関連団体、私たちもよく分かりません。市民もよく分からないと思っております。分かってるところで、どういう団体が関連団体なのかということでお尋ねいたします。
- ○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

旧統一教会関連団体、27団体につきましては、私どもも報道された内容を基にインターネット情報として確認したものでございまして、団体名が簡略化されているものもあるかと思いますけれども、そのままお答えさせていただきます。また、横文字や片仮名名称もあり、読み名が不明なものもありまして、表現等に誤りがあるかもしれませんけれども、御了承をいただきたいと思います。

統一教会、旧名称でございます、世界平和統一家庭連合、天宙平和連合、世界平和連合、一般財団法人国際ハイウェイ財団、韓日人協会、原理研究会、世界平和宗教連合、世界平和教授アカデミー、世界平和女性連合、世界平和青年学生連合、日本青少年純潔運動本部、真の家庭運動推進協議会、国際勝共連合、世界日報社、光言社、一心病院、世一観光、平和大使協議会、ピース・ロード・イン・ジャパン、世界平和国会議員連合、IJC、トゥルー・ワールド・フーズ、ニューズ・ワールド・コミュニケーションズ、世日クラブ、世界戦略総合研究所、熊本ピュアフォーラム。以上が今回調査を行いました27団体でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **O16番(田中 哲君)** 分かってるだけで、そんなにもこの関連団体が多くあるのかと、改めて驚いたところでもございます。

熊本県教育委員会も関連があったということですが、市の教育委員会はどうだったのか。 また、同じく、今後どのような対策をとられるのかということでお尋ねいたします。

〇教育部長(小澤洋之君) お答えいたします。

熊本県教育委員会と熊本市教育委員会が、世界平和統一家庭連合、旧統一教会の関連団体 と指摘されている法人が関わった行事に名義後援をしていたことは、先日報道があったとお りでございます。

今回、本市教育委員会におきます過去5年間の名義後援について確認をいたしましたところ、先日報道にありました今の27団体と本市教育委員会との関連はございませんでした。しかしながら、団体の代表や、所属されている個人の思想心理を把握するすべはございませんので、公表されている団体のほかにどの団体が関連団体であるか、定かではないところでご

ざいます。

市教育委員会におきましては、旧統一教会と関連が疑われる団体に対する後援名義の使用 許可は認めないことといたしまして、今後は主催者や協賛者の情報をより慎重に調査した上 で審査を行ってまいります。

重ねまして、保護者や児童・生徒に疑惑や不安を抱かせることのないよう、学校教育活動であるとか学校が関わる地域行事、学校で行われる講座、そういったその他の行事等、厳正に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **O16番(田中 哲君)** 今、教育部長が言われましたように、今後厳重に対処していただきたいと、このことを要望しておきます。

次に、大柿地区のまちづくりについてでございます。

この大柿地区のまちづくりの問題は、遊水地問題とリンクしているわけでございますが、 問題点を明確にするために、個別に伺ってまいりたいと思います。

最初、松岡市長は今議会冒頭の所信表明で、大柿地区のまちづくりについて、安心安全の面から、地区全体で安全な場所に移転いただき、新たな場所で大柿集落を整備することが望ましいと述べられており、9月補正予算で大柿地区移転団地整備等調査設計業務委託料に2,520万円を計上しておられます。安心安全の面から移転整備が急がれるのは理解できます。しかし、9月7日の復興のまちづくりに関する特別委員会の説明では、まだ2割の方が移転での再建に反対されていると説明を受けております。

そこで、まず令和4年6月8日の復興のまちづくりに関する特別委員会の説明では、大柿地区との第2回懇談会開催に関わる報告を受け、今後の大柿地区の在り方に対する市の方針案をそれぞれ住まい、農地、地域の施設について説明を受けております。いただいた懇談会の資料でもいろいろな意見が出ているようでございますが、これらに対する回答はどうなっているのか。そこで出た住民の意向をどう酌むのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本年4月から実施している大柿地区における隣保班単位の説明会及び戸別訪問による説明は、3月19日に市長から説明いたしました「命を守っていただくため、またコミュニティーを存続するため、住まいについては地区全体で安全な場所に移転していただき、別の場所で新しい大柿集落を整備することが望ましい」との提案に基づき、大柿地区の集団移転に関する市の考えを御説明したものです。

これまでの懇談会及び7月に実施しました戸別訪問におきまして、それぞれが持たれている不安点や疑問点についてしっかりとお話を伺い、現時点でお答えできる範囲において回答いたしまして、国や県への質問、御意見につきましては、それぞれに関係機関につなぎ、情

報の共有を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **〇16番(田中 哲君)** 大柿地区の住民との懇談会のほかにも、戸別訪問も行っておられるようでございますが、それでもまだ2割の方が移転に反対されていると聞いております。

そこで、今後人吉市として、どのように進めていかれるのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えします。

大柿地区に住み続けたい、大柿地区で再建したいといった方につきましては、戸別訪問の際に直接お話を伺い、お気持ちについても直接お聞かせいただいたところでございます。

しかしながら、命とコミュニティーを守るために、地区全体での移転を市の方針としておりますので、引き続き丁寧な説明と大柿地区の皆様との意見交換をさせていただきながら、早期に住まいの再建が進められるよう、国や県など関係機関とも調整し、皆様に御同意いただける方策を検討してまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **○16番(田中 哲君)** 今の地区全体での移転を前提とした市の方針で、この問題が長引く場合、それに対する対処策はあるのか、そして時間的タイムリミット、いわゆる法的執行でございますが、これら考えておられるのかお尋ねいたします。
- ○復興政策部長(浦本雄介君) お答えします。

この方針で問題が長引く場合の対応策、タイムリミットについてでございますが、早期に 移転再建を希望される方もおられますことから、移転先の確保など再建に関する支援につき ましては、全員の同意が揃う前でも先行して対応してまいりたいと存じます。

したがいまして、移転いただくタイムリミットにつきましては、現状としましては設けておらず、繰り返しになりますが、今後とも丁寧な説明に努めてまいるところでございます。 以上、お答えいたします。 (「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 今の人吉市の進め方、移転ありきでは反対の住民の理解が得られず、 人吉市が目指す地区全体でのまちづくりは得られないのではないでしょうか。そこで、どう しても浸水リスクの少ない大柿地区外の安全な宅地に移転を考えておられる方、またある程 度の浸水リスクを享受しても残りたい方もおられると思います。こういう二つの考え方に対 するまちづくりの方法は考えられないのかということでお尋ねいたします。
- ○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

大柿地区から移転する方につきましては、移転先の確保や移転促進につながる支援につき

まして、先行して対応してまいりたいと存じます。また、大柿地区に残りたい方につきましては、現段階では引き続き地区全体での移転をお願いしていくことを優先してまいります。

議員のおっしゃる二つの考え方に対応したまちづくりについては、移転を前提としたものとなっておるところでございますが、大柿地区で農業を引き続き営んでいかれる方たちもおられますことから、安心して農業を営んでいただくため、洪水時に農機具等の避難ができるような方策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **O16番(田中 哲君)** 今の答弁では、二つの方法は考えられないというような答弁でございました。私は、在所に残りたい方たちの意向を酌むなら、大柿地区のまちづくりは早期に解決するものと思っております。行政側からすれば安全面から心配されることもあると思いますが、安全を確保する方法はいくらでもあると私は思っております。

今の地区全体での移転をしていただくという市のかたくななまちづくりの考え方では、どこまでも平行線であると思っております。住民に寄り添いながらという言葉が空虚に聞こえます。こういう繊細な問題、出口が見えない問題は、言葉が適当かどうかとは思いますが、双方が妥協する、一致点を見出すという柔軟な考え方が必要ではないだろうかなと思っております。

住民との向き合い方に関しては、いささか古い話になりますが、昭和45年、47年完成しました下筌・松原ダムへの強制執行の教訓を受け、熊本県は昭和46年完成の緑川ダムでは住民と早期に和解し、ダムを完成させたという、住民と向き合うノウハウを持っていると思いますので、人吉だけで考えるのではなく、熊本県とも相談しながら、早くまちづくりの道筋をつけていただくことを要望しておきます。

次に、大柿遊水地問題についてでございます。そもそも集落が存在する大柿地区が遊水地の候補地に選ばれたのは、浸水リスクが大きいこと、地域特性、渡から下の中流域の浸水リスクの軽減と言われておりますが、この説明では、なかなか住民の皆さん方の理解は得られないのではないでしょうか。浸水リスクが大きかったと言われますが、このことはほかの浸水した地区も同じではないでしょうか。

次に、地域特性と言われますが、何を指して地域特性と言われるのか。確かに球磨川は蛇行しておりますが、蛇行している地形を指しているのか。河川工学的には、河川の蛇行は流速を緩和する意味合いも持っていると思っております。また、渡より下の中流域の浸水リスクの軽減と言われますが、市街地上流部に遊水地を設置すれば、市街地にも、そして中流域、あるいは下流域の浸水リスクの軽減にもなるのではないでしょうか。

もう少し納得いく説明が要るのではないでしょうか。そのことが懇談会等の中で疑問の声 として上がっているものと思っております。 住民の皆さんの中には、災害からの時間経過とともに、最初の集団移転から当然考え方が変わる人、在所を離れがたく思われる人が出てくるのは想像に難くなかったと私は思っております。

なぜ、人吉市街地の上流域で、住居もないような所が候補地に選ばれなかったのか、私は今年3月議会でも地名を出してお尋ねしましたが、例えば球磨川と川辺川合流地点より下流の球磨川右岸側では相良村の川村駅周辺、左岸側では錦町の球磨中央高校付近、もしくは七地町の球磨川の左岸の田んぼ、集落や住家がないような所が候補地に挙がらなかったのか。それと、大柿地区の地域特性とは何を指して地域特性と言われておるのか。事業費あるいは費用対効果、地質、地形、技術的難易度、工事期間の優位度について、ほかの候補地との比較検討は行われたのか、再度お尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

大柿地区につきましては、球磨村の渡地区同様に、球磨川中流部のすぐ上流に位置する湾曲部で地盤高や河床勾配、地下水等の状況から中流部で効果を発揮させられる場所として選定されていると説明を受けております。

また、そのような地形的な特性と、浸水した際の避難ルートの確保が難しいといった状況 を合わせて地域特性と表現したものでございます。

議員御質問の地区におきましても、球磨川水系流域治水プロジェクトの中で様々検討されている場所でございますが、中流部からは距離があるため、中流部に効果を発揮させられる 候補地としては、大柿地区・中神地区と比較すると適さないとのことです。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 3月議会答弁の中で、私が先ほど挙げた地区に遊水地を設置した場合、中流部より距離があるため、いわゆる渡から下の中流部より距離があるため、人吉市街地には効果があるが、渡から下の中流部の候補地としては中神地区・大柿地区と比較すると適さないとの答弁でした。ただいまの部長答弁もそのような答弁でございました。

上流部に大柿遊水地の貯水量と同等、もしくはそれ以上の遊水地で、流量を上流部でカットすることが、なぜ中流部に効果を発揮できないのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

仮に、御提案の地区に遊水地を整備した場合、中流部からは距離があるため、中流部に効果を発揮させられる候補地としては、大柿地区・中神地区と比較すると適さないということで説明を受けているところでございます。

なお、人吉市街部に効果を発揮させるための遊水地として、相良村等の上流部に候補地が 既に計画されております。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **〇16番(田中 哲君)** 今の答弁では、全然答弁になっていないと私は思っています。

今の答弁は、渡地区から中流に効果を発揮できないので、上流部は適さないという、先ほどと同じような答弁ですよね。中流部から離れているから適さないと。そういうことじゃなくて、私は、上流部に大柿遊水地の貯水量と同等、繰り返しになりますが、もしくはそれ以上の遊水地で流量をカットすることが、なぜ中流部に効果を発揮できないのかと。このことが大柿の住民の皆さん方も一番聞きたいところではないかなと、私は思っております。

私は、この問題、先ほど申しましたように、3月議会でも取り上げているところでございます。これでは、何回質問しても議論がかみ合いません。

議長、議長からもっとまともな答弁をするように、国土交通省からもっとまともな答弁を、 議論がかみ合うような答弁を引き出し、答弁いただくように注意していただきたいと思って おります。

○議長(西 信八郎君) ただいま、田中議員から要望がございましたので、議長として執行 部に申し上げます。

国や県が実施する事業に関わる一般質問においては、実施主体の国や県に確認の上、答弁を準備されることと思いますが、質問の趣旨を十分に酌み取っていただき、回答を求められること、また特に、過去と同様の再質問等につきましては、一歩踏み込んだ回答を引き出す御努力をされますよう、お願い申し上げます。

以上です。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

16番。田中哲議員。

O16番(田中 哲君) 市の答弁としては、管轄外で限界があるのも理解します。しかし、質問者の意図とすることを聞き出すこと。たとえそれが質問者の意図に反することでも、質問している内容に真摯に答弁すること。これが信頼関係構築に一番大事であろうと思っています。ただ、国土交通省の、いつかも言いましたように、インフルエンサーでは住民の理解が得られないのではないでしょうか。

そのことを国土交通省にも伝え、住民説明会でも納得いく説明をしていただくようにお願いしておきます。このことについて、何かありましたらお願いいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

先ほどの私の答弁に対する議長からの御指導並びに議員の御指摘、これはしっかり受け止めさせていただきたいと考えてございます。また、国土交通省に対しましても、このことをお伝えいたしまして、住民説明会等でのしっかりとした説明をお願いしてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 住民の皆さんで、この川辺川の流水型ダムを含む球磨川水系流域治水

の考え方に反対されているのではございません。遊水地候補の選定について、一つ一つの疑問に丁寧に答弁がなされていないと。住民からの提案に真摯に向き合っているふうに思えないと。そのことが行政に対する懐疑的な不信を招いているのではないでしょうか。

今の遊水地計画案ありきの考え方では、反対される住民の皆さんの理解も得られないと思いますが、これに打開策を持っておられるのかどうかお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

戸別訪問に伺った中でも、議員の御指摘のように遊水地に疑問をお持ちの方が複数おられ、「その疑問が解消できなければ移転のことは考えられない」といった方もおられる現状がございます。

そのため、国や県とも意見交換、情報共有を図り、住民の皆様の疑問を解消すべく説明会の開催に向け、調整を行っているところでございます。

遊水地計画に反対されている住民の方に対し、現状では御理解をいただく策といったもの はないような状況でございますけれども、少しずつではありますが、対話の内容は深まって いるとも感じているところでございます。

住民の皆様の御理解と御信頼は欠かせないものでありますことから、今後も戸別訪問を継続し、丁寧な説明に努め、信頼関係の構築に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) なかなか、考え方も変わらない。どうしても大柿地区に遊水地を建設する意向に変わりがないとすれば、住民の中にあります遊水地の縮小案。考えられるのが、住居の少ない、以前計画された引堤の範囲を含めての遊水地案でございます。及びこの計画貯水量を確保するためには、縮小案、そしてそれにプラスすることのほかの候補地との組合せ案、これらの案は移転に反対されておられる方々の最大の譲歩案であり、打開案と私もそのように考えております。

こういった考えを国土交通省に具申していく考えはないのか、ということでお尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

戸別訪問でお話を伺う中でも、引堤や遊水地の形状についての疑問や御意見をお持ちの方がおられましたが、河川工学など専門性が必要なところでございますことから、本市としましては一概にどちらがよいということも困難でございますので、そういった疑問・御意見につきましては、国のほうにお伝えしているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 私も、住民から上がっておりますこの遊水地の縮小案、また、貯水量

を確保するために、その縮小案とほかの候補地との組合せ案、これがベストな考えではない だろうか、案ではないだろうかと思っております。

この遊水地の問題も、また先ほど申しましたまちづくりの問題で申しましたように、一方的にこの遊水地ありきではなく、住民の最大の譲歩案、妥協案である縮小案ですね。もしくは先ほど申しましたように、縮小案とほかの候補地の組合せ。この案こそが、私は双方が妥協でき、早期に遊水地問題を解決する案と思っております。

ぜひ、住民の皆さんのこの縮小案、もしくは縮小案とほかの候補地との組合せ案を、話合いの俎上に載せていただくようにお願いしておきます。よろしくお願いしておきます。

次に、交通安全対策についてでございます。市道戸越矢黒線と国道219号の交差点について。皆さんも御存じだろうと思いますが、国道219号を繊月大橋方面から西間方面に直進しますと、国道が左にカーブしております。そのカーブの一番大きい所に、市道戸越矢黒線が交差しております。見通しも悪く、朝夕の車の通過も多いところから、交通事故が多発しております。過去には、数件の死亡事故もございました。以前に、地元町内の要望を受け、交差点の改良、図面もできたということで、現地で図面に沿った説明を受けた経緯がございます。しかし、地元の皆さんとの要望が合わず、再度関係省庁と打ち合わせるということになっていたと思います。

そこで、現地説明から数年たちますが、関係省庁との打合せの結果はどうなったのかということでお尋ねいたします。

〇復興建設部長(瀬上雅暁君) では、私のほうからお答えをいたします。

これまでの経過でございますけれども、矢黒交差点につきましては、交差点改良による安全対策の協議を平成24年度から平成28年度まで、国道219号を管理する熊本県や熊本県公安委員会と実施したところでございます。

その協議の結果を基に、平成28年度に工事着手のための現地説明を行い、地元の皆様から様々な御意見をいただきましたが、地元3町内の役員様からの合意を得られず、交差点改良につきましては中断をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。 (「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **〇16番(田中 哲君)** では、この交差点の改良はどうなっているのかということでお尋ねいたします。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えをいたします。

現在、令和2年7月豪雨災害からの復旧はもとより、将来にわたって安全安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた、未来型復興を進めていくことを目的とした避難路整備を市内各所で計画しております。

御指摘の交差点につきましても、今後この避難路整備計画の中で改良を行っていく予定と

しているところでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **〇16番(田中 哲君)** 次に、この矢黒交差点付近の国道219号の事故防止策についてでございますが、ここの部分は先ほど申しましたように、過去には死亡事故も何件か発生し、県の公安委員会でも事故防止に対し、見通しをよくするために歩道の樹木の低小化など、いろいろ検討、施策を行っていただいております。

また以前は、国道の中央線にチャッターバーというものを設置してございました。御存じだろうと思いますが、これは騒音と振動が伴うということで撤去された経緯もございます。

しかしながら、なかなか事故が減らないということで、住民の皆さんから、交差点付近の 国道219号に事故防止を喚起する、事故多発の注意喚起をする標識、あるいは信号機の改良 等を望む声がありますので、このことについてお尋ねしておきます。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

事故防止については、平成28年度に交差点改良を計画した際、地元から様々な御意見及び御要望をいただき、関係機関との協議を行ったところです。その結果、熊本県において、国道219号の植樹帯の樹木の除去及び樹種変換が実施され、熊本県公安委員会においては、信号機の移設が行われたところでございます。

これにより、大幅に交差点の視界が確保され、事故防止につきましては、交通安全上、一 定の効果が出ているものと承知しているところでございます。

また、先ほど御説明しましたとおり、今後避難路整備計画の中で、交差点及び道路の改良を行っていく予定としておりますので、事故再発防止については、交差点位置の変更、標識の設置等について、熊本県及び熊本県公安委員会と協議し、整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(西 信八郎君)** 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 次に、この交差点を始点とします市道矢黒下戸越線と西瀬小学校の校庭側を通る戸越地内4号線は令和2年7月の豪雨災害で、県道人吉水俣線の西瀬橋の一部が崩落したときは、西瀬校区の南部地区及び球磨村南部住民の唯一の迂回道路でございました。また、この西瀬橋の修復期間中、狭くて危険な道路を児童・生徒が通学した経緯がございます。

この件につきましては、西瀬校区の川南地区まちづくり地区懇談会で、避難ルートの確保整備として要望があり、令和3年12月議会で同僚の牛塚議員も利便性・安全性の面から質問されております。

今後、避難道路整備を行っていきたいと当時答弁があっております。この矢黒交差点を始

点とします市道矢黒下戸越線、先ほど朝夕の車の交通量が多いと申しましたが、特に始点の 国道219号の交差点から、市道戸越永葉線の合流点までの切通、通称黒坂付近は見通しも悪 く、狭小部分が多く、また事故が多いところから、市民から道路改良工事の要望が多い所で ございます。

そこで、令和3年12月議会で答弁されております、避難路整備の計画で、この市道矢黒下 戸越線と戸越地内4号線はどうなるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

お尋ねの2路線に、市道戸越永葉線を加えた3路線は、国道219号の矢黒交差点から、西瀬小学校へ向かう道路で、令和2年7月豪雨災害の際には、西瀬橋の通行止めに伴う迂回路として利用されておりました。また、この際には通学路としても利用されておりましたことから、避難路整備計画における重要な路線の1つとして捉えているところでございます。

現在の状況といたしましては、測量設計業務を発注し、現地の測量及び整備内容の検討を 実施しており、今後、地元説明会等を行っていく予定としております。道路線形、それから 幅員につきましては、現在検討中でございますが、整備によって道路が拡幅され、見通しの 確保及び事故防止にもつながるものと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **○16番(田中 哲君)** では、ただいま申しました各市道路線の工事期間と改良区間ということでお尋ねいたします。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

避難路整備に伴う改良区間は、国道219号北側の矢黒地内第5号線を含んだ矢黒交差点付近から、下永野町方面へ向かい、西瀬小学校運動場とさざなみ保育園の間を通る市道を経由し、県道人吉水俣線との交差点までを計画しております。

工事期間については、測量設計後、地元説明、関係機関協議、用地交渉及び用地買収完了後の工事着手ということになりますので、現在のところは、令和6年度以降と計画をしております。

以上、お答えいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) また、市の説明では、この県道人吉水俣線の西瀬橋の崩落部分、この 修理を今年の冬休み期間中を利用して修理すると聞いております。西瀬橋の修理期間中、ど のくらいの、県道人吉水俣線の通行止めを予定しているのかということでお尋ねいたします。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

西瀬橋は熊本県が管理する橋梁でございまして、災害復旧工事につきましては、国土交通 省の管轄事業で施工されます。国土交通省に確認いたしましたが、工事に伴う県道人吉水俣 線の通行止め期間は、歩道については通学路となっておりますので、できるだけ通学に影響しないようにと計画をされておりまして、令和4年12月下旬から令和5年1月初旬の小学校の冬期休業期間。車道につきましては、歩道よりも通行止めの期間が延びるということになるかと思われますが、令和5年3月までの期間内でできるだけ早い交通開放を目指しているということでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- O16番(田中 哲君) 工事期間中は、また、この市道矢黒下戸越線と戸越地内4号線を利用することになります。特に、戸越地内4号線は、二つの保育所関係者が利用され、朝夕は特に交通量が多くなります。また、令和2年7月豪雨で西瀬橋が崩落し、通行止めになったときは、球磨村の南部地区に向かう車が道に迷ったと。特に夜間に多かったということも聞いております。

そこで、この点に対してどのような迂回路、あるいは安全対策をとっていかれるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、西瀬橋災害復旧工事の期間中は、県道人吉水俣線の通行止めに伴い、 周辺の市道が迂回路となり、交通量が増えることが予想されます。また、近隣には西瀬小学 校も位置していることから、児童の登下校に対する安全面での影響も懸念されるところでご ざいます。

西瀬橋については、令和2年7月豪雨災害時にも通行止めとなっており、この際の迂回路に関して、県道人吉水俣線と市道戸越鹿目線が交わる三差路や、鹿目町公民館前の三差路等において、誘導が十分ではなく、道路利用者が道に迷われることもあったとお聞きをしております。

これを踏まえた上で、今回の工事における迂回路の誘導及び安全対策については、工事発注者である国土交通省と綿密な協議を行い、看板設置等による分かりやすい迂回路の誘導に努め、並びに周辺住民道路利用者及び通学する児童の十分な安全確保を図りたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 16番。田中哲議員。
- **〇16番(田中 哲君)** この西瀬橋は、西瀬校区にとりまして本当に重要な生活道路でございますので、安全に、そして早期に完成させていただくようにお願いをいたしまして、私の一般質問を終了いたします。
- ○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 開議

- ○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり) 5番。西洋子議員。
- **〇5番(西 洋子君)**(登壇) 皆さん、こんにちは。5番議員、西洋子です。通告に従い、 質問を始めていきます。

今回の通告は、福川の改修について。マイナンバーについて。大柿地区集団移転についての3項目です。なお、2項目めのマイナンバーについての最後の質問、地方交付税への影響への答弁者を市長としておりますが、議長に許可をいただいて、部長を追加させていただいております。

それでは、最初の質問、福川の改修について、お尋ねします。福川は村山台地北側の麓を 東から西へと流れ、人吉二中の登校坂付近からカルチャーパレス方面へ北から南へと流れて います。北側の上林地内は、水路沿いに道路がありますので、そんなに荒れてはいませんが、 西側、中林地内は耕作放棄地や荒廃した山からの竹や木でその全体を見ることが難しい状態 です。特に、竹林の周囲への進入拡大はとどまるところを知らない様相を呈しています。そ れは市内いたる所で見受けられる光景です。

そこで、まず始めに、市内の森林における市有林の割合をお尋ねいたします。

○経済部長(溝口尚也君) お答えをいたします。

本市の国有林以外の民有林面積につきましては、約1万83へクタールでございまして、そのうち、市有林の面積としましては約880へクタール。民有林面積の割合としましては、約9%となっております。

以上、お答えをいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西洋子君) 県有林・国有林を入れると1割を超えるのではないかと思います。 杉・ヒノキの人工林、雑木、竹林など、どこを見ても手入れがされているようには見えない のですが、どのように管理がされているのでしょうか。また、村山台地の西側、福川沿いの 山林は市の所有だと聞いていますが、間違いないでしょうか。
- ○経済部長(溝口尚也君) 市有林における管理状況、及びいわゆる雑木、広葉樹、あるいは 竹林の管理についてでございますが、本市の市有林の管理としましては、主に杉・ヒノキの 人工林につきましては、植栽、下刈り、間伐等の樹木育成の施業を行っております。

また、植栽による広葉樹の桜あるいは紅葉等につきましては、育成に必要な下刈り期間につきましては管理を行っているところでございます。ちなみに、国有林及び県有林の広葉樹の施業として、国及び県に伺いましたところ、やはり植栽を行った広葉樹について、下刈りなどの施業を行っておられます。なお、国・県におかれましては、竹林についてはないとい

うことでございます。

また、本市におきましては、人工林等以外の、また植栽をしていない広葉樹林や竹林等の 施業管理は行っておりませんが、住民の方から家屋や道路等に支障となる立木などの伐採の 御依頼がありましたときは、その状況に応じて適宜伐採することもございます。

次に、村山の西側、福川沿いの山林の所有者についての御質問でございますが、所有者は 人吉市でございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** 災害リスクの面でも治山は重要課題だと思いますが、生産性がない、いわゆるお金にならない山は、放置しているということですね。年々山が大きくなっているように感じていましたけれども、それは単に感覚的なことではなかったんだなと今確認しております。

福川沿いの竹林も手が入れられていないということになりますが、これ以上放置を続けると、地滑りを起こし、福川をせき止めてしまう危険性が大きいと思います。

経済的なことばかりでなく、治山治水の面から、市有林の管理を見直す時期が来ているのではないかと思います。それにはまず、行政が手本を示すべきだと考えます。

このことについては、通告しておりませんので、これ以上は申しません。

地元の方のお話によると、川幅も元々は上流と同じくらいの幅があったそうです。現在は とても狭くなっています。荒廃した山からの落ち葉や耕作放棄された田んぼの畔草がどんど ん積み重なり、狭くしているとも考えられます。

川は通常、河口に向かって広くなっていくものですが、福川は途中で川幅が狭まっています。そのため、少しの雨でも周辺の道路が冠水し、通常の雨では福川へ落としている住宅地の雨水排水口から逆流するという現象も見られるほか、崩落寸前の擁壁もあり、かなり危険な状態です。

現在、一番問題になっている場所付近に、まとまった面積の耕作放棄地があります。一時 的な水の逃げ場所としての利用は考えられないでしょうか。

〇経済部長(溝口尚也君) お答えをいたします。

耕作放棄地の治水利用についてでございますが、例えば、管理されています田んぼにおきましては、田んぼダム等の実証実験が行われておりまして、本市におきましては鬼木地区において実施をされているところでございます。

このように、農地の田んぼダムとしての活用につきましては、農地の状況や周辺作物の影響への配慮と併せまして、堰板の設置や水田の管理をしていただける方がおられることが前提となっておりますので、耕作放棄地以外は田んぼダムとして活用しますけれども、耕作放棄地の治水利用としての田んぼダムとしての活用は難しいのではないかと考えているところ

でございます。

まずは、管理されていない田んぼの解消を前提といたしまして、耕作放棄地につきまして は、まずはその解消に取り組みたいと存じているところでございます。

次に、耕作放棄地の遊水機能、いわゆる遊水地としての活用でございますけれども、これらにつきましても、一口に耕作放棄地と申しましても、耕作可能なものもございましたり、あるいは非農地化しているものもあるところでございますが、それぞれ地権者や周辺の耕作者、住民のお考えはもちろんのこと、河川管理者である熊本県からの御提案もない中で、本市の農地農業行政を所管する立場としましては、当方からの働きかけについては慎重でありたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西洋子君) その場所は、山と一体化しそうな状態ですので、再度の耕作地への働きかけ、それから田んぼダムですね。恐らく不可能ではないかと思います。考えられるのは遊水地ですが、「県からの提案がないから、働きかけには慎重でありたいです」と答弁いただきました。何事にも慎重という言葉は必要だと思いますが、今回示された県管理区間の河川整備計画にも福川は入っていません。ただ、福川というのは熊本を流れているわけじゃないんです。県の職員の方たちは、福川はほとんどの方、御存じありません。流れているのは人吉市内であり、この川によって利益の還元があったり、被害があったりを被っているのは人吉市民なんです。県の工事だから、国の工事だから、私は、こういう提案というのは、市が積極的に県や国へ手を挙げて、積極的に取り組んでくださるものだと、今の今まで信じておりました。国が、県がとおっしゃるんであれば、もう直接、国や県の窓口に聞いたほうがいいのかなとさえ思います。

言葉尻を取って、揚げ足を取るようですが、人吉市で行われていることに対して、国とか 県とか市とか、市民には関係ありません。このところを十分お含みおき願いたいと思います。 なごみの里周辺の擁壁は、崩壊がいつ起きてもおかしくない状態です。2か所あります。 崩壊すれば間違いなく川をせき止めます。そうしたら一帯は浸水被害を被ることは火を見る より明らかです。

そこで、もう一度お尋ねします。福川護岸の全面改修は優先されるべき課題だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

熊本県が管理しております区間につきましては、議員御指摘の区間、未改修部分ございます。気候変動による降雨量の増大や、地域周辺の自然環境等により、大雨時は近隣周辺の道路が冠水し、地域住民の皆様には御迷惑をおかけしているというところでございます。

このため、熊本県では流下能力向上を図るため、緊急性の高いところから河川内の堆積土

砂等の撤去が進められているところでございますが、市といたしましても原因等を把握しま して、県に情報提供をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) ここの現状は、8月に球磨地域振興局の土木課、それから市の道路河川課も確認をしていただいております。以前に測量が行われ、その後起きた熊本地震で話が立ち消えになったという経緯もございます。慎重かつ前向きな検討をお願いして、福川改修についての質問は終わります。

次に、マイナンバーカードについてです。昨日の牛塚議員と被る部分もあるかと思いますが、まず、登録状況の推移はどうなっているのか、お尋ねいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナンバーカードの登録状況の推移についてでございますが、年度ごとの交付済み枚数をお答えいたします。

平成27年度が783枚、平成28年度が2,455枚、平成29年度が660枚、平成30年度が442枚、平成31年度・令和元年度が1,230枚、令和2年度が3,219枚、令和3年度が4,340枚、令和4年度は8月末で1,279枚となり、交付済みの合計枚数が1万4,408枚でございます。

8月末現在の人口が3万861人、交付率は46.69%となっております。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** 平成28年度と令和2年、3年度の交付がほかの年度と比べて多かったようですが、どういう理由が考えられますでしょうか。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

平成28年度と令和2年度の交付枚数が多かった理由についてでございますが、平成28年度につきましては、実質マイナンバーカードの交付が開始されましたことと、令和2年度につきましては、マイナポイント事業第1弾が行われたことが理由ではないかと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) やはり、新しいこととポイントは魅力ですね。それでも申請しない理由に、個人情報を集約することについての危険性を指摘する声が聞かれます。

マイナンバーカードは本当に安全なのでしょうか。危険について、十分な論議がなされているのでしょうか。安全だという根拠を教えてください。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナンバーカードの危険性と安全性についてでございますが、まず、マイナンバーカードには個人を識別するため、国民に割り当てられた12桁の個人番号、顔写真や住所、生年月

日などの個人情報が記載されており、紛失や盗難による個人情報の漏洩といったセキュリティーリスクに対する不安をお持ちの方が多いのではないかと思われます。しかし、マイナンバーのシステムには、様々なセキュリティー対策が施されており、マイナンバーカードの I C チップ内には、プライバシー性の高い個人情報は記録されていないため、重要な個人情報が流出することはないとされております。また、マイナンバーカードには、電子証明書などのパスワードが設定されているところでございます。万が一、マイナンバーカードを紛失や盗難され、第三者が電子認証を行おうとしても、パスワードが分からなければ悪用されることはございませんし、署名用電子証明書のパスワードは5回、ほかのパスワードも3回間違えると、そこでロックがかかる仕組みとなっております。一旦ロックがかかりますと、御本人が市町村窓口でパスワードの再設定を行わなければなりません。

以上のような、マイナンバーカードそのものに施されたセキュリティー対策に加えて、マイナンバー法によって、マイナンバーを取り扱う行政や、民間企業に対して、厳格なセキュリティー対策が求められているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西洋子君) どこを検索していても、今答弁いただいたことしか出てきません。メリットとデメリットはセットだという考えを持っていますので、デメリットに対する説明がないことに一抹の不安を覚えます。うまい話には裏があるんではないか、そういったことですね。そういうことも普及の妨げの一因になっているのではないかというような気もいたします。そして、いくらセキュリティーがかかっていても、直接銀行にカードを持って行かせて振り込ませるとか、そういう詐欺ありますね。マイナンバーカードだって、結局本人が行って操作したら、いろんな巧みな手口でだまされたら、同じことが起きるのではないかと危惧しておりますが、そのことについては、今回はお伺いいたしません。

次に、更新についてお伺いします。本人認証にはパスワード、4桁の暗証番号、顔認証などがあります。安全性の点からカードの更新は必要だと思いますが、有効期限はあるのでしょうか。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナンバーカードの有効期限についてでございますが、成年の方は、発行日後10回目の 誕生日まで。未成年の方は、発行日後5回目の誕生日まででございます。外国人住民の方に つきましては、永住者及び特別永住者等を除き、在留期間の満了日等まででございます。

また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期間は、原則として発行の日後5回目の誕 生日まででございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。

- ○5番(西 洋子君) 今、マイナンバーカードの電子証明書の有効期間ということですが、 すみません、このマイナンバーカードの電子証明書の有効期間というのは、どういったこと なんでしょうか。出した書類のことですか。お伺いします。
- ○市民部長(丸本 縁君) 電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、例えばe-Taxの税の電子申請などでございますが、そういった分で利用するもの。それから、インターネットサイトやコンビニ等の端末等にログインする際に利用するものなどで、パスワードを必要とするものでございます。

以上でございます。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** 電子証明書を発行するというか、そういうのを使用するためのパスワードとか暗証番号の有効期限・期間ということで理解してよろしいですか。
- **〇市民部長(丸本 縁君)** そういうのを使用するときに必要なパスワードでございます。 以上でございます。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **〇5番(西 洋子君)** はい、理解しました。10年後に更新ということですね。10年後には顔 写真変わるんですけど。そのちょっと手前に顔認証をしてもらえるのかどうか、ちょっと心 配です。

それでは、次に、マイナンバーカード保険証、いわゆるマイナ保険証と従来の健康保険証 の違いについてお伺いします。何がどう違うのでしょうか。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナンバーカード保険証と健康保険証の違いについてでございますが、まず、被保険者がマイナンバーカードを保険証として利用するためには、医療機関や薬局がカードを読み取るシステムを導入している必要がございます。マイナンバーカードを保険証として利用する場合、被保険者にとりましては、医療機関等、受診の際の受付が自動化されるほか、限度額適用認定証がなくても窓口での負担が限度額までに軽減されます。そのほか、国税庁と医療費の情報連携ができるため、確定申告の際、保険診療にかかる領収書を添付する必要がなくなる、などの違いがございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) いまいち、何が便利なのかがちょっとまだ理解追いつかないところですが、受付が自動化されるのは分かります。限度額適用認定証がなくてもということは、これは通常は必要だということだと思うんですが、この付近のところをもう少し詳しくお願いします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

医療機関にかかる場合、通常、個人負担は3割とか2割とか、その方の条件によって違っておりますが、例えば、3割を払った額がある一定の額を超えた分は、限度額適用認定証というのを申請をしていただくことで、そこまでの支払いで済むということになっておりまして、例えば、保険が国民健康保険の方の場合は、市役所の市民課のほうで、その限度額適用認定証というのを手続をしていただくということになっております。

それがマイナンバーカードの保険証として利用される場合には、そういった認定証がなく てもマイナンバーカードのほうで元々の窓口負担が限度額までで適用されるということでご ざいます。

以上でございます。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- 〇5番(西 洋子君) 更新の手間が省けるということで理解いたしました。 それでは、マイナ保険証が使える市内の医療機関等についてお尋ねしていきます。 ちょっと理解が追い付いていきませんので、細かく区切って質問させていただきます。

まず、市内医療機関等の導入状況を教えてください。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

市内医療機関等へのマイナンバーカード保険証の導入状況でございますが、人吉市内でマイナンバーカードを保険証として利用できる保健医療機関・薬局につきましては、令和4年7月末現在、34.6%でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- **○5番(西 洋子君)** 34.6%ということですが、導入に当たり、初期投資などが医療機関等の負担があるのでしょうか。また、あるとすれば、それに対する支援はございますでしょうか。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

医療機関がマイナ保険証を導入する場合には、マイナンバーカードを読み込むカードリーダー等の整備をする必要がございます。そのカードリーダーにつきましては、国から決まった台数が無償提供されますので、費用は発生いたしません。そのほかのソフトウェアの導入、既存システムの改修などの費用につきましては、最大210万1,000円を上限に事業費の2分の1が国から補助金として交付されることとなっております。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) それでは、マイナ保険証を導入している所としていない所では、患者の支払額の負担に差はあるのでしょうか。お伺いします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナンバーカードの保険証利用に対応した機器を整備した医療機関において、被保険者

がマイナンバーカードによる受付を利用する場合、3割負担を例にいたしますと、初診が21 円、再診が12円の負担をすることになるほか、通常の健康保険証を利用する場合にも9円の 負担が発生することとなっております。ただし、これらの負担増につきましては、令和4年 10月1日から、マイナンバーカードを利用したほうが負担が低くなるように見直しがされる こととなっており、マイナンバーカードによる受付を利用する場合、初診時において6円、 通常の健康保険証を利用する場合、同じく初診時において12円の負担となることになります。 以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** 政府推奨のマイナ保険証を利用したほうが、現在は多く負担金を取られるという不思議なことが見直されるということで安心しました。

確認なんですけれども、患者がマイナ保険証を持っている、いないに関わらず、受診した 医療機関がマイナ保険証を導入していれば、負担金は生じるということで、この理解でよろ しいでしょうか。

- ○市民部長(丸本 縁君) すみません、御質問をもう一度確認をさせていただければと思うんですが。マイナンバーカードの保険証の手続をした患者さんが、そのマイナンバーカードの整備をしていない医療機関に受診したときということですね。
- ○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後3時45分 開議

- **〇議長(西 信八郎君)** 休憩前に引き続き再開いたします。
- **〇市民部長(丸本 縁君)** 時間をいただき、大変申し訳ございませんでした。御質問にお答 えいたします。

マイナンバーカードの保険証利用に対応した機器を整備した医療機関において、患者さんがマイナンバーカードをお持ちでない、通常の健康保険証を利用した場合でも負担があります。

以上、お答えいたします。

○議長(西 信八郎君) ここで、会議時間の延長を行います。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

5番。西洋子議員。

○5番(西 洋子君) マイナ保険証の利用料みたいな形で、今まで3,000円払ってたところはマイナ保険証を持っていくと3,006円、健康保険証だと3,012円になるということですよね、 簡単に言うとね。大丈夫です、部長。

この辺のところ、大変分かりづらくて、医療費が上がってるということでもあるんですね。

初診時ということではありますが。大変紛らわしい質問して、申し訳ありません。

それでは、導入をしている医療機関ですが、7月末で導入率が34.6%。この数字は決して高いとは言えません。導入率が上がらない理由について、どういったことが考えられるでしょうか。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

導入率が上がらない要因といたしましては、日本医師会の資料によりますと、システム導入に係る補助の上限を超える場合の経費増大や、セキュリティー対策への不安、マイナンバーカードを持参する患者が少ない、導入ベンダー、システム業者の対応が遅い、などの意見が都道府県医師会から出されているようでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** 分かりました。じゃあ、そういったことも踏まえまして、医師会への働きかけなどはあっているのでしょうか。お伺いいたします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

保健医療機関等のマイナンバーカードの保険証利用に関する医師会への働きかけでございますが、今後、国、診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会が、都道府県単位で連携して、医師会等医療関係団体に働きかけを行っていくということになっているようでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** マイナンバーカードについて、最後の質問です。今年度末の普及率によって、地方交付税の査定に反映させるような動きもあるようですが、施行された場合、どのような影響が考えられるでしょうか。お尋ねいたします。
- ○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

マイナンバーカードの普及状況を踏まえた地方交付税措置につきましては、本年6月に閣議決定されましたデジタル田園都市国家構想基本方針の中に、「2023年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する」と明記をされております。これは、カードの普及に伴い生じます地方自治体の経費を賄うためとされていますけれども、カードの普及率をどう反映させるかにつきましては、具体的に示されていない状況でございます。

そのため、現時点ではその影響を測ることはできないところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。

〇5番(西 洋子君) 現段階ではまだ分からないということですが、今できることは、普及率を上げることしかないと思います。

そこで、昨日の牛塚議員の質問に市民への働きかけについての答弁をいただいておりますが、私は人口比率を多く占め、デジタル化にアレルギー反応を起こす、高齢者の皆さんへの働きかけについてお伺いしたいと思います。どういった取組がありますでしょうか。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナンバーカードを取得する、交付率を上げるためのまず、市民への働きかけについて でございますが、令和4年6月30日からマイナポイント事業第2弾として、健康保険証とし ての利用申込み、公金受取口座の登録を行い、マイナポイントに申込みをされると、ポイン トを受け取ることができるところでございます。

マイナンバーの普及のための広報といたしまして、テレビやインターネット、新聞・雑誌 等のメディアによる広報や、市のホームページ、フェイスブック・ツイッター等のSNSや、 市の広報、ポスターを活用するなど行っているところでございます。

また、J-LIS地方公共団体情報システム機構から、QRコード付き申請書が令和4年7月からマイナンバーカード未申請の方に対し、再送付をされているところでございます。申請へのサポートにつきましては、令和4年7月27日から、携帯電話ショップにおいてもマイナンバーカード申請のサポートが実施されております。

特に、高齢者への働きかけでございますけれども、市民課市民係の窓口におきましては、 高齢者の皆様をはじめ、申請及び操作にお困りの方に対しまして、マイナンバーカードの申 請手続及びマイナポイント申請手続の支援を行っているところでございます。

また、人吉商工会議所におきましても、予約制ではございますが、マイナポイント申請手 続の支援を行っております。

また、熊本県とも連携をいたしまして、こちらから外に出向いて申請支援を行う出張申請 サービスなどを積極的に行うことといたしており、窓口の日曜開庁を引き続き行い、特に高 齢者の方への対策といたしましては、老人クラブなどを通じまして、広報周知を行うなど、 できるだけ多くの皆様に申請いただけるよう、努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) いろいろな取組がなされているようですが、そういった情報を取ることが苦手なのも高齢者なんですね。大体ですね、キャッシュレスに対応するカードなど何も持っていらっしゃらない方がたくさんいらっしゃいます。「そっ、どがんして使うんだろ」ポイントがもらえますよと言っても、そのポイントって現金じゃないので、想像もできないみたいなんですね。で、またガラケーの方は最初からできないと思ってます。QRコードなんて、「これは何の模様だろう」と。そういう形になっております。

いろんなものを読んでも、あと一歩が分からないというのが、このポイントの取り方であったりすると思います。私もたまたま、ほかの用事で携帯会社行きましたら、とても積極的にマイナポイントのことをおっしゃっていただきまして、保険証とのひも付けはしてたんですが、ポイントが取れてなかったんですね。そのときに全部もう、さっささっさとしてくださいました。そういうことも、私、そこに行ってから知ったんですね。

そういうことですので、今まで以上に丁寧な対応をお願いしたいと思います。また、その キャッシュレスについて、市内で使えるようなものを教えていただければ、またこれはいい のかなと思います。

ところで、せっかくカードを作ったからには、そのマイナポイント当然欲しいわけですが、 申請期限が気になります。カード発行の申請期限とポイント獲得のための申請期限は違うと 思うんですけれども、この辺の説明をお願いいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

マイナポイント第2弾につきまして、ポイントを受け取るための申請期限が2段階ございます。まず、1つは、マイナンバーカードの交付申請が令和4年9月末までに終わっていることが前提となります。そして2つ目は、マイナポイントの申込期限が令和5年2月までということでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) 令和4年9月ということは、今月ですね。あと半月しかないということですよね。今月カードそのものの申請をしていないと、もうポイントはもらえないということですね。そうなりますと、カードの普及というのの勝負はあと半月。そして、また来月以降にカードを申請された方が「え、ポイントがもらえないの」と、そういうトラブルも起こることも考えられますので、十分な対応をしていただきたいと思います。

それでは、マイナンバーカードの質問は終わります。

最後の質問です。大柿地区集団移転についてです。

先ほど、田中議員のほうからも質問されました。直前でございましたので、私の中で整理ができておりません。被るところもあるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

大柿地区に予定されている遊水地事業計画と防災集団移転促進事業、この二つの事業の兼ね合いについてお尋ねいたします。

移転先候補地の調査設計を経て、用地買収へと進めていくことになると思いますが、用地 の買収時期について、おおよその時期は決まっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えします。

7月に実施いたしました戸別訪問で、住まいの再建先についてお伺いしたところ、候補地 であります下原田第一仮設団地周辺を移転先として希望される世帯が複数おられたことから、 本市としましては、住民の皆様のできる限り早い再建を実現するためにも、当該候補地における宅地の整備の必要性を強く認識したところでございます。

今議会における補正予算として、大柿地区移転団地整備等調査設計業務委託料を上程させていただいておりますが、候補地の下原田第一仮設団地周辺での宅地整備に必要な事前調査や設計のほか、移転後に大柿地区のコミュニティーを守るための方策の検討や、調査の実施を考えているところでございます。

お尋ねの用地買収の時期につきましては、現時点ではっきりと申し上げることはできかねますが、今後宅地整備に必要な事前調査を踏まえ、詳細について検討を重ね、移転候補地の地権者の方にも用地買収に関する御説明を行うなど、できる限り早い時期を目指して進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **〇5番(西 洋子君)** 用地買収の時期は未定ということですが、遊水地事業計画が決まらないと、防災集団移転促進事業の活用はできないのでしょうか。お尋ねいたします。
- ○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

防災集団移転促進事業につきましては、一連の地域を災害危険区域として条例で指定することや、災害等により住民の居住に適当でないと認められる区域を、移転促進区域として設定し、移転促進区域内の全ての住居が移転することなどの要件がございますけれども、遊水地事業計画の決定が要件となっているものではございません。

したがいまして、遊水地事業計画が決定されていない状況であっても、防災集団移転促進 事業の要件が満たされていれば本事業を活用することは可能でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- **○5番(西 洋子君)** 全ての住民が移転することなどの要件があるということは、遊水地問題は別として、集団移転に合意をすれば、大柿に残ることはできない。そういうことでしょうか。お尋ねします。
- ○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

防災集団移転促進事業の要件の1つ、移転促進区域内の全ての住居の移転が要件となっているということでございますので、その要件が――その他にも要件等はございますけれども、住民の移転、全住民が移転に御同意いただけるということであれば、防災集団移転促進事業を活用して、御移転いただくことになろうと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) やはり、移転ありきということですね。大柿に残りたい方が合意され

るとは考えにくいんですけれども、そんな中、先ほども答弁にありましたが、特別委員会では合意形成と移転先宅地整備は同時進行すると説明をいただいております。どういうふうに進めていかれるのかをお伺いしたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

大柿地区につきましては、住まいは地区全体で安全な場所に移転をしていただきたいとお願いしているところでございまして、移転していただく場合に、防災集団移転促進事業の活用を目指しておりますが、御指摘のとおり、いまだ全員の同意が取れてない状況でございます。

現状としましては、大柿地区内で住まいの再建を希望していらっしゃる方に対しては、戸 別訪問により御意向を伺っているところであり、御同意いただけるよう話合いを続けてまい りたいと考えております。

一方で、移転を希望されている方については、早期の生活再建という観点から、合意形成 を待たずに、移転先の確保などの対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西洋子君) 100%の合意がない中で事業を進めていくということは、国の補助金が使えないということだと思いますが、財源の問題が出てくると思います。買取り保証で移転再建を予定されていらっしゃる方もおられるでしょう。移転先の用地買収と整地。それに加えて、移転元の買取り保証まで、市の財政でできるんでしょうか。できないとなれば、現時点の移転再建希望8割、現地再建希望2割、この数字が逆転する可能性も考えられます。このことについて、財源も含めまして、どう対処されるのかお伺いいたします。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

防災集団移転促進事業を活用できない場合は、本事業をもって、移転元地の買取りや建物 保障はできないこととなります。本市としましては、住民の皆様の命とコミュニティーを存 続させるために、移転をお願いしていくこととしており、話合いを重ねながら、住民の皆様 の御意向を大切にするという方針のもと、大柿地区の今後の在り方について検討してまいり たいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 5番。西洋子議員。
- ○5番(西 洋子君) 去年3月からずっとこの問題、質問させていただいておりますが、先ほど田中議員もおっしゃいましたが、いつも質問と答弁はかみ合わないんです。堂々巡りです。それしか言えないよというのは分かるんです。「丁寧に説明していきます」「合意をお願いいたします」分かるんですけど、いつまで続けるつもりなんですかね。本当ですね、迷路に入ってるような感じですよ、私も。それも霧がかかってるんです。入ったときには隣の

人の顔見えてたけど、今や隣の人の顔も見えないような状況に追い込んでませんか。

大柿町内のコミュニティーとおっしゃいますが、今や移転のことにつき、遊水地のことについて、この会話はもうタブーとなっています。皆さんのことを考えてやっていらっしゃるというのは十分承知してるんですけれども、どこかでやはり食い違っている。それは田中議員もおっしゃいましたが、国や県の事業だから、国や県の言うことしか答えられない。だけど、住民の皆様が期待していらっしゃるのは、いかに国や県の事業でも、先ほど言いましたように人吉市民の問題です。そして、皆様も人吉市民です。行政は人吉市民に寄り添ってくれるもの。もちろん、賛成・反対そういうことではないですよ。だから、もう一歩踏み込んだ回答を、田中議員と同じことになりますが、毎回毎回同じことを言われててもですね。何かもう、どうしたらいいんですかね。

私ですね、最初に移転候補地の用地買取り時期をお尋ねしました。私は第2放水路の用地買収で、「測量をしたから」「ここ計画に入っていましたから」と有無を言わせずに、その土地、二十数年売却ができなかったという、苦い経験を持ってるんです。事業に賛成したわけでもありませんでした。もちろん契約などしておりません。地権者が変わると困るという理由だったらしいです。らしいというのは、明確な説明もございませんでしたが、杭を打たれ、いびつな形の土地を残され、結局今度、第2放水路の工事が始まりましたので、その辺については賠償をしていただけはしましたが、二十数年ですよ。第2放水路だってもう30年以上たってるんです。最初の頃の話から。

今回、移転候補地の調査が始まりますよね。契約に至るまでの中で、そういった事態が 起こらないとも限らないんです。今、大変な苦渋の中におられる大柿地区の皆様に加えて、 新たにこの事業に関係者が増えたわけですよ。

もうこれ以上、この事業に振り回す方を増やしてしまうようなことがないよう、一市民に立ち戻っていただいて、国や県にものを申していただく、回答を引き出していただく、そういうことをやっていただきますように、切にお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長(西 信八郎君) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時08分 散会

令和4年9月第5回人吉市議会定例会会議録(第4号)

令和4年9月15日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和4年9月15日 午前10時 開議

- 日程第1 議第51号 令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議第52号 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議第53号 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議第54号 令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議第55号 令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議第56号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議第57号 令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議第58号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定 について
- 日程第9 議第59号 人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第60号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第11 議第61号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第12 議第62号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第63号 人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第64号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第65号 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の 制定について
- 日程第16 議第66号 財産の取得について
- 日程第17 議第67号 人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第18 議第68号 川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議について
- 日程第19 一般質問
 - 1. 福屋法晴君
 - 2. 松 村 太 君
 - 3. 高 瀬 堅 一 君

4. 井 上 光 浩 君

日程第20 議第69号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 の制定について

日程第21 議第70号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福 祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議第71号 財産の取得について

日程第23 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3. 出席議員(17名)

1番 松村 太君 2番 徳 川 禎 郁 君 3番 池田芳隆君 4番 牛 塚 孝 浩 君 5番 西 洋 子 君 6番 宮 原 将 志 君 8番 高 瀬 堅 一 君 9番 宮崎 保 君 10番 平田清吉君 犬 童 利 夫 君 11番 12番 井 上 光 浩 君 13番 豊 永 貞 夫 君 福屋法晴君 14番 15番 本 村 令 斗 君 16番 田中 哲 君 17番 大塚則男君 西 信八郎 君 18番

4. 説明のため出席した者の職氏名

 市
 長
 松 岡 隼 人 君

 副
 市 長
 迫 田 浩 二 君

 教 育 長
 志 波 典 明 君

総務部長 永 田 勝 巳 君 復興政策部長 本 雄 介 君 浦 復興政策部政策統括監 敏 小 林 郎 君 市民部長 丸 本 縁 君 健康福祉部長 渕 上麻 美 君 経 済 部 長 溝 口 尚 也 君 復興建設部長 瀬 上 雅 暁 君 復興建設部長 若 杉 久 生 君 (復興担当) 総務部次長 立場 康 宏 君 総務課長 森 弘 章 君 下 秘 書課長 上 村 英 明君 水 道 秋 永 局 長 敦君 教 育 部 長 小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長 北 島 清 宏 君 次 長 桒 原 亨 君 平山 真理子 庶 務 係 長 君 書 記 税所昭彦君 **〇議長(西 信八郎君)** おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本 日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、 議第69号、議第70号、議第71号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたし ます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長(西 信八郎君) それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

14番。福屋法晴議員。

〇14番(福屋法晴君)(登壇) おはようございます。14番議員の福屋法晴です。

通告に従い、一般質問を行います。通告は、1点目、御溝川二次放水路から、進捗状況と 考えられる問題点と完成時期について、2点目、多目的運動公園広場建設から、今後の計画 について、3点目、令和2年7月豪雨災害から、調査方法・課題解決について、質問してま いります。

まず、初めに、御溝川二次放水路について質問をしていきますが、事業が熊本県の整備事業ですのでなかなか答えられないこともあると思いますので、昨日の一般質問において、議長から執行部に対しまして、国や県が実施する事業に係る一般質問においては、実施主体の国や県に確認のうえ、答弁を準備されることと思いますが、質問の趣旨を十分に酌み取っていただき回答を求められることに御努力をされますようお願い申し上げますと発言があっておりますので、答弁に期待をし、質問をしてまいりたいと思います。

まず、初めに、御溝川二次放水路から、現在の進捗状況、考えられる問題点、完成時期について質問を行います。御溝川二次放水路計画については、当時の特別委員会において説明を受け、特別委員会において現地視察も行っていますが、その後については熊本県球磨地域振興局の整備計画に基づいて工事に着手されておられるようですが、この事業は県の事業であることは承知していますが、御溝川周辺の水害解消のための事業であり、安全確保のための整備工事であると思います。御溝川二次放水路整備については、御溝川周辺の住民の水害における安全確保について、地域以外の人吉市民や市議会に対して、その後、明確な説明はされていないように私は思います。

そこで、質問を行ってまいります。まず、初めに、御溝川二次放水路整備目的について、

改めて説明をお願いします。

〇復興建設部長(瀬上雅暁君) 皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答え いたします。

御溝川における二次放水路の事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、 熊本県球磨地域振興局にお尋ねした中でお答えをさせていただきます。

御溝川は、万江川からの取水口を源とし、人吉市の市街地を経て福川に合流する、流域面積4.68平方キロメートル、流路延長7.24キロメートルの都市河川でございます。支川の山江川が合流する中流から下流にかけては、密集市街地を流下しておりますが、流下能力不足により道路冠水や家屋浸水が多発する浸水常襲地帯となっており、このため、二次放水路整備と河道改修により治水安全度の向上を図り、市街地を浸水被害から守ることを目的としているということでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) ただいまの答弁で、二次放水路については、治水安全を図り、市街地の浸水被害を目的に建設をされるということでありますが、では、御溝川二次放水路について、県の事業であり、熊本県としては、人吉市に対しては整備工事区間の地域である地元だけに説明会をすればよいと考えておられるのか、お尋ねします。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

御質問につきましては、熊本県球磨地域振興局にお尋ねした中でお答えをさせていただきます。

御溝川二次放水路につきましては、地域の皆様や人吉市議会の治水・防災に関する特別委員会等で事業計画等を説明し、事業を進めてまいりました。また、本事業は、球磨川水系流域治水プロジェクトの対策箇所の第一段階に掲げられており、早期に事業完了できるよう、鋭意努力をしているということでございます。今後も引き続き、本事業の進捗状況等を広くお示ししながら、早期完了に向け取り組んでまいります、とのことでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 前期の特別委員会では、現地視察などを行っていろいろ説明はあったんですけど、そこで質問いたしますが、整備工事目的については、先ほど説明をいただいたとおりですが、地域をはじめ、人吉市民の多くの方々の関心事でもあり、御溝川周辺において生活をされておられる方々には最大の関心事だと思いますが、工事区間だけでなく、雨が降るたび被災される周辺住民の方々をはじめ、私たち市議会に対しても丁寧な説明をいただきたいと感じているのは私だけでしょうか。このことについて、市長の見解についてお尋ねをいたします。

〇市長(松岡隼人君) 皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

御溝川に関しましては、現在も、毎年のように市街地の各所で道路冠水等の浸水被害があっており、御溝川周辺にて生活されている市民の方々は、一日も早く二次放水路が完成することについては市民の関心事だと思っております。

市といたしましても、二次放水路事業の進捗状況の情報提供、県のホームページ等による 市民への周知等を行っていただくよう要望してまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- **○14番(福屋法晴君)** 地元に対しまして説明会を開催されることは、改修整備工事の進捗状況についての現況報告だと私は思います。このことはどうなんでしょうか。地元の説明会においては、どのような説明をされたのかお尋ねをいたします。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

先般の御溝川二次放水路の地元説明会では、熊本県にて、令和4年度の施工範囲、工事スケジュール、工事の影響による通行止め等につきまして、住民の皆様に説明をされているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(西 信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) ここで、ちょっと確認をさせていただきますが、その説明会は、私が後からもらった資料では令和4年7月13日となっておりましたが、その日でよろしいでしょうか。確認です。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

これは、令和4年7月13日の説明会ということでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) はい、確認ができました。

それでは、地元説明会ですので、その場所で意見聴取や要望などについて、参加者から何 か聞かれておられるのか、どのような意見があったのかなどについてお尋ねをしておきます。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

地元説明会に参加された方からは、のり面の防草対策、仮設道路として借地した農地の復旧、ごみステーションの移転要望、カーブミラーの安全対策等につきまして、熊本県に意見・要望をされております。熊本県も、意見や要望につきましては検討してまいりますと、地元説明会にて回答されております。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。

O14番(福屋法晴君) 私は一般質問をするときに、毎回、執行部に対してお願いをしているんですけど、答弁の中で「検討をしてまいります」ということは、持ち帰ったら、その後、何もしないよということですので、必ず、ここでは検討という言葉は止めて、持ち帰ったら、そのことについて協議をするというような答弁をいただきたいということを常に申し上げてきました。なぜかというと、検討というのは、辞書を繰っていただければいいように、持ち帰って、その場で話しただけです。協議というのは、机上に上げて、そのことに対して執行部の中で意見を集約し、そこでまとめあげるというのが協議だと思いますので、今後は、ぜひ、検討ではなく協議と答弁をいただければ安心できます。よろしくお願いしておきます。

次に、私は市議会議員として、県知事、県議会議長宛に意見書、要望書など提出することができますが、市民の方々は、市民の意見・要望についてはなかなか提出することはできないと思われますが、松岡市長は、現地に出向かなくても、地権者からの意見や要望についてどのような問題があるのかは確認しておられると思います。私は、毎月一度、どのように整備されていくのか見学に行っております。安全対策は、人吉市民をはじめ、地域において農業をされておられる方々や、完成後には散歩をされる方もおられると思います、このような方々の安全対策の確保がなされていないように私は感じました。特に子供たちに対しての安全対策について、心配をしております。

完成時には防護柵や転落防止対策をしていただくものと考えていましたが、現地においているいろな方に聞いてみました。聞くところでは、予算がないので建設されないのではないかとお聞きしましたので、今回、治水・防災に関する特別委員会において少しだけお聞きしましたが、時間の都合上、全てお聞きすることができませんでしたので、事故防止の観点から、安全対策は大切であり、とても重要だと思いますが、御溝川二次放水路の活用は豪雨災害対策として下流地域を守ることを目的の1つとして建設されています。運用時には大量の水が流れ、とても危険と感じます。落下したら、現況では助からないと思われます。高齢者や小さな子供は、現在の整備状況を見ればはい上がることもできないと思われます。

また、今現在、完成している部分には、防護柵もありませんでした。現地において、また、少し話をお聞きしてまいりましたが、話の中で、財政不足のため、現在、一番大切な転落事故防止としての防護柵の建設は行われないとの話でしたので、私は、人の命が財政不足の一言で決定されてよいのでしょうか、絶対にあってはいけないと思います。かなりの高さがあります。誤って落下したとき、軽いけがで済めばよいのですが、打ちどころが悪ければ助からないかもしれません。万が一にもこのような事態になったとき、手すり付階段など上れる場所の安全対策が必要と考えますが、このことについてお尋ねをしておきます。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

議員の御質問にもありましたように、御溝川二次放水路完成時における安全対策等につきましては、市民の安全を確保することが第一であると考えているところでございます。安全

対策における防護柵の設置、そして水路内からの上れる階段等の安全対策については熊本県に確認いたしましたが、ガードレールや転落防止柵の設置、そして二次放水路の下流・中流・上流側に斜路をそれぞれ1か所、また、そのほかにもはしご、タラップですけれども、それを設置するという計画があるということでございます。

以上、お答えいたします。 (「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) ただいまの答弁で、私も見に行ったときに、万江川に出て行くところ、二次放水路ですね、この最後の部分に登り口をつくってあります、これは確かにしてあります。でも、その上の、約300メートルぐらいまでしてあると思うんですけど、その途中には一切ないんですよね。だから、今後、今、曲がり角ができておりますので、あの辺につくられるのかどうか分かりませんが、やはり、今すぐに計画をして、つくっていくべきじゃないかと。それと、最後に申し上げたいと思うんですが、やはり、人吉市として市民の命をどう考えるかということを、ぜひ、担当や市の職員の方も一度見ていただければと思っております。

そこで、最後に、松岡市長にお尋ねしますが、熊本県の整備でありますが、自治体の長として、御協力いただいた農地地権者の方々をはじめ、下流域の安全確保について、完成後の運用開始から事故が絶対発生してはならないと私は考えております。地域の意見をしっかりと聞いていただき、完成後、安全な運用ができるよう、何らかの機会に、県知事に会われたときでもいいですし、担当に会われたときでもいいですので、熊本県に対しまして、このような安全対策についてお願いをしていただきたいと思いますが、市長の考えについてお尋ねをしておきます。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

議員御指摘のように、御溝川二次放水路事業を含め、県の整備事業における公共施設等の 安全対策等は必要不可欠なものだと思っております。

公共工事における公共施設等は、市民全ての方々が利用する大事な施設でございますので、 安心で安全に利用できるような対策を講じていただくよう、熊本県に対しお願いしていく所 存でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- 〇14番(福屋法晴君) この事業は県の事業ですので、なかなか掘り下げて質問していくということはできないと思いますが、そこで、質問を掘り下げるためにも、御溝川二次放水路整備計画事業については、ぜひ、治水・防災に関する特別委員会が設置されておりますので、現在の進捗状況、また、できれば完成予想図を提示していただき、詳しい説明をしていただきたいと思います。なぜかというと、二次放水路は地元だけではなくて人吉市民全部が関連

することなんですよね。ということは、人吉議会議員全員が整備工事を把握しておかないと、 どこに行って説明を求められても、今は説明ができない状態であるんです。やはり、人吉市 議会議員として、ぜひ、そのあたりは田中委員長によろしくお願いをしたいと思います。ぜ ひ、お取り計らいをお願いしておきます。

最後に、県の整備事業でありますが、地域地権者をはじめ、多くの皆様方の御協力のもと、 人吉市民が生活されておられる下流域の安全対策対応でもあり、御溝川二次放水路建設が、 安全対策も含め、早期に完成していただきますよう、いま一度、市長には熊本県に対して強 くお願いをしていただきますよう要望し、この質問は終わります。

次に、2点目の多目的運動公園広場建設から、今後の計画について質問をしていきたいと 思いますが、これまでの質問は、多目的運動広場建設で質問をしてきましたが、今後、建設 ができるとしたら、ぜひ、保護者の方々と子供たちが遊べる場所づくりをその中に加えてい ただき、今回から私の質問として、多目的運動公園広場建設と、少しバージョンアップした 名称を私は考えてまいりましたので、このことについて質問をしてまいります。

これまで何度となく、多目的運動公園広場建設について質問をしてきましたが、平成16年9月議会において、初めて漆田土捨て場の計画について、スポーツ交流拠点として整備計画があり、早期完成をお願いし、歴代の市長をはじめ、教育長は必要であるとの答弁をいただき、着工に向け進んでいくものと考えておりましたが、平成20年だったと思います。多目的運動公園広場から、企業誘致を目的に用地変更したいとの提案があり、現在の人吉中核工業用地となりました。ありがたいことに、今回、市長のお働きのもと、株式会社ランバーやまと様が進出をしていただくことになりました。また、そこで協定書の締結も済んだとの説明をいただき、無事、企業誘致もできたわけですが、多目的運動公園広場建設について教育長にお尋ねしますが、歴代の教育長の答弁と変わるかもしれませんので、現在の教育長のお考えをお聞きしておきます。

〇教育長(志波典明君) おはようございます。それでは、福屋議員の御質問にお答えいたします。

第2期人吉市スポーツ推進基本計画の中で多目的運動広場の建設について触れており、市内に建設することにこだわらず、広域的な利用を目的とした建設ができないかなどを視野に入れながら、調査・研究をしていく方針を打ち出しております。

議員におかれましては、長年にわたり、多目的運動公園広場建設を通して、スポーツの力による市民の健康で豊かな生活、競技力の向上、大会招致等による人流の創出など、市の活性化につながることから、その必要性を強く説いておられます。

そのような中、漆田の土捨て場候補地の工業用地への使途変更、梢山工業団地を候補地とすること、多目的運動公園広場建設を既存施設整備に切り替えることなど、その時々の状況下で検討がなされ、変更等の決断がされて、現在に至っているものと理解をしております。

私といたしましては、歴代の教育長と同様に、多目的運動公園広場の必要性・重要性は十分認識しているところでございます。建設実現によりまして、楽しむスポーツや競技力向上などの「するスポーツ」の充実、大会競技会場の確保による「見る・支えるスポーツ」の機会拡充、中学校運動部活動の社会体育移行の受け皿など、子供から高齢者まで、生涯を通したスポーツによる健康の維持増進や豊かな生活に大きく寄与するものと考えております。

今後も、復興事業との関連を踏まえ、エリアの問題、財政面の問題、また、圏域的な取組を含めて、さらに調査・研究をしてまいりたいとそのように考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 私、議員になったときに一番最初に取り上げたものが、この問題です。 これは、人の流れがあって道ができて、道があって里ができて、そこに部落ができて市がで きるという話をしてまいりました。やはり、スポーツというものは大変身近に感じ、自分の 健康のためにも必要と思いますので、ぜひ、志波教育長におかれましては教育委員会の中で も、建設に向かって鋭意努力をしていただきたいなということをお願いしておきます。

そこで、当時、人吉中核工業用地について、当時の田中市長は、企業誘致が決まったら、 その後、梢山サッカー場周辺に周辺整備を行い、多目的運動公園広場建設に着手したいとの 発言をされていたと思いますが、松岡市長は、この件について認識がありますか。私にとっ ては、生きている内に人吉市に是が非でも建設をしていただきたいと考えていますが、これ までの長年の構想について、どのような考えを持っておられるのかお尋ねします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

平成20年10月の臨時市議会において、上漆田町の用地について、取得の目的を、多目的運動広場から企業誘致のための工業用地に変更する議案が上程されました。それに伴う代替地として、梢山工業団地、中小企業大学校の周辺にサッカー場も含め、多目的運動広場にする考えがある旨の答弁がなされております。

その後、平成26年3月議会において、当時の村口議員の、多目的運動広場建設を白紙にして既存施設の整備拡充に切り替えることはできないのかとの質問に、当時の田中市長は「私の結論は、代替による整備、すなわち議員が言われる既存施設の整備に切り替えるということでございます」との答弁もなされております。

私といたしましても、多目的運動広場の建設構想は、本市にとって悲願と考えております。 現段階では、教育長が申し上げたとおり、財政面の問題、エリアの問題、圏域的な取組を含めて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 現在の松岡市長にとっても、市にとって悲願であるということのお言

葉をいただきましたので、大変ありがたく思っております。

当時の思いは、スポーツ交流拠点づくりを目指すことで、企業誘致をはじめ、交流人口において人吉市のすばらしさに触れていただき、人吉市への移住・定住につながればとの思いで何度となく質問をしてまいりましたが、今後についてお尋ねしますが、多目的運動公園広場建設について、どのくらいの建設確率があるのか。財政難という発言はいただかなくても結構ですから、今後の人吉市民の健康増進と体力確保とスポーツによる交流都市づくりについてお尋ねをいたします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

多目的運動広場建設につきましては、常に候補地等に意識を向けながら、我々も精いっぱい努力をしてまいりたいと考えております。市民の健康増進と体力確保と、スポーツによる交流都市づくりについてでございますが、子供から大人、高齢者や障害のある人など、誰もがそれぞれのライフステージに応じて、生涯にわたり生活習慣としてのスポーツ活動を進めるため、それぞれの体力や年齢、身体の状態等に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することは大変重要でございます。

また、スポーツ合宿や大会誘致、スポーツツーリズムの推進などスポーツを通じた交流人口の増加や、スポーツ観光といわれる地域活性化を図る取組などを、人吉市体育協会や各種協議団体、また人吉温泉観光協会など、関係団体と連携を図りながら推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。

O14番(福屋法晴君) 建設に関して財政的なものを考えずにと言ったのは、中核工業用地に企業が来たら財政的なものも緩和されてくるんじゃないかなということで、そのときに売れたらつくりましょうという発想だったと思うんですね。今、市長も大切にして推進をしていきたいということですので、企業も来ましたので、ぜひ、今度はこういうことに、企業が来ればするんじゃなくて、企業が来ましたので、するか、しないかの方向にちょっとかじを取っていただいて進めていただければなと思います。

そこで、質問なのですが、教育長にいま一度質問いたしますが、小学校部活動がなくなり、 今後、中学校にも部活動廃止が波及していきます。運動をする機会を青少年から取り上げて しまえば、体力不足で、健全で強靱な肉体とまでは言いませんが、青少年育成ができないと 思われます。今後の学校教育現場において、体力維持についてどのような教育を行っていか れるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

〇教育長(志波典明君) お答えいたします。

令和3年度の全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果によりますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、児童・生徒を取り巻く環境が一変し、全国的に児童・生

徒の体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとの報告があっております。また、ゲーム機 やスマートフォン等の普及によりまして、児童・生徒が体を動かす機会も減少している傾向 にもございます。

加えまして、議員の御指摘のとおり、中学校部活動の地域移行により、児童・生徒の体力低下が懸念されているところでございます。児童・生徒の体力を向上させるためには、短期集中の取組ではなく、継続的に実施し、日常的な運動習慣を形成するような積極的取組を進めていくことが大切であり、そのために各学校の体力の状況・課題を把握するとともに、学校における体育・健康に関する指導の内容方法を含めた年間計画を見直すことが重要であると考えております。

具体的には、保健体育授業の工夫改善を進めるとともに、体育的行事や休憩時間を活用した外遊びの充実などを図り、学校総体として運動に親しむ習慣を図ることが考えられます。また、中学校部活動の地域移行につきましては、単一校ではできなかったスポーツができる、また、学校や年代を超えてスポーツを通した交流ができる、より専門的な指導により競技力向上が期待できるなどの運動機会の拡充や運動の質的向上も期待できます。そのようなプラス面を生かしたものとなるよう、人吉市の状況に合った体制を整えることが必要かと存じます。そのために検討委員会を設置し、関係組織の方々の御意見とともに、児童・生徒の声も反映できる方法を工夫しながら進めてまいりたいと考えております。

このように、学校教育における指導のさらなる充実とともに、学校と地域との連携を踏まえ、児童・生徒を中心に据えた運動環境の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 志波教育長の強い信念と指導力に期待をしておきたいなと思います。

私が2回目ぐらいの質問のときにお話をさせていただいたのは、筑波大学教育学部で筑波大の女子生徒の体力は、今後10年後に、今、1メートル80センチの立ち幅跳びができるのが、90センチぐらいの半分に落ちるというような、数字ははっきり覚えておりませんが、そういう報告が当時されたのを覚えていて、こういう質問を始めたことを今、思い出しております。だから、できたら、検討委員会の中でスポーツとは何ぞやということで、学校教育の中に、例えばアクティビティスポーツという遊びを取り入れたスポーツをすることによって、子供たちの体力増幅もできるんじゃないかと考えておりますので、いろんなことを検討委員会に上げていただいて検討を進めていただければとお願いしておきます。

そこで、ぜひ、球磨川くだりをはじめ、歴史文化財や名湯が湧き出る人吉温泉など、多くの観光資源があるこの地理を活用すれば、絶対的に交流人口も増え、移住・定住にもつながると私は考えております。なぜなら、人吉市は九州の中心地でもあり、今後、少子高齢化社

会において生涯スポーツができる場所をつくることで、多くの人が集まる場所として人吉市 に多目的運動公園広場建設の実現を目指してほしいと思います。当時、熊本県内において大 きな大会が開けないのは、人吉市だけであるというお話を聞きました。これは、グラウン ド・ゴルフ協会からのお話でありました。

そこで、人吉市において大会が開けないのは、大会を開催することができる会場がないということで、会場がないことによって開催ができない最大の理由であるということを、当時の方がお話をされておりました。人吉大会は、大会をしたくてもそういう場所がないということで、例えば八代の運動公園とか、山鹿とか阿蘇とか大きい場所がある場所です、そういうところに、人吉大会として名を売って、違う場所で行っておられるというような話もしておられました。人吉大会としてうたって、本当にしたいとことは、このときに私が申し上げたのは、もし、人吉大会で大会ができたら、約6,000人の方が県内から集まってこられます。前泊の方もおられます。グラウンド・ゴルフ大会というものは、皆さん御存じだと思いますが、私ももうすぐ高齢者になりますが、大体60歳以上の方たちがされるんです。この人たちが人吉市に6,000人来たら、どれだけの経済効果がありますか。泊まっていただける経済効果、ましてや、私もその年代になってきましたが、私がもし来たら、孫がおったら孫に何か買ってあげたいな、奥さんにおいしいものを買ってあげたいなと思って、お土産を買い物して帰るかもしれません。そういうことが、このスポーツ交流都市づくりの原点です。ということを、私はこれまで申し上げてきているんですね。

そこで、松岡市長にお尋ねしますが、今後のまちづくり構想について、多目的運動公園広場はどれぐらい期待していいのか。復興のさなかではありますが、やはり、将来的なスパンを、10年後にはこの方向に向かって造るんだというような御意識はないのかな。今はクラウドファンディングがあったりふるさと納税もあります、いろんなことで地元に大会が来たとしても、何か人吉市のために御寄附でもしたい人もおられると思います。そのようなことをどのくらい期待をしていいものか、最後に市長にお伺いします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

子供から高齢者まで、市民の皆様が気軽にスポーツを行える拠点となる多目的運動広場は、 市民の運動機会の創出、またスポーツ合宿や大会誘致による経済効果や交流人口増加も期待 できると考えております。

多目的運動広場の建設には、建設費用の問題、建設場所の問題、その後の維持管理や運営問題など、クリアする課題が多数ございます。豪雨災害で被災した既存施設の復旧や復興事業に注力している現状において、本市単独で建設・整備していくのは大変厳しいものがあると言わざるを得ません。

たしかに、多目的運動広場は、本市にとって長年の悲願でございますので、教育長の答弁 と重なりますが、市内に建設することにこだわらず、広域的な利用を目的とした建設ができ ないかなども視野に入れながら調査・研究し、建設の機会を粘り強くうかがってまいりたい と存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 今、答弁をいただきましたように、人吉市だけではなく、人吉球磨ということが、この地域の特性を生かした多目的運動公園を造っていただければなと思います。そこで、市長は多分御存じないかもしれませんが、私はこの中の執行部の方は覚えておられる方は絶対いると思うんです。それは何かと言ったら、当時、多目的運動広場の完成予想図という設計図がありました、私も持っております。それを検討されたということはあるはずなんです、これは重要な公文書扱いと一緒ですよ、これを探していただいて、市長に、当時はこういう目的で、こういう規模でということを提示していただければ、市長は、よし、明日からしようと思われるかもしれませんので、ぜひ、そのあたりは期待をして、お探しをして市長にお見せいただければということをお願いしておきます。

次に、令和2年7月豪雨災害から、調査方法、今後の問題について質問をしてまいります。令和2年7月豪雨災害から2年がたちましたが、地域と自治体が今後の復興に向けて何度となく意見交換会を開催しておられます。その中でも、なかなか結論には至らない状況のように、参加をさせていただき感じております。話合いに当たって、まず基本方針が曖昧のように思えてなりません。これまでも質問をされておりますが、青井地区や紺屋町地区においては、熊本県が主体となって計画が進められているようですが、意見交換会に参加させていただいたとき、まだまだこれからのことで、これから何年かかるのか見通しが立たない状況ではないかと感じました。この地区については、しっかりと復興計画を進めていただきたいと思います。

令和2年7月豪雨災害から2年が過ぎましたので、災害からの復旧・復興は人吉市にとって早急に解決しなければならない重要なことだと思います。このことは重々承知していますので、同時に、忘れてしまわないように、被災に遭われた方々について、当時の被災状況について、各地域において調査をされたことについてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、初めに、被災に遭われた方々に対し、どのような調査をされてきたのかお尋ねをい たします。

〇健康福祉部長(渕上麻美君) おはようございます。お答えをさせていただきます。

本市では、発災直後、カルチャーパレスにおきまして罹災証明書の交付申請をされた方々に、現在の住まいの状況や応急仮設住宅への入居希望の有無などを聞き取りにより調査しております。その後、半壊以上の判定を受けられた方々のうち、確認がとれていない方に対しまして、令和2年10月には、当面の住まいの意向の確認と住まいの応急修理や賃貸型応急住宅の入居を希望される方を把握するために、令和3年2月には、住まいに関する困りごとや

被災者の住まい再建の意向を把握するために、それぞれ郵送にてアンケート調査を行っております。

また、令和3年8月に、罹災判定を受けられた世帯及び今後の復興事業等に関連する地権者に対しまして、災害公営住宅への入居希望を含めた住まいの再建状況や今後のまちづくりに関する御意見を把握するため、郵送にてアンケート調査を行っております。さらには、人吉市地域支え合いセンター発足後には、被災後、在宅で生活を続けていらっしゃる方を含め、被災された方々に対しまして、住まいや生活に関する困りごとに関する聞き取り調査を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(西 信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- **O14番(福屋法晴君)** これまで、発災後、いろんな調査をしていただいて、まちづくりに関する御意見等を把握するために、郵送から現地からしていただいたことには感謝をいたします。

そこで、調査における点検事項について、2年たった今だからこそ、現在、感じておられることはないかについてお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

発災直後から、熊本県や熊本市をはじめ、過去に災害対応を経験されたほかの自治体の職員からの助言により、各フェーズにおいて、迅速かつ適切な調査を実施することで、その後の被災者支援の各施策につなげることができたと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 次に、復興計画が進む中、同時に、豪雨災害における浸水被害に遭ったことで、検証が必要ではないかと考えております。浸水被害に遭っていなければ検証も必要としません。人吉市は、浸水被害を経験したことで、今後のためにも、記憶が確かな今、後世に伝えるためにもしっかりと検証を行うことが重要と考えますが、このことについてお尋ねをいたします。
- ○総務部長(永田勝巳君) 皆様、おはようございます。お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害につきましては、本市で発生しました災害の中でも最大級の水害でありましたことから、その記録を後世に残すことも、今次水害を経験した私たちの責務であるものと認識をしております。つきましては、発災以降、本市職員をはじめ、国・県、他自治体職員、自衛隊や警察・消防などの多くの関係機関から御支援をいただき対応しました被災者救助や応急復旧状況、さらには市民の皆様や被災された方々の現場の活動や被災状況などを、現在作成を進めております豪雨記録誌の中で整理をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- ○14番(福屋法晴君) 永田総務部長の答弁を伺って、人吉市がいかにこういうことを大切に伝えなければいけないのか、後世に対してその責任があるという、150%も200%も考えるような答弁をいただいたと私は思います。多くの方々が、発災後、人吉市のために動いていただいておるということ、また、こういう甚大な豪雨災害は日本全国どこでも起こっておりますが、人吉市が経験した中でこういうことを伝えるべきだという独自の記録を残していただければなということを、ぜひお願いしておきたいと思います。

当時、水害による住宅被害調査及び判定基準に沿って調査をされておられるようですが、 どのような調査をされたのかお尋ねいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) 皆様、おはようございます。お答えいたします。

被害家屋の調査についての御質問でございますが、内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、2階建て以下の木造住宅におきましては、屋外における外壁面の浸水深の計測により調査を行ったところでございます。

また、アパート等の共同住宅や一部店舗等で使用されている共用住宅、鉄骨造などの非木造住宅などの2階建て以下の木造住宅以外の家屋につきましては、浸水深による調査ではなく、詳細調査といわれる内部調査により、基礎・床・壁・天井・屋根といった部分別の調査を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 調査の方法には、外観による判定を行い、その後、浸水深さによる判定がされているようですが、浸水深さ判定については、どのような判定をされたのか。また、専門の調査員の方がされたのか。調査の方法については何かマニュアルがあり、マニュアルに基づき被害状況に関して判定を行ったのか。確認のため、判定の方法についてお尋ねいたします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

浸水深の判定につきましては、内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 に基づき、床上1.8メートル以上で全壊、床上1メートル以上で大規模半壊、床上浸水で半 壊と認定したところでございます。

この計測方法でございますけれども、地面からではなく、床の上からの計測でございます。また、調査及び判定の方法でございますけれども、まずは調査に当たりまして、今回の災害で派遣いただきました熊本市からの災害支援チームの協力を得ながら、発災2日後の7月6日から内部協議を行い、先ほども申し上げました内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」をもとに被害調査計画書を作成したところでございます。その計画書に基づきまして、熊本地震や平成24年白川水害の経験のある支援チームと共に班編制を行い、調

査・判定を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(西 信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 判定については分かりましたが、また後ほど、このことについては質問したいと思います。当初は全壊・半壊とされていたと思いますが、途中で全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊と、判定の基準が少し変わったのかなと思いますが、地区においては全壊判定を受けられた方もいれば、大規模半壊判定を半壊と認定をされた方もおられるとのことですが、判定基準がどうなのかなということについてお尋ねしておきます。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

被害家屋の判定基準でございますが、令和2年7月豪雨発生時点におきましては、被害認定基準は全壊・大規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊の5段階に分かれていたところでございます。

しかしながら、令和2年12月に、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律及び内閣府 指針が公布・施行されましたことから、5段階の中の半壊と大規模半壊の間に中規模半壊が 加わり、令和2年7月豪雨にも遡及しての適用となったところでございます。

なお、地区によっては判定が異なっているとのことでございましたが、基礎高や土地の勾配等により、同じ地区であったとしても判定結果に違いが出ることもあったところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- 〇14番(福屋法晴君) 関連ですが、なぜ、このような判定事案が起こったのかお尋ねしたのは、早く元の場所での生活がしたいとの思いで改修工事に着手された方々もおられるんですね。そのとき、判定に対して異議申立て、不服申立てができるとのことで役所において説明をされたそうです。ところが、「もう決まったことだから」と言われたとのことでした。異議申立て・不服申立てをされた市民の方々に対し、現地に出向き現地立会いをされ、話を聞いておられるのかお尋ねします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

判定結果に不服等があった方々に対し、現地に出向き現地立会いの上で話を聞いておられるのかということでございますが、判定結果に不服等があり再調査を申し込まれた方々に対しましては、相手方立会いの上、現地で説明を行いながら再調査を実施してきたところでございます。再調査の実績につきましては、118件でございます。

なお、認定基準のうち、中規模半壊につきましては、令和2年12月の内閣府通知の暫定措置により写真での判定が可能でありましたことから、現地での立会いは行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- ○14番(福屋法晴君) このようなことをなぜ聞いたかといいますと、ある地域にお住まいされておられる方から、被災者住宅の判定について調査方法について相談をいただきましたが、御本人は立会いもなかったとのことで、浸水被害の後、家族で計測をしたら1メートル90センチの高さまで浸水をしたとの説明でした。内閣府の指針では床上1.8メートル以上の浸水で全壊とされるということですが、なぜ大規模半壊なのか、今でも納得がいかないとのことでした。また、立会いもされておりませんので、納得されないのは当たり前と思います。何回も、その後、市に相談をされましたが、市のほうでは、大変忙しくて取り合ってもらえなかったということを申され、残念に思っておられました。その後、いろいろな方々との話の中で不服申立てのことについてもよく知らなかったとのことでした。そのほかにも、現地に行き話をお聞きしてきましたが、天井まで水に浸かり、民間住宅に避難し、自宅を一日も早く住めるようにしたいとの思いで、発災直後、改修工事を行われたとのことで、浸水被害に遭われた方々にとってはふだんの精神状態ではなかったのではないかなと私は考えます。頭の中は、一日も早く元の生活に戻りたいとの気持ちで、正しい判断ができる状況ではなかったとのことでした。このような方々の意見はお聞きでしょうか、お尋ねしておきます。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

様々な御意見について聞いているのかということでございますけれども、本市の窓口におきましては、できる限り丁寧な説明を行いながら対応を図ってまいったところでございますが、議員がおっしゃいましたように、被災された方々の中でそのように受け止められた方がいらっしゃったとされましたら、大変心苦しく思うところでございます。

先ほど申し上げましたように、判定結果に不服等があった場合には、相手方立会いの上、 現地で説明を行いながら再調査を行い、場合によりましては計4回、被災調査を行い、最終 判定に至ったケースもございましたけれども、応急修理や仮設住宅の入居などのために罹災 証明書の発行を急がれる方におきましては、疑念を持たれたとしても再調査を申し込まれな いケースなどもあったのではないかと思うところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。
- ○14番(福屋法晴君) 現地にて、私も相談を受けてから調査をしてまいりました。そこで、 洋室においては1.8メートルまで来ていても、和室においては1.7メートルということになる んですよね。これは構造上で分かると思いますよ。土台から根太があって畳があるのと、土 台から直接床をつくって二重張りにするということでは高さが違うんですよね。そういうと ころも考えたら、日本建築の建築物は土台から建築がされているので、建築物とみなさなけ ればいけないと私は思うんですよね。それをいうなら、まだ基礎もこの下ですよね。人間も

基礎が大切ですけど、何事をするにも土台があって初めて成り立っていくということで、私は日本家屋は、これこそ地表から上は全部建築物だと考えております。当時、理不尽なこととも思えるようなことが起きていたとしたらどうでしょうか。災害後、全ての人吉市民が正しい判断をすることができたのか。担当者も初めての経験であり、被災者も初めての経験であります。どちらが悪いと言い切りませんので、やはり記憶があるうちに、もう過去には戻ることはできませんので、過去は過去として、今後のためにも早急に問題点などの洗い出しを行う必要があると私は思います。

災害を経験したことで、今後のために、これまでに何を調査し、今後どのように生かしていけるのか検証されておられると思います。検証されてなければ取り組んでいただきたいと思いますが、ここでお尋ねいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

今後のためにも何を調査し、今後どのように生かしていくのかの検証を、とのことでございますが、令和2年7月豪雨は、これまで経験したことのない未曽有の災害でございましたことから、発災当初は限られた人数や時間の中での対応を行う必要があり、市民の皆様への対応等におきましての課題も多々あったかと思われます。そうしたことも踏まえまして、今後の糧として検証も必要であると考えているところでございます。

検証内容につきましては、まずは災害に関連するデータの整理をはじめとして、災害時の 初動体制や窓口対応など発災からの課題に対し、あらゆる角度からの見直しや確認・検証を 行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) この検証については、先ほど丸本市民部長から説明があったときに、計4回の再調査を行い、最終判定に至ったケースがあるという説明をいただきました。ということは、5回、6回もあるかもしれません。現実に、今、そういう人たちがおられるということをちょっと頭の隅でも置いていただければと思います。

ある方が、半壊と言われ、天井まで水が来ているのにどうしてですかと聞いても、これは 決まりですからと言われたそうです。相談をされた方にお話を伺いに行きましたら、役所の 方々はとても忙しそうで、見ていると気の毒で考えを諦めたとも言われました。市民は割と そういうことはあるかなということもあります。また、あと数分、その方は逃げ遅れていた ら、今、多分死んでこの世にはいないだろうという話もされておられ、その方の判断として、 今現在、命があったから良しと考える。だから、市に対してのいろんな問題点はありません ということを言っていただいて、大変私も助かったと思いました。

そこで、被災者のためにつくられた応急仮設住宅についても、なかなか復興ができないため、1年間の延長がされたと思いますので、たらればの話をするつもりはありませんが、災

害に遭われた直後は再建を考えておられたようです。ところが、現在、災害仮設住宅において生活をされておりますが、再建も、財政的にも今後考えられないとのことで、公費解体も終わり、これまで住んでおられた住宅は改修工事の途中で、窓もなく、台風が来れば周りの方々に迷惑をかけるのではないかと心配をされておられました。話の最後には、解体すれば固定資産税が将来高くなり、また自費解体することもできず、売却するにも解体処分のための工事代が加算され、取り合ってもらえないとのことでした。このような条件の物件に対して、どのような対策があるのか。今後、公費解体で処分できるように、再度実施することはできないかお尋ねいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

まず、公費解体の実績等につきましてでございますが、受付期間が令和2年9月14日から令和3年3月31日までの約6か月半でございました。また、解体件数は900件で、令和4年3月31日までに全ての解体が終了いたしております。

なお、申請の受付につきましては、令和2年9月14日から10月23日までは受付をカルチャーパレスホワイエで行い、環境課職員に加え、応援の職員も合わせ、最大で5ブース設置し、 解体に係る様々な相談や必要書類についての説明など、受付だけではなく相談窓口としても 対応をさせていただきました。

さらに、受付期間につきましては、延長の御要望がありましたことから、当初の終了予定の令和3年1月29日から約2か月延長し、令和3年3月31日までの対応とさせていただいたところでございます。

この公費解体をはじめとした災害廃棄物処理事業には多額の費用が必要となり、国からの 御支援がなければ運営が困難な状況でございます。そのため、補助事業期間の期限である令 和4年3月末までに事業を完了する必要がございましたことから、解体完了までの時間を考 慮し、限られた時間の中で、被災者に寄り添い、可能な限りの期間の延長の対応をさせてい ただいたところでございます。本市といたしましても、被災者に少しでも寄り添えるよう精 いっぱいの対応をさせていただいてはおりましたが、そのままの状態で残されている被災家 屋があることは認識をいたしております。

しかしながら、残された被災家屋の今後の解体につきましては、多額の費用が必要となりますことから、公費での解体の実施は難しいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。 (「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 14番。福屋法晴議員。

O14番(福屋法晴君) 最初の6か月から残されているということで、また2か月延長していただいたことは感謝しますが、こういうことはやはり1年くらいの期間を設けないと、精神状態が異常なときに6か月で判断することは私はできないと思います。被災されて、どこの家に住もうか、どうしたらいいのか、財政的なものはどうするのかとか、あらゆることがい

っぺんに頭の中に集中してくるわけですね。例えば着るものから、財産的な通帳から何からなくされたら、いろんな自分に関わることをしていかなければいけないときに、家のことについてあれもしろ、これもしろといってもできないと思います。その中でも、解体する前には中のものを出しなさいとか言われたら、ボランティアの方が手伝っていただけるところはいいですけど、ボランティアが来られなかったところもあるわけですよね。そういうところについては、自分で出して持っていかないといけない。ということは、その人の考える時間をそこで拘束しているということなんですよね。そういうことを考えたら、少しでも期間をもう少し延ばしていただけなかったかなと。2年たって初めて災害公営住宅の建設を行うように、今、議会のほうにも提案されていますが、2年たって初めてですよ。できあがるのは6年ですよ、早くて2年後ですよ。それも分かりません。円安のために、材料単価が、今高騰しております。入ってこないかもしれません。そういう問題がいっぱいあるので、やはり、こういうことは人吉市の災害事例というところにもちょっと検討していただきたいと申し上げておきたいと思います。

そこで、最後に、松岡市長にお聞きしたいと思いますが、9月定例会冒頭において、令和2年7月4日から2年がたち、市内全域に対し追悼サイレンを吹鳴し黙禱を行い、犠牲者に対し御冥福をお祈りされたとのことでしたが、蒲島県知事が、誰一人取り残さないというような強い思いで復興に取り組む決意を述べられております。松岡市長は、皆様が安心して暮らせるまちづくりに傾注することを誓うとの発言もされております。また、発災前から、住みよい、市民に愛されるまちをつくることが、今後のまちづくりの最大の目標であり、今後鋭意取り組んでまいりますとの発言もされておられます。

先ほども申し上げましたが、諦めた方もおられるのですから、二度と災害が起こらないことが一番いいことなんですが、何度も言いますが、あのときは人吉市民全員が何をしていいのか正しい判断ができない状態だった、状況だったと考えます。このことを検証していただき、意見を求めることはできないのか。また、救済措置は考えられないのか。数多くの要望、全てに対し対応していただくことは可能ではないと思いますが、発災前よりも住みよいまちづくりに傾注すると約束された発言でしたので、松岡市長の決断でこれはどうにでもなるんじゃないかなということを私はいつも申し上げておりますが、問題解決をぜひお願いをしたいということで松岡市長にお尋ねしておきます。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

今、議員から御質問いただきましたことに対しまして、部長から様々に発災直後からの本 市の取組を説明をさせていただいたところです。我々も被災者の方々に寄り添って、本当に できる限りの支援をやりたいという思いで精いっぱいやってきたところです。本市でできる こと、国・県に支援をいただきながらできること、精いっぱいやってきたところですが、ど うしても、線引きだったり、期限の問題だったり、できる限り我々も広く、そして時間を取 ってやってきたところですが、それでも満足に至らなかった部分もあるかというふうには思います。

本当に大変そういった方々に十分に満足をされないかというふうに思いますが、精いっぱいやってきたところでございまして、今後も、復旧から復興に向けて取組を進める中、精いっぱい、市役所一丸となって取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 14番。福屋法晴議員。
- O14番(福屋法晴君) 質問の中でいろいろ言ってまいりましたが、全壊、大規模半壊でもなく中規模半壊、床上50センチから浸水したら同じではないかなと私は考えます。床上50センチ以上浸水したら、家具や家電など全て駄目になると思います。全壊も大規模半壊も中規模半壊においても、改修工事は同等の改修工事が必要であると、私は建築関係者として思います。

また、調査においても、先ほども言いましたが、床上の概念も和室と洋室では違うんだということも頭の中に置いていただければ違うのかな。1.7メートルと1.8メートルではまるっきり違いますよね、補助から、基礎から、全部違いますよね。そのあたりも、やはりもうちょっと考えていただきたいなと思います。土台上からであれば全壊となると考えられるときは、改修工事は全て行わなければいけないということの検討を、ぜひお願いをしておきたいと思います。このことも市長にて、この問題の解決に対していろんな点から検証をしていただきたいなと思います。

また、このことについては経済建設委員会の中でも協議させていただきたいなと思っております。今後のためにも、内閣府指針に人吉市独自の判定基準を加算していただき、人吉市職員に対して、決まったものではなくてファジー的なもの、これはそうじゃないかなというような、そういうことが人吉市において検討されてもいいんじゃないかなと私は思っております。また、いろいろと言ってきましたが、人吉市民をはじめ、人吉市職員に対しては非常に感謝しております。私も建設業者ですので、夜中まで仕事して、明くる日、違う現場に行くということもあります。市の職員の方は、同じことであっても残業して、明くる日、また同じような仕事をして大変だと思います。これは、した者でないと分からないと思いますので、前回も言いましたが、ぜひ、体あっての職員であります。体を壊しての職員では人吉市は成り立ちません。人吉市の市民の安心・安全を守るためには、まず職員の方が健康で丈夫でないと、この復興計画も完成しないと考えておりますので、ぜひ、体調には十分注意していただきますよう、最後にお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時36分 開議

〇議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

1番。松村太議員。

○1番(松村 太君)(登壇) こんにちは。1番議員の松村太です。

今回の一般質問は3項目です。令和2年7月豪雨以降の水害からの防災減災対応について、 これからのまちづくりについて、高齢化に対応するまちづくりについての3項目です。

では、これから、通告書に従いまして質問いたします。

先般発表されました球磨川水系河川整備計画は、おおむね30年の期間を費やすとなっています。そのため、整備段階ごと、経過年数ごとのリスクの情報公開など、住民との危険度の認識の共有が必要だと思います。避難を判断するための情報や情報伝達の実効性を上げること、日頃の水害リスクの周知と生活圏のリスクの広報・認知向上施策を行い、住民自らの早めの避難開始と安心・安全な避難行動で被害を最小化することを目指さなくてはいけないと考えます。

ここ数年は、豪雨による大きな被害が全国でも頻発しています。これからも災害時の避難に備える必要があるので、最近よく見るようになった道路冠水について、令和2年7月豪雨の影響が残っているものなのか、現在の異常気象によるものなのか、市内の降雨による道路の冠水に関わる現況と、その要因を把握しているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

大雨時に道路冠水が生じやすい箇所については、道路利用者、お住まいの皆様から、その 都度、御連絡があっており、把握をしているところでございます。

道路の冠水については、側溝の土砂堆積が原因なのか、近年多発している大雨が原因なのかということでございますが、令和2年7月豪雨災害に際し、浸水し土砂が流入した側溝につきましては、国土交通省による側溝清掃により土砂の撤去を行いましたので、側溝内の堆積土砂については、おおむね撤去できているという認識でございます。

したがいまして、道路冠水の原因につきましては、近年多発しております、いわゆるゲリラ豪雨により流下能力を超える降雨量により生じたものと考えております。

しかしながら、道路によっては、側溝整備がなされておらず、必要な側溝断面を有していない路線がございますので、そのような路線については、引き続き、道路整備と合わせた側溝の整備が必要であると考えているところでございます。

しかしながら、路線ごとの冠水の要因・原因、全てについては把握ができていないため、 今後、大雨時に道路冠水等が生じました場合は、情報として蓄積してまいりたいと考えてお ります。 以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 先日、徳川議員も質問されていますように、降雨による道路冠水など、目に見える異常事態は、市民も大きな関心と不安をお持ちだと思います。道路河川課はもちろん、下水道課でも、側溝や内排水等については点検され、適正な整備を日常進められていると伺っております。それでもなお、道路冠水が見られるのは、降った雨を地面に浸透させる、まちの保水力の構造の変化も要因の1つではないかと考えます。

現在、市内で、大雨時に冠水する箇所がどれぐらいあるのか。また、その冠水箇所の情報を地図に落とし込むなど、可視化した市内全域の状況を把握する資料などは作成されているのか、また、その情報を関係部署で共有されているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

大雨時に冠水しやすい箇所が数か所あることは把握しており、バリケード等の設置を行っている道路河川課、水防・防災担当部署、災害支部の間では、ある程度の共通認識は持っているところでございます。

しかしながら、現在のところ、全ての情報を地図情報などで可視化した資料にはできていないという状況です。なお、道路冠水が常習的に発生しております御溝川沿いの情報と大雨時の重点的なパトロールが必要な路線等の資料につきましては、道路河川課において作成し、その資料に基づきパトロール等を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 令和2年7月豪雨以降、指定避難所等への早めの避難行動が、より重要になってきていると思います。降雨の状況により、避難時に既に道路が冠水していた場合、安全な避難は難しいと考えます。そのため、避難時に大雨による道路冠水が予想される場所など、通行に支障が出そうな危険箇所が事前に確認できる地図など、住民との情報共有ツールとして必要だと考えます。

危険箇所などについて、地元町内会や学校などと共有できているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

議員御質問の中でもありましたように、道路が冠水してしまいますと避難行動に影響が生じますので、大雨時の道路冠水は重要課題の1つであると認識をしております。全ての道路の冠水対策ができている状況ではございませんが、瓦屋町の御溝沿いは頻繁に道路冠水が発生しております。この御溝川につきましては、河川管理者でもあります熊本県において、現在、二次放水路の整備が進められており、完成後は、沿川にお住まいの皆様の安全・安心な暮らしにつながるものと考えております。

この二次放水路の整備事業については、熊本県の担当者と共に地元町内会への説明会にも

参加し、地元の御意見・御要望の把握に努めております。

また、冠水マップにつきましては、降雨の状況によって、常に冠水が生じる場所と、そうでない箇所とございますので、その作成については、時間をいただき検討させていただければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 確かに、短時間に局地的に降る場合と、強弱を繰り返しながら断続的に降り続く場合では冠水の状況に大きな違いがあり、画一的な地図情報としてそれを資料としてお示しするのは難しいと想像できます。

ただ、主要な冠水する危険箇所、御溝川では地図などで情報を整理されて対応できている ということを確認できましたので、ぜひ、そういったことを拡大していっていただければな と思います。また、現在把握しているその他の冠水道路について、排水力の不足などあれば、 側溝などの改修の計画はあるのか、今後の対応についてお尋ねいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) では、お答えいたします。

市が側溝整備を行いました路線につきましては、側溝の流下能力が確保できているものと 考えておりますが、市内には側溝の整備がなされていない路線がまだまだ残されております。 そのような路線沿線にお住まいの皆様から、道路の整備、側溝整備の要望・御意見は数多く 寄せられており、その要望に応えられておらず、誠に申し訳なく感じているところでござい ます。

現在のところ、議員からお尋ねがございました、側溝の整備・改修計画は作成できておりませんが、今後も、緊急性の高い路線から道路整備・側溝整備を行っていく必要がございますので、計画策定の重要性を再認識し、検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 市内の冠水・内水排水への対応については、市民の皆さんも関心を持たれています。市が把握・確認されている状況を市民の皆様にお示しし、情報共有することは、不安の払拭につながると思います。計画の策定、マップの作成による情報の可視化は、市民の安心につながると思います。

また、ゲリラ豪雨時の通行中の道路脇の電柱やガードレールに、道路面からの高さを「何センチ」と色分けして表示するなどをし、市民がその場で危険度の判定ができるようにする情報提供について、前回の議会で提案しております。海沿いの自治体では、アンダーパスなどにおいて、冠水対策として壁面に視覚誘導のための水深表記があるところがございます。こうした形での対応について、市のお考えをお尋ねいたします。

○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

大雨の際に道路が冠水する箇所等の可視化したマップの作成が必要ではないかという点に つきましては、本年5月に、球磨川やその他の支川に係る最大浸水想定区域を掲載しました 総合防災マップを配布いたしましたけれども、道路が冠水する場所につきましては掲載がで きていないところでございます。

市では、現在、地域におきまして有事の際の迅速な避難誘導などにつきまして、地域住民が主体的となって活動する自主防災組織の強化に取り組んでおります。その活動の1つとしまして、その地域で把握されている危険箇所情報を地図上で可視化し、地域住民で情報を共有し、被害等を未然に防ぐ取組がございます。もし、この取組が進みますならば、市で把握しております細かい防災情報も反映し、地域住民と行政が連携した、その地域の総合防災マップを作成することができ、地域の防災力にも有効に活用できるものと考えているところでございます。

ただし、地域住民の御理解と合意による作業でございますので、かなり時間を要するものと推測するところでもございます。

議員から御紹介いただきました避難情報提供につきましては、電柱やガードレールへの道路冠水情報の表示など、安全な避難行動を取ることができるよう視覚的な誘導も含めて、それぞれ所管する部署におきまして検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 近年の水害のテレビ報道を見ますと、深い水深の冠水道路を車が非常に沈んで止まってしまっている映像が度々流れてきます。平時に自分が通っている道路が冠水時にどれぐらい水に埋まってしまうのか、感覚的になかなか分かりづらいところもございますので、ぜひ検討を重ねていただきますようにお願いしたいと思います。

流域治水が完成するまでは、その都度、危険度に変化が出ると思います。想定外の被害の中で、迅速に防災・減災できますように、市民の皆さんが誰でも簡単に危険度を認識でき、スムーズな避難行動ができますように、改めてお願いいたします。

西校区では、大雨時、御溝川に沿って、よく冠水いたします。その都度、担当課の方に通行規制の看板を持って駆けつけていただいております。近年では、こうした突発的な冠水箇所も増え、担当課の守備範囲も広がっているのではないでしょうか。

大雨時、常態的に冠水する場所では、通行規制看板の設置・撤去など迅速な対応のために も、その地元で御協力いただけないものでしょうか。もちろん、冠水に係る情報の共有をし っかり行い、活動の連携を図ることで、想定外の災害へも迅速に対応できることになるので はないでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

私たちも、一昨年の未曽有の災害の際に、発災直後の被災者救助から応急復旧など、次々

と顕在化する課題への対応につきまして、職員のマンパワーが通常時と比較できないほど不 足していることを、身をもって経験したところでございます。

ただいま議員から御提案をいただいたことは、災害あるいはその危険があるときに、地域 住民と行政が一緒になって対策を講じるという、ある意味、理想的な協働である一方、非常 にハードルが高い協力体制づくりであると感じたところでございます。

地域の防災力の向上につきましては、先ほどの答弁と関連しますけれども、まずは、地域 住民の方々が身近な範囲で防災意識を高め合うことが何より優先するのではないかと思って おりまして、市としましても、自主防災組織の機能充実について、住民の方々と一緒に取り 組んでまいりたいと考えているところでございます。

その中で、住民の方々の自発的な防災対策などが生まれ、そのことにしっかり行政がコミット、下支えを行っていくとしましたならば、議員がおっしゃいました、地域住民主体の防災・減災協力体制づくりにも近づいていくのではと感じているところでございます。

市としましても、各町内会におきまして防災・減災に向けた活動が展開できるよう、自主 防災組織の体制づくりを支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 確かに、最近の想像を超える水害の状況等を見ておりますと、災害時のそういった防災・減災活動というものには、非常に高いリスクが付いてくるということで、課題も多いかと思います。

しかし、今、御答弁にもおっしゃっていただきましたように、理想型の形として、地域住民の方が高い防災意識を共有され、各々がそれぞれの災害に対してどのような対応を取っていただくかということの意識向上のきっかけにもなっていくと思いますので、ぜひ、これからの予想される災害リスクについて、市民の皆様と広く共通の認識を持つことをお願いしたいと思います。

これで、1つ目の質問項目を終わります。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

〇議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

1番。松村太議員。

〇1番(松村 太君) お昼から仕切り直しまして、お付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

次の質問項目であります、これからのまちづくりについてお尋ねしていきます。

SDGsでは、開発目標に「住み続けられるまちづくり」が11番目にあり、安全で災害に強いまちをつくる、災害があっても、早く回復できる持続可能なまちづくりをするとうたわれております。こうした視点で見ても、これまで、過去の水害から人吉市民の皆さんが自らの力で何度も立ち上がってこられたお話を聞くたびに、その強い人吉市への郷土愛に感服するところであります。

しかし、従来の枠組み、考え方では、もはや太刀打ちできない環境の変化による災害が予測され、日本でも阪神・淡路大震災、東日本大震災、西日本豪雨、二度にわたる九州北部豪雨と熊本地震など、近代まれに見る大災害を経験してきました。もう起きてほしくはないですが、今できる、次の災害に向けた防災・減災対策、被災後の速やかな復旧・復興を可能にする強靱で打たれ強い新しいまちづくり、次の世代、後世に安心して引き継げる新しいまちづくりが、今、必要とされています。

それを踏まえて、改めて今般のまちづくりにおいて、一般的な街路整備の道路拡幅事業に とどめず、土地区画整理事業を行う意義、その手法の違いについてお尋ねいたします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき、公共施設の整備・改善、宅地の利用増進 及び良好な住環境の整備を図るため、道路や公園等の公共施設の整備や土地の区画形質の変 更を実施する事業です。

この事業で、土地の区画形質の変更という手法のことを換地、道路等の公共施設の整備に 必要な土地を所有者から提供いただくことを減歩といいます。狭い道路や複雑に入り組んだ 町並みなど、古くから続く市街地にある安全面や生活環境面での課題を、道路の拡幅・新設 や公園の新設、さらには不整形な宅地を整え、道路に面するように配置するなど、街区を一 体的に整備することで安全で快適な住みやすい新たな市街地をつくることができます。

次に、一般的な道路事業と土地区画整理事業の手法の違いについてお答えいたします。一般的に、道路を整備する際には、用地買収で必要な土地を確保させていただきます。現地測量及び設計により整備する土地の面積等を確定し、事業に必要な部分のみを買収させていただきます。このため、整備する道路沿線の権利者の方は、事業に協力いただく面積が小さければ事業範囲外の残地に再建できますが、協力いただく面積が大きければ別の場所での再建となってしまい、道路整備の恩恵を受けることができなくなるという不公平も生じます。

一方、土地区画整理事業では、道路整備に必要な土地は、減歩により地区内の権利者の 方々から提供いただくことで確保いたします。それから、換地により整備に影響がある範囲 からずらして整形し、再配置いたします。

このように、事業地区内の権利者の方々に協力いただくことで、道路沿線の権利者の方も、 施工前付近に、形が整った利用しやすい土地での再建が可能となり、以前のコミュニティー の維持も可能となります。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- **〇1番(松村 太君)** 道路の拡幅整備は、沿線の住民の方だけが、その宅地を提供したりすることによって、それから先の生活への不確かな部分が大きい負担としてかかってくるという御説明だったと思います。

昨日、人吉市の復興には思いやりと地域力、コミュニティーの力が重要だと市長は言われました。土地区画整理事業が単なる道路整備ではなく、地域の方が、また元の住み慣れた地元で、新しくなったまちになっても暮らしを継続でき、コミュニティーの力もそのまま残るまちづくりの手法だということが理解できました。

そして、もう1つ、市長が大事なものとして、不安の払拭も肝だと言われました。かかる 歳月に不安を抱かれる方も少なくない中、まちづくりを、責任自治体である人吉市単独では なく、県施行による事業と一体的にする効果についてお尋ねいたします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) お答えいたします。

まず、初めに、熊本県と青井被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する協定の締結に至った経緯を御説明させていただきます。

本市では、災害からの未来型復興に向けたまちづくりを進めるため、令和3年7月に、青井地区と中心市街地地区について、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を設定し、青井地区の一部については土地区画整理事業により都市基盤の整備を実施することといたしました。同特措法では、市町村の責務として、被災市街地復興推進地域内においては市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、できる限り速やかに事業を施行するものと定められているところですが、本市においては土地区画整理事業に関する技術的蓄積がないこと、他の復旧・復興事業等も同時に進めていく必要があり、人材確保や将来的な財政負担の面で市施行による事業実施が困難な状況にありました。

このため、青井地区につきましては、本年2月、市長と市議会議長の連名により、熊本県及び県議会に対しまして土地区画整理事業の県による施行と国道445号の未改良区間の改良整備等について要望を行いました。その後、同特措法に基づく県・市協議の結果、令和4年3月27日に、県が事業主体となる施行協定を締結したところでございます。熊本県が事業主体となることによりまして、本市の人的及び財政的な負担が大幅に軽減されることはもとより、熊本地震からの復興事業として益城町で土地区画整理事業に取り組まれたノウハウの活用や、改良が必要な国道445号の管理者として、円滑な調整等により本事業の速やかな進捗が期待されるところでございます。

また、県では、本年4月からは本事業を所管するまちづくり工務課、まちづくり用地課が 球磨地域振興局内に新設されており、事業認可に向けた検討や用地先行取得等に取り組んで おられます。

市としましても、にぎわい創出等につながる復興まちづくり推進協議会の運営や用地交渉など、県・市一体となって取組を進め、被災者の一日も早い生活再建に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 広域に及ぶ未曽有の今次災害からの復興を、多面的に同時進行で行うことは、人吉市単独で行える災害の規模ではないと思います。市民の皆さんの1日でも早くと願われる復興への思いに応え、スピード感を持ち、そうでありながら丁寧に過不足なく対応するために、県施行による事業遂行は、人吉市の不足を補って余りある復興支援だと思います。

同時に2つの地域でまちづくりが行えることは、復興の道のりを短くできる大きな要因になり得ます。時間に追われれば丁寧さがおろそかになり、丁寧が過ぎれば、おのずと時間の経過も遅くなり、いずれも市民の望むところではありません。この県施行とのタッグが力強く市民の皆さんの不安を払拭し、安心・安全なまちづくりに寄与していくことを願っています。

そして、もう1つ、市民の声にしっかり答えていただくことも重要だと考えます。新しいまちづくりに対する市民の思いは様々であることは、説明会、座談会などを通じて理解を進めているところだと思います。土地区画整理事業が地元の声をどういう形で反映されていくのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長(復興担当)(若杉久生君) お答えいたします。

道路や公園の公共施設等の配置につきましては、本市の復興まちづくり計画の基本的考え 方である避難路・避難地等の整備による災害に強いまちづくり、地権者等の意向を踏まえた 生活再建と復興の実現、良好な住環境やにぎわい創出等、将来ビジョンの実現をもとに、復 興まちづくり推進協議会の中で検討を行い、公共施設配置の試案を作成したところでござい ます。

青井地区におきましては、この試案をもとに、先般8月26日に住民意見交換会を開催させていただき、住民の皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。この意見交換会での御意見も踏まえ、さらに協議会で議論を重ね、公共施設の素案がまとまりましたら、事業計画案に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

なお、事業計画案がまとまりましたら、事業計画に向けて事業計画案の事業説明会を行い、 そこでも住民の皆様からの御意見を伺いまして事業計画書を作成し、事業認可の手続を行う ことになります。この段階まで進みますと、計画に対して一定の御理解が得られたものと考 えているところでございます。 事業認可後は、現地測量や詳細な設計を進めていくことになりますが、その結果、必要に 応じて変更が生じた場合におきましても、住民の皆様に丁寧な説明を行いつつ事業を進めて まいりたいと考えているところでございます。

また、地元の声の反映という点におきましては、土地区画整理事業は権利者の意向をもとに事業を進めるものでございます。土地区画整理事業は換地によって土地を再配置する事業であるため、今後、権利者に換地計画等の整合性を御審議いただくことを目的に、法で定めます土地区画整理審議会を設置することになります。本審議会は、施行区域内の土地の所有者及び借地権者、事業について学識経験を有する者で構成するものであり、施行区域内の権利者を代表として、換地計画、仮換地指定などに関する事項について意見を述べることができるなど、民主的な進め方を基本としております。

事業計画の決定後につきましても、取組方針の1つでもあります地権者の意向を踏まえた 生活再建と復興の実現に向け、住民の皆様の御意見・御要望に可能な限り寄り添い、連携を 深めながら円滑な事業推進が図れるよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- ○1番(松村 太君) 土地区画整理事業につきまして、タイムテーブルに非常に専門用語が 並びますので、住民の皆様にも分かりにくい部分もあるかと思います。今、皆様に御提供し ているのが公共施設配置等の素案でありまして、素案から事業計画案になり、事業認可をそ れで求めていくという御説明だったかと思います。

そして、事業認可後も、現地測量や詳細な設計を進めながら、住民の皆様の声を丁寧に拾い、説明を行っていただくと、その後、さらに権利者の皆様に、土地区画整理審議会において、その後の詳細な決定事項については御意見を頂戴していくという御説明だったかと思います。

事業の進捗の要所、要所において、権利者の意向をもとに事業を進めていくことが、この 事業のもとになるという御説明でしたので、住民と離れることなく、連携を深めながらこの 事業が進むことを願っております。

先日、益城町の土地区画整理事業中のまちを歩いてまいりました。初めにお会いしたのは、 土地区画整理事業街区から道を挟んで外側にお住まいの方でした。お声かけをいたしまして、 土地区画整理事業の宅地化が完了している町並みを、区画街の外から、道一本隔てた外側から見られてどういった印象をお持ちでしょうかとお尋ねいたしました。そのお答えは、「これだけの造成工事をしてもらえるなら、うちも土地区画整理事業に入れてほしかった」とおっしゃっておりました。「前面道路は6メートル幅になり、それまで電柱の手前で止まって離合していた道が広くなり、幹線道路に出るまでの不安もなくなった」とおっしゃっていました。そして、「通学路でもあるので、子供たちへの不安もなくなってよかった」と言われ ていました。その方に、今度は土地区画整理事業内のお知り合いの方を御紹介いただき、そこでお会いした方は、「今は、仮設で知り合った御近所さんの新しい住まいを訪ねて回るのが日課」と言われていました。仮設から土地区画整理事業内に新築された御自宅で、仮設で育まれたコミュニティーが新しいまちの中でも広がっていることは、うれしい驚きでありました。「今年は行けないけど、来年は民謡大会を見に行きます」と、その方たちに見送っていただきました。その御主人が1つ言われたことは、「説明会ではよく平面図だけで住民説明を行われているけれども、思わぬことがありました」ということでした。造成に係る高低差などの御不安は、先日の人吉市の説明会でも御意見がありました。こういったことへの対応をどうお考えか、お尋ねいたします。

○復興建設部長(復興担当) (若杉久生君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平面図では宅地と道路が全て接しているように見えても、実際は高低差があるため、乗り入れ口を設けないと自動車が宅地に入れませんでしたり、隣の宅地との間にブロックを設置する等の場合がございます。平面図では、宅地の形状や位置は分かりやすいのですが、土地の高低差等を数値や記号などで表現するため、専門的な知識・経験がなければ整備後の宅地を正確にイメージすることは難しいことは認識しております。

住民の皆様が、整備後の宅地等の状況を、より正確にイメージしていただくことは、事業を進める上で非常に重要なことであると認識しております。したがいまして、住民の皆様と整備後の町並みや宅地等の状況を共有できるよう、必要に応じてパース図・模型等の作成や、他自治体での完成写真などをお見せするなど、できる限り分かりやすい説明を心がけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- **〇1番(松村 太君)** 多くのツールを活用して、住民の皆さんのお気持ちや予想と、実際の新しいまちに違いがないようにお願いしておきたいと思います。

民謡大会に来年来たいと言われた方には、そこの区長さんと住民の話合いで取りまとめ役だった方を御紹介いただきまして、また場所を移してお話を聞いてきました。熊本地震から家族で励まし合い、御近所と声をかけ合い、地域でアイデアを出し合っていくそのさまを、まるで昨日のことのようにお話しいただきました。とにかく、その地域で県の担当者でも役場の担当者とでも多くの意見を出し合うこと、会話の回数を重ねることが大切だと言われていました。計画にどうしても納得がいかない、今の場所を動きたくないという方は多くいらっしゃったそうですけれども、多くの方が日常の中で話しかけられ、いろんな意見交換をすることで事業者との話合いが進むようになったというお話も聞いてまいりました。土地区画整理事業を通じて地域の話合いが持てて、みんなの地域の気持ちが聞けてよかったと、その結果、土地区画整理事業が進み、交通の利便性は上がり、明るい、風通しのよい雰囲気の町

並みができていくのを見ると元気が出ますとおっしゃっていました。そして、最後には、にこやかに、その店頭で集められていた球磨川水害復興応援の満タンの募金箱をお預かりして 人吉市に帰ってきました。私がお会いした方は、皆さん、益城町での土地区画整理事業を、「いろいろあったのはもちろんそうだけれど、結果、よかった」と言われていました。

土地区画整理事業がもたらすメリットはどんなことが考えられるのか、実践された益城町 復興から考えられるものは何があるのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長(復興担当)(若杉久生君) お答えいたします。

土地区画整理事業がもたらすメリットとしましては、換地という手法を活用することにより、道路にかかる土地の大小にかかわらず、施行前に近い場所で生活再建できる、道路等の公共施設が機能的に配置され、安全が確保される、沿道に不整形な土地が残らないことなどでございます。

昔から続く市街地の狭い道路や複雑に入り組んだ道路を拡幅し、新たに公園を整備し、不 整形な宅地の形状を整えるなど、街区をきれいに整備することで安全で快適な住みやすい新 たな市街地の形成を図ることができます。

次に、熊本地震のまちづくりから得たものについてお答えいたします。

益城町における復興まちづくりでは、対象となる地域は、古くからまちの中心地として住 宅等が連担し市街地が形成されていた、いわゆる既成市街地でございました。道路沿いは間 口が狭い昔ながらの町並みで、地区内の道路は曲がって狭隘で、行き止まり道路もあり、未 設道地が散在しておりました。また、幹線道路も未改良で、交差点では慢性的に渋滞してお り、歩道なども未整備でありました。このような、震災以前から抱えていた都市機能上の課 題について、昔の町並みやコミュニティーを残しつつ、必要な整備を進めていく手法として、 土地区画整理事業は非常に有効であると存じます。

整備前は歩道がなく、危険で、歩行者をほとんど見かけなかった道路を、事業によって新設された歩道を使って小学生が安心して通学をしている様子を目にいたしましたり、以前のまちの形状を残しつつ、拡幅された道路で自動車がスムーズに行き交い、きちんと整形され造成された宅地に、次々と家屋が再建されていく様子を見ますと、災害からの復興がまちの再生につながっていることを実感することができます。

人吉市においても、益城町と同様、既成市街地における復興まちづくりを進めていくことになります。益城町の事業を通して得た経験等を、人吉市の復興まちづくりに生かしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- **〇1番(松村 太君)** 先ほどの取りまとめ役の方と区長さんに、「地域で皆さんのお気持ちを整理されるのは大変だったのでは」と、お尋ねいたしました。すると、もちろん、みんな

それぞれの考え方があって停滞した時期もあったと。熊本地震後の災害復興応援で知り合った方の御紹介で、中心メンバーが1月17日に神戸に行かれたそうです。復興した神戸のまちを歩きながら、左は火災に遭わずに済んだ昔からの町並み、右側は火災でほとんどが消失したまちの土地区画整理事業をした町並み、みんなで、そこの間を通り過ぎた後に、それぞれが「どちらがいいかな」と誰となく声をかけたときに、みんなが「右側の土地区画整理事業をしたほうがよさそうだ」ということを口々に言われたそうです。それがきっかけで、みんなの心が固まったようだと言われていました。

ぜひ、人吉市の地権者の方にも、益城町の今を見ていただいてはどうでしょうか。人吉市の未来像を実際見た上で御意見を重ねていくほうが、よりリアリティーのある話合いができるのではないでしょうか。若杉部長に、この見学会の御提案について、御意見があればお尋ねしたいと思います。

○復興建設部長(復興担当)(若杉久生君) 貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。

議員の御提案につきましては、今後のまちづくり推進協議会の中で御議論いただいて、住 民の皆様の御意見も参考にさせていただきながら、この実施については検討してまいりたい と思います。ありがとうございます。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。
- **〇1番(松村 太君)** ぜひ、この土地区画整理事業が、住民の皆さんの気持ちを乗せて具現 化していきますことをこれからも応援していきたいと思っております。

では、3つ目の質問を行ってまいります。

令和2年7月豪雨後の避難所から仮設住宅への移動、さらに、これから災害住宅へと、被 災者の皆さんの生活基盤が大きく変わって、地域での新たなコミュニティーづくりが始まり ます。また、全国で、団塊の世代の後期高齢者世代への移行と団塊のジュニア世代の高齢化 で、地域でこれまでどおり生活していっていただくために、改めて地域福祉の構築が必要で はないかと考えます。

そこで、これまでの当市の高齢者施策、その中でも丁寧かつ早期の対応が求められる認知 症への施策についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

認知症への施策についてでございますが、第8期介護保険事業計画の中で認知症施策の推進を掲げ、主に3項目の内容に取り組んでおります。

まず、1つ目は、認知症の早期発見と対応でございます。認知症ではないかと不安を持たれている方や、認知症の方とその御家族の方の相談先といたしまして、人吉市地域包括支援センターに総合相談窓口を設けており、早い段階で対応できるようにしております。また、人吉市地域包括支援センター内に、在宅生活をしている方の中で医療や介護につながってい

ないケースや、御本人の困りごとや御家族、近隣の方などの困りごとが起きたケースを対象に、多職種でアセスメントを行い、適切な医療・介護サービスなどにつなぐことで住みなれた地域での生活が継続できるように、認知症初期の方に積極的に関わっていく認知症初期集中支援チームを設置して対応しております。

このチームは、認知症サポート医と医療・介護・福祉の専門職で構成され、平成29年から 活動を開始しております。令和3年度は、7人の方に対応をいたしました。

2つ目は、認知症を支える人材の育成でございます。認知症のことを正しく理解し、認知症の方やその御家族に対して温かい目で見守る認知症サポーターを養成しております。養成講座はどなたでも受講することができ、令和3年度は、市内の小学校、企業、各種団体からのお申込みによりまして162人の方が受講されております。平成20年10月から、小中学生をはじめ、広い年齢層の方々にその養成を始めておりまして、これまでの受講者の延べ人数は9,636人でございます。

3つ目は、認知症になっても安心して暮らせる地域体制づくりでございます。認知症などで徘徊の心配がある方につきましては、事前の登録により、行方不明の際、捜索の協力体制である人吉市認知症高齢者等見守りネットワークを活用しております。令和3年度末での登録者数は、26人でございます。

その他、認知症予防を含めた健康づくり、介護予防を進めており、住民自らが地域での活動推進に御協力をいただく介護予防サポーター、脳いきいきサポーターの養成講座等を実施しております。

介護予防サポーターは、介護予防の知識を学び、地域で介護予防の普及啓発や地域活動を 推進していく方でございまして、平成24年度の開始から、受講終了者は延べ113人でござい ます。

次に、脳いきいきサポーターは、身近な場所で認知症予防に関する知識を持ち、認知症予防を推進していく方でございます。令和3年度から始めた養成講座で、15人の方が受講を終了されております。

続きまして、認知症カフェでございますが、認知症の人やその御家族、地域住民、認知症 に関心のある人など、誰でも気軽に集い、交流や情報共有ができる憩いの場でございます。 市主催の開設ではございませんが、市内に2か所開設されております。

介護サービス施設主催の認知症カフェは、新型コロナウイルス等の影響により、現在休止中でございますが、ボランティアで運営されております「Dカフェ 青い鳥」は、平成30年のオープン以降、令和2年2月まで、延べ272人の参加がございました。令和2年7月豪雨災害により被災され、休止されておりましたが、令和4年3月から新しい拠点にて再開され、第2水曜日に月1回の開催で、毎回15人程度の御利用があっている状況でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。

○1番(松村 太君) 厚生労働省から、2012年9月に認知症施策推進5か年計画、通称オレンジプランが公表され、ケアパスの作成を地方自治体で行うよううたわれております。それから3年後、今後の認知症施策の方向性について、通称、新オレンジプランが公表され、その中に、認知症サポーターの拡大、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員など、現在、当市が行っている施策の推進が定められています。また、前回一般質問した、認知症の人やその家族の視点の重視という項目も、このとき含まれております。

そして、2019年6月に、認知症施策に関する大綱が発表され、さらに踏み込んで、共生と 予防について言及されています。新オレンジプランで推進された各サポーター拡大の施策を、 大綱の趣旨に沿った共生にどのようにつなげられているのか、お尋ねいたします。

〇健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

認知症施策推進大綱が目指す共生とは、認知症の方が尊厳と希望を持って認知症と共に生きる。また、認知症があってもなくても、同じ社会で共に生きるということでございますが、 その取組として行ってまいりましたのは、認知症サポーター養成講座でございます。

この認知症サポーターでございますが、認知症のことを正しく理解し、認知症やその家族に対して、できる範囲での手助けをする応援者のことでございます。例えば、曜日がよく分からなくなった方にごみ出し日には声をかけて、ごみ出しができるように支援するなど、できる範囲の手助けです。今後も、認知症サポーターを増やし、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

認知症施策推進大綱が目指す予防の観点からも養成をいたしております介護予防サポーター及び脳いきいきサポーターの活動でございますが、市としては、地域で住民自ら、認知症を含めた健康づくり、介護予防の通いの場などに積極的に取り組んでいただきたいと考えており、その通いの場の支援者育成といたしまして、サポーターの養成を行っているところでございます。

介護予防サポーターには、デイサロンや総合事業の通所型サービスの支援をしていただい ております。また、地域の通いの場でありますサロンの運営や支援をされております。

脳いきいきサポーターにつきましては、市が開催する認知症予防事業の脳いきいき教室の 支援をしていただいております。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。

○1番(松村 太君) 市が地域、地域で行われている各種事業に御参加いただき、その知見 や経験を生かしていただいているという御答弁でございました。

認知症施策推進大綱の令和3年6月末時点の実施状況において、本人意思を重視した施策の展開を目標に、引き続き認知症地域支援推進員の設置の予算支援を継続され、保険者機能

強化推進交付金に係る評価指標においても、認知症当事者への意見聴取、本人ミーティング 開催に関する項目を設けられ、取組を支援されています。本人が自ら意思決定できる早期で、 認知症の軽度の段階で、今後、本人の生活がどのようになっていくのかの見通しを、本人や 家族、関係者で話し合い、今後起こり得ることについてあらかじめ決めておくなど、先を見 通した意思決定が重要とされています。

そのため、地域密着型の巡回相談体制整備や地域で暮らす認知症御本人及び御家族が不慮 の事故等の経済的負担を軽減するための損害保険等の支援など、地元地域でより長く在宅医療・在宅介護を通して安心して暮らしていける施策の展開は進められないかお尋ねいたします。

〇健康福祉部長(渕上麻美君) お答えいたします。

相談窓口についてでございますが、1回目の答弁の繰り返しとなりますが、認知症に関する相談や保健・医療に関する相談などの総合相談窓口として、人吉市地域包括支援センターで、電話、窓口、訪問により社会福祉等の専門職が対応をいたしております。

令和3年度の相談支援の実績は延べ8,531件でございまして、そのうち、介護や認知症に 関する相談件数は3,782件でございました。

御質問の、町内単位での巡回相談窓口の設置でございますが、相談内容も複雑で多岐にわたるため、相談対応には長い時間を要しますことから、巡回等の窓口ではなく、総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を図り、相談者の時間に合わせた訪問での相談など、丁寧に対応してまいりたいと存じます。

次に、認知症高齢者に対し、市で損害保険等を掛ける支援についてでございますが、課題 もございますので、他市町村の状況を調査することから始めていきたいと思います。

以上、お答えいたします。(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 1番。松村太議員。

○1番(松村 太君) 全国のいろんなニュースの中でも、介護家族、認知症御本人等々が事件・事故に巻き込まれて、御自分が被害を受けられる場合もありますし、加害者として多額の賠償請求をされるという場合もございます。どういった形が、本市にとってそういった方たちを守る施策になるかということは十分御検討いただきまして、広く市民の皆さんにそういう施策を認知いただきますようにお願いしておきたいと思います。

住民の皆様に防災意識を持っていただき、防災活動に参加いただくとか、今、御質問した 認知症サポーターの方たちに、地域の中で人吉市の施策のお手伝いをしていただいて、市民 の皆様によりよいサービスを身近に感じていただくという関係性を持って、地域活動を平時 と災害時を分けて、防災と福祉を連携させて地域コミュニティーを活発化して、しっかり人 吉市としてそれをサポートできるような形、新しい取組を、私もまた勉強して、次の取組の 御質問をこれから勉強しながら準備していきたいと思いを新たにして、私の一般質問を終わ らせていただきます。

○議長(西 信八郎君) ここで暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時28分 開議

〇議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

8番。高瀬堅一議員。

〇8番(高瀬堅一君) (登壇) 皆さん、こんにちは。大変お疲れとは思いますが、よろしく 御協力のほどお願いをいたします。

それでは、通告に従い質問を行ってまいります。今回、通告いたしましたのは、お手元の通告書のとおりです。 1、市長の政治姿勢について、 2、人吉しごとサーポートセンターについて、 3、行財政健全化計画について、 4、空き家バンクについて、 5、市民の声からといたしております。

それでは、まず、最初に、市長の政治姿勢について質問を行います。

これまで長い間、コロナ禍による帰省者の自粛や各種規制に伴い、長い期間の帰省控えが続きました。しかし、今期は、まさに満を持したかのように帰省者であふれ、同時に観光客の姿も見られるようになりました。そうしますと、久しぶりの触れ合いの場も多くなり、交流が始まり、懐かしい会話で弾みました。私が触れ合った方々は、令和2年7月豪雨災害をテレビやネットでしか見ていなかったとのことであり、あのすさまじい修羅場の被害状況を見て、今回の帰省で、よくここまで復旧されましたねと一同の感想でもありました。

一方、空き地が多く点在し、雑草が生え、歴史と伝統に培われた美しいまち、我がふるさとを思い、涙される方もおられました。ところが、異口同音に、本市の現状を見ての感想で最も衝撃を受けたのが、「人吉市に活気がなくなった」、さらに「町中の方々に覇気を感じない」「希望を失っておられる姿と見える」と、胸に突き刺さる重い言葉の数々でありました。

本市は、人・モノの復旧・復興に総力を挙げ、その成果、実績は確実に上がっていることは確かであり、これに異論を挟む余地は全くありません。しかしながら、これらのにじみ出るような言葉も事実であると思っております。ゆえに、精神面における復旧・復興、いわゆる心のサポートとケアは、果たして十分なものであったかと、深く考えさせられました。久しぶりの故郷を懐かしむ人々と、これが当たり前と日常生活を送る私の思いの差を感じた次第であります。

そこで、市長にお尋ねしますが、市長は、本市の現状をどのように認識されているのか。 市民の暮らし、生きがい、今後の希望と期待、また、経済・産業などについてどのような認 識をお持ちなのかお尋ねいたします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害の発災以降、被災された皆様の早期の生活再建、住まいの再建、商工業や観光業、農林業などのなりわい再建、道路や橋などの社会インフラの復旧などに加え、新型コロナへの対応など、本市はいわゆる有事対応モード、危機管理モードのさなかにあり、発災から2年が経過した現在もその状態は続いています。

このような中、豪雨災害で被災された方、被災を免れた方など様々におられますが、市政 運営全般を有事対応の状態に切り替えざるを得なかったことは、市民の日常生活に様々に影響があったことと存じますし、市政を預かる身としても非常に心苦しく、また、申し訳なく 感じたことは多々ございました。まずは、豪雨災害からの復興、まちの再生、人吉スピリットの復活、これに尽きるわけでございまして、市民の皆様の発災前の日常を1日でも早く取り戻すことが、市長としての私に課せられた使命でありますので、今後も、市民一人一人の考えをしっかりとお聞きしながら、市民の皆様が安心して暮らせる人吉市をつくってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) それでは、次に、市政の問題点と今後の計画についてのお尋ねですが、市長は、本市の最高責任者であり、また市民から選ばれた選良の政治家でもあります。船に例えますと、人吉丸のかじ取り役の船長でもあります。今、市長の心の中にある不安、疑念、問題点などがあれば、どんなものがあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

市政運営を行うに当たり、市が進むべき方向性を定め、そのためにやるべきことを決断していくこと、私はこれが市長として一番の責務であると思っておりますが、この決断をするということに対する不安と申しますか、悩み、葛藤は、市政を預かる身として常に私の心の中にあります。また、これは、全国の自治体の首長さんたちも、その地域が抱える困りごとなど様々にあるかとは思いますが、皆さん、同じような想いなのではないかと思います。

2年前、かの豪雨災害を受けて、本市の市政運営についても劇的に変えざるを得ませんでした。平時から有事へと、本市を取り巻く環境は急激に変化し、豪雨災害からの早期の復興が、本市の市政運営においての最重要課題となりました。被災された方の中には、既に住居を再建されたり、商売を再開された方などもいらっしゃいますが、発災から2年が経過した現在も、約550余りの世帯が応急住宅での生活を余儀なくされています。

発災前の生活に1日も早くお戻りいただくことが、本市に課せられた喫緊の課題であることは言うまでもありませんが、それと同時に、被災を免れた皆様を含めた本市が抱える様々な課題、例えば人口減少、少子高齢化への対策や各種産業の減衰傾向など、数々の難問にも

並行して取り組んでいかなければなりません。このことは、本市に限らず、日本全国の地方 自治体に共通する課題であると思いますが、このような課題に対峙しながら、どのような状 況におかれても、市民の皆様が安心して暮らしやすいまちをつくっていくのが、市長である 私の務めであると存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) それでは、次に、市政発展の目標とその実現のための施策についてですが、市長の任期については、あと半年であります。そのとき、どのような立ち位置におられるか予測不能ではありますけれども、行政の大原則は継続であります。市長の発表は、施政方針や広報ひとよしなどで通常行われておりますが、市民にはなかなか見えていない、そして、読まない、聞かない、これが実態ではないでしょうか。市民間では、市長の顔、行動、躍動的な姿を見ないということも正直な意見かもしれません。

そのような中で、市政発展の目標とその実現のための施策についてお尋ねをいたします。 〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

近代日本の歴史に目を向けてみますと、戦後の混沌とした社会情勢や高度経済成長期の到来、バブル経済の破綻による国内経済の落ち込み、インターネット社会の発展など、時代の潮流は常に変化をし続けてきました。そして現在、令和の時代を迎え、教育・経済・福祉など、あらゆる分野・産業において国自体が変革を迫られており、繊細かつ困難なかじ取りを求められている状況にあります。

このような中、また、昨今のコロナ禍や豪雨災害による被災地としての課題が山積する中、この人口3万人余りの九州の一地方都市が生き残っていくためには、人吉市独自の価値、例えば、相良700年の歴史と文化を受け継ぎながら、ここにしかない価値を守り、そして育んでいくとともに、新たな価値の付加、あるいは創造というものにチャレンジしていく必要があると考えています。

そのためには、被災された地域の早期復興はもとより、昨今のコロナ禍の影響等を受け疲弊した本市の経済活動を建て直すこと、その上で、教育・福祉・医療・環境・都市計画など、これからの市を形づくっていく施策について、中長期的な視点に立って、財政面等も勘案しながら効果的な施策展開を図ることが重要となります。

これまで本市が歩んできた水害との戦い、歴史、そして母なる川球磨川と、今後も共に生きていくという意義、その中で、将来の人吉市をどのようにしていくのか、どのようにしていきたいのか、今回の豪雨災害での教訓を踏まえ、本市の将来像を市民と共有し、人吉市のまちを再構築していくこと、さらに、それらを実際に見える化することで互いの理解を深め、30年後、50年後の人吉市のまちの形、いわゆるまちづくりのビジョンをより明確にし、市民にお示ししていくことが市長としての私の責務であると同時に、本市の将来を担う未来ある

子供たちのため、市政運営の羅針盤とも言える総合計画、そして復興計画、復興まちづくり計画といった関連の計画に掲げる施策の実現に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ただいまの市長の答弁を、しっかりと受け止めさせていただきました。また、今後、精査し、率直な意見、そして提案をしてまいりたいと思っております。今の市長の答弁で、市長の思い、熱意、情熱に触れることができたんじゃないかなと思っております。今後、市政発展に邁進してほしいとも願っております。来年度、当初予算は、選挙の年でありますから暫定予算となるのでしょうが、今から、しっかりと市民の負託に応えるための施策と予算編成を行っていただきたいと思います。本件の質問は、これで終わります。

それでは、次に、人吉しごとサーポートセンターについて質問を行います。

私は、いま一度、この不可解な事業に終止符を打つために一般質問を行うものです。そこで、一定のけじめをつけなければならないと思っております。

そこで、冒頭に、今日までの本事業の経緯をお尋ねいたします。

〇経済部長(溝口尚也君) 皆さん、こんにちは。お答えをいたします。

平成30年度から、起業創業・中小企業支援機関の開設に向けて、平成29年10月からセンター長の公募をし、平成30年4月1日付で選考されましたセンター長と雇用契約を締結しております。

しかしながら、当該センター長につきましては、研修状況を踏まえ、今後、改善の見込みがないとの理由で、市から会議所への推薦を取り消したことにより解雇されるに至りました。この結果、896万7,051円が、センターの開設に結果として結びついてない経費として議会にも報告させていただいたところでございます。

次に、このような不測の事態であることを踏まえまして、次期センター長につきましては、 当時の富士市産業支援センター長から、候補者として松山真一氏を御推薦いただき、当市に おける審査会を経て、平成30年9月に同氏と雇用契約を締結、一定の研修期間を経まして、 平成30年12月17日に、本市の起業創業・中小企業支援機関として人吉しごとサーポートセン ターを開所するに至ったところでございます。

松山センター長の在任期間である平成30年12月17日から、退任されました令和3年12月末までの相談件数は2,233件で、351事業所の利用があり、詳細につきましては、3年間の活動報告書としてまとめられているところでございます。また、事業の検証結果と今後の課題、災害からの力強い地域経済の再生を踏まえ、さらに事業推進する必要があり、かつ松山センター長の年齢的なこともございまして、センター長交代など体制刷新が必要と判断、センター運営を継続しながら後任のセンター長の公募を実施し、令和4年1月4日に成松秀夫氏と雇用契約を締結させていただいたところでございます。

しかしながら、研修期間中の急病により療養に入られ、研修継続は困難となり、その後の 経過を見守っておりましたが、本人から3月30日付で辞職届が出されたため着任には至らな かったところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後は、新たにセンター長を公募するのではなく、代替の方法といたしまして、当該業務の委託先である人吉商工会議所が熊本県よろず支援拠点に所属されるコーディネーターと個別契約を行い、複数のコーディネーターが週3日程度出勤し、相談業務に当たる体制へと変更したところでございます。

これにつきましては、議会に対しましても、経済建設委員会、全員協議会を通じまして説明をさせていただきましたところ、御協賛をいただきましたことから、令和4年5月16日から、現体制のもと、事業運営しているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) このしごとサーポートセンターは、これまで行政推進上、いろいろな問題を引き起こしております。多額の損失金、先ほど部長の答弁では、事業に結びついていない経費という答弁でありましたけど、これは損失金ですよね。

今回のシステム変更も、本件に関しましては現況を伝えることもなく、執行部の、市民、議会への説明は止まったままであると私は認識しております。特に直近するところでは、センター長予定者の御病気により、急転直下、従来からのf-Biz(エフビズ)スタイルを急遽取りやめ、幾度となく熱く論じて、ときには強靱にねじ伏せ、この路線を進めてこられた割には、あっさりと、不透明なまま方針転換を行い、従来の事業展開にはほど遠いものとなったというような現況を生んでいると思っております。

それでは、次に、現状についてお尋ねをいたします。現在の業務の内容、システムと予算 執行の実態等について総合的な答弁をお願いいたします。

○経済部長(溝口尚也君) お答えいたします。

令和4年5月16日から、熊本県よろず支援拠点に所属するコーディネーターによる週3日の相談体制になりましたということを御説明申し上げましたが、それ以降の状況につきまして説明をさせていただきます。

9月9日現在で、相談件数が228件でございます。事業者数で申し上げますと、67事業者 に御利用をいただいているところでございます。相談目的別では、情報発信が95件と、最多 でございまして、続いて事業全般、売上げ拡大、販路拡大、新商品開発などでございます。 また、創業の相談も10件あっておるところでございます。

次に、成果でございますが、販売促進の提案54件、ホームページ作成が12件、新商品の提 案が10件、ビジネスマッチングが5件でございまして、その他補助金の申請支援などもござ います。新たな体制での運営につきましては、当初は一抹の心配もございましたが、月に相 談件数が50件から70件程度で推移しておるところでございまして、週3日の相談体制であることから、従前の体制、いわゆる松山センター長がおられたときの体制よりも、件数的には僅かに減少することは仕方ないところでございますけれども、現在のところ、順調に推移しておると認識をしているところでございます。

また、予算につきましては、補正予算でもお認めいただきましたように、令和4年度につきましては現計予算は1,599万7,000円でございます。これにつきましては、2分の1の地方創生交付金が充当されるところでございますが、予算につきましては当初予算のままです。これは、また補正をしますけれども、歳入につきましては減額予定でございますが、現在は1,077万円を計上させていただいておりますが、これは減額予定でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ただいま答弁いただきましたけれども、この事業の成果発表、以前からも相談者の数の発表であります。相談者が多いことを事業の成果と捉えられているんじゃないかなと。私は、ほかのBizも調べてみました。その発表でも、やはり相談者数のみであります。ところが、本来の目的である売上げの拡大について、私は質問を昨年しておりますが、そのときに初めて5%の実績ということで、思わぬ低い結果の発表に驚いたわけですけども、実際、先ほど答弁の中でも、これまでの経緯の中で答弁されましたけれども、実際、松山センター長の実質解雇も、この実績の低さが要因と答弁もされております。

そこで、今、行われているこの事業の問題点についてですが、現在進行形のサポートセンターにおける問題点は何があるのか、その点についてお尋ねします。

〇経済部長(溝口尚也君) お答えいたします。

熊本県よろず支援拠点に所属するコーディネーター8名により、週3日の相談体制で実施 していると答弁させていただいたところでございますが、この8名のコーディネーターは、 熊本県よろず支援拠点において様々な相談を受けておられまして、どのような相談内容であ っても、ある程度は対応可能であると認識をしておるところでございますが、それぞれが得 意とする分野はお持ちであるということでございます。

つきましては、相談者の相談内容に対して得意とされるコーディネーターに対応いただく ことがベストであると考えておるところでございますけれども、日程の都合の調整が付かな いということであるとか、予約が埋まっておりまして、その日の相談の希望がかなわないケ ースなどもございます。

人吉しごとサーポートセンターの事務局としましても、相談者に適したコーディネーター に相談を受けていただくように業務調整を心掛けておるところでございますけれども、この ような状況が生じてしまうことが、現在の体制の課題であると認識しておるところでござい ます。 以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) すみませんけれども、先ほど、現況の中でちょっと確認をさせていただきたいんですが、熊本県よろず支援センターに登録されている8名のコーディネーターと契約をされているということですが、人吉市と熊本県よろず支援センターの関係性についてどういうふうになっているのか、お尋ねしておきます。
- ○経済部長(溝口尚也君) お答えいたします。

熊本県よろず支援拠点につきましては、国の施策に従いまして、各県に1か所、こういう 起業創業支援、あるいは中小企業支援をする機関として設置を進められているところでござ いまして、熊本県の御支援を受けて設置されているものでございます。

我々としましては、直接の契約はございませんが様々なことで御相談をさせていただいて おるところもございまして、そもそものBizの設置につきましては、最初のセンター長選 定につきましては、審査員にコーディネーターの方に入っていただいているところでござい ます。

また、熊本県よろず支援拠点に所属されるコーディネーターでございますけれども、契約 自体は個別のコーディネーターの方と商工会議所が契約をされているという形式でございま して、我々が商工会議所に業務を委託をして、商工会議所がそれぞれのコーディネーターの 方と個別にコーディネーター契約をされているという関係でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- **〇8番(高瀬堅一君)** その点については分かりました。理解をいたしました。

それでは、次に、今後についてでありますが、この事業をどのように進めていかれるのか、 本事業の補助金等についてもいつまで受けられるのか、併せてお尋ねをいたします。

○経済部長(溝口尚也君) お答えいたします。

今後の事業についてでございますが、人吉市総合計画、人吉市復興計画第1期におきましても、起業創業・中小企業支援の必要性及び人吉しごとサーポートセンターの役割を明記しておるところでございます。また、平成30年12月に人吉しごとサーポートセンターが開所しましてから、やがて4年を経過しようとしている中で、人吉商工会議所が得意とされる国・県の補助金申請であったり金融支援、一方で、人吉しごとサーポートセンターが得意とします情報発信、売上げ拡大、販路拡大、新商品開発などの支援と、事業者支援における役割分担が明確になってきているところでございます。

本年5月16日から、熊本県よろず支援拠点に所属されますコーディネーターによる相談体制による運営を開始しまして、コーディネーターの中には人吉商工会議所の外部専門家として兼務されている方もおられるなど、人吉商工会議所との情報共有の面でも現体制は有効に

機能し始めるものと認識をしておるところでございます。今後も、継続して実施してまいり たいと存じておるところでございます。

今後の計画としましては、議員もおっしゃいましたように、財源の問題もございますけれども、事業継続を前提として、より効率的・効果的な相談体制の強化を図ってまいりたいと存じております。具体的には、地域における産業支援は、支援機能を果たしている組織が縦割りでございまして、かつ属人的、その人によってしまうということもございまして、支援の非効率性や持続性が課題となっておるところでございます。

そこで、本市におきましては、例えば、主な産業支援機能を果たしている銀行などの金融機関、これは商工会議所、人吉しごとサーポートセンターが一定の情報を共有し合って効率的・効果的な産業支援を実施できますように、ITプラットホーム等を活用して課題解決ができないか、現在、調査・研究及び実現への協議をしているところでございます。当然、関係機関などとの連携が必要でございますし、当然に財政難でございますので、使えるような国・県の交付金等がございましたら、そういうものも模索しながら、本市だけではできるものではございませんので、いまだ協議段階ではございますが、全国各地が同様の課題を抱えている中、本市でこれが実現できますならば、また新たな産業支援のモデルになるのではないかと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- **〇8番(高瀬堅一君)** 答弁の中でちょっと漏れた部分が、補助金について、いつまで受けられるのか、その点についてお尋ねします。
- **〇経済部長(溝口尚也君**) 失礼いたしました。

現在の地方創生交付金は、本年度、令和4年度まででございます。

以上でございます。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) 補助金も本年度まで、令和4年度までということであります。その後の財政支援がどうなるか、その辺についても非常に厳しい事業になるのではないかなと思っていますけど。今まで、これまで強引に押し進めてきた f − B i z (エフビズ) スタイルといいますか、サポートセンターは、もう既に破綻しているわけですよね。また、これだけ多くの疑問と不可解、問題点が指摘されながらも、ボランティアの業務であるなら何も私も申し上げませんけれども、これだけ多額の税金を投入されているわけです。執行部は簡単に、この制度の導入によって中小企業者の向上を約束というふうな形でこの事業を進めてこられていますけども、しかし、この結果を見ても明らかであります。費用対効果は全くなく、今後も望めないと私は思ってもおりますし、結果も、そのように出ているわけであります。

この後の行財政健全化計画の中でもお尋ねしますけれども、もう、この事業は私は廃止す

べきと。その後も続けるというような、先ほどの答弁でありましたけども、廃止の理由は明白でもあります。最後に、この事業の来年度への継続は、私は必要ないということを申し上げておきたいと思います。

それでは、次に、行財政健全化計画について質問に入ります。

このことについて、本市が打ち出された行財政健全化計画の初期からの時系列、これまで の経緯をお尋ねいたします。

○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

計画策定の経緯でございますけれども、令和元年当時、本市の財政運営は基金に頼らなければ予算を編成することができないといった状況にあったところでございます。そのため、このまま何も改善に向けた取組を行わなければ、財政調整のための基金が令和2年度末で枯渇してしまうおそれがあるといった事態に直面していたため、基金に頼らない行財政健全化に向けた取組を推進していくために、令和2年度から令和4年度までの3か年の人吉市財政健全化計画を、令和元年9月に作成したところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) それでは、現状についてですが、端的に申し上げますと、今、この行財政健全化計画はどのような状況で、どのような形態になっているのでしょうか。また、どのような財政上の減額が実現し、その状況はどのようなものなのか、この点についてお尋ねをいたします。
- 〇総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、令和2年度から令和4年度までの計画として取り組んでおりまして、本年7月時点での取組進捗状況は、計画全体で51.5%の達成率となっております。その削減効果額につきましては、昨年度当初予算における一般財源ベースでの効果額といたしまして、令和2年度が人件費の削減、任意補助金の見直し等におきまして1億3,100万円、令和3年度が経常的経費の事務経費の削減と投資的事業の見直しで1億6,400万円、令和4年度が投資的事業の見直し、それと細かい事業の見直しによりまして2,800万円となっておりまして、この金額については、それぞれの年度における予算編成に寄与したと理解をしているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) それでは、次に、問題についてお尋ねですけども、この計画は、当初 との見込み違いや問題点があるのではないかと思っております。令和2年7月の大災害も大 きく起因し、コロナの蔓延も、その要素ではないかと思っております。また、市職員の行財 政健全化計画に伴う給料減額等についての現状と問題点、この2点についてお尋ねをいたし

ます。

○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

進める上での問題点ということでございます。先ほど、計画全体で51.5%の達成率と御説明しましたけれども、少し詳細に見てみますと、短期的な視点に係る事務事業の見直しが、85.4%と進んでいる一方、長期的な視点に係る事務事業の見直しが16.1%となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、国・県と歩調を合わせた対策を講じるという新たな課題への対応や、令和2年7月の未曽有の豪雨災害により被災者の生活再建支援や災害からの復旧・復興という大きな課題が発生しまして、その対応として、可能な限り財源と人材を復旧・復興事業に集中させる必要があったことが上げられるかと分析をしております。

職員の人件費削減についてのお尋ねですけれども、こちらについては令和2年度のみについて実施を行ったというところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) それでは、今後についてのお尋ねですが、この行財政健全化計画を今後どのように進めていく考えなのか。特に職員の給料問題、事務費の削減など、また、一例として、先ほど質問をしております人吉しごとサーポートセンターについての財政の補填と支援の考え、また、廃止による財政の削減についての考え方についてお尋ねをしておきます。
- ○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

行政の役割としまして、公的な責任から変わらず継続して進める業務がある一方、時代の移り変わりに応じて、その時々の課題、テーマに対応していくために、常に事業の見直しを進めていくといった両面があるものと思っております。その1つの手法が、行財政健全化の取組であると思っておりまして、先ほど議員お話がありました、しごとサーポートセンター事業に限らず、現在、市が進めております業務・事業につきまして、ニーズの変化への対応や効果測定などを実施し、見直し等を行うことは、いつの時代も同じである。行財政健全化への取組は、私たちからしますと永遠の課題であると認識しているところでございます。

次期計画策定につきましてはこれからになりますけれども、職員の人件費につきましては、令和2年度に現行計画における職員の人件費削減を進める際に、令和2年3月市議会定例会におきまして、人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の採決で附帯決議がなされているところでございます。このことを受け止めまして、次期計画策定過程で慎重に検討することになろうかと思っております。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) これまでの答弁をお聞きしますと、部長からの答弁がありました、執

行部からすれば、このことについては永久の課題ということで、また、様々な問題もあると 提起していることが分かりました。

しかしながら、全国から寄せられている、ありがたいふるさと納税もございます。こういった危機を乗り越えていただき、健全な説明責任が果たせる行財政健全化計画の履行をお願いしたいと思っております。

それでは、次に、空き家バンクについて質問を行います。

この制度の目的と経緯についてお尋ねをいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

空き家バンク制度につきましては、空き家等の情報提供を円滑にすることで空き家等を有効に活用し、定住の促進による地域の活性化を図ることを目的として全国的に取り組まれているものでございます。

経緯についてでございますが、全国的に空き家等に関する問題が深刻化する中、放置すればいずれ廃屋になる空き家を有効に活用することにより、環境や経済の面を含め、地域の課題解決につながる取組が求められていることから、本市におきましても、平成31年2月に人吉市空き家バンク実施要項を定め、取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ここに、平成31年3月に出されております人吉市空き家等対策計画書がありますけども、その後、改訂版等を発行された経緯はあるのか。計画は、目を通しますと5年間となっていますので、発行されていないとは思っておりますが、改訂版など発行されているのか。そして、空き家バンクの流れというものはどのようになっているのか。この2点についてお尋ねいたします。
- 〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

今、議員から御紹介いただきました、平成31年3月に策定いたしました人吉市空き家等対策計画書につきましては、議員から言っていただきましたけれども、計画期間が令和5年度までの5年間となっておりまして、現在、それに基づいて取組を進めているところでございまして、改訂版は出しておりません。

空き家バンク制度は、空き家等の情報提供を円滑にすることで空き家等を有効に活用し、 定住の促進による地域の活性化を図ることを目的として、全国的に取り組まれているもので ございます。

その流れでございますが、空き家所有者からのバンクへの登録申請を受け、宅地建物取引 業協議会の専門家に、建物の間取りや損傷状況など、売買や賃貸借に出せる物件かどうかを 調査していただきます。利用可能と判断された物件につきまして空き家バンクに登録し、情 報をインターネットで公開いたします。 空き家バンクの物件を利用したい方は、市に対して利用登録をしていただき、所有者と利用希望者のマッチングができましたならば、その情報を宅地建物取引業協議会の専門家の仲介により、通常の不動産取引と同様に、交渉及び契約業務を行ってもらいます。市に仲介の結果報告書が提出され、無事成約になりましたならば、空き家バンクから物件の掲載終了を行うことになります。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- **〇8番(高瀬堅一君)** ただいま、流れ等の答弁をいただきましたけども、結構複雑なのかな というふうな思いでもあります。

そして、聞くところによると、現在、登録件数もゼロという現実。本制度の啓発について、 どうなっているのかということ。そしてまた、登録に関してネットなどの情報が非常に薄い と感じてもおります。この制度は、売り買い、譲渡に関して行政の民事不介入ということに なっていますけども、これも大きなネックとなっていると、不動産業者の方も述べられてお りました

そこで、空き家バンクの実績と問題点等についてお尋ねをいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

空き家バンクの制度が施行されましてから、これまでに15件が空き家バンクに登録をされましたが、令和4年9月12日現在で空き家バンクに登録されている物件はございません。

これまで、空き家バンクの登録件数を増やすための取組といたしまして、令和元年度から毎年、空き家バンク制度の紹介チラシを1万4,000枚作成し、税務課から固定資産税納税通知書を送付する際に同封して発送しており、空き家化の予防啓発を行っているところでございます。また、人吉市のホームページにおきまして、空き家バンク制度の紹介を掲載しておりますが、なかなか空き家バンク登録につながっていない状況でございます。

これまでの実績でございますが、令和元年度から18件の申請があり、調査の結果、15軒の空き家がバンクに登録されました。15件のうち、売却済み5件、賃貸による契約が2件、登録期間が終了して成約しなかった物件が2件、登録者の事情により登録抹消されたものが4件、現在交渉中が1件、保留1件となっております。なお、調査したうちの3件は、建物の状態が悪いなどの理由で登録不可となっております。

問題点といたしましては、先ほども申し上げましたが、現在、登録数がゼロ件であるなど、 空き家バンクの登録件数が少ないため、利用の相談があった際に対応できない、物件の紹介 ができない状況であることと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) それでは、次に、令和2年7月豪雨被災者との関連についてですけど

も、この豪雨災害により多くの方々が被災をされ、住居、家屋を失われております。行政の 対応により、民間買い取り型の被災者専用住宅の建設や仮設住宅の永久居住への開放、市営 住宅の優先的居住対応など打ち出されておりますけれども、しかし、空き家を所有されてい る方は、無償でもいいので手放したいというような意向を示されている方も多々おられると いうのも知っております。

令和2年7月豪雨災害により、住宅を確保したいと考えられている方々のためにも、もっと積極的に啓発と、登録事務の簡素化を図り、供給と需要のバランスを取るべきではないかと私は思っております。空き家バンク担当部局と被災者の住宅確保における担当部局、また被災者救済の担当部局との連携はどうなっているのでしょうか。また、このような空き家物件を購入する場合の被災者補助金制度があるとすれば、その点についてお尋ねをしたい。この点について、2点お尋ねをしておきます。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

まず、空き家を、被災された方への住まいとして提供できなかったという点でございますけれども、令和2年7月豪雨発生時には、本市の空き家バンク制度に登録されている物件が4件ございましたが、災害発生後に、それぞれ売却や賃貸をされ、それ以上のお問合せに対応することができない状況でございました。また、空き家バンクに登録されていない空き家につきましては、議員御指摘のとおり、多数の物件が存在している状況でございますが、物件の場所や所有者の情報、空き家の管理状況などの把握が実施できていなかったため、バンクに登録されていない空き家を、災害発生時の被災者への住宅提供として活用することは難しい状況でございました。

また、空き家担当部局と被災者支援との部局の連携に関しましては、被災した空き家について、公費解体等の適切な措置が取られるよう、被災者支援対策課や環境課、災害ボランティアセンターなどと連携を取りながら、空き家所有者の調査や状況把握、手続支援を行ってまいりました。また、被災者向けの不動産情報提供コーナーにも空き家バンクの情報を掲載するなどの連携を図ってきたところでございます。

今後も、関係部局と情報共有及び連携をしながら取組を進めてまいりたいと存じます。 以上、お答えいたします。

〇健康福祉部長(渕上麻美君) 2点目の、被災者が空き家を購入する場合に補助があるので しょうかという部分についてお答えをさせていただきます。

被災者の生活の再建を支援するものといたしまして被災者生活再建支援金がございますが、 この支援金には、住宅の被害の状況に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて 支給する加算支援金がございます。基礎支援金につきましては申請受付を終了しております が、基礎支援金に加え、中規模半壊以上の判定を受けられた世帯に支給する加算支援金は、 令和2年7月豪雨により自宅が被災し、新たに住宅を建設された世帯や、空き家バンクに限 らず住宅を購入された世帯に支給しております。

なお、支援金の額につきましては、被害の程度と世帯構成によりまして異なるところでご ざいます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ただいま答弁で、こういったものを購入するには被災者の方には支援 金もあるということで、もっと早く、こういった空き家バンクの取組状況が、登録件数も多 ければ、やはり、こういった被災者の方の住居の確保にもつながったのではないかなとも感 じております。

それでは、次に、今後の目標と計画についてですけれども、どのようにして、現在よりも さらに利用促進を進め、実のある取組となるのかお尋ねをいたします。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

令和2年7月豪雨後は、被災され公費解体、自費解体等をされた空き家の数や、被災に伴う転出により新たに生じた空き家の数など、被災後の実態が把握できていない状況にございました。そのため、令和3年度に空き家実態調査を実施し、最新の空き家データベースを再構築いたしました。

今後は、このデータベースを活用して空き家対策を行っていくこととし、まずは、先月、8月23日に開催いたしました人吉市空き家等対策協議会において空き家実態調査の報告を行い、委員の皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。これまでいただいた意見等を参考にしながら、具体的な施策はこれからとなりますが、老朽危険空き家対策及び生活環境の保全という観点からも、引き続き、空き家対策に取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ぜひ、本市の現状に鑑み、積極的な取組と実績の向上を期待するものであります。何よりも、本制度の周知徹底が鍵となるのではないかと思っております。その方策も、ぜひ実行していただければと願っております。

それでは、最後に、市民の声からとして何点か質問をさせていただきます。

市民生活の中で些細なことと思われるかもしれませんが、その方々に言わせますと、毎日の悩みの種であり、心配事であると。中には「ノイローゼになりますよ」との発言を受けた事例もあります。そのようなことで、以下、何点か質問をするものです。

まず、線状降水帯情報の自治体の役割についてでありますが、今年の梅雨は早い梅雨明け が宣言されております。とはいえ、昨年の例からして、お盆の時期に大豪雨に見舞われまし た。やはり、妙なもので、梅雨明け宣言が取り消されるという今の時代の気象の不可解さに は驚かされたわけですけども、中でも、市民のトラウマとなっている線状降水帯発生という発表は、大水害の被災経験からして背筋が凍る思いでもあります。テレビ等でよく見るのですが、線状降水帯の解明と、近年中に、地方自治体の独自の情報キャッチといち早い住民への情報発信を地方自治体が行うようになるということを耳にするのですが、このことについての情報についてお尋ねをいたします。

○総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

線状降水帯の情報につきましては、本年6月から、顕著な大雨に関する気象情報としまして線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合に、気象情報として半日程度前から、 地方予報区単位で気象庁から発せられているところでございます。

しかしながら、この予測につきましては、九州北部や九州南部といった広範囲での線状降 水帯の発生予測でありまして、確率的にも高いものではないといわれておりまして、市民の 皆様に情報としてお伝えするには課題も多いのではないかと感じているところでございます。

気象庁におきましては、令和11年頃を目指して、現在の九州北部や九州南部という単位から県単位、最終的には市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報を半日前から提供する計画とされているところでございます。本市におきましては、現在の線状降水帯の発生情報が、ただいま申し上げましたように、精度的に高いものではないことを考慮しつつも、大雨や豪雨など激しい気象情報が予測される際の1つの情報としまして、災害対策の必要性や高齢者等避難などの早期避難の発令などの判断材料としているところでございます。以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。

○8番(高瀬堅一君) ただいま答弁をいただきました。早い段階でのそれぞれの自治体での 線状降水帯の発表は、なかなか、まだ難しいというような答弁だったと思います。

線状降水帯をそれぞれの自治体がキャッチして市民に知らせるという仕組みづくりが、近い将来といいますか、できてくるんじゃないかなとも私も思っております。ただ、二、三年後と私は思っておりましたけども、まだまだなのかなと、答弁を聞くとそういうふうに思ったところであります。市民の方へも、誤解のない情報発信を続けていただければと思っております。

それでは、次に、里道の実情と問題点及び対応についてであります。昭和52年頃に、市内全体の地籍調査により里道が確定しております。ところが、その里道をいわゆる私物化したり、自由な往来ができないような現状変更が見られ、もめごとも起きているようであります。中には、完全に自分の庭となり花壇などを置かれているというところもあるようです。

しかし、その苦情といいますか、それを申し立てられる方は、その方に注意することによって、今後いがみ合いの人生になると、複雑な心境を語っておられます。心の叫びを出せない方がたくさんおられる。

まず、この里道は誰の管理責任下で、また家屋等の新築や増築の際の建築基準法に基づく 建築指導主事の指摘はどのようなものがあるのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

里道について、まず御説明を申し上げます。道路法が適用されます国道・県道・市道や、河川法が適用または準用されます1級・2級河川・準用河川のように、法律が適用・準用される公共物のことを法定公共物というのに対しまして、里道・水路はそのような法律が適用されないということから法定外公共物と申します。

この里道・水路につきましては、平成12年4月1日に施行されました地方分権一括法により、国有財産である里道・水路のうち、その機能を有するものにつきまして、市町村に譲渡されているというところでございます。

本市では、この法定外公共物を管理するに当たり、人吉市法定外公共物管理条例を定め、この条例に基づき管理を行っているところでございます。この条例において、法定外公共物の敷地内において工作物を新築する場合などは、人吉市法定外公共物使用収益許可申請書を提出いただき、市は許可証を交付しております。許可の期間は5年以内となっており、必要に応じて更新の手続を取っております。この法定外公共物の使用許可については、使用料は徴収をしておりません。また、この法定外公共物が公共の用に供する必要がないと認めるときは用途の廃止、公共の用に供している場合においても付け替えを行うことが可能となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ただいま答弁のように理解をいたしますが、許可証の発行ということで、そういった里道に関しては市民の方はなかなか知らずにそのような利用をされている方が多いのではないかなと思っております。また機会を捉えて、この件については、また問題提起をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、ペット飼育に関する行政の対応についての質問ですけれども、この問題も長い間の懸案事項であるということは十分承知をしております。犬はそれなりに確保しておかなければならず、義務も発生します。やっかいなのが猫であります。特に糞の被害の問題、衛生面での問題、これは隣人関係をこじらせ、つき合いを悪化させる要因でもあります。この事例は限りないものです。これ以上の不衛生面の問題と隣人関係のこじれは、時折テレビ等で見たりもしておりますが、暴力問題まで発展する可能性を秘めております。このような問題を、住民はどこに助けを求めればいいのでしょうか。やはり行政に頼らざるを得ません。市が発行されている広報・回覧等で注意喚起を見かけることもございますが、なかなか効果がないようにも見えて取れます。

そこで、このような場合、どこに相談し、またどのように対応をされているのか。執行部

での現在の取組や事例を交えて、お尋ねしたいと思います。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

現在の取組の事例でございますけれども、まず、飼い主のいない猫に対する事例といたしましては、近所で野良猫に餌をあげている人がいて、その猫が近所の敷地や家屋に侵入したり糞をしたりする、車を傷つけられる、直接餌をあげている人に言っても聞かないので指導してほしいといった相談がございます。

本市の対応といたしましては、猫の習性を熟知した人吉保健所の職員と連携して対応を行っております。具体的な対応でございますが、被害を受けている方から聞き取りを行い、野良猫に餌をあげている方が特定できる場合は、その方に対して責任を持って飼っていただくことはできないか確認いたしております。野良猫を飼うことができなければ、みだりに餌やり行為を行わないことの助言・指導等を行っております。

次に、飼い主が判明している猫に対する事例といたしましては、猫が外で飼われているため近所の敷地や家屋に入り込んだり糞をしたりして困っているといった相談がございます。

本市の対応といたしましては、先ほどと同様に、被害を受けている方の聞き取りを行い、猫の飼い主に対して、外飼いは交通事故や感染症の危険性があることや御近所トラブルにつながることを御説明し、室内で飼っていただくこと、頭数増加による被害の拡大を防ぐために避妊・去勢手術をしていただくこと、迷子札を付けていただくことなどを助言・指導しているところでございます。なお、1回の訪問で改善ができない場合は、繰り返し訪問して粘り強くお願いをしているところでございます

また、被害を受けている方に対しましては、忌避剤の散布やとげのあるマットなどの構造 物を猫の侵入経路に置いていただくなどの対策を御紹介しております。

最後に、猫の飼い方に関する周知・広報につきましては、広報ひとよしへの記事掲載や市ホームページで啓発を実施しております。また、要望がありました町内に対しましては、回覧用の啓発チラシを配布いたしております。

このように、周知啓発と個別の事例への要請等を繰り返し行っているところでございます。 今後とも、人とペットが快適に過ごすことができるような地域となりますように、引き続き 周知啓発、戸別訪問等の対応を行ってまいります。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- **〇8番(高瀬堅一君)** ただいま答弁いただきましたことを、私のほうからもしっかりと市民 の方へ伝えてまいる努力をしたいと思っております。

それでは、次に、公園及び道路の管理について質問ですが、最近、国道・県道・市道を問わず、除草作業をはじめ管理が不十分ではないかとの指摘がたくさん寄せられています。公園についても同様であります。最近はこの維持管理等について、行政の対応は不足している

のではないかとの指摘であります。従前は、もっと清掃や樹木の伐採管理業務が行き届いて いたということと、常にどこかで何組かの作業班を見かけていたと言われています。どうな っているんでしょうか。また、本件の予算はどのようになっているのでしょうか。この2点 についてお尋ねをいたします。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) それでは、お答えいたします。

都市計画課で所管をしております公園及び街路樹等の維持管理につきましては、市内の造園業者やシルバー人材センター等に委託をお願いしており、年間計画により順次対応をしております。また、市道のり面等の草刈りにつきましては、シルバー人材センターへの委託、道路パトロールの際の職員による草刈り・伐採、地元町内会における草刈り作業報奨金事業により取り組んでおります。山間部における支障木などで職員による対応が困難な場合は、支障木伐採業務委託により対応しているところでございます。

発災前と比較いたしますと、財政健全化計画による事業費の削減、また復旧・復興を優先するという方針によりまして業務委託等の内容の見直しを行い、草刈り等の範囲・回数を縮小しているというところがございます。

この件に関しましては、議員御指摘のとおり、少なからず市民の皆様から苦情をいただいていることを我々も心苦しく思っているところでございます。現在は、市政の停滞を招くことのないよう、可能な限り財源と人材を復旧事業へ集中させる時期であると認識をしております。しかしながら、老木・支障木の撤去・剪定、草刈りにおいては、安全面・衛生面からも必要な業務であると承知をしておりますので、できる限り市民の負託に応えられますよう対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) ただいま御答弁いただきましたけれども、1つの例を申し上げますと、 旧大口市、現在伊佐市でありますが、昔から有名な曽木の滝、皆さん御存じだと思いますけ れども、曽木の滝公園がございます。数年前までは寂れ、人が全く集まらない観光地と化し ておりました。店はシャッターを下ろし、観光客をはじめ人々が見向きもしない、名前だけ の観光地でありました。

ところが、東大に合格したら100万円贈呈で有名な、隈元市長の肝煎りで、徹底的な清掃管理を繰り返されたわけです。大規模な予算措置ではなく、こつこつと清掃管理の徹底とトイレの設置保全に力を入れられました。この効果があらわれ、今では大変なにぎわいだそうです。シャッターが下りていた売店、そして飲食店も繁盛をしているということであります。ただ単純とも思われる清掃管理は、公園等は必要ではないでしょうか。1つの成功例として紹介をいたします。

最後になりますが、市民相談窓口についての市民の声を届けさせていただきます。今申し

上げた事例はほんの一部でありますが、正直、行政への市民の関心は、日々の暮らしのお尋ねや相談ごとが非常に多く、市民の行政対応への関心は高いものがあります。

そこで、提案ですけれども、市民相談窓口と対応班の設置はできないものでしょうか。係程度でも十分対応できるのではないかと思います。まず、住民は話を聞いてほしいのが実態であります。かつて一世を風靡した松戸市役所「すぐやる課」という即戦力を持った部署ができ、その後、行政のモデルとして映画化され、全国一斉に、形は違えども例に倣った時代がありました。この時期は全国こぞってこの取組に、本市もかつては生活対策課の中に緊急対策班を設置した事例があるようです。市民の方から大好評であったようであります。調べますと、まだ、多くの自治体が今でもこのような部署を設置しておられます。多種多様な市民の相談は、行政から見ると小さな出来事と思われるかもしれませんが、逆に、このような部署の設置は、市民が一番、行政の存在と感謝を感じるものかもしれません。ぜひ、御一考をお願いしたいものでありますが、このことについて、どのように思われるか、まず部長にお尋ねをし、最後に市長の見解もお尋ねをしておきたいと思います。

〇総務部長(永田勝巳君) お答えいたします。

行政の仕事は、視点を変えますと、法令等の定めと専門性、役割分担により成り立っているといえると思います。少し言い方を変えますと、様々な課題の解決に向けて、社会性や平等性、秩序といった点では、一定のルールといえど法令等に従い、その対応としましては、国や県、市町村がそれぞれ役割と責任を持ちながら進めているものと思っております。

昨今顕在化する相談内容を見てみますと、その解決に向け、複数の所管部署が連携して対応する課題が多いことも承知をしているところでございます。本市におきましては、このような状況を踏まえ、市民の皆様から相談があった場合、まずは御連絡をいただいた部署でお話をお伺いし、その部署のみで対応が難しい場合は、他の部署と連携し、対応を行い、また、担当する部署が異なる場合は、その部署に引き継ぎを行うなどの対応をいたしているところでございます。

市民の皆様からしますと、1つの部署での対応、解決してほしいとのお気持ちがあることも十分承知をしております。しかしながら、ただいま申し上げたように、昨今の相談内容も複雑多様化しておりますことから、その要因を精査しまして、専門性や熟練した対応を積み重ねてきた部署と連携あるいは引き継ぎをすることで、結果、速やかな解決につながることができるとの考えにより、現在の体制により市民の皆様からの相談に対応しているところでございます。

市民の皆様のニーズが時代とともに変動していく中におきまして、今後も、皆様からの御 意見等もいただきながら、よりよい行政組織の構築と組織体制の構築に努めてまいりたいと 考えております。

以上、お答えいたします。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

高瀬議員おっしゃいますように、市民の困りごとを解決することが行政としての重要な役目だと認識をしております。私も直接市民の皆様とお話をする中で、いろんな御相談をお聞きすることがございますが、1つの部署で対応できることもあれば、複数の部署の連携が必要な場合や、あるいは国・県または専門家等のお力を借りなければ解決できないことも多々ございまして、市民の皆様の困りごとが複雑多岐にわたり、容易に解決ができない困難な事案があることにつきましても十分承知をしているところです。

相談対応につきましては、今、総務部長からお答えをしましたように、関連する部署が連携し、知恵を出し合い、国・県などの指導または協力をいただきながら解決策を導き出す方法が、現状では最適であると思っているところでございます。そして、何より大切なことは、その相談者の方に十分に状況を御説明し、御理解をしていただくことでございまして、そのことにもしっかりと対応をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 8番。高瀬堅一議員。
- ○8番(高瀬堅一君) 御答弁ありがとうございました。
 これで、私の一般質問を終わります。
- **〇議長(西 信八郎君)** ここで会議時間を延長し、暫時休憩いたします。

午後3時48分 休憩

午後4時04分 開議

○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

12番。井上光浩議員。

O12番(井上光浩君) (登壇) 皆さん、改めましてこんにちは。12番議員の井上光浩でございます。

新庁舎の新議場になりまして私も初めての登壇でございまして、少々緊張しておりますけれども、最後の登壇者として努めてまいりたいと思います。

今回は、議第67号人吉市過疎地域持続的発展計画からということで、3項目、通告をしております。交通施設の整備、交通手段の確保について、生活環境の整備について、災害予防対策についてというところは治水治山事業についてとリンクしておりましたので、この表現を使わせていただいております。

質問に入ります前に、今週週末からは、敬老の日、9月19日を迎えるわけでございますけれども、本市においても、昨日の新聞報道にありましたとおり、8月末現在、37.1%の高齢化率という報道がなされておりました、65歳以上の方が54.2%を占めると。今後、このよう

に高齢化が進む中で、私が一番懸念しておりますのは、私は中山間地のほうで暮らしておりますので、交通手段の確保ということでこれまで質問を続けてまいりました。

そこで、今回の人吉市過疎地域持続的発展計画から、今後は発展計画と申し上げますけれども、その中で乗合タクシーについて、まずお聞きをしたいと思っております。高齢者の方がお使いになります現在の時間帯に対してと、その運行ルートの検証、また利便性の悪さという声が届いております。この点について、まずお聞きをしておきたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

乗合タクシーに関しましては、これまでも議員から御質問をいただいておりまして、停留所を増やしてほしい、停留所まで距離があるといった御意見や運行ルート、運行本数や時間帯、また料金設定に関しての利用者の御要望・御提案を様々にいただいているところでございます。これらの御意見等は、地方における少子高齢化社会や社会自体の変化がもたらす住民の声であり、その重要性を十分に認識し、財政面も考慮した上で現状に即した地域公共交通ネットワークを一刻も早く構築するため、協議会におきまして御議論いただき、また、検討を重ねているところでございますが、今日まで改善を求める皆様の期待に応える有効な対策が見いだせていない状況につきましては、大変心苦しく思っております。

予約型乗合タクシーを運行する中で、ドア・ツー・ドア区域運行の実証運行を行った際のアンケート結果や実証運行の検証データがあり、また、現在進めている新計画策定作業において、市民アンケートや乗り込み調査、各事業所へのヒアリング等も行い、現状の利用状況や利用者ニーズ、地域公共交通が抱える課題を把握することとしております。

こうしたアンケートや調査等を詳細に整理し、御意見・御要望が多い既存の予約型乗合タクシーのダイヤ改正、ルートの見直しなどについて様々に検証したいと考えております。

また、現在、国が普及を進めていますMaaS(マース)、これはモビリティ・アズ・ア・サービスの頭文字を取ったもので、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに合わせ、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済と一括で行うサービスであり、観光や医療など目的地における交通以外のサービスとの連携により移動の利便性向上や地域の課題解決を図る仕組みとされているものでございますが、このMaaS(マース)を含む新たなモビリティサービスも活用し、より利便性が高く、持続可能な公共交通体系の構築を目指してまいりたいと存じます

以上、お答えいたします。 (「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 今、部長のほうからございましたとおり、これまでも数多くのアンケート、そして時間を費やしているということは皆さん方御存じだと思います。ただし、その間に、アンケート等をとられた後にも大水害もございましたし、コロナ感染の問題もございまして、なかなか、私もこのことについて質問をするのに躊躇しておりました。しかしなが

ら、この計画が出されたということは、過疎債の関係もあったということで私は理解しておりますけれども。

部長におかれましては、県では交通政策に精通をされているとお聞かせいただいておりました。それで大変期待しておりまして、そこでこの質問をさせていただいているところであります。この計画においては、くま川鉄道経営安定化、地方バス運行等、そして、私が今、予約型乗合タクシーに触れておりますけれども、このほかにも肥薩線利用促進、そしてJR九州様とのJR肥薩線再生協議会推進事業、これは熊本県と人吉市ということでございますけれども、これを一番最初に開いてこれを見たんですね。大変期待するものであります。しかし、これについて、どうして今まで、こういうふうになかなか進まなかったのかなと思います点は、やはり財源だと、財政的に苦しいということは私も理解する中で、今までどのような要望、御提案にあった部分で対応をされてきたのか。できた部分もあったと思います。しかしながら、それがそぐわなくなってしまっているという現状が私には感じられます。その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

乗合タクシーの利用機運の向上、利便性向上を図るため、最も利用者の要望が多かった当日予約の開始を、平成28年1月から実施しており、また、利用実態に合わせ停留所の移動や既存路線の延伸、夏期における予約受付時間の延長などといった取組を行ってまいりました。これまでいただいた御意見の多くが停留所までの距離に関するものでございまして、多くの方が自宅付近で乗り下りが可能なドア・ツー・ドア区域運行を望まれているのはいうまでもありません。また、既存の運行ダイヤや運行ルートについても、それぞれ要望や課題があり、改善を求められる声も多くあったところでございます。

市民の皆様の日常的な移動手段として地域公共交通に求められる多様なニーズに全て対応することは難しく、路線バスの運行ルートとの調整や制約といった問題、年々増加する地域公共交通に関する財政負担の問題もあり、担当部署や人吉市地域公共交通活性化協議会などで対策を検討してまいりましたが、結果として、具体的な課題解決に至っていないのが現状でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。

O12番(井上光浩君) 現状であるということでございますけども、この質問につきましては 非常に長い年月、私もやってまいりました。ただ、今回、また新たに協議会を立ち上げられ ておられますので、それに入る前に、なぜ、この質問をよくするのかと、これまで続けてき たかということでもう一度原点に返りたいと思いますけれども、やはり、高齢者の方はだん だん年齢を重ねていかれます。そうすると、交通手段がなかなか難しい状況になりますと、 やはり買い物にも行けない、被災をされたなりわいをされている御商売の人たちに協力する こともできない、そういったジレンマがあられるんですよ。なぜかと聞きましたら、若い頃、 市内に住んでいらしたんですね。昔、すごくにぎわっていたときに蜂楽まんじゅうのところ に勤めていたとか、前田衣料店に勤めていたとか、ちょっと古うございますけれども、横西 町の話をされりします。ですから、そういったところにも行きたいという要望が非常に集ま るんですよ。ただし、ちょっと使い勝手が悪い。ドア・ツー・ドアも早くに提案をいただい たこともありました、私も記憶があります。それに、民間事業者、NPO法人、これも熊本 県では最初に天草で導入をされていると私は存じ上げているところでありますけども。

そこで、できていない場合、なぜできていないのか。有効な対策がどうして見いだせなかったのか、改めてお聞きをしておきたいと思います。様々な理由があると、社会変化もあるということでございましたけども、改めて、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

地域公共交通が抱える問題は、社会生活の変化等を背景にしており、特に人口減少が進む地方部にとって、この問題は顕著であり、課題解決に大変苦慮している状況でございます。

これまでの人吉市地域公共交通活性化協議会での議論や研修会、現在進めております計画 策定に際しまして、学識経験者の委員の方から、重要なポイントとして「手間、暇、お邪 魔」が今後の取組には必要という御意見をいただいております。

なぜできていないのかという御質問に対しては、この重要なポイントの部分が欠落していたのかもしれません。地域公共交通が抱える課題が大きいからこそ、課題解決には地域にお邪魔し、手間と暇をかけて真の利用者の声を聞く、このことを念頭に置きまして、本市の新たな地域公共交通マスタープランとなる人吉市地域公共交通計画の策定や事業の実施の際に取り組んでいく必要があると認識しております。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 浦本復興政策部長にお聞きをしたいんですけれども、この地域のバスでもいいんです、乗合タクシーでもいいんですが、1回でも御利用いただいた経緯はございますか。
- ○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

恥ずかしながら、まだ1回も利用したことはございません。しかしながら、県のほうで交通政策課に在籍しておりましたので、通勤途中、市役所にも入ってきております巡回バス等を眺めながら、その利用状況について、ああ、こういう状況なんだという理解をしながら状況を観察させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 大変申し訳ありません。突然お聞きしましたけれども、おいでいただ

きまして何か月かたちましたので、御利用いただいておったかなという確信でお聞きしました。私のほうが大変申し訳なかったなと思っております。もし御利用になりましたら、大畑線をしていただきますと大畑事業所前で、私の家から300メートルもございませんのでお茶でも飲んでいただければと思っております。

それでは、協議会の構成者として利用者という方がいらっしゃると思います、実際に利用されている方、また、警察の方等々、交通事業者、道路管理者の皆さん方と協議会を結成されるわけですが、警察関係は分かりますけど、どういった人選で協議会を立ち上げていらっしゃるのかお聞きをしておきます。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域にとって望ましい公共交通網の在り方を明らかにする地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う場として、本市では、平成27年12月に地域公共交通活性化協議会を設置しております。

協議会委員につきましては、地域公共交通利用者、交通事業者、道路管理者、警察、学識 経験者などで構成しておりまして、地域の声を様々にお届けいただく利用者代表委員として、 現在は大畑地区にお住まいの方に御就任いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 平成27年12月には協議会が設置されていたということでございますけれども、やはり、この大水害が起きたのもその後ですから、その頃には何か具体的にできたかもしれません、しかしながら大水害というものがありましたけど、もう一回、ここで締め直していただきたいと思っています。

そこで、今度、人吉市地域公共交通活性化協議会で新たな計画を策定中ですが、平成27年発足以来、調査・研究を様々な角度からされてきてましたけど、これを踏襲する計画となるのか。また、新たに大きくかじを取っていくのか。この辺りをお聞きしておきたいと思います。

○復興政策部長(浦本雄介君) お答えいたします。

本市は、地域間幹線バスやくま川鉄道湯前線、JR肥薩線の公共交通も含めた生活圏が球磨地域と一体となって形成されていることから、平成27年度に策定された人吉球磨地域公共交通網形成計画と整合を図り、平成29年7月に人吉市地域公共交通網形成計画を策定しております。

その後、令和2年からの新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨による鉄道路線の甚大な被害などにより、地域公共交通を取り巻く環境は大きく様変わりしたことや、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が改正されたことを踏まえまして、令和4年3月に人吉球磨地域公共交通計画が策定されたところでございます。

現在策定を進めております新たなる本市交通計画でございますけれども、本市における地域公共交通の在り方等を検討し、人吉球磨地域の計画及び、ほかの計画との整合を図り、本市の実情に応じた計画として策定するものでございます。

前期計画でございます人吉市地域公共交通網形成計画では、基本方針を市民のみならず地域住民、観光客が安心して生活、移動できる持続的な地域公共交通の維持確保及び地域づくりへの貢献と定め、施策事業に取り組んでまいりました。新たな計画におきましては、基本的には既存の公共交通手段を活用しつつ、災害からのまちづくりの復旧段階に応じた交通体系の在り方を明確にし、先ほど触れましたMaaS(マース)などの技術等も考慮し、利用者の利便性確保に向けた方策を検討することとしております。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 次に、迫田副市長にお聞きしますけど、その前に、この事業計画を見 ますと、先ほど申しましたくま川鉄道、それから地方バス運行、肥薩線についてもございま すけども、今回もう1つありますのは、交通施設の整備の部分もございますよね、今日はそ のことには触れませんでしたけれども、議長、少しお時間をいただきますと、どうしても腑 に落ちないことがあります。運行バスでも、くま川鉄道の代替バスでも、停留所に例えば日 よけとか雨よけとか、これは同僚議員からも質問があったと思いますけれども、あの日なた の中に高校生がお店の前に間借りをしている状態ですけれども、あの中にずらっと座ってい るんですね、あの暑い中にですね。また、雨の日を見ますと、乗合タクシーのところに傘を 差して高齢者の方が立っておられるんですよ。年配の方は非常に時間に厳しいですから、早 めに、あんな中に立って待っておられると、人吉市としてあり得るのかなと私はいつも思っ ておりました。しかし、今回、交通施設の整備と盛り込まれておりましたので、これにも大 いなる期待をしているところです。こういったところにも目を向けていただきたいと思いま す。これが新たな計画の1つになるのではないでしょうか。まだ、くま川鉄道も完全復旧で はございません。肥薩線もそうです。乗合タクシーも、まだ完全な形ではありませんので、 そういったハード面とソフト面と一緒に協議をしていただきたい。これが私の強い願いであ ります。

そこで、迫田副市長にお聞きをします。今回、会長に就任をされましたけれども、今までの検討、従来の内容では、本市の実情に応じた計画ではなかったということで理解して早急に対応する必要があると。今、申し上げましたとおり、いろいろな要因がございますけれども、現実的に取り入れるべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副市長(迫田浩二君) 議員の皆様、こんにちは。人吉市地域公共交通活性化協議会の会長を務めさせていただいておりますので、井上議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

現在、策定を進めております人吉市地域公共交通計画の前期計画でございます人吉市地域 公共交通網形成計画の策定に当たりましては、人吉市地域公共交通活性化協議会での議論を 経て、市民アンケート、地区別懇談会、関係部署へのヒアリング、実証運行を行うこととし、 ニーズの把握、分析結果を踏まえ、地域公共交通が抱える課題・問題点を、本市の実情に即 して整理し、策定したものでございます。

計画では、課題解決に向けた施策、事業や目標値を設定し、計画期間内での達成を目標に 取り組んでまいりましたが、これまでに復興政策部長が答弁しました現状が実情でございま して、また、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和2年7月豪雨被害の影響もあったこと から、御要望にお応えできるような有効な対策が見いだせていなかった状況でございます。 結果として、このような状況となっていることにつきまして、協議会において計画の着実な 進捗に向けたフォローアップが不足していた面は否めず、協議会の会長として大変心苦しく 思っているところでございます。

地域公共交通を取り巻く利用者ニーズ、交通事業者の状況、行政の財政状況等は変化いた しますので、今後、協議会において行う前期計画の検証・評価を詳細に整理し、その効果や 改善の方向性を把握いたしまして、今後5年間で目指す方向性を定め、豪雨災害からのまち づくり全体の復旧段階に応じた本市の地域公共交通体系の在り方を、明確にする計画を策定 してまいります。

具体的には、本市が進めるスマートシティとも深く関連をしてまいりますが、交通空白地域における移動手段の確保、また、現在の乗合タクシーに置き換える施策として、AIを活用した予約型のデマンド交通の導入といったものがございます。また、自家用有償旅客運送、これはバス・タクシー事業に代わる輸送手段として、市町村やNPO法人等がいわゆる白ナンバー車両を用いて提供する輸送サービスのことでございますが、こういった制度の活用が地方の抱える公共交通問題の解決策の1つとして主要な取組になってくることも想定されます。

いずれにいたしましても、今後も多様化するニーズを念頭に、人吉市地域公共交通活性化協議会におきましてあらゆる資源を総動員し、持続可能で多くの方に利用していただけるような本市交通体系の構築を目指してまいりたいと存じます。また、行政や事業者のみならず、市民の方々にも積極的に携わっていただけるような体制づくりも考慮し、様々な協働のもとで取組を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 積極的にという御発言がございましたけれども、大変期待するところ でありますけれども。もう1つ、要望というかお願いごとがございますけれども、協議会の メンバーの皆さん方、どうか一度、協議会を開かれたときに、実際に利用していただくとい

う機会をつくっていただくと、よく分かられるんじゃないかと思います。現在、大畑方面の 乗合タクシーの皆さん方、往々にいわれるのが「4時半のバスがほしい」と、乗合タクシー の帰りです。人吉市から、水ノ手橋から帰るやつがほしいと、4時半、これがなかなか難し いみたいだということでありますけれども、これは1つだけをいうんでなくて、ほかの6路 線についても聞いていただくと、様々な時間についてのお願いごとがあると思います。そう いったことも踏まえて大変期待をしておりますので、そして実現していただく、具現化して いただくことが、田舎のおばあちゃん、おじいちゃん、そして私ども年を取ります、自給自 足で生きていかなくてはいけないというような自治体にならないように、今が勝負どころだ と思っておりますので、期待をするところでありますので、どうぞよろしくお願いしたいと 思います。

では、次に入ります。併せまして、この発展計画から、生活環境の整備ということで通告をしておりますが、これは内容的には空き家対策についてであります。空き家対策につきましては、先ほども空き家バンクでございましたけども、今回は、例えば相続者が見つかっていない場合などございますよね、その対応について、まずお聞きをしておきたいと思います。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

本議会に上程しております人吉市過疎地域持続的発展計画におきまして、「6、生活環境の整備」の「現況と問題点」の1つとして、空き家の増加や長期間放置されることによる周辺環境への悪影響を上げ、人吉市空き家等対策計画に基づき、その対策を講じることとしております。

空き家対策でございますが、まず、老朽化による倒壊、樹木・雑草の繁茂などの問題により周辺環境へ悪影響を及ぼす空き家につきましては、近隣の方などからの御相談を端緒とし、 所有者を確認し、適正管理をお願いする文書の発出を行っております。

適正管理をお願いしたにもかかわらず、改善が見られず、市民生活環境に重大な影響を与える空き家、特定空き家等につきましては、空き家等対策特別措置法に基づき、人吉市空き家等対策計画に定める手順により助言または指導、勧告、命令を経て行政代執行の措置を取ることができるようになっております。中には、議員御指摘のとおり、所有者の死亡やそれに伴う相続放棄等により所有者不明、不存在となる空き家もございます。所有者不明、不存在の空き家が、先ほど御説明いたしました市民生活環境に重大な影響を与える空き家、特定空き家等と認定された場合、助言、指導、勧告、命令ができないため、過失がなく、その措置を命ぜられるべき者を覚知できない場合として、公告を前提とした代執行、略式代執行の措置を取ることとなります。

以上、お答えいたします。 (「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 **信八郎君**) 12番。井上光浩議員。

O12番(井上光浩君) 特定空き家等と認定された場合ということでございますけれども、老

朽危険空き家等除却促進事業、本市において実績や、今、現状として執行が行われたのかということでお聞きをしておきたいと思います。

〇市民部長(丸本 縁君) お答えいたします。

老朽危険空き家等除却促進事業補助金は、管理が不適切で倒壊や部材の飛散等の事故、火 災及び犯罪の発生の可能性のある老朽した危険な空き家等の除却を促進し、市民の安全かつ 良好な生活環境の保全を図るために、当該老朽危険空き家等を除却するものに対し補助金を 交付するもので、令和2年度に創設されております。

老朽危険空き家と判定された建物を対象とし、解体工事総経費の10分の8を対象経費として、その5分の2を、30万円を上限に補助するものでございます。これまでの実績でございますが、令和2年度が3件、令和3年度が3件、令和4年度が9月12日現在までで2件の老朽危険空き家が、この補助金を活用して除却解体をされております。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。

O12番(井上光浩君) これにつきましては、今後増えていくであろうという予想が安易に立てられると思います。この件については、これも重要な案件になりますが、やはり予算措置、財政的に苦しいものがあるわけですね。そういったことについては、今からこの計画を定められるわけですけれども、発展計画の中で国・県と精査しながら進めていただく案件だと思いますので、空き家対策は永遠のテーマになってくると思います。そのことを御理解いただきたいと思っております。

それでは、次に入ります。

この後は災害予防対策ということで、まず復興建設部長にお聞きをしておきたいと思います。私どもは中山間地で大変急傾斜がたくさんあるところに生まれ育ちましたけれども、急傾斜や地すべり等の危険地域について、どうしても災害が発生しないと対策を講じられないと私は思っています。また、地域住民もそのような認識を持たれる方も多うございます。

そこで、減災という質問もございましたけれども、もっと予防対策を充実させていかなければならないのではないかと思っています。地すべりが起こるだろうという傾斜地と急傾斜地は違うとは思いますけれども、これについての対応、予防策を充実させていかなければいけないという観点から、まず、この点についての見解をお聞きしておきたいと思います。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) それでは、お答えいたします。

急傾斜地対策等の土砂災害対策につきましては、土地所有者において実施していただくことが原則となっております。しかし、人命や一定の財産等に被害が及ぶ可能性が高い場合は、行政がハード対策を行います。しかしながら、ハード対策には膨大な費用と時間が必要となりますので、住民の避難等につながるソフト対策も重要となってまいります。

そのため、市では土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、それからイエローゾー

ンについて、住民の皆様へ周知を行うとともに、区域内にある要配慮者利用施設の避難確保 計画策定、レッドゾーンから住宅移転の促進など、様々なソフト対策を進めております。

議員御指摘の、予防対策といたしましては、急傾斜地対策等の土砂災害対策に、県と市で協力しながらハード・ソフト対策を両輪として取り組むことが重要であると考えているところでございます。なお、地域からのハード対策の要望につきましては、県や市に御相談いただければと存じます。

以上、お答えいたします。 (「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) ここに、市内の皆様にお配りされた、土砂災害による不安を解消しませんかというお知らせをいただいております。私も執行部からいただきました。これを読みますと、土砂災害のおそれが高い箇所における被害想定範囲を公表しますということでありますけど、この中に、人吉市は急傾斜数が187、土石流箇所数が71のうち、地すべり箇所が3と記されておりまして、合計が261記されております。ただし、先ほど部長が言われましたように、ソフト面ということでございまして、下に家屋があった場合は早期に避難勧告、避難をしていただくということで、そういう対策を充実しましょうということでソフト面の場合は理解しておいていいんでしょうか。
- ○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

そのように理解していただければと思っております。

以上、お答えいたします。 (「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) そうなんですよね。そういうふうに私も理解しておりましたので、この計画については、本当に総合的にやらないといけないような計画になっていると、私は読み込んだときにそう思ったんですが。

それでは、地すべりの可能性がある箇所は、今現在でどのくらい人吉市にあるのでしょうか。今、把握されている分だけでいいです。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

人吉市地域防災計画書で示されています市内の地すべり危険箇所におきましては、瓦屋町と合ノ原町にまたがる与内山区域、西大塚の下下須区域、東大塚町の大塚区域、西大塚町の下小野区域の4か所となっております。また、土砂災害防止法に基づき、地すべりによる土砂災害が発生するおそれがある箇所として、熊本県で地形等を調査中のところが2か所ございます。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 **信八郎君**) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 把握された部分は、今申された箇所ですけれども、実は、住民の人た

ちが危険だなと思われる箇所は別にも存在すると思います。その把握については、非常に難しい部分もあると思いますが、防災会議等々も、ここ近年、なかなか開かれていなくて、これについてはデータもそろえにくいという状況でありますので、これについても細部にわたって情報収集をお願いしたいと思います。やはり、コロナ感染によって防災会議がもともと開かれなかったという状況でありますから、このこともこの場で申し上げておきたいと思います。

それでは、急傾斜崩落防止工事における、県と連携するわけですけれども、実績はどのくらいありましたか。そして、課題等もあると思いますが、これについて実績と課題についてお聞きをしておきたいと思います。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) それでは、お答えいたします。

熊本県においては、急傾斜地崩壊危険区域に指定された田町の人吉乳児保育園周辺の裏山のり面、中神町字段の市営中原団地周辺の斜面、西間下町、古仏頂町、木地屋町において、 急傾斜地崩壊対策工事の実績がございます。現在は、井ノロ町の急傾斜地崩壊危険区域において熊本県が事業を進めているところでございます。

課題としましては、現在事業中の箇所ではございませんが、急傾斜地崩壊対策工事を実施する箇所の土地は、土地所有者から県に無償で提供していただく必要があり、土地に相続が発生している場合や受益者と土地所有者が異なる場合については土地の取得が困難となり、工事が実施できない場合があるなどの課題があるということでございます。

以上、お答えいたします。 (「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。

O12番(井上光浩君) ここにも相続や債権が出てまいりますね。そういった問題が出てくるということは予想だにできますけれども、やはり私が心配しますのは、住民の皆さん方が危ないなというところは、熱海市は人的な土石流事故でありましたけれども、ああいったものが報道されておりますし、実際起きておりますので、ああいったことが頭に浮かばれるんですね。あの辺は危ないんだけどね、ここは地が割れているけどな、そういった問合せもありますし、実際見て回りました、市職員の皆さん方も来ていただきましたけれども。そういったことについて、急傾斜だけではなくても対応できるものがあるのではないかと思います。

それで、今回、治水治山のほうに盛り込むことはできないのか、急傾斜地崩壊対策事業に 過疎債として盛り込んで一気にやってしまうということはできないのか。まず、盛り込むこ とができるのか、できないのか。できなければ、ほかに対策があるのか、お聞きをしておき たいと思います。

○復興建設部長(瀬上雅暁君) お答えいたします。

熊本県県営治山事業におきまして、保安施設事業の中に民有林補助治山事業の山地治山総合対策によります緊急予防治山事業と、同じく、保安施設事業の中に農山漁村地域整備交付

金事業の森林基盤整備によります予防治山事業がございます。

緊急予防治山事業における事業内容といたしましては、地域における減災に関する取組と 併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために、緊急的に行う後背危険山地の崩壊等の 予防を行うものでございます。

続きまして、予防治山事業における事業内容といたしましては、地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う後背危険山地の崩壊等の予防、山地災害危険地区及び雪崩危険箇所の指定及び見直しに必要な調査を含むものがございます。

どちらの事業も採択基準がございまして、基準を満たすことが条件となっておりますので、 現地調査等を行いまして、市として要望を行ってまいります。

次に、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、崖の高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上、保全人家等戸数が5戸以上と、一定の要件を満たす必要がございます。しかし、事業採択の要件に満たない場合は、1回目の答弁でいたしましたように、住民の避難等につながるソフト対策等を、県と市で協力しながら取り組むことが重要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 今回は3点につきまして、人吉市過疎地域持続的発展計画について今回上程されておりますけど、私が注目した部分をお聞きをいたしました。やはり、このことにつきましても、総合的に取り組んでいただかないとことは進まないのではないかなと思います。

今回の一般質問は、私を含めて13人登壇いたしましたけれども、1点だけ気にかかる点がございました。住民説明会の在り方、住民説明会をやる予定だけれどもやれなかったといったことが答弁の中にあったようです。やれなければやれない理由があるはずですので、それはそれとして、やはり住民説明会の重要性は大事なものがあると思います。課題のあぶり出し、課題を把握すること、そして解決に一番大事なのは住民説明会で説明をすることと私は、今回の一般質問の中で皆さん方のやり取りを聞いていたところです。住民説明会については慎重かつ細やかにやっていただきたいと思っております。

そこで、市長には、最後に総括してということで通告はしておりましたので、お許しをいただいて、今回は人吉市過疎地域持続的発展計画の中で私が注目するところをお聞きしましたけども、全体的に今後どう取り組んでいこうか、過疎債の利用もあるでしょう、起債もあるでしょう、そういったことについてのお考えを最後にお聞きをしておきたいと思います。

〇市長(松岡隼人君) お答えいたします。

今議会に提案いたしております人吉市過疎地域持続的発展計画は、総合計画に包含された

計画であり、持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力のさらなる向上を目指 す計画でございます。

本計画を策定することにより、過疎対策事業債――いわゆる過疎債ですね――が活用できることとなり、例えば関係人口の創出による移住者の増加、自治体DXによる革新的な技術の創出や情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題解決に資する動きを強力に推進させることが可能になるなど、国からの支援措置による影響は大きなものになると認識いたしております。

過疎債の活用には、財政的なメリットがあるものの、一方で将来的な負担となることには変わりはないところでございますので、その運用につきましては、推進すべき事業の取捨選択や優先度を見極めながら進め、健全な財政運営にも努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(西 信八郎君) 12番。井上光浩議員。
- O12番(井上光浩君) 過疎債が使えるという表現は適切ではないかもしれませんけど、財政的に少し無理が来ている状況で、これを使うことによってできなかったことができる、手を付けられなかったことが手を付けられるようになれると私は思っております。ただ、借金を増やせと言っているわけではありません、適材適所でやっていくべきだと。ただ、この計画を見ていくならば、大変広うございますから、第6次総合計画とリンクしているということは一目瞭然であります。大変難しいかじ取りになるとは思いますけれども、今後とも鋭意精査していただきたいと思います。

また、中核工業用地にも企業が決まりました。そのほかにも、もう1つ企業が進出ということは聞き及んでいらっしゃると思いますけれども、そういったよい報告もできる将来でありますので、ここで踏ん張っていっていただければと思います。要は信頼関係で進めていかなくてはならない時期が来ておると思っておりますので、その辺を要望しまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(西 信八郎君) 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第20 議第69号

〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第20、議第69号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑を行います。

議第69号について、質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、議第69号についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第70号

〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第21、議第70号人吉市消費生活センターの組織及び運営

等に関する条例及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑を行います。

議第70号について、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ないようですので、議第70号についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第71号

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第22、議第71号財産の取得についてを議題といたします。 質疑を行います。

議第71号について、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ないようですので、議第71号についての質疑を終了いたします。

日程第23 委員会付託

〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第23、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第51号から議第71号までを一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長(北島清宏君) それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和4年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付 託事項表のとおりでございます。

なお、一般会計補正予算案の議第51号につきましては、2ページの [別記1] に記載のと おり、それぞれ各委員会付託でございます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

	H 212 (F1) 11 1 21 1	
議第51号	令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号) 各委 [5	別記1]
議第52号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第53号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第54号	令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第55号	令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第56号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第57号	令和3年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につい	
	て	厚生
議第58号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定	
	について	厚生
議第59号	人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定につ	
	いて	総文
議第60号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に	
	ついて	総文
議第61号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制	
	定について	総文
議第62号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第63号	人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正す	
	る条例の制定について	厚生
議第64号	人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第65号	人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例	
	の制定について	経建
議第66号	財産の取得について	総文
議第67号	人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	総文
議第68号	川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議について	経建
議第69号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	
	の制定について	厚生
議第70号	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福	
	祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第71号	財産の取得について	経建
_		_

[別記1]

議第51号 令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)				
○予算委員会 第1条		歳入予算の補正(全款)		
	第3条	地方債の補正		
○総務文教委員会	第1条	歳出予算の補正		
		1款 議会費		
		2款 総務費(1項1目18節 交付金、2項 徴税		
		費及び3項 戸籍住民基本台帳費を		
		除く)		
		9款 消防費		
		10款 教育費		
		11款 災害復旧費(4項 文教施設災害復旧費)		
		13款 諸支出金		
		14款 予備費		
	第2条	債務負担行為の補正 (2款 総務費)		
○厚生委員会	第1条	歳出予算の補正		
		2款 総務費(1項1目18節 交付金、2項 徴税		
		費及び3項 戸籍住民基本台帳費)		
		3款 民生費		
		4款 衛生費		
○経済建設委員会	第1条	歳出予算の補正		
		6款 農林水産業費		
		7款 商工費		
		8款 土木費		
		11款 災害復旧費(2項 農林水産施設災害復旧費)		

O議長(西 信八郎君) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時55分 散会

令和4年9月第5回人吉市議会定例会会議録(第5号)

令和4年9月28日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和4年9月28日 午前10時 開議 日程第1 議第59号 人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例 -の制定について 日程第2 議第60号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について 日程第3 議第61号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正す - 総文 る条例の制定について 日程第4 議第62号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について 日程第5 議第66号 財産の取得について 日程第6 議第67号 人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて 議第63号 人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一・ 日程第7 部を改正する条例の制定について 日程第8 議第69号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改 - 厚生 正する条例の制定について 日程第9 議第70号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及 び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定 について 日程第10 議第64号 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について -日程第11 議第65号 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業 施行条例の制定について - 経建 日程第12 議第68号 川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協 議について 日程第13 議第71号 財産の取得について 日程第14 議第51号 令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号) — 各委 日程第15 議第52号 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) 日程第16 議第53号 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 257 -

日程第17 議第54号 令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議第55号 令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)

厚生

(第1号)

日程第19 議第56号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第20 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第21 復興まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

日程第22 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第23 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程 議第72号 財産の取得について
- ・追加日程

議第73号 令和3年度人吉市歳入歳出決算認定について 報第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程 令和3年度決算特別委員会の設置について

• 追加日程

発議第9号 人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

3. 出席議員(17名)

1番 松村 太君 2番 徳 川 禎 郁 君 3番 池田芳隆君 4番 牛 塚 孝 浩 君 5番 西 洋子君 6番 宮 原 将 志 君 高 瀬 堅 一 君 8番 9番 宮 﨑 保 君 10番 平 田 清 吉 君 11番 犬 童 利 夫 君 12番 井 上 光 浩 君 豊永貞夫君 13番 14番 福屋法晴君
 15番
 本村
 令斗
 君

 16番
 田中
 哲君

 17番
 大塚則男君

 18番
 西信八郎君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松岡 隼 人 君 副 市 長 迫 田 浩 君 教 育 長 波 典 明 君 志 総務部長 永 田 勝 E 君 君 復興政策部長 浦本 雄 介 復興政策部政策統括監 小 林 敏 郎 君 市民部長 丸 本 縁 君 健康福祉部長 渕 上 麻 美 君 経 済 部 長 溝 口 尚 也 君 雅 復興建設部長 瀬 上 暁 君 久 若 杉 復興建設部長 生 君 (復興担当) 総務部次長 立場 康 宏 君 総務課長 森 下 弘 章 君 秘 書 課長 上 村 英 明 君 会計管理者 徳 澄 賢 次 君 水道局長 敦 秋 永 君 教 育 部 長 小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長 君 北 島 清宏 長 桒 原 亨 君 次 平山 庶 務 係 長 真理子 君 記 税所昭彦 君 **〇議長(西 信八郎君)** おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

それでは、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第59号から日程第6 議第67号まで

○議長(西 信八郎君) 日程第1、議第59号から日程第6、議第67号までを議題とし、総務 文教委員長の報告を求めます。(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

6番。宮原将志議員。

○6番(宮原将志君) (登壇) おはようございます。総務文教委員会に付託されました、日程第1、議第59号から日程第6、議第67号の6件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第59号人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、条例の全部を改正するものです。

従来の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なることとなっていました。今回の改正により、適用される法令を個人情報の保護に関する法律に一本化し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体の個人情報保護に関する規律を統一することとなっております。これにより行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は廃止され、地方公共団体が制定している個人情報の保護に関する条例についても、令和5年4月1日より法が直接適用されることに伴い、現行の人吉市個人情報の保護に関する条例を全部改正し、法で委任された事項を定める人吉市個人情報保護法施行条例を制定し、適用することとなります。なお、この条例に伴い、関連する条例改正が7本あっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第60号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員に準じて育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

改正の目的ですが、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するための制度改正が行われてきました。

今回は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、令和4年10月1日施行の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、育児休業の取得回数制限の緩和を行うものです。

審査の過程において委員から、管理職はこの内容についての研修等は受けたのかとの質疑に、既に育児休業に入っている職員が対象となるため、総務部門で話を受け、担当課長に内容の説明等をする。また、年度当初には、庶務担当、係長には説明会を行っており、機会があるごとに随時説明をしていきたいと考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第61号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されたことに準じて、条例の一部を改正するものです。

改正の内容については、現在、常勤の非常勤職員は、勤務日数が18日以上ある月が引き続いて12月を越えなければ退職手当が支給されていませんでした。

しかし、今回の条例改正により、例えば、勤務日数、すなわち、平日が18日しかない場合が改正後の第2条第2項にある「20日に満たない日数にあっては」という場合になり、20日から18日を引いた2日を18日から引いて16日が職員みなし日数となります。何らかの理由により欠勤等が生じた場合であっても、16日以上勤務すれば退職手当の通算月数としてみなされることとなります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第62号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、旧田野小学校の跡地の売却に伴い、人吉市田野テニスコートを廃止するため条例の一部を改正する ものです。

審査の過程において委員から、企業側から申し入れがあって大分期間がたってから関連団体に連絡をしているようだが、なぜその間連絡がなかったのか。また、条例改正について関連団体へのフォロー等は十分なのかとの質疑があり、情報自体は、人吉テニス協会、人吉ソフトテニス協会には事前には連絡が行っていなかった。8月中旬に両協会の役員に商工観光課、社会教育課から今回の経緯について説明会を実施した。その中で、コート数が少なくなる中で、代替施設の話等をいただいた。村山公園テニスコートの8面のうち2面が人工芝ではなく土のコートになるため、整備の要望等の話が出たとの答弁があっております。

また委員から、条例改正により村山公園のテニスコートの運用についてもしっかり検討を していただきたいという要望があったので、ぜひこちらもよろしくお願いしたいとの意見が 出されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第5、議第66号財産の取得については、防災ラジオの購入において予定価格が2,000

万円以上となることから、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の購入については、防災ラジオ配布開始後1年で転入されてきた世帯や新規世帯が約200世帯あったので、緊急防災・減災事業債を活用し、5年間の1,000台を購入するものです。

執行部から防災ラジオの現在の配布状況について説明があり、8月26日現在で一般世帯1万1,135台、事業所378台配布している。このことを踏まえ、9月1日の世帯情報をもとに転入世帯も含め、まだ配布できていない世帯に9月8日付で世帯主宛に2,911通を発送し、9月12日から16日までに約400世帯が受け取りに来ていただいたとの説明がありました。

審査の過程において委員から、これまで転出者の回収はどれぐらいあるのか。回収した分を含めたら購入台数も減るのではとの質疑に、転出時に回収した台数は180台、これまで配布してきて雷等で故障し使えなくなったものもある。そういった方への代替えとして回収したものをお渡ししている。

また、使用状況や保管状況によっては、傷んだり汚れたりとなっている。そういったものを新たに転入してきた方に貸与することはと考えるところもあるし、コロナの状況で人が使用したものを貸与することを拒否されるという方もいらっしゃるとの答弁があっております。 慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第6、議第67号人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについては、人吉市過疎 地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置 法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

執行部から計画の内容や総合計画と復興まちづくり計画との連携しながらの事業展開など について説明がありました。

審査の過程において委員から、総合計画との整合性は、また県から指導等があったのかとの質疑に、総合計画と復興計画に入っているものをこの計画にも掲載することとなっている。 県との協議の中で文言や数値の修正はあったが、大幅に内容を変えるような指摘等はないとの答弁。

この計画で過疎地域からの脱却を目標に進められるのかとの質疑には、この計画は過疎地域から脱却するための計画となっている。この計画の人口での目標として、令和7年の国勢調査で3万385人という目標値を設定しているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第59号から議第62号まで、議第66号、議第67号の6件につ

いて、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第66号、議第67号は、原案可決確 定いたしました。

日程第7 議第63号から日程第9 議第70号まで

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第7、議第63号から日程第9、議第70号までを議題とし、 厚生委員長の報告を求めます。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

8番。高瀬堅一議員。

○8番(高瀬堅一君) (登壇) おはようございます。

厚生委員会に付託されました日程第7、議第63号人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議第69号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議第70号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についての3件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第7、議第63号人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を 改正する条例の制定については、本市では、平成8年に本条例が制定されております。国・ 県においては、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律、令和2年に熊本県部落差別 の解消の推進に関する条例が施行され、部落差別の解消に向けて取り組んでいます。人吉球 磨地域においては、このような問題は発生しておりませんが、県内においては部落差別事象 の発生が後を絶たず、全ての県民の人権意識の高揚が必要であることから、熊本県は県内で 部落差別の解消に向けた取組を行っているところです。

今回、本市においてもこの趣旨に沿い、さらに法の基本理念等を反映させるため、条例の 一部の改正を行うものです。

委員から、令和3年度中に報告された部落差別事象発生状況で同和地区の有無等の問合せ 3件の地域の内訳はとの質疑に対し、上益城地域、玉名地域、菊池地域であると答弁。また、改正内容に教育という内容が追加されているが、教育部との連携も取りながら進めていくのか。窓口はどこになるのかとの質疑に、教育部の人権教育と連携を取って進めていく予定である。これは国、県、市、同じように教育部門との連携をしていくことになる。問題が発生した場合の対応マニュアルについて県がモデルを示しているので、この条例改正を機にマニュアルを整え、どちらの窓口で事象を掴んだときにも適切に対応ができる体制を整えたいと考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第69号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、傷病手当金の支給を始める日が「令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間に属する場合に適用する」とされているところを「令和4年12月31日まで」に改正するものです。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間延長に合わせ、期間を延長するものです。本市としては、引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて適用期間の改正を行うことを考えているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第70号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び人吉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、センター設置に当たり名称及び住所の記載住所を改め、「麓町16番地」から「西間下町字永溝7番地1」とするものです。

委員から現状で位置が人吉市麓町16番地となっていて、分庁舎のときも含めて市民に対して、また国・県に対して業務上問題はなかったのかとの質疑に対し、条例上、位置が麓町となっており、現状と乖離が生じていたところであるが、移転するたびに広報等でお知らせをしており、市民の方に混乱を与えるような事例はなかった。国・県に対しても問題は生じていないとの答弁がありました。

委員から、条例改正については今後十分に留意されるようにお願いしたいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第63号、議第69号、議第70号の3件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第63号、議第69号、議第70号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第64号から日程第13 議第71号まで

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第10、議第64号から日程第13、議第71号までを議題とし、 経済建設委員長の報告を求めます。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

16番。田中哲議員。

O16番(田中 哲君) (登壇) 経済建設委員会に付託されました日程第10、議第64号人吉市 農村公園条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議第71号財産の取得についてまでの4件につきまして審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第10、議第64号人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和3年1月22日に、本市と高橋酒造株式会社との間で、旧田野小学校跡地等を活用した地域振興に関する覚書を締結したところでございますが、今般、事業実施に関する方向性が具体化し年内に用地を取得し、令和5年1月の工事着手に向けた計画となったことから計画に沿った手続等を今後進めるに当たり、農村公園施設の一部を廃止するものでございます。なお、敷地内にある携帯電話会社の基地局は近くに移設するよう協議を行っているとの説明があっております。

審査の過程において委員からの、トイレが撤去されたら代替施設は考えているのかとの質疑に対し、土地・建物は売却するが高橋酒造株式会社が地域交流施設を計画されており、トイレはそのまま管理してもらうようにしている。ただ、会社の敷地内となるので、御厚意で使わせていただくように話を進めていきたいとの答弁があっております。

携帯電話の基地局などの移設費用は誰が負担するのかとの質疑に対しまして、会社のほうで負担されるとの答弁があっております。

また、委員からトイレは田野活性化センターの前のトイレを改修することも検討してもらいたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第65号人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行 条例の制定についてでございますが、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた本市では、 令和3年10月に策定した「復興まちづくり計画」に基づき、災害に強く、未来への希望につ ながる復興まちづくりを推進しております。

そこで、被害の大きい重点地区の一つである「中心市街地地区」を被災市街地復興推進地域に指定し、甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、紺屋町の一部及び九日町の一部の区域において、土地区画整理事業により避難路・避難地の確保、未接道敷地の解消、住宅地の安全性の向上を図ることで災害に強いまちづくりを実現するとともににぎわいにつながる一体的な土地利用を図るものでございます。

条例で定めなければならない内容でございますが、都道府県又は市町村が土地区画整理事業を施行する場合においては、土地区画整理法第52条において施行規程を定めなければならないと規定されており、さらに法第53条により施行規程は条例で定めることとされております。また、その内容については法第53号第2項に掲げる事項とされております。

具体的には、土地区画整理事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称、土地区画整理事業の範囲などでございます。

条文の主な部分でございますが、第7条から第15条は土地区画整理審議会についてでございまして、土地区画整理事業の施行に伴い仮換地の指定や換地計画の作成、最終的には換地処分など、法に定められた処分等について整合性を持って執行するための諮問機関を法的に設置するものでございます。

第23条から第29条は、清算についてでございまして、換地に伴う工事等により施工誤差等により換地に不均衡が生じた場合に、不均衡を是正するための清算についての規定でございます。施行日については、引き続き地域の住民の方々と様々に議論を重ね、一つ一つ理解をいただいた上で事業計画を策定する予定であるので、人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日と定めているとの説明があっております。

審査の過程において委員から、換地について条文はあるのかとの質疑に対し、換地をしていく際の基準地籍の是正、施行日後の分割などをまず条例で定めて、その後に土地区画整理 審議会を設置し、換地計画を具体的に定めていくことになるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第68号川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議については、本市の区域に係る川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の一部を錦町に委託するため、協議により規約を定めるものでございます。

執行部から資料に基づき水利施設管理強化事業について事業の概要や目的などの説明がありました。事業に関する補助金の流れについても説明があり、国の補助金50%、県の補助金1%、市町村49%である。なお、県から市町村への推進交付金として別途19%交付され、実質の市町村の負担は30%となる。ただし、この19%は今後確約するものではないとのことでございました。

審査の過程において委員から、県の推進交付金が減ったら市町村の負担割合はどうなるか との質疑に、その分は市町村が負担することになるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第71号財産の取得については、西間上第一仮設団地を市営単独住宅として利活用するため、その用地を球磨郡錦町大字西字大谷742番地52、藤田株式会社 代表取締役 藤田勲氏から1億5,867万2,400円で購入するものでございます。取得用地の一覧に基づき、それぞれ団地用地、道路用地、道路拡幅用地、調整池、レクリエーションなどの広場として必要であるとの説明があっております。

審査の過程において委員から、取得予定価格の根拠と妥当性はとの質疑に対し、不動産鑑定士による鑑定評価価格を提示いただき、それを採用した。地目は全筆宅地見込地という評価であったとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。 以上、報告を終わります。 ○議長(西 信八郎君) ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第64号、議第68号、議第71号の3件について採決いたします。

お諮りをいたします。議第64号、議第68号、議第71号の3件について、経済建設委員長報告とおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第64号、議第68号、議第71号は、原案可決確定いたしました。 次に、議第65号について採決いたします。

「本村令斗議員 退席]

〇議長(西 信八郎君) お諮りをいたします。議第65号について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第65号は、原案可決確定いたしました。

[本村令斗議員 入場]

日程第14 議第51号

- ○議長(西 信八郎君) 次に日程第14、議第51号を議題とし、各委員長の報告を求めます。 初めに、予算委員長の報告を求めます。(「議長、2番」と呼ぶ者あり) 2番。徳川禎郁議員。
- ○2番(徳川禎郁君) (登壇) 日程第14、議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第3条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に8億2,223万9,000円を追加し、歳入予算の総額を213億7,351万7,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金3億9,391万円の増額補正は、原油価格・物価高騰対策など事業の追加に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や、防災集団移転促進事業費補助金の内示に伴う増額等です。

審査の過程において委員から、地域コミュニティ活動推進交付金返還金、関係人口創出支援等補助金などについて質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

〇議長(西 信八郎君) 次に、総務文教委員長の報告を求めます。(「議長、6番」と呼ぶ 者あり)

6番。宮原将志議員。

○6番(宮原将志君) (登壇) 日程第14、議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号) のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

債務負担行為の補正の主なものは、体育施設指定管理料の今年度で現在の事業契約期間が終了することに伴い、令和5年4月からスポーツパレス等のスポーツ施設の効率的な管理運営を目的として、プロポーザル方式による公募を行うための追加、給食調理業務委託料の令和5年4月からの事業実施に際し、プロポーザル方式による公募に伴い債務負担行為を設定するものです。

2款総務費の増額補正の主なものは、令和3年度鉄道事業の経常損失額に相当する経費について助成を行うくま川鉄道経営安定化補助金や、くま川鉄道、バス及び市内タクシー事業者の原油価格や物価高騰等に伴う経営支援のための地域公共交通事業者支援金(物価等高騰対策)、復興まちづくり計画に基づく球磨川を活かしたまちづくりの取組としてHASSENBAから城見庭園までをリバーアクティビティの拠点とし、にぎわいと交流の形成に向けた城見庭園利活用調査検討業務委託料や大柿地区移転団地整備等調査設計業務委託料などです。

審査の過程において委員から、地域公共交通事業者支援金の事業者への支援額はどのようにして決められたのかとの質疑に、くま川鉄道には人吉球磨10市町村で負担するということで全体で500万円支給することとなっている。負担割合として、基本額400万円に台数に応じた加算額の1台当たり20万円掛ける5台ということになる。500万円に対し本市の負担として140万1,000円が割り当てられた。バス事業者には基本額20万円、市内路線数に応じて加算額が路線当たり10万円の14路線の140万円で、計160万円となる。タクシー事業者は2社あり、1社は基本額10万円と1台2万円掛ける35台の70万円で計80万円、もう1社が基本額10万円と1台2万円掛ける36台、72万円の計82万円、2社合わせて合計の162万円となるとの答弁。

城見庭園利活用調査検討業務委託料は県の補助等はないのか、またコミュニティ機能を有した緊急避難場所ということを市長の施政方針で説明されていたが、球磨川沿いに位置していることからどういうものを想定されているのかとの質疑に、財源は都市防災総合推進事業の国の補助を受けて行うものであり、補助率は2分の1となっている。どういうものをつくっていくのかというものを委託業務の中で地域住民の方々、周辺の事業者等と話をしながら進めていくこととしている。避難場所を有するということで、川沿いにあることから垂直避難が想定されると考えるとの答弁があっております。

9款、1項消防費の増額補正の主なものは、消防施設費の令和3年度から防災ラジオを全 戸配布したことにより、町内会長宅に設置していた防災行政戸別受信機を希望に応じ撤去す る費用などです。

審査の過程において委員から、戸別受信機撤去手数料で1件当たりの撤去費用はとの質疑に、1件当たり4万9,134円となるとの答弁。戸別受信機撤去についてアンケートを取られたと思うが、撤去を希望された方とそのまま設置を希望された方は何名いらっしゃったのかとの質疑には、269台設置してあり、撤去を希望された方が67件、そのまま使用したいという方が40名いらっしゃったとの答弁があっております。

10款教育費の増額補正の主なものは、1項総務管理費の小中学校で使用している学習机の 天板が狭いため、後付けできる拡張器具を購入するもの。3項中学校費の人吉二中の生徒用 下駄箱が昭和55年の校舎新築当時のままで経年劣化により著しく破損しているため、現状の 下駄箱の廃棄処分等委託料や新たな下駄箱の購入費用、4項社会教育費、3目図書館費の当 初予算で認めていた図書館の児童コーナーの増床に伴う書架購入経費が今般の新型コロナウ イルスの影響やウクライナ情勢等により価格が高騰したことによるものや、6目カルチャー パレス費のカルチャーパレスコミュニティ棟の会議室貸出し再開に向けて不足している机と 椅子を購入するもの。6項学校給食センター費のコロナ禍において高騰する食材費の増額分 について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能となったことか ら、学校給食食材費助成金として人吉市学校給食センター運営委員会に対し補助するものな どです。なお、人吉二中の生徒用下駄箱については、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、机の天板拡張器は小中学校全児童の数なのかとの質疑に、小学3年生以上の児童・生徒1,957名分との答弁。カルチャーバレスの備品購入は主に椅子という説明だったが内訳については、また使用は貸出用の会議室で使用するものになるのかとの質疑に、折り畳み机を64台、折り畳み椅子を90脚購入予定であり、貸出用の会議室で使用を予定しているとの答弁があっております。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費の補正の主なものは予算の組替えで、人吉市指定文化等財保存活用専門会議での指導による北外曲輪石垣図化測量業務の追加に伴う工事請負費の減額です。なお、人吉城跡北外曲輪については現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) 次に、厚生委員長の報告を求めます。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

8番。高瀬堅一議員。

○8番(高瀬堅一君) (登壇) 日程第14、議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算(第

6号)のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、18節負担金、補助及び交付金は、 人吉市町内会長連合会に交付する地域コミュニティ活動推進交付金28万8,000円の増額補正 です。昨年度実施予定であった視察研修を新型コロナウイルス感染症の影響により今年度へ 延期したことに伴う旅費及び日当18人分の追加分です。2項徴税費、2目賦課徴収費、12節 委託料687万5,000円の増額は、地方税共通納税システム税目拡大に伴うシステム改修委託料 です。

委員から地方税共通納税システムとはどういったものか、マイナンバーカードとの連携も検討されているのかの質疑に対し、令和元年10月から運用が開始されているシステムであり、地方税共同機構が各自治体から負担金を集めて運営している。現状では、事業所が法人市民税及び住民税の特別徴収についてこのシステムを利用して納付することができる。今回のシステム改修により個人の納税の利便性を向上させるため、固定資産税、軽自動車税についてQRコードを付けて納付書を全国共通化するものである。現在は銀行等のシステムを利用して納税しているが、これからは銀行等がQRコードを読み込み、このシステムを経由して納税することとなる。現時点ではマイナンバーカードとの連携は考えられていないとの答弁がありました。

委員から、便利になっていくが高齢者への配慮をお願いしたいとの意見がありました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費を5,711万5,000円増額しています。そのうち18節負担金、補助及び交付金3,890万円の増額補正は、住まいの再建支援件数の増加に伴うものです。

委員から、住まい再建支援金の内容はとの質疑に対し、熊本県の球磨川流域復興基金交付金を活用し、建設型仮設住宅、みなし仮設住宅に入居中で、民間賃貸住宅で生活再建を決定された方に20万円、公営住宅で生活再建を決定された方に10万円を支給し、また、自宅再建を含め、現在の仮設住宅から引っ越しをされた際の引っ越し費用として10万円を助成するものであると答弁。

2目心身障害者福祉費、調査員報酬10万4,000円の増額補正について委員から、生活のしづらさなどに関する調査が6年ぶりに実施されるが、その調査方法はとの質疑に対し、調査員が調査対象地区を回り、該当者がおられた際に調査票をお渡しし記載方法等の説明を行い、郵送で直接国へ提出していただく。調査結果が今後の国の施策に反映されることになるとの答弁がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金4,625万9,000円の増額補 正は、水道事業特別会計への繰出金です。これはコロナ禍において原油価格、物価高騰の影響を受ける市民や事業所の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨 時交付金を活用して水道料金の一部を減免することとし、減免影響額を水道事業特別会計へ 繰り出すものです。

委員から、これまでに物価高騰対策として水道料金等の減免を実施した実績はあるのかの質疑に対し、記録が残っている範囲では実績は見られない。今回は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があるため、このような対策を実施することができるものであるとの答弁がありました。また、今後も新型コロナウイルス感染症の状況が続くようであれば、有効な交付金等を活用して、ほかにもできる手立ての検討をお願いしたいとの意見がありました。

2目予防費、11節役務費、手数料900万円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種予約調整等に係る受託医療機関への事務手数料です。12節個別接種委託料7,070万円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種拡大及びオミクロン株対応ワクチン接種に係るものです。

5目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金の飲料水供給施設等整備補助金206万円の増額について委員から、作業道の横に配水管を設置されるとのことだが、埋設されるのかとの質疑に対し、埋設せず路肩上に設置予定であると答弁がありました。また、維持管理についても適切になされるようお願いしたいとの意見がありました。

上水道未使用者等支援交付金96万4,000円の増額は、物価高騰対策として申請のあった上 水道未使用者に対し交付するもので、個人350件、事業所50件分の積算となっています。

委員から、上水道未使用者等支援交付金の対象となる個人や事業所は把握できているのか。 また、個人や事業所に支払うのか。申請されない方への勧奨についてはどのように考えているのかに対し、対象者は把握していない。上水道の普及率97.8%から逆算して対象者数を推計している。事業所についても同様に推計している。上水道未使用者等支援交付金は申請された個人や事業所に支払う予定としている。周知については広報やSNSを活用して、漏れがないように取り組みたいと考えていると答弁。

2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備補助金は、 例年に比して申請件数が多いため増額補正するものです。し尿汲み取り料金支援補助金及び 浄化槽管理料等支援補助金は、物価等高騰対策として水道局が実施する下水道料金の減免の 対象とならない下水道未使用者等への補助金です。

委員から、し尿汲み取り料金支援補助金、浄化槽管理料等支援補助金は個人に支払う仕組 みなのかに対し、し尿汲み取り業者及び浄化槽管理業者が直接利用者に補助の内容を説明し 実施することとなるので、補助金は業者に支払うこととなるとの答弁。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) 次に、経済建設委員長の報告を求めます。(「議長、16番」と呼ぶ

者あり)

16番。田中哲議員。

O16番(田中 哲君) (登壇) 日程第14、議第51号令和4年度人吉市一般会計補正予算(第6号)のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の補正は18節負担金、補助及び交付金で中山間農業モデル地区支援事業補助金の減額でございます。本事業は中山間地域において持続可能な農村を目指すモデル地区を設定し、その地域自らが作成する「モデル地区農業ビジョン」づくりを支援するとともに、そのビジョンに基づき施設や機械の整備などを支援するものでございます。大畑麓地区におきまして令和2年度から4年度までの3か年の取組として行っているものでございまして、今年度が最終年度となります。

今回の減額補正は1,220万3,100円の要望に対し、422万6,000円の交付決定となったことによる減額でございます。

農家支援補助金(物価等高騰対策)の増額は、新型コロナウイルス感染症の蔓延や世界情勢の変化等の影響により、牛などの餌に使用する飼料や農業機械・施設園芸栽培などで使用する燃料等の価格が高騰し、農家の生産経費の高止まりが続いていることから、経営農家の維持・安定と負担軽減を図るため、畜産農家、耕種農家に対し新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、経費の一部を助成する市単独の支援策でございます。個人経営体には1経営体当たり一律5万円、法人経営体には1経営体当たり一律10万円を交付する予定でございます。さらに畜産農家に対しては飼養頭数、羽数に応じて1経営体当たり20万円を上限額として上乗交付する予定があるとの説明があっております。

5目農地費、18節負担金、補助及び交付金で国営川辺川総合土地改良事業負担金の増額は、本事業が昭和58年度から開始し今年度事業完了予定で、これまでに要した事業費のうち負担割合に応じた額を熊本県へ負担するものでございます。概算事業費の9割を今年度負担するもので、残りについては来年度事業費が確定した後、負担することになっているとの説明があっております。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の増額補正は、12節委託料で関係人口創出・拡大業務委託料は、県の関係人口創出支援等補助金を活用し、まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」のレンタルキッチンでのオンラインクッキングを手始めに、関係人口創出事業を行うものでございます。

審査の過程において委員から、関係人口創出事業の内容の詳細はとの質疑に対し、くまりばのレンタルキッチンを使ってオンラインクッキングを配信するもの。内容はキクラゲ、シイタケ、焼酎といった人吉の食材を事前に参加者に発送し、それを利用したオンラインクッキングを行うもの。1回当たり7名で3回実施予定。参加された方にはSNS等で情報を発

信していただくこと。使用する食材を送る際に生産者の声などを一緒に届けたいと考えているとの答弁があっております。

さらに委員から、この事業は今回だけなのか。将来も実施するのか。直接くまりばに来てもらうなど拡大されるのかとの質疑に対しましては、継続してやっていきたいと考えている。今回はくまりばにレンタルキッチンがあり、オンライン配信ができる設備があるので手始めとして実施するもので、今後くまりばの施設を使って関係人口創出事業をやっていきたいと考えているとの答弁があっております。

13節使用料及び賃借料の増額は、仮設商店街モゾカタウン人吉駅前を1年間延長するためのプレハブ等借上料でございます。

審査の過程において委員から、モゾカタウンの1年延長ということであるが、くまりばの モゾカタウンはどうなるのかとの質疑に対し、くまりばの3棟は今年12月で退去される予定 で、プレハブは撤去するとの答弁。さらに委員から3軒の移転先は決まっているのかとの質 疑に対し、くまりばの近くに再建されたり、店舗を移転されたり、元の場所に再建を考えて おられるとのことであるとの答弁があっております。

18節負担金、補助及び交付金の増額のうち事業復活支援給付金(物価等高騰対策)は、国の事業復活支援金又は熊本県事業復活おうえん給付金(豪雨型)を受給された事業者の方を対象に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ及び原油価格や物価高騰の影響により苦慮する事業者の持続的発展を支援する目的で、国・県からの給付状況に合わせ、市の支援事業として給付金の上乗せを図るものでございます。

3目観光費、18節負担金、補助及び交付金の増額のうち、くまモンタウン構想支援補助金は県のくまモン活用地域資源創出補助金を活用し、くまモンを活用した宿泊・食・体験等の新たな地域資源の創出、またその磨き上げを行い、交流人口の増加や地域の魅力発信を行う取組への支援を目的にしており、事業を行う地元実行委員会である人吉温泉観光協会に地元負担金の一部を補助するものでございます。本構想は今後3年計画で、県全域にくまモンに触れあえる拠点を増やす「くまモンランド化構想」の一環で、くまモンタウン構想支援の県内第一号として取り組むものでございます。

審査の過程において委員から、くまモンタウン構想は、人吉球磨全市町村で取り組むのか との質疑に対し、今回は人吉市の区域内で行う。県としても3年計画であるので、まずは人 吉で始めて、次年度は球磨郡、八代などと広げていくよう計画されている。まずは人吉で成 功させていきたいとの答弁。

さらに、委員から人吉に限定して効果があるのかとの質疑に対し、くまモンブランドは効果が高い。今回は宿泊・食・体験ということで、宿泊についてはホテルにくまモンルームをつくり、食はくまモンに絡んだ新商品を出す。体験については球磨川下り、ラフティング等にくまモン人形を乗せることなどを考えている。インバウンドでも今から準備をしていかな

ければならない。海外でもくまモンブランドは衰えていないので、県と歩調を合わせながら、 まずは人吉でやっていきたいとの答弁があっております。

委員から、人吉球磨一つとなって取り組んでいくような体制を進めていただきたいとの意 見があっております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の補正は、18節負担金、補助及び交付金の 危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金及び被災宅地復旧支援事業補助金の増でございま す。

審査の過程において委員から、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金は何件分なのか との質疑に対し、撤去費が3件で60万円、新設費が3件で60万円であるとの答弁があってお ります。

また委員から、被災宅地復旧支援事業補助金は何件分かとの質疑に対し、件数は1件分であるとの答弁。さらに委員から、複数申請が出てきたらどうするのかとの質疑に対し、現在相談が1件あっており、1件分で計上している。今後申請がなされたら当初予算の残りで対応したいとの答弁があっております。

2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、12節委託料の増額は、都市防災総合推進事業に係る市内全域に係る効果的な避難路を整備するための測量設計業務委託でございます。なお、 大畑麓町の市道大畑麓線につきましては、現地視察を行っております。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、7節報償費の増額は、青井地区、中心市街地地区 の復興まちづくり推進協議会における報償費でございます。

4目街路事業費、12節委託料は、復興まちづくり計画に基づき避難路ルートの確保、良好な景観形成等も視野に市の骨格道路として整備する紺屋町南町線及び下林柳瀬線、両都市計画道路の予備設計に伴うものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨などにより被災した農業用施設などの復旧に係るものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第51号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西 **信八郎君**) 異議なしと認めます。

よって、議第51号は、原案可決確定いたしました。

午前11時00分 休憩

午前11時16分 開議

〇議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第15 議第52号から日程第19 議第56号まで

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第15、議第52号から日程第19、議第56号までを議題とし、 厚生委員長の報告を求めます。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

8番。高瀬堅一議員。

○8番(高瀬堅一君) (登壇) 厚生委員会に付託されました日程第15、議第52号令和4年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)から日程第19、議第56号令和4年度人 吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの5件につきまして、審査の結果の主 なものを報告いたします。報告が5件ですので少々時間を要しますが、よろしくお願いをい たします。

まず、日程第15、議第52号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ40億7,907万6,0000円とするものです。

歳入、7款、1項、1目一般会計繰入金の659万円の増額は、人事異動等に伴う人件費の 増額に伴うものです。

8款、1項繰越金1億9,397万5,000円の増額は、令和3年度からの繰越金です。

9款諸収入、4項雑入、6目、1節一般被保険者診療報酬精算金1,177万4,000円の増額は、 熊本県国民健康保険団体連合会に支払った令和3年度の診療報酬の精算に伴い返還されるも のです。

歳出の5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員に係る社 会保険料の組替えです。

8款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金438万5,000円の増額は、令和3年度の出 産育児一時金に係る一般会計繰入金を精算するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第16、議第53号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ6億2,400万2,000円とするものです。

歳入の4款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を1,191万6,000円を増額しております が、これは令和3年度からの繰越金です。

歳出の2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金 1,131万4,000円の増額は、令和3年度の被保険者保険料の負担金を精算するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第54号令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,321万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,906万9,000円とするものです。

歳入の8款、1項、1目繰越金3億719万3,000円の増額は、令和3年度実績に基づく繰越 金の確定によるものです。

歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費789万8,000円の増額は、人事異動に 伴う補正です。

5 款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費933万2,000円の 減額は、人事異動等に伴うものです。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1億144万7,000円の増額は、令和 3年度介護給付費等に係る国庫支出金及び県支出金並びに支払基金交付金の精算に伴うもの です。

7款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金3,511万3,000円の増額は、令和3年度介護給付費等に対する一般会計繰出金の精算に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第55号令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)は、収益的収入及び支出は第2条で予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち支出の予定額を補正するものです。

収入は、1 款水道事業収益を67万6,000円増額し、合計を5 億3,524万1,000円としております。その内訳は、1 項営業収益の4,558万3,000円の減額と2 項営業外収益の4,625万9,000円の増額です。

支出ですが、1款水道事業費用を475万1,000円減額し、合計を4億8,676万8,000円とするものです。その内訳は、第1項営業費用の同額を減額しております。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益の水道料金を4,558万3,000円減額しておりますが、これはコロナ禍において原油価格、物価高騰の影響を受けている市民や事業所の負担軽減を図るため水道料金の一部を減免することにしており、これに係る減収を見込んだものです。同じく2項営業外収益、2 目他会計補助金を4,625万9,000円増額しております。これは水道料金の減免を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から繰り入れるものです。収益的支出の水道事業費用のうち委託料のスマート検針更新業務委託料99万円の減額は、端末購入費を資本的支出の営業設備費へ組み替えるための減額297万円やスマート検針端末機を現在使用しておりますシステムで稼働でき

るようにするための改修委託料198万円の増額によるものです。第3条で当初予算で定めた第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,408万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,482万円、当年度分損益勘定留保資金1億7,910万8,000円と繰越利益剰余金処分額1億4,016万1,000円に改め、資本的収入及び支出のうち支出の予定額を補正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第56号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、主なものとして人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対応に伴う補正を行うものです。

収益的収入及び支出について、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料を5,940万円減額し5億3,331万1,000円としております。その内訳は、1節一般汚水収益を5,940万円減額し、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節他会計補助金に組み替えるものです。議第55号令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)でも説明しましたように、物価高騰対策としての減免ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して下水道使用料につきましては基本料金のみの減免です。

支出ですが、第1款下水道事業費用を319万2,000円減額し10億4,575万4,000円とするものです。第1項営業費用を319万2,000円減額し9億5,213万5,000円とするものです。これは4目総係費、給料等の減額が主となっております。当初予算第4条で定めた資本的収入及び支出のうち支出予定額の補正ですが、第1款資本的支出561万円の増額は、職員の給与費等によるものです。第4条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費ですが、当初予算第9条に定めた経費のうち、職員給与費を5,504万円から5,214万円に改めるものです。第5条ですが、当初予算第1条に定めた繰越利益剰余金のうち2,383万円を繰越利益剰余金のうち2,943万1,000円に改め、同額を不足する額の補填として処分するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第52号から議第56号までの5件について、厚生委員長報告 どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号は、原案可決確定いたしま

日程第20 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第20、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

16番。田中哲議員。

○16番(田中 哲君) (登壇) 日程第20、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

令和4年9月7日水曜日に、八代河川国道事務所から宗琢万所長、佐藤和幸副所長、川辺川ダム砂防事務所から齋藤正徳所長、熊本県土木部河川港湾局から里村真吾局長、仲田裕一郎河川課長においでいただき、第12回となります本特別委員会を開催いたしました。

審議事項は、今回、国土交通省九州地方整備局と熊本県において、球磨川の今後おおむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す球磨川水系河川整備計画を策定されたことから、1、球磨川水系河川整備計画について、2、流水型ダム環境影響評価の検討状況について、3、その他について審議いたしました。

まず、球磨川水系河川整備計画について、策定までの経緯や本計画の特徴は、気候変動に対応し、流域治水を盛り込んでいること、また、本川と支川の連携推進を図っていることであるとの説明があっております。河川区域での対策では、国管理区間、県管理区間、それぞれ説明があっております。

次に、流水型ダム環境影響評価について、そのスケジュール(案)や、環境影響評価法に 基づくものと同等の環境影響評価を実施するなどとの説明があっております。

質疑応答では委員から、球磨川水系河川整備計画策定まで住民や自治体の長から意見を聞かれたとのことであるが、議会に対しても意見を聞くべきではなかったのではないかとの質疑に、様々な形や様々な説明会で意見を聴取させていただき進めてきた。今回は住民の代表という形では自治体の長から意見をいただいたとの答弁があっております。

さらに委員から、パブリックコメントや公聴会とは住民の意見を反映させるために行うものであると思うが、そこで出された意見は7割以上が流水型ダムに反対すると言っている。住民の意見を反映しているとは思えないがとの質疑に、意見の数ではなく中身に着目して、どういう意見が出たかということを確認、分類し、それに対してどう考えているのか、どう反映していくのかという考えを示させていただいたとの答弁があっております。

さらに委員から、球磨川水系河川整備計画がおおむね30年での計画となっているが、年次 計画で示すことはできないのかとの質疑に、ハード整備に時間がかかるため少しずつという ことになる。おおむね10年単位に分けて短期、中期、長期に分けている。短期的には、人吉 地区では河道掘削、全区間ではないが河道拡幅を完成させるスケジュールになっている。中 期のおおむね20年では、人吉地区の河道拡幅が完成する。それから流水型ダム市房ダム再開 発の完成というスケジュールになるとの答弁があっております。

また、中神地区は遊水地になる部分とならない部分がある中で、故郷を離れがたく思って おられる方もおられる。そういう場合、遊水地計画の進め方はどうするのかとの質疑に、遊 水地で貯留することが重要であると考えている。そういう中で市が集団移転という方針を打 ち出して説明されている。市と連携して遊水地の事業の必要性について御理解いただけるよ うに、これからも合意形成をしっかりと図っていきたいとの答弁があっております。

どんなに交渉しても移転されないという方もおられる。宅地と生活道路の部分だけに輪中 提を取り入れたら遊水地の可能性が大きくなると思うがとの質疑に、これから地元の方との 交渉はさせていただく予定であるが、地質の調査や地下水の調査と並行して設計も進めてい るところなので、どういった案が提示できるのか考えていきたいとの答弁があっております。

また委員から、住民にはまちづくりを中心に治水についても説明をいただいているが、流域治水についての説明を受ける機会が少ないと感じる。広い範囲の被災者にも整備計画と進捗状況を説明してほしいとの要望に対し、事業をする直近の方だけではなく広く内容について、またどういうリスクがあるのか御理解いただく必要があるため、しっかり説明をしていきたいとの答弁があっております。

熊本県関係では、委員から御溝川の三次放水路について住民から早く進めてほしいとの話があるが、何年ぐらいになるか目標を示してほしいとの質疑に対し、二次放水路については令和5年度に完成する予定、三次放水路についてはできるだけ早く着手し、測量、用地の御相談等を進めていきたいと思っている。現時点で完成時期を示すことは難しいが、できるだけ早期に完成を目指し努力したいとの答弁があっております。

そのほかにも、委員から多くの質疑がなされ、それぞれに詳細な答弁をいただいております。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者 あり)

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第21 復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第21、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

6番。宮原将志議員。

〇6番(宮原将志君) (登壇) 日程第21、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告

をいたします。

9月7日に第13回復興のまちづくりに関する特別委員会を開催しましたので、審議の内容の主なものについて報告させていただきます。

1項目めは、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況について審査を行いました。人吉市復興計画に基づく被災者の暮らし再建とコミュニティーの再生に関する取組状況や、力強い地域経済の再生に関する取組状況などについて。また、人吉市復興まちづくり計画における重点8地区における取組状況について審査を行っております。

2項目めは、大柿地区における今後の住まいとコミュニティーについて審査を行いました。 7月7日から7月30日の間、57世帯を対象に一部を除いて職員が直接訪問する形で行った戸 別訪問に係る報告がありました。また、今後については、八代河川国道事務所と改めて大柿 地区における遊水地に関する説明会の実施に向けた協議を行っており、10月中の開催という 方向で調整しているとの報告もあっております。委員から、移転を希望されている方への事 業の進め方などについて質疑がありました。

3項目めの、都市防災総合推進事業(避難路整備)については、執行部から都市防災総合 推進事業の概要や避難路整備の目的、避難路整備の流れなどについて、また、予算計上され ている事業路線についての事業の進め方について説明がありました。

4項目めは、人吉市復興まちづくり計画(青井地区、中心市街地地区)の進捗について審査を行いました。青井地区の進捗については、これまでの協議会の経緯と今後の活動スケジュール、国道445号などの道路や公園の公共施設の配置や青井阿蘇神社周辺のにぎわい創出案などについて説明がありました。委員からは、国道445号拡幅に関し、歩行者の道路横断や住民への説明方法について質疑が出されました。中心市街地については、中心市街地復興まちづくり推進協議会の設置や協議会の進め方、避難路、避難地等の整備による災害に強いまちの実現に向けた道路や公園等の公共施設の配置案、区画整理事業の着手に先立ち行う用地先行買収などについて説明がありました。委員からは、都市計画道路の線形や紺屋町の土地区画整理地区の住民説明の在り方、中心市街地復興まちづくり推進協議会の委員構成などについて質疑がありました。

以上、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告を終わります。

○議長(西 信八郎君) ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者 あり)

質疑もないようですので、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いた しました。

日程第22 人吉球磨広域行政組合議会の報告

〇議長(西 信八郎君) 次に、日程第22、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

13番。豊永貞夫議員。

○13番(豊永貞夫君) (登壇) 日程第22、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和4年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和4年8月26日金曜日午前10時から開催され、開会後、議事に入る前に、さきの山江村長選改選で再選された内山慶治山江村 長から挨拶がありました。

日程第1、会議録署名議員の指名で、2番、徳川禎郁議員(人吉市)、3番、西洋子議員(人吉市)が指名されました。

日程第2、会期の決定では、議会運営員会委員長報告の後、会期は8月26日1日限りと決定されました。

日程第3、行政報告では、令和4年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第13号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第14号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第1号)、日程第6、認定第1号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、この3件では一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第4、議案第13号及び日程第5、議案第14号については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

日程第6、認定第1号では、会計管理者の決算書の補足説明及び代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、追加日程第1、令和3年度決算特別委員会の設置についてにおいて、委員8名による令和3年度決算特別委員会が設置され、決算の認定については同委員会に付託されました。同委員会委員には、西洋子議員(人吉市)、田中哲議員(人吉市)、岡田武志議員(錦町)、椎葉弘樹議員(湯前町)、荒嶽晋議員(水上村)、中村重道議員(相良村)、田山淳士議員(五木村)、加賀山瑞津子議員(あさぎり町)が指名され、第1回の同委員会を開催し、委員長に田中哲議員(人吉市)、副委員長に中村重道議員(相良村)が互選されました。

最後に、日程第7、委員会の閉会中の継続調査及び審査についてでは、議会運営委員会委員長及び令和3年度決算特別委員会委員長からの申出のとおり決定され、定例会を閉会しました。

以上、報告を終わります。

日程第23 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第23、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

4番。牛塚孝浩議員。

〇4番(牛塚孝浩君)(登壇) 日程第23、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和4年7月11日午前11時より第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会が人吉下球磨消防組 合消防本部会議場にて開催されました。

日程第1、会期の決定については、7月11日(1日間)と決定し、日程第2、会議録署名 議員において、5番、人吉市選出の本村令斗議員、6番、錦町選出の竹田農利人議員が指名 されました。

日程第3、議案第1号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出にそれぞれ1,363万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,549万8,000円とするものです。

日程第4、議案第2号工事請負契約の締結については、被災した球磨村の西分署庁舎建設工事に関して、地方自治法第96条第1項第5号及び人吉下球磨消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので、指名競争入札の結果、税込み2億900万円で人吉市宮原建設株式会社と契約を締結するものです。

議案第1号、第2号ともに全会一致で原案どおり可決されました。

日程第5、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長報告があり閉会となっております。 以上、報告を終わります。

日程の追加について

○議長(西 信八郎君) ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第72号財産の取得についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第72号

- **〇議長(西 信八郎君)** 執行部より提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(松岡隼人君)**(登壇) 皆様、こんにちは。

大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして 御説明いたします。

議第72号財産の取得についての案件は、買取型災害公営住宅整備事業により民間事業者からの提案で、相良町に建設される人吉市災害公営住宅及び附帯工作物等を完成後に買い取ることについて、予定価格が2,000万円以上となるため人吉市議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。 議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西 信八郎君) これより質疑を行います。本件について、質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りをします。本件については、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

それでは、採決します。議第72号について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

日程の追加について

〇議長(西 信八郎君) ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

議第73号令和3年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第7号健全化判断比率及び資金 不足比率の報告についての2件を追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、2件を追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第73号及び報第7号

- ○議長(西 信八郎君) 執行部より提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(松岡隼人君)** (登壇) ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明いた します。

議第73号令和3年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

報第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、令和3年度決算に基づき監査委員の意見をつけて報告するものです。詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

〇会計管理者(徳澄賢次君) (登壇) 皆様、こんにちは。

お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第73号令和3年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。A4縦の冊子で、厚いほうが令和3年度歳入歳出決算書、薄いほうが令和3年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてA4横の冊子が、令和3年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。まず一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で左から3列目の予算現額、それから右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。

では、一番下の歳入合計欄を御覧ください。予算現額387億9,551万7,000円、調定額344億7,052万6,169円、収入済額324億4,466万7,972円、不納欠損額5,467万9,950円、収入未済額19億7,137万1,412円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は83.63%、調定額に対する収入済額の割合は94.12%でございます。

なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。 1 款市税、1項市民税の収入済額には未還付額3万8,865円、2項固定資産税の収入済額には未還付額15万4,300円が含まれております。

続いて歳出でございます。5ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄を御覧ください。予算現額387億9,551万7,000円、支出済額319億8,411万1,904円、翌年度繰越額30億3,770万8,909円、不用額37億7,369万6,187円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は82.44%でございます。なお、右下の括弧内に支出済額についての補足説明を記載しております。2款総務費、1項総務管理費の支出済額には返納を要する額1万6,124円が含まれております。3款民生費、1項社会福祉費の支出済額には返納を要する額70万円が含まれております。3款民生費、2項児童福祉費の支出済額には返納を要する額85万8,960円が含まれております。

1ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から2段目、歳入歳出差引額は4億6,055万6,068円となっております。

これ以降は特別会計でございます。

では6ページをお開きください。最初に国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額44億5,225万2,000円、調定額45億6,654万3,536円、収入済額42億5,966万2,128円、不納欠損額4,047万8,811円、収入未済額2億6,641万3,097円となっております。予算現

額に対する収入済額の割合は95.67%、調定額に対する収入済額の割合は93.28%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款、1項国民健康保険税の収入済額には未還付額1万500円が含まれております。

続いて7ページをお開きください。歳出合計の予算現額44億5,225万2,000円、支出済額40億1,568万6,734円、一列飛ばして不用額4億3,656万5,266円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は90.19%でございます。

6ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は2億4,397万 5,394円となっております。

次に、8ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。歳 入合計の予算現額8,000円、調定額と収入済額は同額の3,604円となっております。予算現額 に対する収入済額の割合は45.05%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございま す。

続いて、9ページをお開きください。歳出合計の予算現額8,000円、支出済額3,604円、一列飛ばして不用額4,396円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は45.05%でございます。

8ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額6,155万5,000円、調定額と収入済額は同額の4,854万664円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は78.86%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出合計の予算現額6,155万5,000円、支出済額4,474万7,826円、翌年度繰越額1,301万3,000円、不用額379万4,174円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は72.70%でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は379万2,838円となっております。

次に、12ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額 45億6,556万3,000円、調定額46億754万1,540円、収入済額45億9,023万1,198円、不納欠損額 615万7,800円、収入未済額1,181万1,142円となっております。予算現額に対する収入済額の 割合は100.54%、調定額に対する収入済額の割合は99.62%でございます。なお、右下の括 弧内に記載しておりますが、1 款保険料、1 項介護保険料の収入済額には未還付額65万8,600円が含まれております。

続いて、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額45億6,556万3,000円、支出済額42億8,303万6,691円、一列飛ばして不用額2億8,252万6,309円となっており、予算現額に対

する支出済額の割合は93.81%でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は3億719万4,507円となっております。

次に、14ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額5億2,311万円、調定額5億2,390万1,224円、収入済額5億2,180万3,624円、不納欠損額36万300円、収入未済額212万7,200円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.75%、調定額に対する収入済額の割合は99.60%でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には未還付額38万9,900円が含まれております。

続いて、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額5億2,311万円、支出済額5億988万5,987円、一列飛ばして不用額1,322万4,013円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.47%でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,191万7,637 円となっております。

以上が一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を、本冊子の16ページ以降に綴っております。また、財産に関する調書は本冊子の226ページから、基金運用状況調書は、同じく246ページからとなっております。併せまして、別冊で令和3年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書及び令和3年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第73号令和3年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長(永田勝巳君) (登壇) 皆様、こんにちは。

私のほうからは、報第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し 上げます。

お手元の議案書の4ページをお願いいたします。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められました健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に上段のところでございます。1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、令和3年度決算が黒字でございますので、両比率とも数値はなしとなっております。

また、公営企業及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は5.6%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負担の

割合でございます将来負担比率は24.8%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計のほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また5ページから12ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。 以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長(西 信八郎君) ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0 時06分 休憩

午後1時20分 開議

○議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

〇議長(西 信八郎君) ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

議第73号令和3年度人吉市歳入歳出決算認定についての提出に伴いまして、令和3年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 令和3年度決算特別委員会の設置について

〇議長(西 信八郎君) お諮りをいたします。名称は令和3年度決算特別委員会、委員数は 8名からなる特別委員会を設置し、委員は議長により指名することに異議ありませんか、

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、令和3年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

令和3年度決算特別委員会委員に、松村太議員、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、西洋子議員、宮原将志議員、高瀬堅一議員、本村令斗議員、大塚則男議員、以上8名を指名いたします。

お諮りをいたします。議第73号令和3年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました令和3年度決算特別委員会に付託することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、議第73号は令和3年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、令和3年度決算特別委員会を開催され、 正副委員長を互選し、付託案件を審査され議長に報告していただきますようお願いをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時22分 休憩

午後1時39分 開議

〇議長(西 信八郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま令和3年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので報告 いたします。

委員長に松村太議員、副委員長に西洋子議員が選任されました。

日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長(西 信八郎君) 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会 運営委員会委員長及び令和3年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してあ りますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があってお ります。各委員長の申出について、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

(令和4年9月第5回人吉市議会定例会)

〇予算委員会

事件の番号	件	名	理	由
	一般会計予算の歳入に関すること		実情を調査する必要があるため	
	その他、所管事項に関すること		実情を調査する必要があるため	

〇総務文教委員会

事件の番号	件名	理 由	
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため	
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため	
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため	
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため	
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため	
	災害復興に関すること	実情を調査する必要があるため	
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため	

〇厚生委員会

事件の番号	件	名	理	由	
議第57号	令和3年度人吉市水道 の処分及び決算の認定		慎重審査を必要とするため		
議第58号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会 計利益の処分及び決算の認定について 慎重審査		慎重審査を必要と	Eを必要とするため	
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管 理に関すること		実情を調査する必要があるため		
	環境保全、衛生及び公	公害に関すること	実情を調査する必	要があるため	
	市民の健康及び福祉に	こ関すること	実情を調査する必	要があるため	
	上・下水道に関するこ	<u>-</u>	実情を調査する必	要があるため	
	その他、所管事項に関すること		実情を調査する必要があるため		

〇建設経済委員会

事件の番号	件名	理由	
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため	
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため	
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため	
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため	
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため	
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため	

〇議会運営委員会

事件の番号	件	名	理	田
	議会運営に関すること		実情を調査する必要があるため	
	会議規則、委員会条例に関すること		実情を調査する必要があるため	
	会期日程に関すること		実情を調査する必要があるため	
	議長の諮問に関すること		実情を調査する必要があるため	

〇令和3年度決算特別委員会

事件の番号	件	名	理	由
議第73号	令和3年度人吉市歳入歳出決算認定について		慎重審査を必要とするため	

日程の追加について

○議長(西 信八郎君) ここで、さらに日程の追加についてお諮りをいたします。

発議第9号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、 直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第9号

○議長(西 信八郎君) それでは、提出者の説明を求めます。(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

17番。大塚則男議員。

O17番(大塚則男君) (登壇) こんにちは。

発議第9号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第9号

人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月28日

人吉市議会議長 西 信八郎 様

提出者 人吉市議会議員

発議第9号

人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

人吉市議会議員定数条例(昭和26年人吉市条例第5号)の一部を次のように改正する。 本則中「18人」を「16人」に改める。

附則

この条例は令和5年4月以降行われる一般選挙から施行する。

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条の規定により、本市議会議員の定数を令和5年4月以降行われる次の一般選挙から2人減員し、16人としようとするものでありますが、今回発議に至りました経緯を申し述べさせていただきます。

人吉市議会におきましては、今期の議会制度研究会を令和元年6月18日に設置いたしました。当初は市の財政健全化計画の期間中の議会の自発的な対応として、議員報酬は議長、副議長、議会選出の監査委員が4%、各議員が3%のカット、政務活動費は年間24万円を2分の1の12万円に減額し、委員会の行政視察については毎年行っていた視察研修を2年に1回に見直し、実現につなげてまいりました。

令和2年7月豪雨災害対応などのため、しばらく本研究会での議論を中断しておりましたが、令和3年3月22日、第9回の会議において議員定数に関するアンケートを実施することを決定しております。

令和3年6月18日、第10回の会議において議員アンケートの結果の報告がなされました。 回答者は18人全員で、現在の議員定数18人をどのように考えますかという問いについては、 適当であるが13人、多いが4人、その他が1人という結果でした。「適当である」の理由と しましては、「市民の声を広く拾い上げるためには現在の定数が必要」、「若者や特に女性 の議員を増やすためにも間口は広いほうがよいのではないか」、「他市町村との人口比だけ では決められないのではないか」、「人口減少の観点ではいずれ見直す必要があると思うが、 感染症、大災害と経験したことがない現状では、当面維持すべきだと思う」、「復旧復興は これから」というものがありました。

一方、「多い」の理由としましては、「平成23年から人口が約4,000人減っている。議員の数も減らすべき」、「人吉市の現在の人口数及び将来の人口減少とさらなる高齢化による財政の減少が考えられるため」というものでした。

令和3年10月6日、第12回の会議では、早稲田大学マニフェスト研究所所長の中村健氏を講師にお招きし、「議員定数を考える」と題し議員研修を行いました。議会、議員の役割、議会事務局の役割について、また、住民参加の在り方については、先進地の具体的な事例も紹介いただくなど講義をいただきました。

令和3年12月21日、第14回の会議において議員定数に関する市民アンケートを実施することを決定し、令和4年2月1日発行の議会だよりにとじ込み、全戸配布を行い、各コミセン、カルチャーパレス、また郵送でも回収を行いました。その結果につきましては、令和4年6

月22日に開催の第16回の会議で報告しております。その概要でございますが、配布数1万3,500通のうち回答数は348通でございました。議員定数についての設問では、現在の18名についてどのように考えますかという問いに対し、今のままでよいが64通、多すぎるが242通、少なすぎるが2通、分からないが40通でした。また、適正と思われる議員定数についての回答では、回答数が最も多かった議員定数は15人、次いで10人、そして12人などとなっております。

その後、8月12日、24日、9月7日に会議を開催し、各議員、そして会派の意見を聴取いたしました。議員定数につきましては、これまで議員からは現状維持という意見、減らすべきという意見、両方の意見もあったところです。また、議員からの意見も出つくした。これ以上時間をかけても変わらないとの意見などもあり、今月、本議会において決定すべきとの方向性になりました。

そこで、9月22日に第21回の議会制度研究会を開催し、各派代表者に意見を伺い、2名減 という意見が大勢を占めたため、本日提案に至った次第です。

以上で、人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を 終わります。

〇議長(西 信八郎君) ただいまの説明について、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで発議第9号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。まず15番、本村令斗議員の発言を許可します。(「議長、15番」と呼ぶ者あり) 15番。本村令斗議員。

○15番(本村令斗君) (登壇) 発議第9号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例に 反対の立場より討論を行います。

私がこの議案に反対するのは二つの理由があります。一つ目の理由は、定数削減により市民の声が届きにくくなり、首長や執行部へのチェック機能が弱まるからです。国民主権に基づく現憲法は地方自治の規定を新たに設けました。併せて、住民の自由と権利を保障するように権力を統制する仕組みを地方自治に設けました。ともに住民から選ばれた首長と議会が対等、平等、チェックアンドバランスによって地方自治と民主主義を保持する二元代表制です。しかもこうした権利、規定の獲得は土佐の自由民権運動をはじめ普通選挙、国民主権の実現に向けた先人たちの幾多の苦労、犠牲の上に獲得されたものであることを忘れてはなりません。このような二元代表制をしっかりとした形で機能させながら、後世に残していくことは私たちの務めだと思います。

議会は住民の要求の多様化、複雑化に伴い、できるだけ広範で多様な意見を議会に反映させる必要があります。定数削減を行うことは少数意見を排除することにもなりかねません。

また、強大な権限を有する首長、多くの専門家職員を配置した執行部に対して、住民の代表 としてチェックするとともに必要な政策提言を行う大事な役割があります。議会のこの機能 は地方自治体の守備範囲が拡大するとともに、政策がより専門的で複雑化する中で高めてい く必要があります。

二つ目の理由は、定数削減が財政削減に貢献するか疑問だからです。私が計算してみると、議員2名の削減によって浮く財政は人吉市の例年の歳出約160億円の約1万分の9となります。ところが、その予算をチェックする議会では1割を超える定数削減となってしまいます。議員定数が削減された議会では多角的な視点からのチェック機能が弱まり、無駄な財政支出が見逃されたりすることにつながります。

最後に、定数削減を求める声の中には議員の姿が見えないという声もあります。このような声に応えるためにも、定数削減ありきではなく議員がさらに市民の声を聞き、それを議会に生かす活動に力を入れていくべきだと思います。

以上のような見地から私はこの議案に反対します。

〇議長(西 信八郎君) 次に、6番、宮原将志議員の発言を許可します。(「議長、6番」 と呼ぶ者あり)

6番。宮原将志議員。

○6番(宮原将志君) (登壇) 発議第9号人吉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の 制定について、賛成の立場で討論いたします。

私の議員定数の考えについては、現状の18人から3人削減の15人とするというのが私の考えでありました。しかし、議会制度研究会での意見や私が所属する新生市民クラブの会派内での協議において、2人削減の16人が適正であるとの意見が多くありましたので、その意見を尊重しこの条例案に賛成するものであります。

現在、本市を取り巻く環境は少子化や若い世代の都市圏への流出、さらには、令和2年7月豪雨で被災したことにより人口減少が顕著に進み、本年4月には過疎地域にも指定されました。このような人口減少社会に応じた適切な議員定数を考えた場合、現行の18人を維持することはできないと考えております。

参考までにですが、地方自治法改正により議員定数の上限が撤廃され、人吉市議会においても議員定数が20人から18人に削減された平成23年に、全国市議会議長会が調査した市議会議員定数に関する調査結果では、5万人未満の自治体の議員定数は1市当たり平均19人であったのに対し、令和3年の調査では1市当たりの平均が17人となっており、1市当たり平均2人減となっています。

また、議員定数を検討する際、市民の声もしっかりと受け止めなくてはなりません。令和 4年6月には、人吉市町内会支部長会から議員定数削減の要望書が出され、市議会が令和4 年2月に行った市民アンケートにおいても、回答数348通のうち、約70%が議員定数が多す ぎるとの回答でありました。

私自身も議員活動をしている中で、議員定数の見直しについての要望は数多く寄せられており、昨今の市民が切望されている重要案件だと感じています。市民の皆様からの議員の数が多すぎるという声は、裏を返せば市民生活の向上のため、今以上に議員は自らが考え、動き、そして学べとの声であります。その声に応えるためにも議員一人一人が自己研鑽を重ね、資質の向上を図り、議員の使命をしっかりと果たさなければなりません。議員定数を削減すれば、市民の声が届きにくくなるとの意見もありますが、削減となれば、先ほど述べたように議員自身が今まで以上に市民の付託に応える努力をすることはもちろん、議会としても議会報告会や市民との意見交換、さらにはSNS等を活用するなど、市民の声を聞く機会を増やし、議会の見える化についても積極的に進めていくことが必要であると考えています。

このように人口減少や市民の意向などを考慮した場合、定数削減は避けて通れません。どのような反対理由があるにせよ、議会人として自らの痛みを避けて通ろうとするのであれば、どのような正論を述べたところで、市民に受け入れられるものではないことは議員自身が身をもって感じられていることと思います。

議員の数が多くの住民の意見を反映するとの考えを改め、いかにして自らの質を高め、民意を効果的に反映させるのかということを基本に、我々議員自らが重い決断をもって身を切ることが議会改革の一つであります。

このような思いから議員定数を2人削減する条例案に賛成するとともに、今回の議論を機 に、改めて市民に開かれた信頼される議会を目指さなければならないとの決意を新たにし、 私の賛成討論といたします。

〇議長(西 **信八郎君**) 以上で討論を終了いたします。

お諮りをします。発議第9号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りをします。発議第9号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

「賛成者 起立〕

〇議長(西 信八郎君) 起立多数。

よって、発議第9号は原案可決確定いたしました。

○議長(西 信八郎君) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年9月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 徳川 禎郁

人吉市議会議員 池 田 芳 隆